

盛土規制法に基づく 許可申請等の手引き

【事務手続き編】

令和7年4月

甲府市

はじめに

この手引きは、甲府市において、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に基づく宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下「盛土等」という。）に関する工事の許可申請や届出等を行う場合の取扱いを示したものです。

手引きの内容

この手引きは、盛土規制法の概要、盛土等に関する工事の許可申請、盛土等に関する工事の届出等、技術的基準（別冊）で構成されており、項目ごとに主に例規（関係する法律、政令、省令及び細則の条文）と解説を示しています。

適用及び運用

この手引きは、盛土規制法に基づく盛土等に関する工事に適用します。ただし、当該行為に関して他の法令等による規制がある場合には、当該法令等にも適合する計画としてください。

なお、この手引きの適用が困難又は不適当な場合等については、法令に定める技術的基準への適合を損なわない範囲において、この手引きによらないことができます。また、この手引きに記載がない事項については、「盛土等防災マニュアルの解説」等、一般的に認められている他の技術的指針等を参考としてください。

改訂履歴

版数	発行日	改訂箇所	改訂内容
第1版	令和7年4月1日		初版発行

目 次

第 1 章 盛土規制法の概要	1
第 1 節 盛土規制法の目的	1
第 2 節 用語の定義	2
1 全体	2
2 宅地造成及び特定盛土等（土地の形質の変更）	3
3 崖	5
4 土石の堆積	5
5 公共施設用地	7
6 規制区域（宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域）	8
7 用語の定義のまとめ	11
第 3 節 盛土等に関する工事の許可申請又は届出が必要となる工事等の概要	12
1 盛土等に関する工事の許可申請又は届出の要否の判定	12
2 許可申請が必要な盛土等に関する工事	13
3 届出が必要な盛土等に関する工事	16
4 許可申請及び届出が不要となる工事	21
5 許可の特例（みなし許可）	29
6 盛土規制法に適合していることの証明	31
第 4 節 盛土等に関する工事の許可申請又は届出の手続きの概要	33
1 許可申請及び届出の手続きの流れ	33
2 許可権者と担当窓口	37
第 5 節 盛土規制法の罰則規定	38
 第 2 章 盛土等に関する工事の許可申請	 41
第 1 節 許可申請の手続きの概要	41
1 許可申請が必要な盛土等に関する工事	41
2 許可申請の手続きの流れ	44
3 事前相談	48
4 許可申請等に係る標準処理期間	48
5 許可申請等に係る申請手数料	49
6 許可申請書等の書類の提出部数	51

第2節 許可申請に必要な書類等	52
1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書及び添付書類	52
2 土石の堆積に関する工事の許可申請書及び添付書類	60
3 許可申請書の記載要領	67
4 工事に使用する土石の採取場所、搬入計画及び土石の性状の記載要領	68
第3節 許可申請前における具体的な手続き	70
1 土地所有者等の同意	70
2 周辺住民への事前周知	71
第4節 許可申請における具体的な手続き	75
1 技術的基準への適合	75
2 設計者の資格	76
3 工事主の資力及び信用	78
4 工事施行者の能力	80
5 許可又は不許可の通知	81
6 工事の許可に係る公表	82
第5節 工事着手における具体的な手続き	84
1 現場での標識掲出	84
2 工事着手の届出	85
3 変更の許可の申請	86
4 軽微な変更の届出	89
5 工事の中止・廃止・再開の届出	92
6 定期の報告	93
7 中間検査の申請	98
第6節 工事完了における具体的な手続き	104
1 完了検査等の申請	104
第7節 みなし許可となる工事の具体的な手続き	109
1 みなし許可となる工事の盛土規制法の手続き等の要否	109
2 国又は都道府県等が行う工事	110
3 都市計画法開発許可を受けた工事	112
第8節 巻末資料（許可申請手続きの様式集）	115
1 省令で規定する様式	117
2 細則で規定する様式	134
3 参考様式	151

第3章 盛土等に関する工事の届出等	159
第1節 届出等の手続きの概要	159
1 届出等が必要な盛土等に関する工事	159
2 届出等の手続きの流れ	165
3 事前相談	167
4 届出書等の書類の提出部数.....	167
第2節 届出等に必要な書類等	168
1 規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事	168
2 擁壁等に関する工事	172
3 公共施設用地の転用	173
4 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に 関する工事（許可対象規模未満の工事）	174
5 盛土規制法に適合していることの証明	179
第3節 届出から工事完了までの具体的な手続き	181
1 工事の届出に係る公表	181
2 現場での標識掲出	183
3 工事着手の届出	185
4 変更の届出	186
5 工事の中止・廃止・再開の届出	189
6 完了の届出	190
第4節 巻末資料（届出等手続きの様式集）	192
1 省令で規定する様式	193
2 細則で規定する様式	207

第 1 章 盛土規制法の概要

第 1 節 盛土規制法の目的

【法】（目的）

第 1 条 この法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

【解説】

盛土規制法は、令和 3 年 7 月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を踏まえ、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することにより、盛土等に伴う災害を防止し、国民の生命及び財産を保護することを目的に制定されました。

盛土規制法は、都道府県等（中核市を含む。以下同じ。）が盛土等の崩落により人家等に危害を及ぼしうるエリアを規制区域として指定することにより、規制区域内で行われる盛土等を許可又は届出等の規制対象とするとともに、既存の危険な盛土等についても是正勧告の対象とすることができます。

なお、甲府市は、これまで旧宅地造成等規制法に基づく規制区域の指定を行っておらず、盛土規制法の施行に伴い、新たに規制区域を指定し、規制を開始します。

この手引きに記載する法令等は、表 1-1 のとおり省略して示しています。

表 1-1 盛土規制法に関する法令等

表記	法令等
法	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）
政令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）
省令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第 3 号）
細則	甲府市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和 7 年甲府市規則第 14 号）
施行通知	宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）（令和 5 年 5 月 26 日付け国官参宅第 12 号・5 農振第 650 号・5 林整治第 244 号）

第2節 用語の定義

1 全体

【法】（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 宅地 農地、採草放牧地及び森林（以下この条、第21条第4項及び第40条第4項において「農地等」という。）並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地（以下「公共施設用地」という。）以外の土地をいう。

二～四 略

五 災害 崖崩れ又は土砂の流出による災害をいう。

六 設計 その者の責任において、設計図書（宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を実施するために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。第55条第2項において同じ。）を作成することをいう。

七 工事主 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

八 工事施行者 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

九 造成宅地 宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。）に関する工事が施行された宅地をいう。

【解説】

盛土規制法における主な用語の定義は、上記のとおり盛土規制法第2条に規定されています。このうち、盛土規制法における土地の定義及び区分は、**図1-1**に示すとおりです。

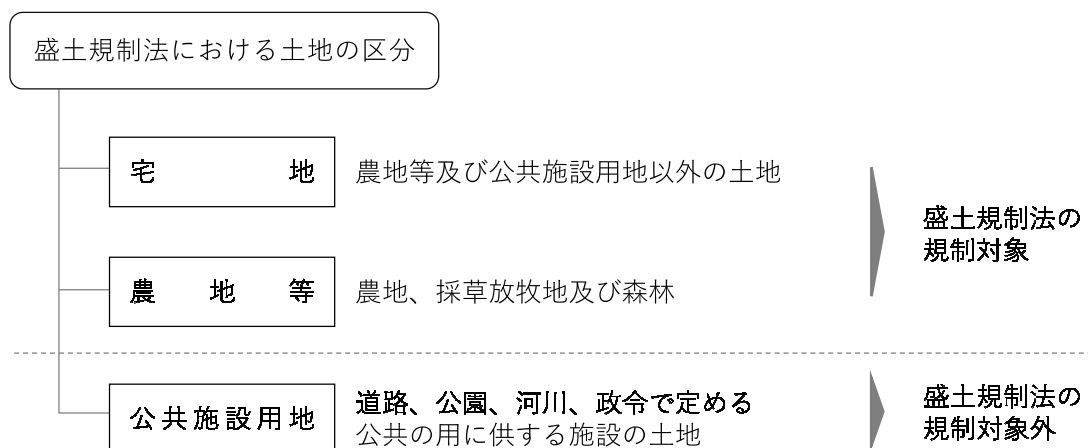


図 1-1 盛土規制法における土地の区分

2 宅地造成及び特定盛土等（土地の形質の変更）

【法】（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 略

二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるものをいう。

三 特定盛土等 宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが高いものとして政令で定めるものをいう。

四～九 略

【政令】（宅地造成及び特定盛土等）

第3条 法第2条第2号及び第3号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートルを超える崖を生ずることとなるもの

二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの

三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前2号に該当する盛土又は切土を除く。）

四 第1号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが2メートルを超えるもの

五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超えるもの

【解説】

盛土規則法の規制対象となる「宅地造成及び特定盛土等」とは、いずれも一定規模以上の盛土又は切土による土地の形質の変更のことをいいます。土地の形質の変更の定義は図1-2、盛土規制法の規制対象となる規模は表1-2に示すとおりです。なお、規制対象規模は、後述する宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域で同じです。

土石の形質の変更

盛土又は切土を行うこと

特定盛土等

宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが高いものとして政令で定めるもの

宅地造成

宅地以外の土地を宅地にするための盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるもの

図1-2 土地の形質の変更の定義

表 1-2 盛土規制法の規制対象となる土地の形質の変更

行為	宅地造成等工事規制区域 及び 特定盛土等規制区域	イメージ図
宅地造成又は特定盛土等	① 盛土で高さが1 m超の崖を生ずるもの	
	② 切土で高さが2 m超の崖を生ずるもの	
	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2 m超の崖を生ずるもの (①、②を除く)	
	④ 盛土で高さが2 m超となるもの (①、③を除く)	
	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの (①～④を除く)	

※ 「崖」とは、地表面が水平面に対して 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。

(1) 盛土のタイプ（平地盛土、腹付け盛土及び谷埋め盛土）の定義

盛土については、盛土のタイプにより崖崩れや土砂の流出に伴う災害を防止するために必要な措置が異なることを踏まえ、各種の許可手続き等において、次に掲げるとおり適切に盛土の分類を行ったうえで技術的基準への適合性等を判断してください。

ア 勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないものを「平地盛土」とする。

イ 勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないものを「腹付け盛土」とする。

ウ 谷や沢を埋め立てて行う盛土を「谷埋め盛土」とする。

3 崖

【政令】（定義等）

第1条 この政令において、「崖」とは地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいい、「崖面」とはその地表面をいう。

2 崖面の水平面に対する角度を崖の勾配とする。

3 小段その他の崖以外の土地によって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し 30 度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなす。

4 擁壁の前面の上端と下端（擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。）とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

【解説】

「2 宅地造成及び特定盛土等（土地の形質の変更）」のうち、一定の高さ以上に盛土又は切土をして崖を生ずる場合、崖面の崩落を防ぐために擁壁等を設置することが義務付けられています。

ここでいう「崖」とは、地表面が水平に対して 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外の地盤条件のものをいい、「崖面」とはその地表面をいいます。

その他盛土規制法政令第1条に規定している崖の勾配や崖の一体については、**技術的基準編「第3章第1節 擁壁の設置条件」**を参照してください。

4 土石の堆積

【法】（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 略

四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。

五～九 略

【政令】（土石の堆積）

第4条 法第2条第4号の政令で定める土石の堆積は、次に掲げるものとする。

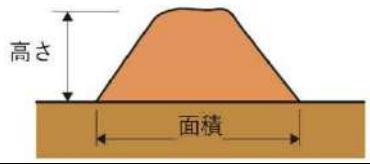
一 高さが2メートルを超える土石の堆積

二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超えるもの

【解説】

盛土規則法の規制対象となる「土石の堆積」とは、一時的に土石を一定規模以上に積み重ねたものをいい、**表 1-3** に示すとおりです。なお、宅地造成又は特定盛土等と同様に、規制対象規模は、後述する宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域で同じです。

表 1-3 盛土規制法の規制対象となる土石の堆積

行為	宅地造成等工事規制区域 及び 特定盛土等規制区域	イメージ図
土石の堆積	⑥ 最大時に堆積する高さが2 m超かつ面積が300㎡超となるもの	
	⑦ 最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの	

(1) 土石の定義

盛土規制法における「土石」とは、以下に示すとおり土砂若しくは岩石又はこれらの混合物を指します。

ア 「土砂」

「土石」のうち「土砂」とは、次の①から⑤までのいずれかに該当するものをいいます。

- ① 地盤を構成する材料のうち、粒径 75 ミリメートル未満の礫、砂、シルト及び粘土（以下「土」という。）
- ② 地盤を構成する材料のうち、粒径 75 ミリメートル以上のもの（以下「石」という。）を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの
- ③ 地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの
- ④ 土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの
- ⑤ 建設廃棄物等の建設副産物（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号。以下「資源有効利用促進法」という。）第 2 条第 2 項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの）を土と同等の性状にしたもの

イ 「岩石」

「土石」のうち「岩石」とは、石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたものをいいます。

(2) 土石の堆積の定義

盛土規制法における「土石の堆積」とは、先述したとおり土石を積み重ねたものをいいますが、以下に示すもの（イメージは図 1-3 を参照）は盛土規制法の規制対象外となります。

ア 試験、検査等のための試料の堆積

イ 屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積

ウ 岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が 30 度以下のもの

エ 主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積

なお、主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等については、敷地内において商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合のいずれについても、盛土規制法の規制対象となります。



図 1-3 規制対象外となる土石の堆積のイメージ

5 公共施設用地

【法】（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 農地、採草放牧地及び森林（以下この条、第21条第4項及び第40条第4項において「農地等」という。）並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地（以下「公共施設用地」という。）以外の土地をいう。

二～九 略

【政令】（公共の用に供する施設）

第2条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）第2条第1号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるものとする。

【省令】（公共の用に供する施設）

第1条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「令」という。）第2条の主務省令で定める砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設は、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第2条第2項に規定する防衛施設とする。

- 2 令第2条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設とする。

【解説】

盛土規制法においては、公共の用に供する施設（以下「公共施設」という。）の用に供されている土地（以下「公共施設用地」という。）については規制対象外としており、盛土規制法のほか、政令及び省令において公共施設の範囲を規定しています。

公共施設用地は、公共施設が現に存在する土地に加え、公共施設の用に供されることが決定している土地を含みます。反対に、公共施設の用に供されなくなることが決定している土地は含まれません。

また、公共施設のうち、公園については都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）による公園のほか、国又は地方公共団体が管理する公園や自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 10 条第 1 項及び第 2 項並びに第 16 条第 1 項及び第 2 項に基づき公園事業として国又は地方公共団体が執行する施設を含みます。

なお、公共施設に係る工事で発生した残土や公共施設に係る工事で使用する土砂等により公共施設用地外で盛土等を行う工事は、盛土規制法の規制対象となることに留意が必要です。

6 規制区域（宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域）

【法】（宅地造成等工事規制区域）

第 10 条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下この章及び次章において「宅地造成等」という。）に伴い災害が生ずるおそれがある大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域（これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。第 5 項及び第 26 条第 1 項において「市街地等区域」という。）であつて、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により宅地造成等工事規制区域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 第 1 項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。

4 都道府県知事は、第 1 項の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該宅地造成等工事規制区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。

5 市町村長は、宅地造成等に伴い市街地等区域において災害が生ずるおそれがある大きいため第 1 項の指定をする必要があると認めるときは、その旨を都道府県知事に申し出ることができる。

6 第 1 項の指定は、第 4 項の公示によってその効力を生ずる。

【法】（特定盛土等規制区域）

第 26 条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であつて、土地の傾斜度、溪流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者その他の者（第 5 項及び第 45 条第 1 項において「居住者等」という。）の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を、特定盛土等規制区域として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により特定盛土等規制区域を指定しようとするときは、関係市町村長の

意見を聴かなければならない。

3 第1項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。

4 都道府県知事は、第1項の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該特定盛土等規制区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。

5 市町村長は、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害により当該市町村の区域の居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認めるときは、その旨を都道府県知事に申し出ることができる。

6 第1項の指定は、第4項の公示によってその効力を生ずる。

【解説】

宅地造成等工事規制区域とは、市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアのことをいい、宅地造成等に伴う災害から人命を守るために都道府県等が指定する区域です。

一方、特定盛土等規制区域とは、市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアのことをいい、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害から人命を守るために都道府県等が指定する区域です。

以上の二つの規制区域を都道府県等が指定することにより、規制区域内で新たに行われる盛土等に関する工事を許可又は届出等の規制対象とするとともに、既存の危険な盛土等についても是正勧告等の対象とすることができます。

甲府市は、国が策定した実施要領に基づき、規制区域を設定するための基礎調査を実施したところ、市内全域を規制区域として指定することとなりました。市全域の規制区域（案）は図1-4のとおりです。また、規制区域（案）は、以下の市ホームページでご確認できます。

URL：<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/shinrin/morido/kisotyousakeka.html>

公開型GIS「こうふMAP」：<https://kofu.geocloud.jp/webgis/?p=0&bt=0&mp=338-5&>

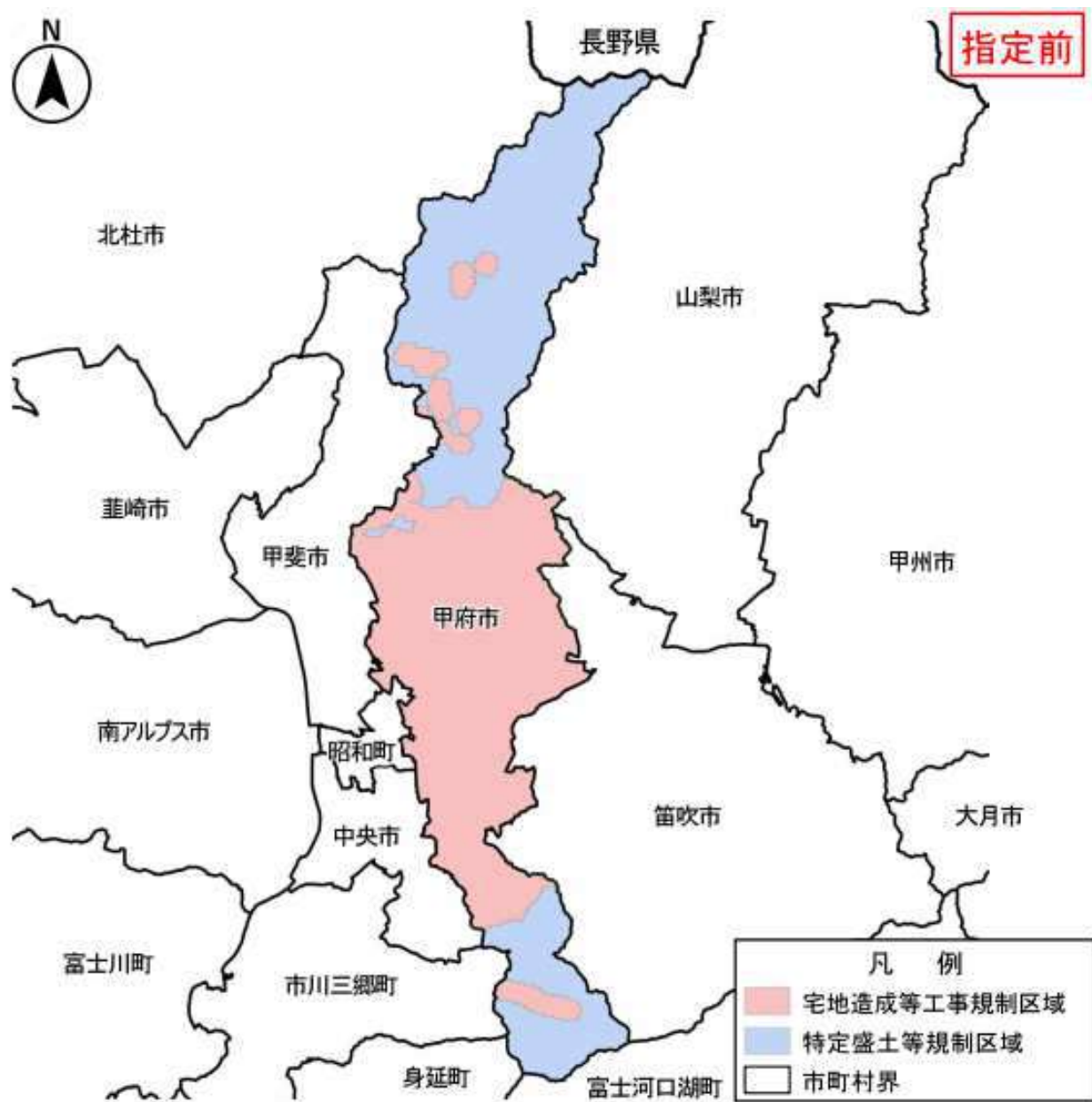


図 1-4 甲府市の規制区域

7 用語の定義のまとめ

【解説】

本節に示した用語のほか、盛土規制法に基づく許可申請等の手続きにおいて、よく使用される主な用語は表 1-4 示すとおりです。

表 1-4 盛土規制法における主な用語の定義

用語	定義
宅地	農地、採草放牧地、森林、道路、公園、河川その他公共施設用地以外の土地のこと
農地等	農地、採草放牧地及び森林のこと
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で、政令第 3 条で定めるもの
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが大きいものとして、政令第 3 条で定めるもの。なお、特定盛土等は宅地造成を含む
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令第 4 条で定めるもの
盛土等	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積のこと
崖	地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地のこと
擁壁等	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留のこと
宅地造成等工事規制区域	市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア
特定盛土等規制区域	市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件等から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

第3節 盛土等に関する工事の許可申請又は届出が必要となる工事等の概要

1 盛土等に関する工事の許可申請又は届出の要否の判定

【解説】

盛土等に関する工事の許可申請又は届出の要否は、図 1-5 及び図 1-6 により確認してください。なお、判断に迷う場合は、工事の計画が分かる図面等を持参し、担当窓口（表 1-13 参照）までご相談ください。

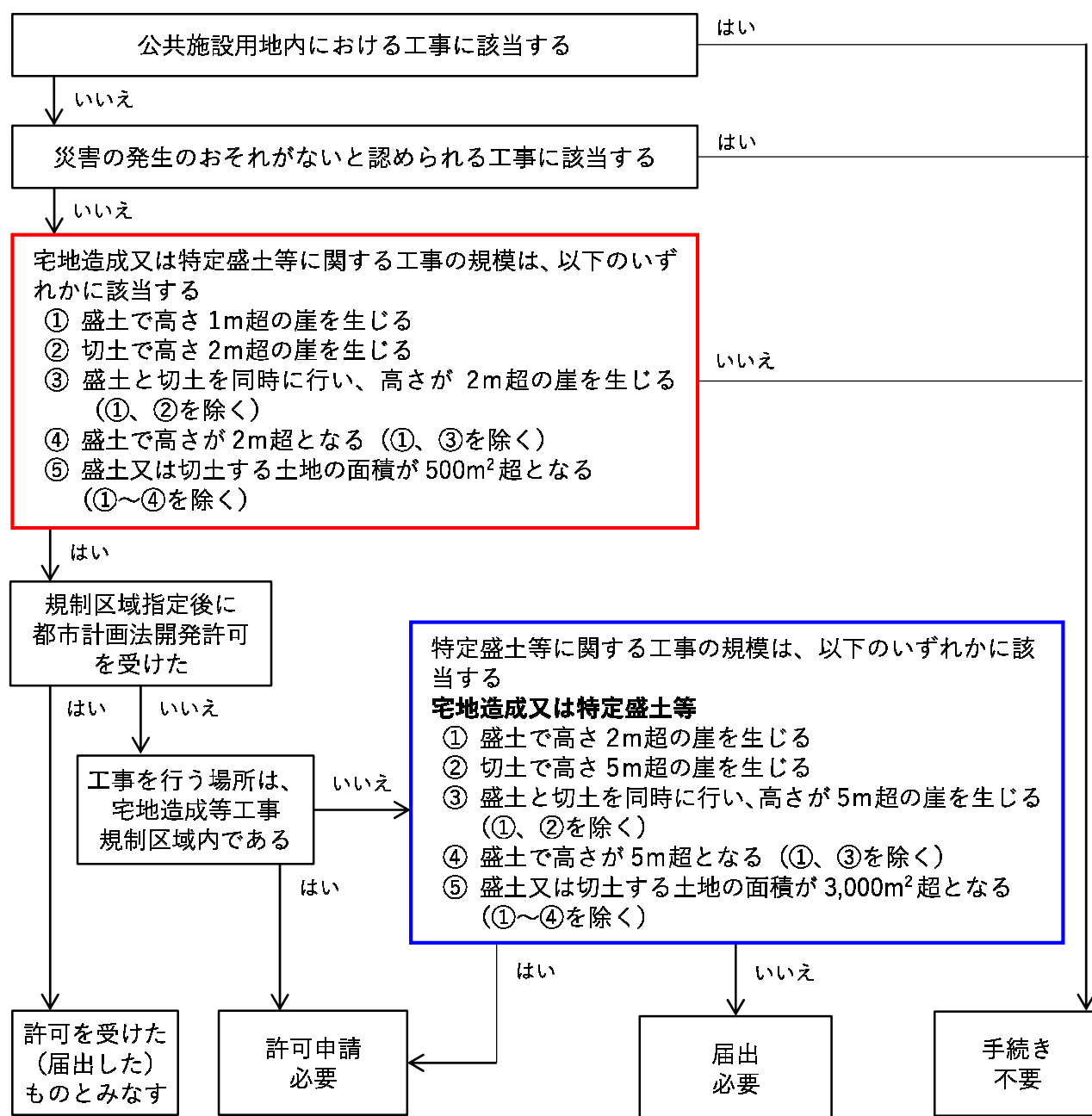


図 1-5 許可申請及び届出手続きの要否判定フロー（宅地造成又は特定盛土等）

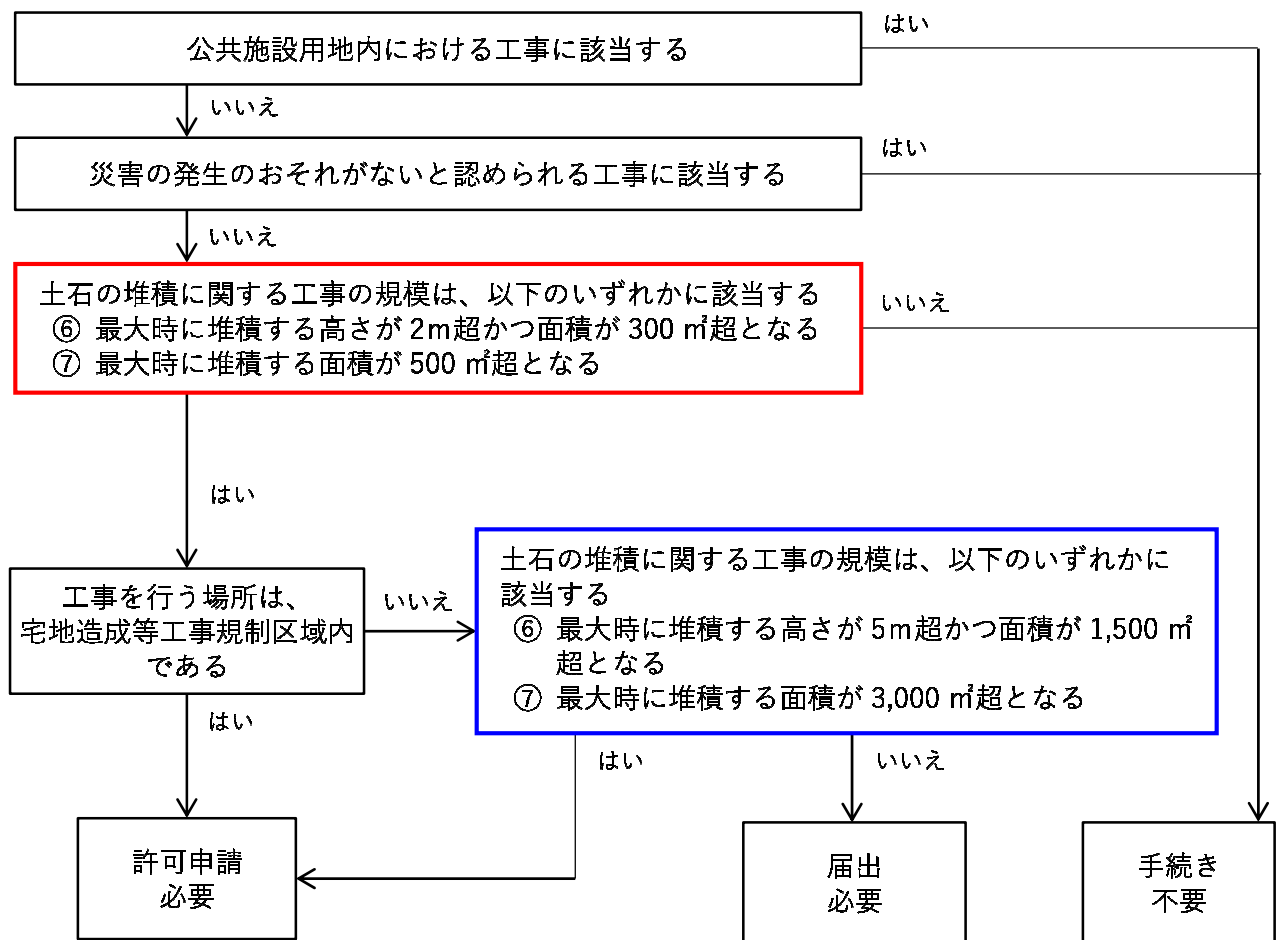


図 1-6 許可申請及び届出手続きの要否判定フロー（土石の堆積）

2 許可申請が必要な盛土等に関する工事

【法】（宅地造成等に関する工事の許可）

第 12 条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2～4 略

【法】（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可）

第 30 条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積（大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれ大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第 39 条まで及び第 55 条第 1 項第 2 号において同じ。）に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2～5 略

【政令】（許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模）

第28条 法第30条第1項の政令で定める規模の特定盛土等は、第23条各号に掲げるものとする。

2 法第30条第1項の政令で定める規模の土石の堆積は、第25条第2項各号に掲げるものとする。

【政令】（中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模）

第23条 法第18条第1項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前2号に該当する盛土又は切土を除く。）

四 第1号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが5メートルを超えるもの

五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの

【政令】（定期の報告を要する宅地造成等の規模）

第25条 略

2 法第19条第1項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが5メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が1,500平方メートルを超えるもの
- 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの

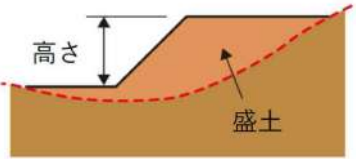
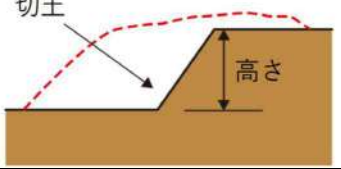
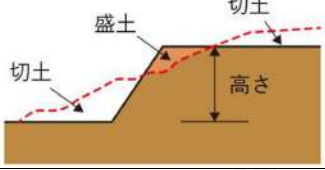
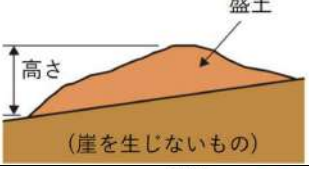
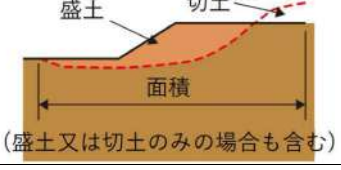
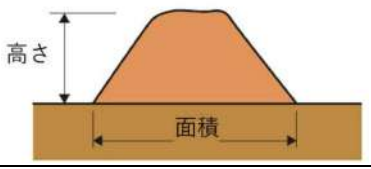
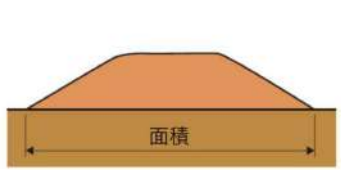
【解説】

宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内において行われる一定規模以上の盛土等に関する工事は、盛土等に関する工事に伴う災害を防止する観点から、当該工事に着手する前に、市長の許可を受ける必要があります。許可申請が必要な盛土等に関する工事の規模は、**表 1-5** に示すとおりです。

許可申請に関する具体的な手続きや様式、添付書類については、「**第2章 盛土等に関する工事の許可申請**」を参照してください。

なお、特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、**表 1-5** に示す規模未満であれば、許可申請は不要ですが、届出の対象となる場合があります。（「**3 届出が必要な盛土等に関する工事**（4）**特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事**」を参照）

表 1-5 許可申請が必要な盛土等に関する工事

行為	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域	イメージ図
宅地造成又は特定盛土等	① 盛土で高さが1 m超の崖を生ずるもの	① 盛土で高さが2 m超の崖を生ずるもの	
	② 切土で高さが2 m超の崖を生ずるもの	② 切土で高さが5 m超の崖を生ずるもの	
	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2 m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが5 m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	
	④ 盛土で高さが2 m超となるもの（①、③を除く）	④ 盛土で高さが5 m超となるもの（①、③を除く）	
	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500 m ² 超となるもの（①～④を除く）	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が3,000 m ² 超となるもの（①～④を除く）	
土石の堆積	⑥ 最大時に堆積する高さが2 m超かつ面積が300 m ² 超となるもの	⑥ 最大時に堆積する高さが5 m超かつ面積が1,500 m ² 超となるもの	
	⑦ 土石の堆積を行う土地の面積が500 m ² を超えるもの（⑥を除く）	⑦ 土石の堆積を行う土地の面積が3,000 m ² を超えるもの（⑥を除く）	

※ 「崖」とは、地表面が水平面に対して 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。

3 届出が必要な盛土等に関する工事

(1) 規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事

【法】（工事等の届出）

第 21 条 宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があつた日から 21 日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

2～4 略

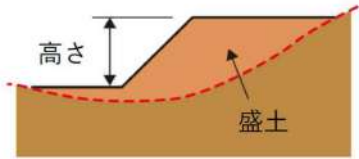
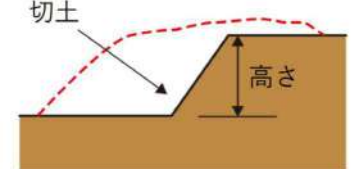
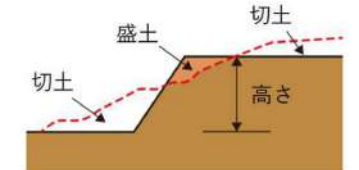
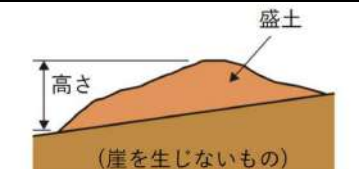
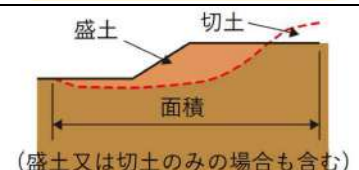
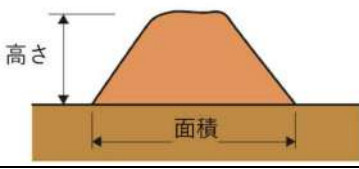
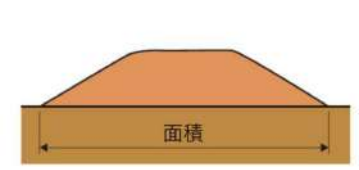
※特定盛土等規制区域については、第 40 条で同様に規定

【解説】

盛土規制法に基づく規制区域の指定の際、つまり、規制開始時点で表 1-6 に示す規模の盛土等に関する工事を行っている場合、工事主は規制開始日から 21 日以内に市長に届出をする必要があります。

届出に関する具体的な手続きや様式、添付書類については、「第 3 章 盛土等に関する工事の届出等」を参照してください。

表 1-6 規制区域指定の際に着手済みで届出が必要な盛土等に関する工事の規模

行為	宅地造成等工事規制区域 及び 特定盛土等規制区域	イメージ図
宅地造成又は特定盛土等	① 盛土で高さが1 m超の崖を生ずるもの	
	② 切土で高さが2 m超の崖を生ずるもの	
	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2 m超の崖を生ずるもの (①、②を除く)	
	④ 盛土で高さが2 m超となるもの (①、③を除く)	
	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの (①～④を除く)	
土石の堆積	⑥ 最大時に堆積する高さが2 m超かつ面積が300㎡超となるもの	
	⑦ 最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの	

※ 「崖」とは、地表面が水平面に対して 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。

(2) 擁壁等に関する工事

【法】(工事等の届出)

第21条 略

2 略

3 宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第12条第1項若しくは第16条第1項の許可を受け、又は同条第2項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の14日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 略

※特定盛土等規制区域については、第40条で同様に規定

【政令】(届出を要する工事)

第26条 法第21条第3項の政令で定める工事は、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが2メートルを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事とする。

2 前項の崖面崩壊防止施設の高さは、崖面崩壊防止施設の前面の上端と下端（当該前面の下部が地盤面と接する部分をいう。）との垂直距離によるものとする。

※特定盛土等規制区域については、第34条で同様に規定

【解説】

宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内の土地において、次に示す全部又は一部を除却する工事を行う場合は、当該工事に着手する日の14日前までに市長に届出をする必要があります。

届出に関する具体的な手続きや様式、添付書類については、「**第3章 盛土等に関する工事の届出等**」を参照してください。

なお、盛土規制法に基づき許可を受けた盛土等に関する工事又は特定盛土等規制区域内において届出をした盛土等に関する工事を行う過程で、擁壁等を除却する場合、届出は不要です。

- ① 高さが2m超の擁壁又は崖面崩壊防止施設
- ② 地表水等を排除するための排水施設
- ③ 地滑り抑止ぐい等

(3) 公共施設用地の転用

【法】(工事等の届出)

第21条 略

2・3 略

4 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第12条第1項若しくは第16条第1項の許可を受け、又は同条第2項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から14日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※特定盛土等規制区域については、第40条で同様に規定

【解説】

宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、当該用地を転用した日から 14 日以内に市長に届出をする必要があります。

届出に関する具体的な手続きや様式、添付書類については、「第 3 章 盛土等に関する工事の届出等」を参照してください。

なお、盛土規制法に基づき許可を受けた盛土等に関する工事又は特定盛土等規制区域内において届出をした盛土等に関する工事を行う過程で、公共施設用地を転用する場合、届出は不要です。

(4) 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事

【法】（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等）

第 27 条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の 30 日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

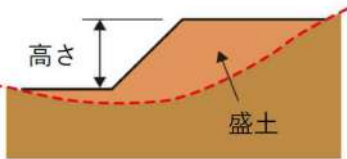
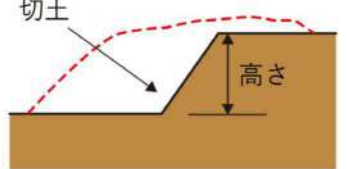
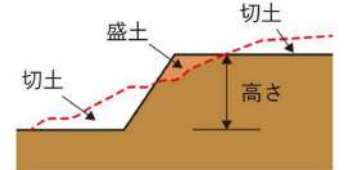
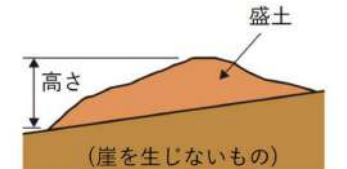
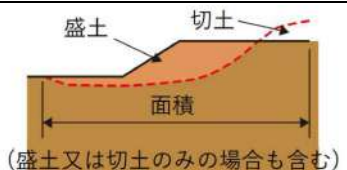
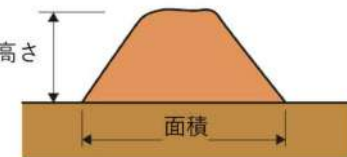
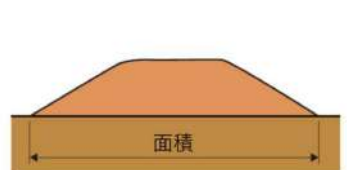
2～5 略

【解説】

特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事のうち、表 1-7 に示す規模に該当するものについては、市長に届出をする必要があります。

届出に関する具体的な手続きや様式、添付書類については、「第 3 章 盛土等に関する工事の届出等」を参照してください。

表 1-7 特定盛土等規制区域内において届出が必要な工事

行為	特定盛土等規制区域	イメージ図
特定盛土等	① 盛土で高さが1 m超の崖を生ずるもの	
	② 切土で高さが2 m超の崖を生ずるもの	
	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2 m超の崖を生ずるもの (①、②を除く)	
	④ 盛土で高さが2 m超となるもの (①、③を除く)	
	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500 m ² 超となるもの (①～④を除く)	
土石の堆積	⑥ 最大時に堆積する高さが2 m超かつ面積が300 m ² 超となるもの	
	⑦ 最大時に堆積する面積が500 m ² 超となるもの	

※ 「崖」とは、地表面が水平面に対して30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。

4 許可申請及び届出が不要となる工事

(1) 公共施設用地において行われる工事（規制対象外）

【解説】

「第2節 5 公共施設用地」に示す道路、公園、河川その他公共施設用地において行われる工事は、盛土規制法の規制対象外であり、許可申請及び届出は不要となります。

(2) 通常の営農行為（規制対象外）

【解説】

農地及び採草放牧地において、通常の生産活動及びほ場管理のために行われる行為であって土地の形質を維持する「通常の営農行為」については、災害の危険性を増大させないことから、盛土規制法の規制対象外となり、許可申請及び届出は不要となります。

甲府市が定める通常の営農行為の範疇は表 1-8 に示すとおりです。なお、通常の営農行為に該当しない盛土や切土等は、盛土規制法の許可申請又は届出、農地法の一時転用許可申請が必要となるため、盛土規制法担当窓口及び甲府市農業委員会に相談してください。

表 1-8 甲府市が定める通常の営農行為の範疇

通知等	通常の営農行為に該当する工事等
施行通知	通常生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、農地の改良※であって次の全てに該当する場合 ① 農地を改良する実面積が1,000㎡未満のもの ② 客土、盛土、切土の厚さが最も厚い部分で1m以内のもの ③ 工事期間（工事着手から耕作可能な状態の農地への復元が完了するまでの期間）が6か月以内のもの ④ 改良により事業地内の道水路に形状の変更等が生じないもの ※ 農地の改良とは、農地の保全若しくは利用増進といった農業経営の改善を目的として農地の所有者又は耕作者が農地の客土、盛土、切土等を行うことにより農地の形質を変更する行為

(3) 災害の発生のおそれがないと認められる工事（他の法令等により確認が行われる工事）

【政令】（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等）

第5条 法第12条第1項ただし書の政令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第36条、第37条、第39条第1項若しくは第48条第1項若しくは第2項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 二 鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条第1項の規定による届出をし、又は同条第2項（同法第87条において準用する場合を含む。）若しくは同法第63条の2第1項若しくは第2項の規定によ

る認可を受けた者（同法第 63 条の 3 の規定により同法第 63 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事

三 採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 33 条若しくは第 33 条の 5 第 1 項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第 33 条の 13 若しくは第 33 条の 17 の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事

四 砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 16 条若しくは第 20 条第 1 項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第 23 条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事

五 前各号に掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令で定めるもの

2 略

※特定盛土等規制区域については、第 29 条で同様に規定

【省令】（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事）

第 8 条 令第 5 条第 1 項第 5 号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。

一 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項に規定する土地改良事業、同法第 15 条第 2 項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事

二 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 3 条若しくは第 10 条第 1 項の許可を受け、若しくは同条第 2 項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第 12 条第 1 項の許可を受け、若しくは同条第 2 項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第 27 条第 1 項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

三 家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 21 条第 1 項若しくは第 4 項（同法第 46 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第 23 条第 1 項若しくは第 3 項（同法第 46 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事

四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 6 項若しくは第 14 条第 6 項の許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 15 条第 1 項若しくは第 15 条の 2 の 6 第 1 項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

五 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 16 条第 1 項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第 22 条第 1 項若しくは第 23 条第 1 項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

六 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）第 15 条若しくは第 19 条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第 17 条第 2 項（同法第 18 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄物の保管、同法第 30 条第 1 項若しくは第 38 条第 1 項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第 31 条第 1 項若しくは第 39 条第 1 項の規定による除去土壌等の保管に係る工事

七～十 略

【解説】

表 1-9 に示す工事は、災害の発生を防止するために当該工事の実施に当たって従うべき一定の基準や行為制限が設けられているものであるため、許可申請及び届出は不要となります。

このうち、省令第 8 条第 1 号に規定する「土地改良事業に準ずる事業」は、土地改良法の手続きには基づかないものの、同法第 2 条第 2 項に規定する土地改良事業と同等の工事を行う事業であり、国の補助事業のほか、都道府県、市町村、土地改良区等が単独で実施する事業の一部も該当します。この「土地改良事業に準ずる事業」は、盛土等の施工に際して土地改良事業の実施に当たって用いられる「土地改良事業計画設計基準」等の技術基準に基づき、適切に設計及び施工が行われることが必要です。また、該当する国、都道府県、市町村、土地改良区等が定める要綱・要領等にその旨を明記することも必要です。

表 1-9 災害の発生のおそれがないと認められる工事（他の法令等により確認が行われる工事）

根拠法令	具体的な内容
政令第 5 条第 1 項 〔第 29 条第 1 項〕	・ 鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置に係る工事等） ・ 鉱業法に基づく鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事等） ・ 採石法に基づく岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等） ・ 砂利採取法に基づく砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等）
省令第 8 条第 1 号 から第 6 号	・ 土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水施設の新設等）及び準ずる事業 ・ 火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ・ 家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 ・ 土壤汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等 ・ 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物若しくは除去土壌の保管又は処分

（4） 災害の発生のおそれがないと認められる工事（森林施業に必要な作業路網の整備工事）

【省令】（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事）

第 8 条 令第 5 条第 1 項第 5 号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。

一～六 略

七 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事

八～十 略

【解説】

省令第8条第7号に規定する「森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事」とは、当該工事に付随する盛土等が該当します。これらの盛土等については、国が定める森林作業道作設指針等(平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知)に即して一定の安全基準を満たすように行われることや、市町村森林整備計画に作業路網等の施設整備に関する事項が記載され、森林所有者等にその遵守義務を課していること等から、盛土等に伴う災害の防止が十分に図られ、一定の安定性が担保されるものと判断されるため、許可申請及び届出は不要となります。

(5) 災害の発生のおそれがないと認められる工事（国又は地方公共団体等が行う応急措置工事）

【省令】（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事）

第8条 令第5条第1項第5号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。

一～七 略

八 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事

イ 地方住宅供給公社

ロ 土地開発公社

ハ 日本下水道事業団

ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

ホ 独立行政法人水資源機構

ヘ 独立行政法人都市再生機構

九・十 略

【解説】

国若しくは地方公共団体又は省令第8条第8号イからヘに掲げる一定の法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事は、許可申請及び届出は不要となります。

(6) 災害の発生のおそれがないと認められる工事（一定規模以下の工事）

【省令】（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事）

第8条 令第5条第1項第5号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。

一～八 略

九 宅地造成又は特定盛土等（令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが2メートル以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えない盛土又は切土をするもの

十 次に掲げる土石の堆積に関する工事

イ 令第4条第1号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が300平方メートルを超えないもの

ロ 令第4条第2号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えないもの

ハ 略

【細則】（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事）

第5条 省令第8条第1項第9号及び第10号ロの規定により規則で定める値は、1メートルとする。

【解説】

ア 宅地造成又は特定盛土等

図1-7に示すように、盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超える宅地造成又は特定盛土等に関する工事（政令第3条第5号）のうち、高さが2m以下であっても、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が1mを超えないものは、許可申請及び届出は不要となります。

盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が1mを超える部分が500㎡を超える場合には許可申請又は届出が必要です。なお、図1-8のように、標高の差が1mを超える盛土又は切土の合計面積（Aの面積）が500㎡を越える場合であって、標高の差1m以下の盛土又は切土の部分との一体性が認められる場合は、標高の差1m以下の盛土又は切土の面積（Bの面積）も含めたA+Bの面積が盛土又は切土をする土地の面積（許可申請書等に記載する面積）となります。

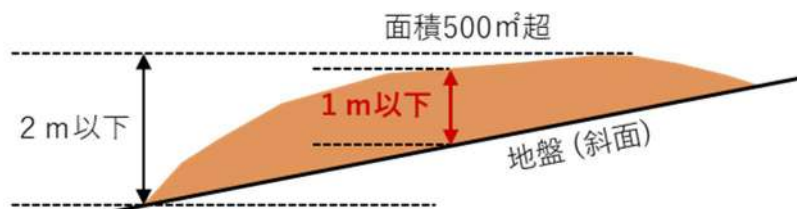


図1-7 面積500㎡超かつ高さ2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が1mを超えないもののイメージ図

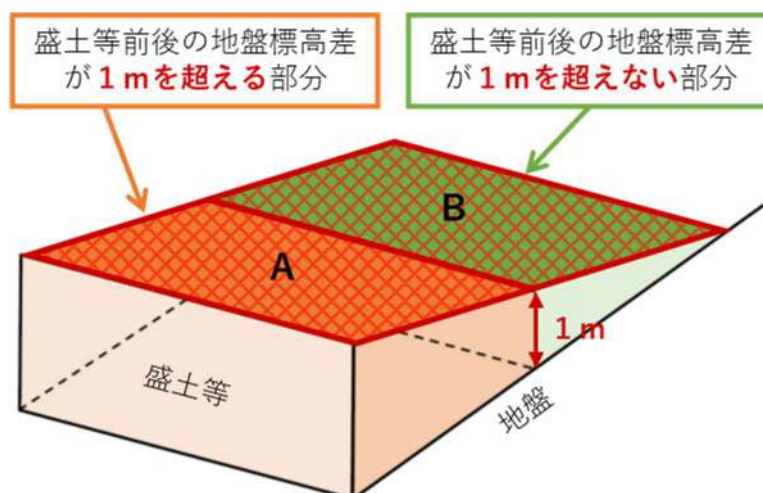


図1-8 盛土等前後の地盤面の標高の差が1mを超えない部分を含め許可申請又は届出の対象とするイメージ図

イ 土石の堆積

図 1-9 に示すように、高さ 2 m を超える土石の堆積（政令第 4 条第 1 号）であっても、土石の堆積を行う土地の面積が 300 m² を超えないもの、また、図 1-10 に示すように、土石の堆積を行う土地の面積が 500 m² を超える土石の堆積に関する工事（政令第 4 条第 2 号）のうち、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が 1 m を超えないものは、許可申請及び届出は不要となります。

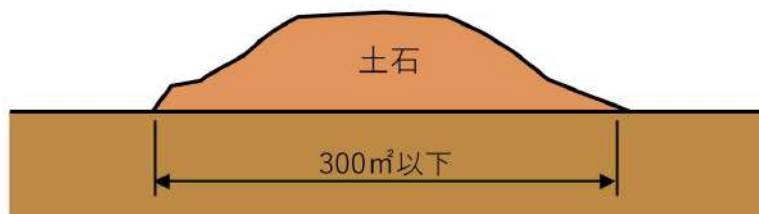


図 1-9 高さ 2 m 以下であって、土石の堆積を行う土地の面積が 300 m² を超えないもののイメージ図

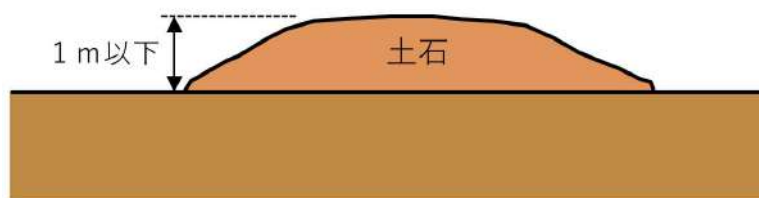


図 1-10 面積 500 m² 超であって、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が 1 m を超えないもののイメージ図

(7) 災害の発生のおそれがないと認められる工事（工事の施行に付随して行われる土石の堆積）

【省令】（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事）

第 8 条 令第 5 条第 1 項第 5 号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。

一～九 略

十 次に掲げる土石の堆積に関する工事

イ・ロ 略

ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

【解説】

工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて図 1-11 に示すように、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するものは、許可申請及び届出は不要となります。この「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」の範囲等については、次に掲げる事項を踏まえて判断します。（出典：施行通知 第 4 規制区域内の工事等の規制について 4.(1)④）

- ア 「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものを指します。
- イ 「工事に使用する土石」とは、工事で行う盛土や埋立等の恒久物に用いる土石を指しますが、これに加え、工食用道路等の仮設構造物を構築するために用いるものを含みます。
- ウ 「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）については、工事の現場として取り扱います。
- エ 「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。
- オ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積については、本体工事の期間中については許可不要とした上で、土石の搬出先となる残土処理場や流用先の工事との関係等によりやむを得ず本体工事期間後も土石の堆積を継続するものについては、引き続き許可不要とします。
- カ 工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等に、管理体制等を記した誓約書の提出や同様の内容を記した看板の掲示等の対応を求めます。

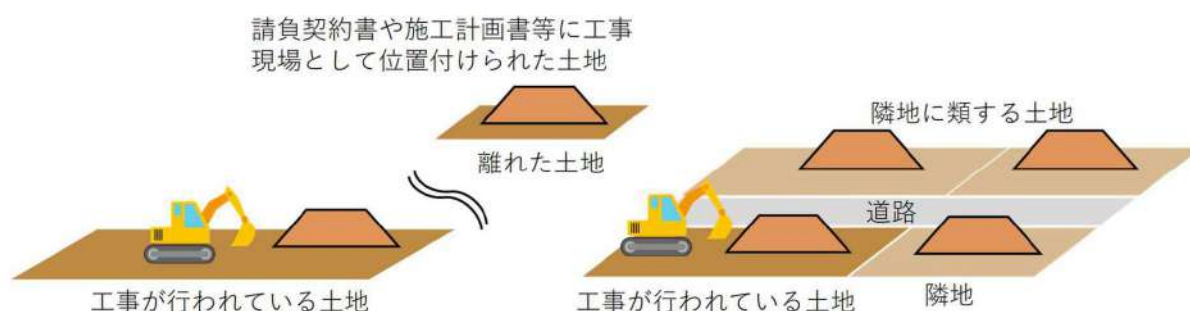


図 1-11 工事の施行に付随して行われる土石の堆積

(8) その他規制対象外若しくは許可申請及び届出不要の工事

【解説】

ア 窪地を四方の土地の高さに合わせて嵩上げする場合

図1-12 に示すように、田にけい畔の高さまで耕作に適する土を搬入して畑にする場合や四方の土地で最も低い土地の高さまで嵩上げする場合は、盛土規制法の規制対象外となります。

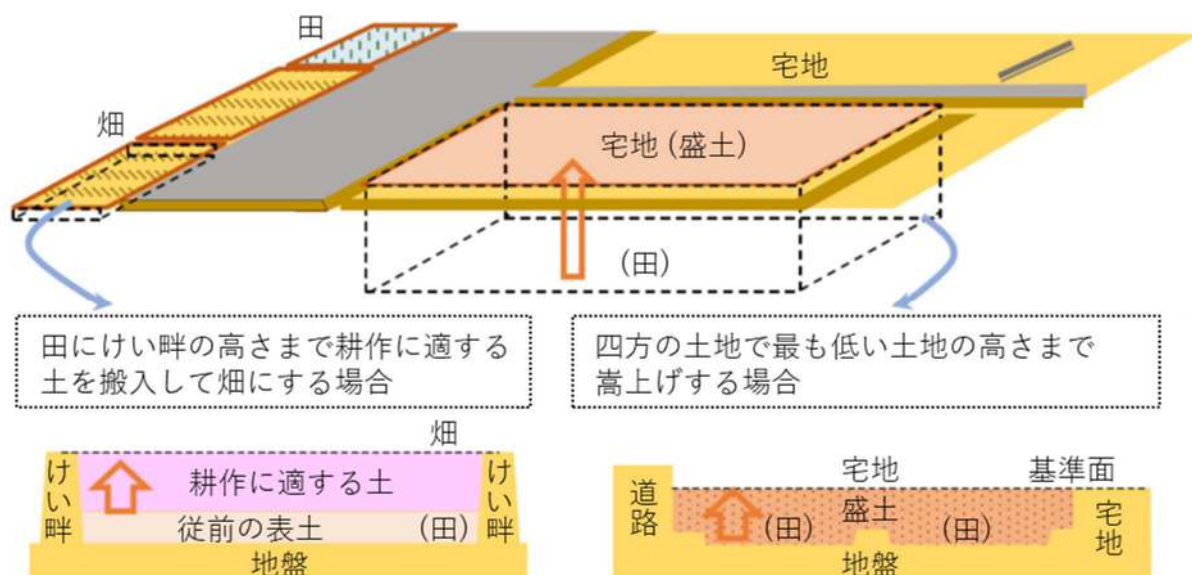


図 1-12 窪地を四方の土地の高さに合わせて嵩上げする盛土のイメージ

イ 四方の土地より少し高く盛土をする場合

図1-13 に示すように、窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行って平坦にした面（基準面）を基準として、工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えない場合は、盛土規制法の規制対象外となります。

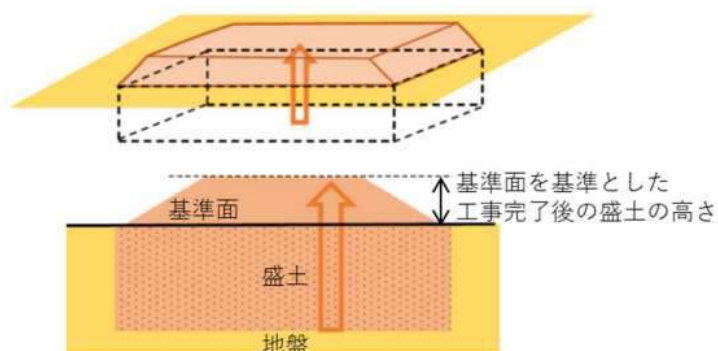


図1-13 四方の土地より少し高く盛土をするイメージ

ウ 建築物の一部が擁壁を兼ねる場合

図 1-14 に示すように、建築物の一部により崖面を押さえるような計画とする場合、規制対象規模となる造成が発生するときであっても、許可申請及び届出は不要となります。



図 1-14 建物の一部が擁壁を兼ねる場合

エ 建築物の建築・解体に伴う掘削・埋戻し

図 1-15 に示すように、建築物の建築自体と不可分な工事であり、建築に伴う掘削は土地の形質の変更とはみなさないものとします。

また、建築物の解体に伴う埋戻しについても、土地の形質の変更とはみなさないものとしますが、埋戻しの範囲は埋め戻す周囲の地盤高さまでとし、これを超えるものは盛土として取扱います。



図 1-15 建築物の建築・解体に伴う掘削・埋戻し

5 許可の特例（みなし許可）

(1) 国又は都道府県等が行う工事

【法】（許可の特例）

第 15 条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成等に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもって第 12 条第 1 項の許可があつたものとみなす。

2 略

※特定盛土等規制区域については、第 34 条で同様に規定

【法】（変更の許可等）

第 16 条 第 12 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りではない。

2 略

3 第 12 条第 2 項から第 4 項まで、第 13 条、第 14 条及び前条第 1 項の規定は、第 1 項の許可について準用する。

4・5 略

※特定盛土等規制区域については、第 35 条で同様に規定

【解説】

国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う盛土等に関する工事については、許可権者との協議が成立することをもって、許可があつたものとみなされます。これ以外の市町村が行う盛土等に関する工事については許可申請又は届出が必要となります。

なお、許可権者との協議に当たっては、許可申請と同等の内容を提示することが必要であり、

協議書や添付書類、その他必要な手続きについての詳細は「第2章 盛土等に関する工事の許可申請」を参照してください。

(2) 都市計画法の開発許可を受けた工事

【法】（許可の特例）

第15条 略

- 2 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、第12条第1項の許可を受けたものとみなす。

※特定盛土等規制区域については、第34条で同様に規定

【法】（変更の許可等）

- 第16条 第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りではない。

- 2 第12条第1項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3・4 略

- 5 前条第2項の規定により第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第35条の2第1項の許可又は同条第3項の規定による届出は、当該工事に係る第1項の許可又は第2項の規定による届出とみなす。

※特定盛土等規制区域については、第35条で同様に規定

【都市計画法】（開発行為の許可）

- 第29条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。（以下略）

- 2 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、それにより一定の市街地を形成すると見込まれる規模として政令で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。（以下略）

【都市計画法】（変更の許可等）

- 第35条の2 開発許可を受けた者は、第30条第1項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、変更の許可の申請に係る開発行為が、第29条第1項の許可に係るものにあつては同項各号に掲げる開発行為、同条第2項の許可に係るものにあつては同項の政令で定める規模未満の開発行為若しくは同項各号に掲げる開発行為に該当するとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 略

- 3 開発許可を受けた者は、第1項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

【解説】

盛土規制法に基づく規制開始以降に、都市計画法に基づく開発許可を受けた工事のうち盛土規制法の規制対象となる宅地造成又は特定盛土等については、盛土規制法による許可を受けたものとみなされます。その後の手続きとして、都市計画法に基づく変更の許可を受けたもの、軽微な変更の届出をしたものについても、盛土規制法による許可を受けたもの又は届出をしたものとみなされます。

ただし、みなし許可となった場合であっても、盛土規制法に基づく手続きが必要となる場合があるため留意してください。詳細は「**第2章 盛土等に関する工事の許可申請**」を参照してください。

【みなし許可となった場合にも適用される盛土規制法の規定】

- ・ 技術的基準への適合（法第13条〔第31条〕、都市計画法第33条第1項第7号の規定による）
- ・ 中間検査（法第18条〔第37条〕）
- ・ 定期の報告（法第19条〔第38条〕）
- ・ 監督処分（法第20条〔第39条〕）
- ・ 標識の掲示（法第49条）

6 盛土規制法に適合していることの証明

【省令】（法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付）

第88条 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）若しくは第6条の2第1項（同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）第3条第1項の認定（同法第4条第1項の変更の認定を含む。）を受けようとする者は、その計画が法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事に求めることができる。

【解説】

盛土規制法は、建築基準法における建築基準関係規定の一つとして位置付けられており、建築基準法に基づく建築確認申請の際、その計画が盛土規制法に適合していることを証する書面の添付を求められる場合があります。

盛土規制法の許可を必要とするものについては、許可証の写しを添付することとなりますが、盛土規制法の許可が不要なものについては、必要に応じて省令第88条の規定により、盛土規制法に適合していることの証明書の交付を申請することができます。詳細は「**第3章 盛土等に関する工事の届出等**」を参照してください。

この適合証明書は、盛土規制法の規制対象であるものの、政省令で許可申請及び届出が不要と位置付けられている場合等に交付するものであり、既存の盛土や切土、擁壁等の安全性を証

明するものではありません。

なお、盛土規制法の規制対象外となるものは対象外となります。

第4節 盛土等に関する工事の許可申請又は届出の手続きの概要

1 許可申請及び届出の手続きの流れ

【解説】

盛土等に関する工事の手続きの流れは、許可申請が必要な工事は図 1-16 及び図 1-17、届出が必要な工事は図 1-18 に示すとおりです。

なお、許可申請及び届出に係る各種手続きの詳細な流れは「第2章 盛土等に関する工事の許可申請」及び「第3章 盛土等に関する工事の届出等」を参照してください。



図 1-16 許可申請の手続きの流れ (1/2)



図 1-17 許可申請の手続きの流れ（2/2）

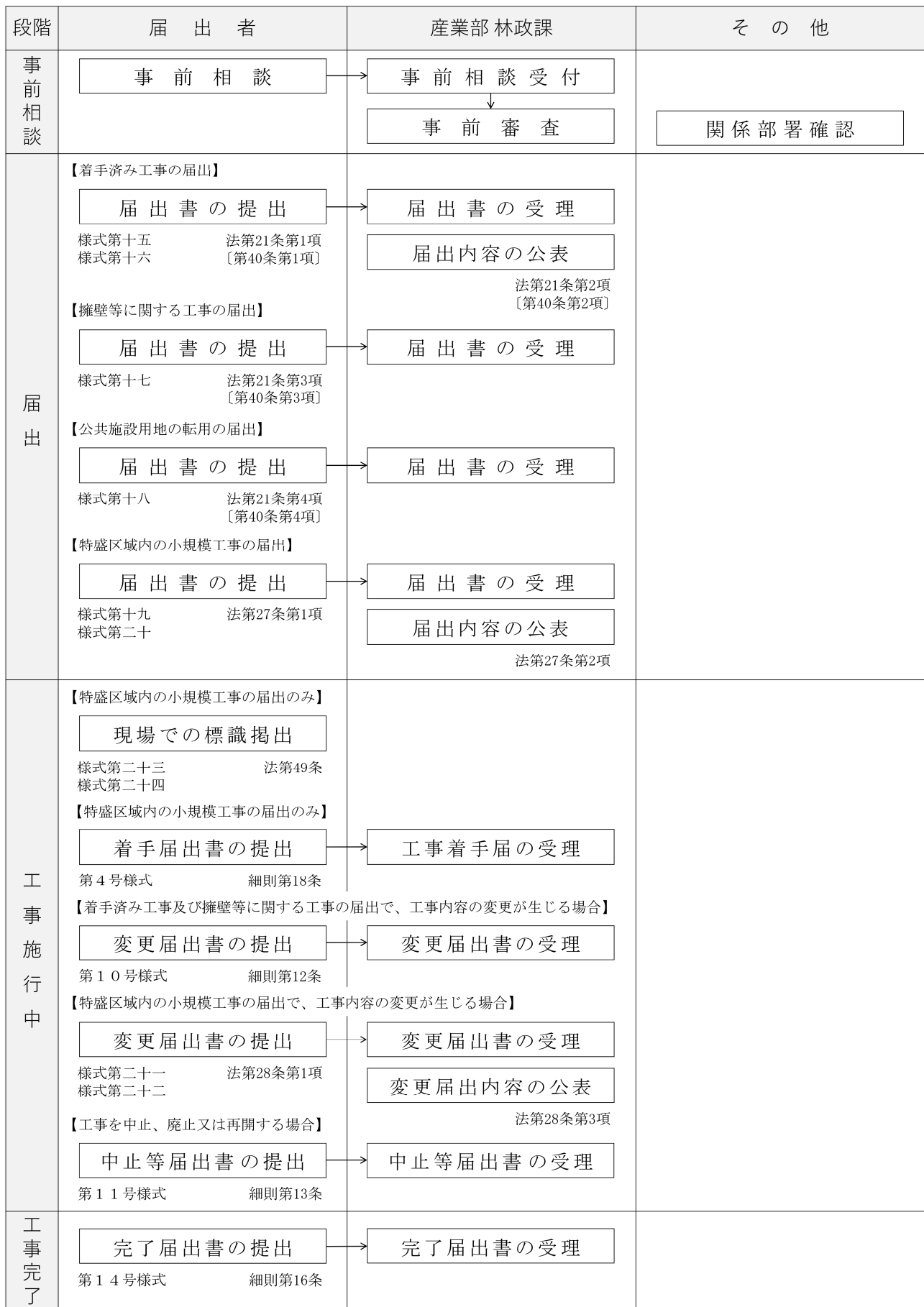


図 1-18 届出の手続きの流れ

2 許可権者と担当窓口

(1) 許可権者

【解説】

甲府市内における、盛土規制法に基づき規制する盛土等に関する工事の許可権者は、甲府市長となります。

(2) 担当窓口

【解説】

盛土等に関する工事の事前相談対応、許可申請書の受理、審査及び公表、定期報告書の受理及び内容の確認、中間検査申請書の受理及び検査、完了検査申請書の受理及び検査、各種届出書の受理、内容の確認及び公表は産業部林政課が担当します。

なお、盛土規制法に基づく規制開始以降に都市計画法の開発許可を受けた工事のうち盛土規制法の規制対象となる宅地造成又は特定盛土等については、盛土規制法による許可を受けたものとみなされ、みなし許可となる都市計画法開発許可に関しましては、まちづくり部都市計画課が担当します。

ただし、みなし許可となった場合の盛土規制法に基づく手続き（定期報告の受理、中間検査）については、産業部林政課が担当します。

表 1-10 担当窓口

所管する事務	担当窓口	役割	電話番号
盛土規制法全般 に関すること	産業部農林振興室 林政課森林保全係	〒400-8585 甲府市丸の内 1-18-1 (本庁舎 8 階)	055-298-4837
都市計画法開発許可 (みなし許可) に関すること	まちづくり部まち開発室 都市計画課指導係	〒400-8585 甲府市丸の内 1-18-1 (本庁舎 7 階)	055-237-5829

第5節 盛土規制法の罰則規定

【法】（罰則）

第55条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、3年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に処する。

- 一 第12条第1項又は第16条第1項の規定に違反して、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしたとき。
 - 二 第30条第1項又は第35条第1項の規定に違反して、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしたとき。
 - 三 偽りその他不正な手段により、第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の許可を受けたとき。
 - 四 第20条第2項から第4項まで又は第39条第2項から第4項までの規定による命令に違反したとき。
- 2 第13条第1項又は第31条第1項の規定に違反して宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の設計をした場合において、当該工事が施行されたときは、当該違反行為をした当該工事の設計をした者（設計図書を用いないで当該工事を施行し、又は設計図書に従わないで当該工事を施行したときは、当該工事施行者（当該工事施行者が法人である場合にあっては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者（次項において「工事施行者等」という。））は、3年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に処する。
- 3 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が工事主（当該工事主が法人である場合にあっては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者（以下この項において「工事主等」という。）の故意によるものであるときは、当該設計をした者又は工事施行者等を罰するほか、当該工事主等に対して前項の刑を科する。

【法】

第56条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

- 一 第17条第1項若しくは第4項、第18条第1項、第36条第1項若しくは第4項又は第37条第1項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。
- 二 第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 三 第23条第1項若しくは第2項、第27条第4項（第28条第3項において準用する場合を含む。）、第42条第1項若しくは第2項又は第47条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反したとき。
- 四 第24条第1項（第48条において準用する場合を含む。）又は第43条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

【法】

第57条 第27条第1項又は第28条第1項の規定による届出をしないでこれらの規定に規定する工事を行い、又は虚偽の届出をしたときは、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

【法】

第58条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第5条第1項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げたとき。
- 二 第6条第1項に規定する場合において、市町村長の許可を受けずに障害物を伐除したとき、又は

都道府県知事の許可を受けずに土地に試掘等を行ったとき。

三 第 21 条第 1 項若しくは第 4 項又は第 40 条第 1 項若しくは第 4 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第 21 条第 3 項又は第 40 条第 3 項の規定による届出をしないでこれらの規定に規定する工事を行い、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第 25 条（第 48 条において準用する場合を含む。）又は第 44 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

【法】

第 59 条 第 49 条の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、50 万円以下の罰金に処する。

【法】

第 60 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第 55 条 3 億円以下の罰金刑

二 第 56 条第 3 号 1 億円以下の罰金刑

三 第 56 条第 1 号、第 2 号若しくは第 4 号又は前 3 条 各本条の罰金刑

【法】

第 61 条 第 16 条第 2 項又は第 35 条第 2 項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30 万円以下の過料に処する。

【解説】

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関して、許可を受けずに工事を行ったり、不正な手段で許可を得たりした場合、又は工事に対する行政の命令に違反をした場合などに懲役や罰金が科されます。違反行為に対応する罰則を表 1-11 に示します。

表 1-11 盛土規制法における主な違反行為及び罰則規定

違反行為	条項	対象	法定刑		法人重科
			懲役	罰金	罰金
無許可工事	法第 55 条第 1 項 第 1 号〔第 55 条 第 1 項第 2 号〕	許可を受けずに盛 土等に関する工事 をした者	3 年 以下	1,000 万円 以下	3 億円以下 (法第 60 条第 1 号)
虚偽申請	法第 55 条第 1 項 第 3 号	偽りその他不正な 手段により 許可を受けた者	3 年 以下	1,000 万円 以下	3 億円以下 (法第 60 条第 1 号)
立入検査 拒否等	法第 56 条第 4 号	立入検査を拒み、 妨げ、又は忌避し た者	1 年 以下	300 万 円 以下	300 万円以下 (法第 60 条第 3 号)
報告徴取 拒否等	法第 58 条第 5 号	報告徴取で報告を せず、又は虚偽の 報告をした者	6 月 以下	30 万円 以下	30 万円以下 (法第 60 条第 3 号)
命令違反 (監督処分)	法第 55 条第 1 項 第 4 号	監督処分に違反し た者	3 年 以下	1,000 万円 以下	3 億円以下 (法第 60 条第 1 号)
命令違反 (改善命令)	法第 56 条第 3 号	改善命令に違反し た者、法第 27 条 第 1 項の規定によ る届出に対する勧 告に違反した者	1 年 以下	300 万円 以下	1 億円以下 (法第 60 条第 2 号)
技術的基準 違反	法第 55 条第 2 項 及び第 3 項	技術的基準に違反 して工事の設計を した者等	3 年 以下	1,000 万円 以下	3 億円以下 (法第 60 条第 1 号)
中間検査・ 完了検査 違反	法第 56 条第 1 号	完了検査（土石の 堆積の場合は確 認）、中間検査を 申請せず、又は虚 偽の申請をした者	1 年 以下	300 万円 以下	300 万円以下 (法第 60 条第 3 号)

第2章 盛土等に関する工事の許可申請

第1節 許可申請の手続きの概要

1 許可申請が必要な盛土等に関する工事

【法】（宅地造成等に関する工事の許可）

第12条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2～4 略

【法】（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可）

第30条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積（大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれ大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第39条まで及び第55条第1項第2号において同じ。）に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2～5 略

【法】（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 略

二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるものをいう。

三 特定盛土等 宅地又は農地において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものとして政令で定めるものをいう。

四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。

五～九 略

【政令】（宅地造成及び特定盛土等）

第3条 法第2条第2号及び第3号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートルを超える崖を生ずることとなるもの
二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前2号に該当する盛土又は切土を除く。）

四 第1号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが2メートルを超えるもの

五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超えるもの

【政令】（土石の堆積）

第4条 法第2条第4号の政令で定める土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが2メートルを超える土石の堆積
- 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超えるもの

【政令】（許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模）

第28条 法第30条第1項の政令で定める規模の特定盛土等は、第23条各号に掲げるものとする。

2 法第30条第1項の政令で定める規模の土石の堆積は、第25条第2項各号に掲げるものとする。

【政令】（中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模）

第23条 法第18条第1項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前2号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第1号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが5メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの

【政令】（定期の報告を要する宅地造成等の規模）

第25条

2 法第19条第1項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが5メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が1,500平方メートルを超えるもの
- 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの

【解説】

盛土規制法に基づく規制開始日以降に、宅地造成等工事規制区域内及び特定盛土等規制区域内において行われる盛土等に関する工事で表 2-1 に示す規模のものは、当該工事に着手する前に、市長の許可を受ける必要があります。ここで、盛土規制法第12条第1項でいう「宅地造成等」とは、宅地造成等工事規制区域内における宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をいいます。

盛土等に関する工事を行うに当たって、許可申請又は届出をする必要があるかどうかは、「第1章 盛土規制法の概要」p.12「図 1-5 許可申請及び届出手続きの要否判定フロー（宅地造成又は特定盛土等）」及び p.13「図 1-6 許可申請及び届出手続きの要否判定フロー（土石の堆積）」により確認してください。

なお、特定盛土等規制区域内で行われる盛土等に関する工事について、表 2-1 に示す規模未満の場合、許可申請をする必要はありませんが、届出の対象となる場合があります。詳細は、「第3章 盛土等に関する工事の届出等」を参照してください。

表 2-1 許可申請が必要な盛土等に関する工事の規模

行為	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域	イメージ図
宅地造成又は特定盛土等	① 盛土で高さが 1 m 超の崖を生ずるもの	① 盛土で高さが 2 m 超の崖を生ずるもの	
	② 切土で高さが 2 m 超の崖を生ずるもの	② 切土で高さが 5 m 超の崖を生ずるもの	
	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが 2 m 超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが 5 m 超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	
	④ 盛土で高さが 2 m 超となるもの（①、③を除く）	④ 盛土で高さが 5 m 超となるもの（①、③を除く）	
	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が 500 m ² 超となるもの（①～④を除く）	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が 3,000 m ² 超となるもの（①～④を除く）	
土石の堆積	⑥ 最大時に堆積する高さが 2 m 超かつ面積が 300 m ² 超となるもの	⑥ 最大時に堆積する高さが 5 m 超かつ面積が 1,500 m ² 超となるもの	
	⑦ 最大時に堆積する面積が 500 m ² 超となるもの	⑦ 最大時に堆積する面積が 3,000 m ² 超となるもの	

※ 「崖」とは、地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。

2 許可申請の手続きの流れ

【解説】

許可申請が必要な盛土等に関する工事の手続きの流れについて、宅地造成又は特定盛土等に関する工事は図 2-1 及び図 2-2、土石の堆積に関する工事は図 2-3 及び図 2-4 に示すとおりです。

許可申請の手続きは、許可権者との事前相談が必要なこと、周辺住民への事前周知や盛土等に関する工事を行おうとする土地所有者等の同意の取得が必要なこと、許可申請書類の修正・追加が生じる可能性があること、申請して許可となるまで審査に時間を要すること等を踏まえ、余裕をもって行うようにしてください。



図 2-1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請から工事完了までの流れ (1/2)

段階	申 請 者	産業部 林政課	そ の 他
工 事 施 行 中	【一定規模以上の工事で特定工程を含む場合】		
	中間検査申請書の提出 様式第十三 法第18条第1項 〔第37条第1項〕	中間検査申請書の受理	
		中間検査の実施	
	中間検査合格証の受理	中間検査合格証の交付 様式第十四 法第18条第2項 〔第37条第2項〕	
	【3ヶ月ごとに工事の進捗状況を報告】		
工 事 完 了	定期報告書の提出 第13号様式 法第19条第1項 〔第38条第1項〕	定期報告書の受理	
	【工事を中止、廃止又は再開する場合】		
	中止等届出書の提出 第11号様式 細則第13条	中止等届出書の受理	
工 事 完 了	完了検査申請書の提出 様式第九 法第17条第1項 〔法第36条第1項〕	完了検査申請書の受理	
		完了検査の実施	
	検査済証の受理	検査済証の交付 様式第十 法第17条第2項 〔法第36条第2項〕	

図 2-2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請から工事完了までの流れ（2/2）



図 2-3 土石の堆積に関する工事の手続きの流れ (1/2)

段階	申 請 者	産業部 林政課	そ の 他
工 事 施 行 中	【3ヶ月ごとに工事の進捗状況を報告】 定期報告書の提出 第14号様式 法第19条第1項 [第38条第1項]	定期報告書の受理	
	【工事を中止、廃止又は再開する場合】 中止等届出書の提出 第11号様式 細則第13条	中止等届出書の受理	
工 事 完 了	確認申請書の提出 様式第十一 法第17条第4項 [法第36条第4項]	確認申請書の受理	
	確認済証の受理	確認の実施 確認済証の交付 様式第十二 法第17条第5項 [法第36条第5項]	

図 2-4 土石の堆積に関する工事の手続きの流れ (2/2)

3 事前相談

【解説】

盛土等に関する工事の許可申請に当たっては、その計画について、事前に許可の要否や許可の見通しがあるかどうかについて、許可権者と事前相談を行う必要があります。

事業を計画している人は、事前相談票及び計画の具体的な内容が分かる図面等を用意し、盛土規制法に関する担当窓口（「第1章 盛土規制法の概要」p37「表 1-10 担当窓口」を参照）に連絡のうえ、事前相談を行ってください。

事前相談を行う中で、許可申請が必要となった場合には許可申請書類を整備し、申請できる状態となりましたら、担当窓口書類を提出してください。

事前相談票の様式は、市ホームページで公表しています。

URL：<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/shinrin/morido/moridotetuduki.html>

4 許可申請等に係る標準処理期間

【解説】

標準処理期間とは、申請書類が担当窓口到達してから当該申請に対する許可等の処分をするまでに通常要する期間で、申請書類を受理した日の翌日から起算して許可等の通知を行うまでの日数であり、具体的には表 2-2 に示すとおりです。

なお、次に掲げる日数は、標準処理期間には算入していません。

- ① 甲府市の休日を定める条例（平成元年3月24日条例第13号）第1条第1項に規定する市の休日

- ② 申請書類の不備等の理由により補正を求めた場合における当該補正に要する日数
- ③ 申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要とする日数
- ④ 審査のために必要な情報の提供を申請者に求めた場合における当該提供に要する日数
- ⑤ 関係法令との協議・調整の結果、関係法令の審査などに要する日数

表 2-2 盛土規制法に基づく許可申請等に係る標準処理期間

事務		根拠法令	標準処理期間
宅地造成又は特定盛土等	工事の許可	法第 12 条第 1 項 〔第 30 条第 1 項〕	30 日
	工事の変更の許可	法第 16 条第 1 項 〔第 35 条第 1 項〕	30 日
	工事の完了検査	法第 17 条第 1 項 〔第 36 条第 1 項〕	30 日
	工事の中間検査	法第 18 条第 1 項 〔第 37 条第 1 項〕	8 日
土石の堆積	工事の許可	法第 12 条第 1 項 〔第 30 条第 1 項〕	14 日
	工事の変更の許可	法第 16 条第 1 項 〔第 35 条第 1 項〕	14 日
	除却の確認	法第 17 条第 4 項 〔第 36 条第 4 項〕	20 日
法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の規定に適合していることを証する書面の交付		省令第 88 条	20 日

5 許可申請等に係る申請手数料

【解説】

盛土等に関する工事の許可申請等に当たっては、甲府市手数料条例（平成 12 年 3 月 24 日条例第 9 号）第 2 条別表に規定する許可申請等手数料を納入通知書により納付する必要があります。

なお、既に納付した手数料につきましては、還付できませんのでご注意ください。

許可申請等に係る具体的な手数料は表 2-3 から表 2-5 に示すとおりであり、盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積区分に基づくものとします。

表 2-3 許可申請手数料

面積区分	手数料額（円）	
	宅地造成又は特定盛土等	土石の堆積
500 ㎡以内	15,000	10,000
500 ㎡超 1,000 ㎡以内	26,000	13,000
1,000 ㎡超 2,000 ㎡以内	37,000	15,000
2,000 ㎡超 3,000 ㎡以内	54,000	18,000
3,000 ㎡超 5,000 ㎡以内	62,000	26,000
5,000 ㎡超 10,000 ㎡以内	85,000	30,000
10,000 ㎡超 20,000 ㎡以内	130,000	36,000
20,000 ㎡超 40,000 ㎡以内	210,000	50,000
40,000 ㎡超 70,000 ㎡以内	330,000	68,000
70,000 ㎡超 100,000 ㎡以内	450,000	100,000
100,000 ㎡超	600,000	120,000

表 2-4 変更許可申請手数料

申請区分	手数料額
盛土等に関する工事の許可の変更の区分に応じ、次のアからウに定める金額の合計額※	
ア 工事の計画の変更（イのみに該当する場合を除く。）	盛土等をする土地（面積の縮小を伴う場合は縮小後の土地）の面積区分に応じ、許可申請手数料の 10 分の 1 の額
イ 許可区域への新たな編入	新たに編入された盛土等をする土地の面積区分に応じ、許可申請手数料の金額と同一の金額
ウ その他の変更	10,000 円

※ 合計額の上限は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合は 600,000 円、土石の堆積に関する工事の場合は 120,000 円とする。

表 2-5 中間検査申請手数料

面積区分	手数料額（円）
500 ㎡以内	2,800
500 ㎡超 1,000 ㎡以内	2,800
1,000 ㎡超 2,000 ㎡以内	3,400
2,000 ㎡超 3,000 ㎡以内	3,900
3,000 ㎡超 5,000 ㎡以内	5,700
5,000 ㎡超 10,000 ㎡以内	5,700
10,000 ㎡超 20,000 ㎡以内	5,700
20,000 ㎡超 40,000 ㎡以内	11,000
40,000 ㎡超 70,000 ㎡以内	22,000
70,000 ㎡超 100,000 ㎡以内	39,000
100,000 ㎡超	57,000

6 許可申請書等の書類の提出部数

【細則】（委任）

第 18 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

盛土等に関する工事の許可申請書をはじめとして、この章に記載している、許可を受けた後、工事完了までに行う各種手続きにおける書類の提出部数は**表2-6**に示すとおりです。

表 2-6 許可申請書等の提出部数※

区分	提出部数	備考
正本	1 部	
副本	1 部	
合計	2 部	

第2節 許可申請に必要な書類等

1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書及び添付書類

【省令】（宅地造成等に関する工事の許可の申請）

第7条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第12条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。）に提出しなければならない。

一 次の表に掲げる図面 略

二 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置するときは、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書

三 令第7条第2項第2号に規定する土地において同号に規定する盛土をするときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書

四 令第8条第1項第1号ロの崖面を擁壁で覆わないときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書

五 第1号の表に掲げる図面（令第21条各号に掲げる措置に係るものに限る。）を作成した者が令第22条各号に掲げる資格を有する者であることを証する書類

六 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真

七 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下この条及び第16条第3項第1号イにおいて同じ。）の写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類

八 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類

イ 登記事項証明書

ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類

九 別記様式第三の資金計画書

十 法第12条第2項第4号の全ての同意を得たことを証する書類

十一 法第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類

十二 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

2 略

※特定盛土等規制区域については、第63条で同様に規定

【細則】（宅地造成等に関する工事の許可の申請に添付する書類）

第4条 省令第7条第1項第12号及び省令第63条第1項第2号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行おうとする土地の公図の写し

二 宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行おうとする土地の求積平面図

三 排水施設の構造図

四 宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行おうとする土地の登記事項証明書

五 工事主が金融機関による融資を受け、又は受けたことを証する書類、預金又は貯金の残高を証する

書類その他の宅地造成又は特定盛土等に関する工事に要する経費に係る資金を調達することができることを証する書類

六 工事主が個人である場合にあっては、最近３年間の所得税の納税証明書

七 工事主が法人である場合にあっては、最近３年間の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納税証明書及び事業の経歴を記載した書類

八 工事主が法人である場合であって、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票又は個人番号カードの写し

九 工事主が法人である場合であって、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額が確認できる書類

十 工事施行者の登記事項証明書、事業の経歴を記載した書類及び工事施行者が建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可を受けていることを証する書類

十一 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の土石の数量を計算した書類

十二 排水施設の流出量算定及び断面算定を記載した計算書並びに算定の根拠を記載した書類

十三 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の工程表

十四 工事に使用する土石の採取場所、搬入計画及び土石の性状（第 3 号様式）

十五 その他市長が必要と認める書類

2 略

【解説】

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請は、省令で規定する様式及び書類のほか、工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて市施行細則で規定する書類を添付する必要があります。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請に係る様式及び添付書類は、**表 2-7** 及び **表 2-8** に示すとおりです。

表 2-7 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書の様式及び添付書類

No.	様式	書類の種類	備考
1	様式第二	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	・ 省令第 7 条第 1 項〔第 63 条第 1 項〕
2	-	手数料	・ 表 2-3 を参照
3	参考様式 1	設計者の資格に関する申告書	・ 省令第 7 条第 1 項第 5 号〔第 63 条第 1 項第 1 号〕 ・ 高さ 5 m 超の擁壁の設置、面積 1,500 m ² 超の盛土又は切土における排水施設（政令第 21 条各号）を設置する場合に提出
4	(任意)	設計者の資格を証する書類	・ 設計者が資格（政令第 22 条各号）を有する者であることを証する書類
5	(任意)	土地付近状況写真	・ 省令第 7 条第 1 項第 6 号〔第 63 条第 1 項第 1 号〕 ・ 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真
6	参考様式 3	工事主の資力及び信用・工事施行者の能力に関する申告書	・ 省令第 7 条第 1 項第 7 号及び第 8 号〔第 63 条第 1 項第 1 号〕
7	(任意)	申請者の証明書類 【個人の場合】 ・ 氏名及び住所を証する書類 【法人の場合】 ・ 登記事項証明書 ・ 役員の氏名及び住所を証する書類	・ 申請者本人又は法人の場合は役員の氏名及び住所を証する書類として、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものを提出
8	様式第三	資金計画書	・ 省令第 7 条第 1 項第 9 号〔第 63 条第 1 項第 1 号〕 ・ 工事主に当該工事を行うために必要な資力を示す資金計画書
9	(任意)	預金残高証明書	・ 細則第 4 条第 1 項第 5 号 ・ 資金計画書の根拠資料として提出
10	(任意)	資金借入又は融資証明書	・ 細則第 4 条第 1 項第 5 号 ・ 資金計画書の根拠資料として提出

No.	様式	書類の種類	備考
11	(任意)	【個人の場合】 所得税の納税証明書	・細則第4条第1項第6号 ・最近3年間のものを提出
12	(任意)	【法人の場合】 ・財務諸表 ・法人税の納税証明書	・細則第4条第1項第7号 ・最近3年間のものを提出 ・財務諸表は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表を指す
13	(任意)	【法人の場合】 住民票又は個人番号カードの写し	・細則第4条第1項第8号 ・法人で発行済株式総数の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいる場合に提出
14	参考様式6	【法人の場合】 株主の有する株式の数又は出資の金額が確認できる書類	・細則第4条第1項第9号 ・法人で発行済株式総数の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいる場合に提出
15	参考様式4	宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨等の誓約書	
16	参考様式5	暴力団員等に該当しない旨の誓約書	
17	参考様式2	土地所有者等の同意	・省令第7条第1項第10号〔第63条第1項第1号〕 ・土地所有者等（法第12条第2項第4号〔第30条第2項第4号〕）の全ての同意を得たことを証する書類
18	(任意)	土地の登記事項証明書	・細則第4条第1項第4号 ・工事を行おうとする土地について申請日前3か月以内に取得したもの
19	(任意)	同意者の印鑑証明書	・同意をした日から3か月以内に取得したもの
20	参考様式7	周辺住民周知報告書	・省令第7条第1項第11号〔第63条第1項第1号〕

No.	様式	書類の種類	備考
21	(任意)	【説明会開催の場合】 ・開催の周知範囲が分かる位置図等 ・開催案内及び開催結果が分かる資料（議事録又は議事要約、説明会に用いた資料等） 【書面配布の場合】 ・配布した書面 ・配布範囲が分かる位置図等 【掲示及びインターネットによる場合】 ・掲示場所が分かる位置図等 ・掲示状況の写真 ・閲覧ページの写し(URLを含む)	・土地の周辺地域の住民に対する説明会の開催等の工事内容の周知（法第 11 条〔第 29 条〕）を証する書類
22	参考様式 3	工事主の資力及び信用・工事施行者の能力に関する申告書	・細則第 4 条第 1 項第 10 号 ・工事主と工事施行者が異なる場合に提出
23	(任意)	【個人の場合】 ・氏名及び住所を証する書類 【法人の場合】 ・登記事項証明書 ・建設業許可証明書	・工事施行者本人の氏名及び住所を証する書類として、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものを提出 ・申請日前 3 か月以内に取得したもの
24	(任意)	擁壁の構造計算書	・省令第 7 条第 1 項第 2 号〔第 63 条第 1 項第 1 号〕 ・鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置するときは、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載
25	(任意)	大臣認定擁壁を証する書類	・大臣認定擁壁（政令第 17 条）を使用する場合に提出

No.	様式	書類の種類	備考
26	(任意)	盛土の安定計算書	・省令第7条第1項第3号〔第63条第1項第1号〕 ・溪流等において高さ15m超の盛土をする（政令第7条第2項第2号）ときに、土質試験等に基づく地盤の安定計算を記載 ・大規模盛土造成地又は高さ15m超の盛土をするときに、盛土全体の安定計算を記載
27	(任意)	崖面の安定計算書	・省令第7条第1項第4号〔第63条第1項第1号〕 ・崖面を擁壁で覆わないとき（政令第8条第1項第1号ロ）に、土質試験等に基づく地盤の安定計算を記載
28	(任意)	土量計算書	・細則第4条第1項第11号 ・土地の平面図及び断面図との整合を図ること
29	(任意)	排水施設の流量計算書	・細則第4条第1項第12号
30	(任意)	工程表	・細則第4条第1項第13号 ・特定工程（p.101 参照）に係る工事がある場合はその施工時期を明示すること
31	第3号様式	工事に使用する土石の採取場所、搬入計画及び土石の性状	・細則第4条第1項第14号
32	(任意)	他法令による許認可書等の写し	・宅地造成又は特定盛土等の実施に関して法令の許可等が必要な場合に提出 ① 許認可済みのものは許認可書の写し ② 申請中のものは申請書の写し（受付印のあるもの）
33	(任意)	河川管理者等の同意書等	・細則第7条第3項第2号 ・工事を行う土地の区域外に雨水等を放流する場合に、放流先の河川管理者等の同意書や協議記録を提出
34	(任意)	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印
35	-	その他必要と認める書類	・細則第4条第1項第15号

No.	様式	書類の種類	備考
36	-	図面	・省令第7条第1項第1号〔第63条第1項第1号〕 ・詳細は表2-8を参照

表 2-8 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書の添付図面

No.	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	・省令第7条第1項第1号〔第63条第1項第1号〕
2	地形図	方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	・省令第7条第1項第1号〔第63条第1項第1号〕 ・等高線は、2 mの標高差を示すものとする。
3	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	・省令第7条第1項第1号〔第63条第1項第1号〕 ・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	・省令第7条第1項第1号〔第63条第1項第1号〕 ・高低差の著しい箇所について作成すること。

No.	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
5	土地の公図の写し	方位、土地の境界線（赤線）、地番、地目、土地所有者名及び官有地の種別（河川は水色、道路は薄茶色）	公図のとおり	・細則第4条第1項第1号 ・法務局備付けのものの写しに、官有地は種別ごとに色分けをすること。 ・複数の公図にまたがる場合は、転写連続図を作成し、作成年月日及び作成者の氏名を記載すること。
6	土地の求積図	許可申請に関連のある土地全体の面積及び盛土又は切土をする土地の面積	（任意）	・細則第4条第1項第2号 ・許可申請に関連のある土地全体の面積及び盛土又は切土をする土地の面積について作成すること。
7	排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、 ^{のり} 内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	1/500以上	・省令第7条第1項第1号〔第63条第1項第1号〕
8	排水施設の構造図	排水施設の断面、種類、材料、形状、寸法	1/50以上	・細則第4条第1項第3号 ・排水施設の平面図及び排水施設の流量計算書と整合を図ること。
9	崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50以上	・省令第7条第1項第1号〔第63条第1項第1号〕 ・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
10	擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50以上	・省令第7条第1項第1号〔第63条第1項第1号〕

No.	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
11	擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	・ 省令第 7 条第 1 項第 1 号 〔第 63 条第 1 項第 1 号〕
12	崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	・ 省令第 7 条第 1 項第 1 号 〔第 63 条第 1 項第 1 号〕
13	崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	・ 省令第 7 条第 1 項第 1 号 〔第 63 条第 1 項第 1 号〕 ・ 水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。

2 土石の堆積に関する工事の許可申請書及び添付書類

【省令】（宅地造成等に関する工事の許可の申請）

第 7 条 略

2 土石の堆積に関する工事について、法第 12 条第 1 項の許可を受けようとする者は、別記様式第四の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 省令第 52 条第 2 項の表に掲げる図面

二 第 32 条に定める措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類

三 第 34 条第 1 項各号に掲げるいずれかの措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類

四 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真

五 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類

六 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類

イ 登記事項証明書

ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類

七 別記様式第五の資金計画書

八 法第 12 条第 2 項第 4 号の全ての同意を得たことを証する書類

九 法第 11 条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類

十 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

※特定盛土等規制区域については、第 63 条で同様に規定

【細則】（宅地造成等に関する工事の許可の申請に添付する書類）

第4条 略

2 省令第7条第2項第10号及び省令第63条第2項第2号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 土石の堆積に関する工事を行おうとする土地の公図の写し
- 二 土石の堆積に関する工事を行おうとする土地の求積平面図
- 三 土石の堆積に関する工事を行おうとする土地の登記事項証明書
- 四 工事主が金融機関による融資を受け、又は受けたことを証する書類、預金又は貯金の残高を証する書類その他の土石の堆積に関する工事に要する経費に係る資金を調達することができることを証する書類
- 五 工事主が個人である場合にあっては、最近3年間の所得税の納税証明書
- 六 工事主が法人である場合にあっては、最近3年間の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納税証明書及び事業の経歴を記載した書類
- 七 工事主が法人である場合であって、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票又は個人番号カードの写し
- 八 工事主が法人である場合であって、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額が確認できる書類
- 九 工事施行者の登記事項証明書、事業の経歴を記載した書類及び工事施行者が建設業法第3条第1項の許可を受けていることを証する書類
- 十 土石の堆積に関する工事の土石の数量を計算した書類
- 十一 土石の堆積に関する工事の工程表
- 十二 その他市長が必要と認める書類

【解説】

土石の堆積に関する工事の許可申請に係る様式及び添付書類は、表 2-9 及び表 2-10 に示すとおりです。

表 2-9 土石の堆積に関する工事の許可申請書の様式及び添付書類

No.	様式	書類の種類	備考
1	様式第四	土石の堆積に関する工事の許可申請書	・省令第7条第2項〔第63条第2項〕
2	-	手数料	・詳細は表 2-3 を参照
3	(任意)	土地付近状況写真	・省令第7条第2項第4号〔第63条第2項第1号〕 ・土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真
4	参考様式 3	工事主の資力及び信用・工事施行者の能力に関する申告書	・省令第7条第2項第5号及び第6号〔第63条第2項第1号〕
5	(任意)	申請者の証明書類 【個人の場合】 ・氏名及び住所を証する書類 【法人の場合】 ・登記事項証明書 ・役員の氏名及び住所を証する書類	・申請者本人又は法人の場合は役員の氏名及び住所を証する書類として、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものを提出
6	様式第五	資金計画書	・省令第7条第2項第7号〔第63条第2項第1号〕 ・工事主に当該工事を行うために必要な資力を示す資金計画書
7	(任意)	預金残高証明書	・細則第4条第2項第4号 ・資金計画書の根拠資料として提出
8	(任意)	資金借入又は融資証明書	・細則第4条第2項第4号 ・資金計画書の根拠資料として提出
9	(任意)	【個人の場合】 所得税の納税証明書	・細則第4条第2項第5号 ・最近3年間のものを提出
10	(任意)	【法人の場合】 ・財務諸表 ・法人税の納税証明書	・細則第4条第2項第6号 ・最近3年間のものを提出 ・財務諸表は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表を指す

No.	様式	書類の種類	備考
11	(任意)	【法人の場合】 住民票又は個人番号カードの写し	・細則第4条第2項第7号 ・法人で発行済株式総数の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいる場合に提出
12	参考様式6	【法人の場合】 株主の有する株式の数又は出資の金額が確認できる書類	・細則第4条第2項第8号 ・法人で発行済株式総数の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいる場合に提出
13	参考様式4	宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨等の誓約書	
14	参考様式5	暴力団員等に該当しない旨の誓約書	
15	参考様式2	土地所有者等の同意	・省令第7条第2項第8号〔第63条第2項第1号〕 ・土地所有者等（法第12条第2項第4号〔第30条第2項第4号〕）の全ての同意を得たことを証する書類
16	(任意)	土地の登記事項証明書	・細則第4条第2項第3号 ・工事を行おうとする土地について申請日前3か月以内に取得したもの
17	(任意)	同意者の印鑑証明書	・同意をした日から3か月以内に取得したもの
18	参考様式7	周辺住民周知報告書	・省令第7条第2項第9号〔第63条第1項第1号〕

No.	様式	書類の種類	備考
19	(任意)	【説明会開催の場合】 ・開催の周知範囲が分かる位置図等 ・開催案内及び開催結果が分かる資料（議事録又は議事要約、説明会に用いた資料等） 【書面配布の場合】 ・配布した書面 ・配布範囲が分かる位置図等 【掲示及びインターネットによる場合】 ・掲示場所が分かる位置図等 ・掲示状況の写真 ・閲覧ページの写し(URLを含む)	・土地の周辺地域の住民に対する説明会の開催等の工事内容の周知（法第 11 条〔第 29 条〕）を証する書類
20	参考様式 3	工事主の資力及び信用・工事施行者の能力に関する申告書	・細則第 4 条第 2 項 9 号 ・工事主と工事施行者が異なる場合に提出
21	(任意)	【個人の場合】 ・氏名及び住所を証する書類 【法人の場合】 ・登記事項証明書 ・建設業許可証明書	・工事施行者本人の氏名及び住所を証する書類として、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものを提出 ・申請日前 3 か月以内に取得したもの
22	(任意)	堆積土石の崩壊を防止するための措置	・省令第 7 条第 2 項第 2 号〔第 63 条第 2 項第 1 号〕 ・土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が 10 分の 1 以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置等、堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置（省令第 32 条）の内容が適切であることを証する書類

No.	様式	書類の種類	備考
23	(任意)	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	・省令第7条第2項第3号〔第63条第2項第1号〕 ・次の①か②のいずれかの措置(省令第34条)の内容が適切であることを証する書類 ① 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等(土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない。)を設置すること ② 次に掲げる全ての措置 ・堆積した土石を防水性のシートで覆うこと等、堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置 ・堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積すること等、堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置
24	(任意)	土量計算書	・細則第4条第2項第10号 ・土地の平面図及び断面図との整合を図ること
25	(任意)	工程表	・細則第4条第2項第11号
26	(任意)	他法令による許認可書等の写し	・土石の堆積の実施に関して法令の許可等が必要な場合に提出 ① 許認可済みのものは許認可書の写し ② 申請中のものは申請書の写し(受付印のあるもの)
27	(任意)	河川管理者等の同意書等	・細則第7条第3項第2号 ・工事を行う土地の区域外に雨水等を放流する場合に、放流先の河川管理者等の同意書や協議記録を提出
28	(任意)	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印
29	-	その他必要と認める書類	・細則第4条第2項第12号
30	-	図面	・省令第7条第2項第1号〔第63条第2項第1号〕 ・詳細は表 2-10 を参照

表 2-10 土石の堆積に関する工事の許可申請書の添付図面（土石の堆積）

No.	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	・ 省令第 7 条第 2 項第 1 号 〔第 63 条第 2 項第 1 号〕
2	地形図	方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	・ 省令第 7 条第 2 項第 1 号 〔第 63 条第 2 項第 1 号〕 ・ 等高線は、2 m の標高差を示すものとする。
3	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が 10 分の 1 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500 以上	・ 省令第 7 条第 2 項第 1 号 〔第 63 条第 2 項第 1 号〕 ・ 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・ 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上	・ 省令第 7 条第 2 項第 1 号 〔第 63 条第 2 項第 1 号〕
5	土地の公図の写し	方位、土地の境界線（赤線）、地番、地目、土地所有者名及び官有地の種別（河川は水色、道路は薄茶色）	公図のとおり	・ 細則第 4 条第 2 項第 1 号 ・ 法務局備付けのものの写しに、官有地は種別ごとに色分けをすること。 ・ 複数の公図にまたがる場合は、転写連続図を作成し、作成年月日及び作成者の氏名を記載すること。
6	土地の求積図	許可申請に関連のある土地全体の面積及び土石の堆積を行う土地の面積	（任意）	・ 細則第 4 条第 2 項第 2 号 ・ 許可申請に関連のある土地全体の面積及び土石の堆積を行う土地の面積について作成すること。

3 許可申請書の記載要領

【解説】

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書及び土石の堆積に関する工事の許可申請書の記載に当たっては、次の事項を確認してください。

①「工事施行者住所氏名」

- ・工事の請負人又は請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記入してください。

②「土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）」

- ・申請地内の土地について、地番までその全てを記入してください。
- ・申請地を工区に分けたときは、工区別に工区内の土地について、地番までその全てを記入してください。（記入欄に記入できない場合は、別紙に記入してください。）
- ・代表地点の緯度経度は申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記入してください。

③「土地の面積」

- ・許可申請に関連のある土地の総面積であって、盛土若しくは切土又は土石の堆積を行わない道路、法面等を含みます。
- ・申請地を工区に分けたときは、工区別に面積を記入してください。

④「盛土のタイプ」

- ・盛土のタイプは次の分類から選択してください。（複数選択可）
 - ア 平地盛土：勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
 - イ 腹付け盛土：勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
 - ウ 谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土

⑤「土地の地形」

- ・「溪流等」として定める土地は次に該当するものをいいます。（政令第7条第2項第2号、省令第12条）
 - ア 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
 - イ 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地
 - ウ ア及びイの土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地
- ・「溪流等」の範囲とは、溪床 10 度以上の勾配を呈し、0 次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が 25 メートル以内の範囲を指します。

⑥「工事の概要」

- ア 盛土又は切土の高さ
 - ・「第1節 1 許可申請が必要な盛土等に関する工事」の p.43「表 2-1 許可申請が必要な盛土等に関する工事の規模」の盛土、切土又は盛土と切土を同時に行う場合に該当する最大

高さを記入してください。最大高さは、現況地盤面と造成後の地盤面の差が最も大きくなる箇所を記入してください。

イ 盛土又は切土をする土地の面積又は土石の堆積を行う土地の面積

- ・許可申請の対象となる土地の面積、即ち、盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積であって、手数料の額を判定する面積となります。

ウ 工程の概要

- ・工程表を添付してください。

⑦「土石の堆積に対する留意事項」

- ・特定の工事に付随し期間が限定されるものか、特定の工事に付随せず一定期間運営するものか等について具体的に記入してください。特定の工事に付随する場合には、その工事の期間についても記入してください。
- ・工程の概要として、年間の搬入・搬出量等を記入してください。
- ・工事の期間を5年以内としてください。

⑧「その他必要な事項」

- ・他法令による許認可の状況を全て記入してください。
- ・工事前後の土地利用について宅地、農地等又は公共施設用地のうち該当するものを記入してください。また、工事完了後の土地利用については、建築物等の建築の有無等の具体的な内容まで記入してください。
- ・当該土地の権利を有するものが国又は地方公共団体等の公共機関の場合には、申請者が土地の貸付け等に関する協議を開始している旨の当該公共機関の交付する証明を添付することで差し支えありません。ただし、許可に当たっては、当該公共機関と土地の貸付け等に係る契約締結等を行った後、速やかにそのことが分かる書類等の写しを提出する必要があります。

4 工事に使用する土石の採取場所、搬入計画及び土石の性状の記載要領

【解説】

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書には、「工事に使用する土石の採取場所、搬入計画及び土石の性状」（第3号様式）を添付する必要があります。記載に当たっては、次の事項を確認してください。

①土石の採取場所及び搬入計画が見込みの場合

- ・許可申請時点で、採取場所及び搬入計画が確定している土石のみについて記入し、見込みのもの等については記入しないでください。
- ・許可申請時点で、土石の採取場所及び搬入計画が見込みの状態にあるものについては、別紙（様式は任意）により、採取場所及び予定量の見込みを記載するとともに、「見込んでいる土石を特定し、これを申請地に盛土しようとする際には、土石の採取場所及び土石の性状を示す資料を添付して変更届出書を提出し、このことについて確認を受けた上で盛土を行う」旨を記入してください。

②「採取場所」

- ・土石を採取する所在地を明記するとともに、建設工事等の名称があるものについてはその名称についても括弧書きで記入してください。
- ・盛土等の用に供する土地の区域で採取された土石（採取土石）による盛土等を行う場合は、「搬入計画」を「採取計画」に読み替えて記入してください。

③採取場所及び搬入計画を特定した土石について必要となる添付資料

- ・土石の採取場所及び搬入計画を特定した土石の盛土等の許可を申請する際には、土石についての根拠資料として次のものを添付してください。
 - (1) 土石発生元工事についての工事請負契約書等の写し
 - ・発注者と工事請負者との間の契約書の写し等を添付してください。
 - (2) 残土発生土量の根拠
 - ・工事設計書の写し等を添付してください。
 - (3) 建設工事発生土区分の根拠
 - ・盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡以上の場合には、コーン指数及び土砂の性状観察等から建設工事発生土区分（表2-11参照）を決定した土質試験報告書を添付してください。なお、法第15条第1項又は第34条第1項による協議を行おうとする者については、この限りではありません。

表 2-11 建設発生土を利用する場合の区分及びその用途（発生土利用基準※）

区分	用途
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれらに準ずるもの)	工作物の埋め戻し材料
	土木構造物の裏込材
	道路盛土材料
	宅地造成用材料
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの)	土木構造物の裏込材
	道路盛土材料
	河川築堤材料
	宅地造成用材料
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの)	土木構造物の裏込材
	道路路体用盛土材料
	河川築堤材料
	宅地造成用材料
	水面埋立て用材料
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもの（第三種建設発生土を除く。))	水面埋立て用材料

※ 発生土利用基準について（平成18年8月10日付け国官技第112号・国官総第309号・国営計第59号）

第3節 許可申請前における具体的な手続き

1 土地所有者等の同意

【法】（宅地造成等に関する工事の許可）

第12条 略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一～三 略

四 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

3・4 略

※特定盛土等規制区域については、第30条で同様に規定

【解説】

盛土等に関する工事の許可申請を行うに当たっては、盛土等に関する工事をしようとする土地の区域内の土地について、所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借における権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていることが必要です。

(1) 使用及び収益を目的とする主な権利

使用及び収益を目的とする主な権利について、参考までに表2-12に示しますが、これ以外にも同意を得る権利を有する者がいるかどうかを確認してください。

表2-12 使用及び収益を目的とする主な権利（参考）

権利の名称	解説
所有権	物を全面的に支配する物権。法令の制限内で、目的物を自由に使用・収益・処分できる権利
地上権	他人の土地において、建物などの工作物又は竹木を所有するために、その土地を使用する物権
質権	債権者が債権の担保として債務者または第三者から受け取った物を債務が弁済されるまで留置して、債務者の弁済を間接的に促すとともに、弁済されない場合にはその物から優先弁済を受けることを内容とする担保物権
賃借権	賃貸借契約に基づき、賃借人が契約の目的物を使用・収益する権利
使用貸借による権利	当事者の一方が相手方からある物を無償で借りて使用・収益できる権利

(2) 土地所有者等の同意が必要な工事

土地所有者等の同意を得る必要のある工事は、盛土規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定に基づき許可を受ける必要のある工事で、盛土等に関する工事の規模にかかわらず、全ての工事が対象となります。

また、国又は都道府県等が行う盛土等に関する工事（盛土規制法第 15 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の規定に基づき、市長との協議が成立したことをもって、許可を受けたものとみなされる工事）についても、盛土等に関する工事の規模にかかわらず、全ての工事が対象となります。

(3) 土地所有者等の同意の取得を確認するために提出する書類

盛土等に関する工事をしようとする土地の区域内の土地について、使用及び収益を目的とする権利を有する者全ての同意を取得していることを確認します。具体的には、次の書類を提出してください。

- ① 土地の公図の写し
- ② 土地の登記事項証明書
- ③ 権利を有する者を記載した一覧表（権利関係者一覧表）
- ④ 各権利者の同意書（本人確認書類を添付）

所有権の登記がある土地については、当該所有権を有する者の同意書を提出してください。所有権の登記がない土地については、現に当該土地を所有している者の同意書を提出してください。

上記のうち、④各権利者の同意書には、次の事項を必ず記載してください。また、本人の同意であることを確認するため、同意者の印鑑証明書を添付してください。

- ① 所在地・地番
- ② 地目又は建物の用途
- ③ 地積又は延べ面積
- ④ 権利の種類
- ⑤ 同意年月日
- ⑥ 同意者の住所及び氏名

2 周辺住民への事前周知

【法】（住民への周知）

第 11 条 工事主は、次条第 1 項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第 29 条で同様に規定

【省令】（住民への周知の方法）

第 6 条 法第 11 条の宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合又は都道府県（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下この条及び次条第 1 項において「指定都市」という。）又は同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下この条及び次条第 1 項において「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。以下同じ。）の条例若しくは規則で定める場合にあっては、第 1 号に掲げる方法により行うものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催すること。
- 二 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に配布すること。
- 三 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。
- 四 前 3 号に掲げるもののほか、都道府県の条例又は規則で定める方法

※特定盛土等規制区域については、第 62 条で同様に規定

【解説】

盛土等に関する工事の許可申請を行うに当たっては、盛土等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対して、当該工事の内容を周知させるための措置を講ずる必要があります。

(1) 周辺住民への事前周知が必要な工事

周辺住民への事前周知をする必要のある工事は、盛土規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定に基づき許可を受ける必要のある工事で、盛土等に関する工事の規模にかかわらず、全ての工事が対象となります。

また、国又は都道府県等が行う盛土等に関する工事（盛土規制法第 15 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の規定に基づき、市長との協議が成立したことをもって、許可を受けたものとみなされる工事）についても、盛土等に関する工事の規模にかかわらず、全ての工事が対象となります。

(2) 周辺住民への事前周知を確認するために提出する書類

許可申請書に、事前周知を行った記録等を添付することで、事前周知を行っていることを確認します。

(3) 周知の方法

次のいずれかの方法により行うものとしますが、特に災害が生じた場合、被害が大きいと考えられる盛土等の規模※においては、説明会の開催を必須とします。

- ① 工事の内容についての説明会の開催
- ② 工事の内容を記載した書面の周辺住民への配布
- ③ 工事の施行に係る土地又はその周辺での掲示及びウェブサイトへの掲載

※ 溪流等において、高さが 15 メートルを超える盛土をする場合

(4) 周知する内容

周辺住民へ周知する工事の具体的な内容は、表 2-13 に示すとおりです。

表 2-13 周知する工事の具体的な内容

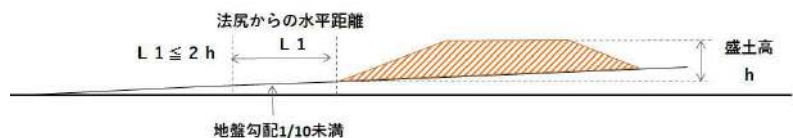
区分	項目
共通事項	① 工事主の氏名又は名称 ② 工事が施行される土地の所在地 ③ 工事施行者の氏名又は名称 ④ 工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤ 工事の目的 ⑥ 排水施設その他の土砂の崩壊又は流出を防止するための施設の計画 ⑦ 工事中の災害を防止するための方法 ⑧ 工事施行者が工事に必要な資格を有していること ⑨ 土石の性質の区分 ⑩ 工事を行う日程及び時間帯 ⑪ 現場管理者の氏名及び連絡先
宅地造成及び特定盛土等	⑫ 盛土又は切土の高さ ⑬ 盛土又は切土をする土地の面積 ⑭ 盛土又は切土の土量
土石の堆積	⑮ 土石の堆積の最大堆積高さ ⑯ 土石の堆積を行う土地の面積 ⑰ 土石の堆積の最大堆積土量

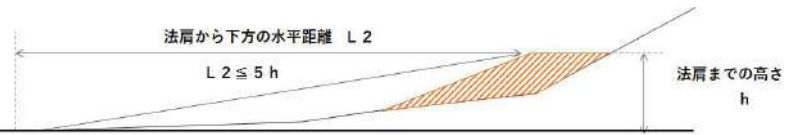
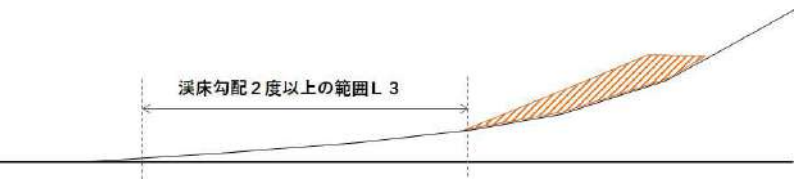
(5) 周知を行う範囲

周知を行う範囲は、盛土等の区分に応じて表 2-14 及び図 2-5 に示す考え方を参考に設定することを基本としますが、具体的な範囲については、工事主が担当窓口にご相談し、周知不足がないよう十分な範囲を設定する必要があります。

表 2-14 周知を行う範囲の目安

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲
① 平地盛土 ② 切土 ③ 土石の堆積	○ 盛土等の境界（法尻）から盛土等の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ 以内の範囲（※下図 L 1 の範囲） ○ 盛土等を行う土地の隣接地 ○ 盛土等を行う土地が属する自治会等の範囲



腹付け盛土	○ 盛土ののり肩までの高さ h に対して盛土のり肩から下方の水平距離 $5h$ 以内の範囲（※下図 L 2 の範囲） ○ 盛土を行う土地の境界から下流方向に水平距離 50m～数百 m 程度の範囲 ○ 上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲 
① 省令第 6 条第 1 項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ 15m を超える盛土 ② 溪流等における盛土（①を除く） ③ 谷埋め盛土（①、②を除く） ④ 腹付け盛土のうち、模式図 2 の範囲に溪流等の溪床が存在する場合（①、②を除く）	○ 下流の溪床勾配が 2 度以上の範囲（※下図 L 3 の範囲） ○ 上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲 

なお、表 2-14 における各区分における平面的な範囲については、盛土等が土石流化することを想定し、法尻の端部から分散角 30 度を確保した範囲を目安とします。（各区分共通）

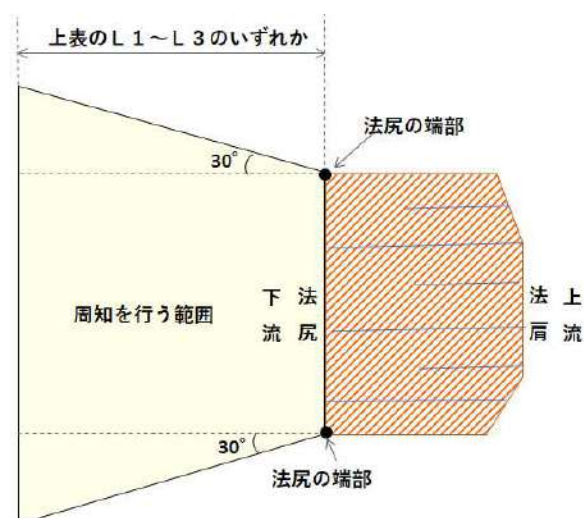


図 2-5 周知を行う平面的な範囲の目安

第4節 許可申請における具体的な手続き

1 技術的基準への適合

(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の技術的基準

【法】（宅地造成等に関する工事の技術的基準等）

第13条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第1項ただし書に規定する工事を除く。第21条第1項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

2 略

※特定盛土等規制区域については、第31条で同様に規定

【解説】

宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行うに当たっては、宅地造成又は特定盛土等に伴う災害を防止するため、政令で規定する技術的基準、国の技術的助言である「盛土等防災マニュアル」及び細則で規定する技術的基準に基づき、盛土や擁壁、排水施設の設置について必要な措置を講ずることが必要です。

これらの技術的基準は、「**技術的基準編**」としてとりまとめているため、別途参考にしてください。

- ・政令で規定する技術的基準（表2-15参照）
- ・盛土等防災マニュアル <https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001611436.pdf>
- ・盛土等防災マニュアルの解説：盛土等防災研究会
- ・市施行細則で規定する技術的基準

表2-15 政令で規定する技術的基準（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

政令	基準	
第7条	地盤について講ずる措置に関する技術的基準	
第8条第1項、第2項	擁壁の設置に関する技術的基準	設置が必要な崖面
第9条～第13条		擁壁の構造
第17条		特殊の材料又は構法による擁壁
第14条	崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準	
第15条	崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準	
第16条	排水施設の設置に関する技術的基準	
第18条	特定盛土等に関する工事の技術的基準	
第20条	規則への委任	

(2) 土石の堆積に関する工事の技術的基準

【解説】

宅地造成又は特定盛土等に関する工事と同様に、土石の堆積に関する工事を行うに当たっては、土石の堆積を行ったことに起因する災害を防止するため、政令で規定する技術的基準及び盛土等防災マニュアルに基づき、必要な措置を講じることが必要です。

土石の堆積に関する工事の技術的基準は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事と同様に、「**技術的基準編**」を参考にしてください。

表 2-16 政令で規定する技術的基準（土石の堆積に関する工事）

政令	基準
第 19 条	土石の堆積に関する工事の技術的基準
第 20 条	規則への委任（甲府市は該当なし）

2 設計者の資格

【法】（宅地造成等に関する工事の技術的基準等）

第 13 条 略

2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第 31 条で同様に規定

【政令】（資格を有する者の設計によらなければならない措置）

第 21 条 法第 13 条第 2 項（法第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の政令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが 5 メートルを超える擁壁の設置
- 二 盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 平方メートルを超える土地における排水施設の設置

※特定盛土等規制区域については、第 31 条で同様に規定

【政令】（設計者の資格）

第 22 条 法第 13 条第 2 項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 2 年以上の実務の経験を有する者であること。
- 二 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。）において、正規の土木又は建築に関する修業年限 3 年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。同号において同じ。）、土木又は建築の技術に関して 3 年以上の実務の経験を有する者であること。
- 三 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 4 年以上の実務の経験を有する者であること。

四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 7 年以上の実務の経験を有する者であること。

五 主務大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

※特定盛土等規制区域については、第 31 条で同様に規定

【省令】（設計者の資格）

第 35 条 令第 22 条第 5 号の規定により、主務大臣が同条第 1 号から第 4 号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者は、次に掲げる者とする。

一 土木又は建築の技術に関して 10 年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 19 条第 1 号トに規定する講習を修了した者

二 前号に掲げる者のほか主務大臣が令第 22 条第 1 号から第 4 号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者

【解説】

(1) 資格を有する者の設計対象工事

表 2-17 に示すとおり、一定規模以上の擁壁を設置する工事や一定規模以上の土地において排水施設を設置する工事は、後述する資格を有する者（以下「設計者」という。）による設計が必要となります。

表 2-17 資格を有する者の設計対象工事

根拠法令	資格を有する者の設計対象工事
法第 13 条第 2 項 〔第 31 条第 2 項〕 政令第 21 条各号 〔第 31 条第 1 項〕	① 高さ 5 m を超える擁壁を設置する工事 ② 盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 m ² を超える土地において排水施設を設置する工事

(2) 設計者の資格

設計者による設計が必要な工事（(1) 資格を有する者の設計対象工事）において、必要な設計者の資格は表 2-18 に示す①から⑧までのいずれかとなります。許可申請書には、設計者の資格に関する申告書（参考様式 1）設計者の資格を証する書類を添付してください。

表 2-18 設計者の資格

根拠法令等	設計者の資格	設計者の資格を証する書類
法第 13 条第 2 項 〔第 31 条第 2 項〕 政令第 22 条各号 〔第 31 条第 2 項〕 省令第 35 条各号	① 大学（短期大学を除く。）の土木・建築課程を卒業後、土木・建築に関する 2 年以上の実務経験を有する者	・卒業証明書 ・実務経験証明書
	② 短期大学（3 年生）の土木・建築課程を卒業後、土木・建築に関する 3 年以上の実務経験を有する者	
	③ 短期大学（②の者を除く。）、高等専門学校、旧制専門学校の土木・建築課程を卒業後、土木・建築に関する 4 年以上の実務経験を有する者	
	④ 高等学校、旧制中学校の土木・建築課程を卒業後、土木・建築に関する 7 年以上の実務経験を有する者	
	⑤ 土木・建築に関する 10 年以上の実務経験を有する者で、国土交通大臣の認定する講習を修了したもの	・実務経験証明書 ・宅地造成技術講習会修了証書
	⑥ 大学院等で土木・建築関係を 1 年以上専攻したのち、土木・建築に関する 1 年以上の実務経験を有する者	・在学証明書又は卒業証明書 ・実務経験証明書
	⑦ 技術士※（建設部門、建設部門、農業部門、森林部門又は水産部門）	・技術士の資格証明書
	⑧ 一級建築士	・一級建築士の資格証明書

※ 農業部門は選択科目を「農業農村工学」とするもの、森林部門は選択科目を「森林土木」とするもの、水産部門は選択科目を「水産土木」とするものに限る。

3 工事主の資力及び信用

【法】（宅地造成等に関する工事の許可）

第 12 条 略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 略

二 工事主に宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

三・四 略

3・4 略

※特定盛土等規制区域については、第 30 条で同様に規定

【解説】

盛土等に関する工事の許可申請に当たっては、工事主が当該工事を行うために必要な資力及び信用を有しているかどうか、工事主の資力及び信用・工事施行者の能力に関する申告書（参考様式3）及び表2-19に示す書類をもとに確認します。

表 2-19 工事主の資力及び信用を確認するための書類

工事主が個人の場合	工事主が法人の場合
・ 資金計画書（省令別記様式第三） ・ 資産に関する調書 ・ 直前3年間の所得税の納付すべき額及び納税済額を証する書類（納税証明書） ・ 預金残高証明書 ・ 資金借入又は融資証明書 ・ 住民票又は個人番号カードの写し等（本人確認書類） ・ 誓約書（参考様式4及び5）	・ 資金計画書（省令別記様式第三） ・ 直前3年間の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（財務諸表） ・ 法人税の納付すべき額及び納税済額を証する書類（納税証明書） ・ 事業経歴書 ・ 預金残高証明書 ・ 資金借入又は融資証明書 ・ 登記事項証明書 ・ 役員の住民票又は個人番号カードの写し等（本人確認書類） ・ 誓約書（参考様式4及び5） （発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がある場合） ・ 住民票又個人番号カードの写し等（本人確認書類） ・ 株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額が確認できる書類

(1) 資力の確認方法

次に示す内容や過去の事業実績等を踏まえ、工事主が工事を完成するために必要な資力を有しているかどうかを確認します。

- ・ 資金計画書に記載の工事費等の支出が、自己資金、借入金及びその他の収入の合計を超えていないこと。また、処分収入等が過当に見積もられていないこと。
- ・ 工事主が個人の場合は所得税、法人の場合は法人税について、滞納していないこと。
- ・ その他、関係書類から総合的に判断して、資力を有していないと認められる事項がないこと。

(2) 信用の確認方法

工事主及び工事主の役員等※が工事を完成するために必要な信用を有しているかどうかを誓約書により確認します。誓約書（参考様式 4 及び 5）は、次のいずれにも該当しないことを誓約する書類であり、虚偽の記載が判明した場合には、工事の許可を取り消す場合があります。

- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 盛土規制法又は同法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ③ 盛土規制法第 12 条、第 16 条、第 30 条又は第 35 条の許可を取り消され、その取り消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知を受けた日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）
- ④ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ⑤ 甲府市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等

※ 会社の役員、発行済み株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主及び出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者

4 工事施行者の能力

【法】（宅地造成等に関する工事の許可）

第 12 条 略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一・二 略

三 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。

四 略

3・4 略

※特定盛土等規制区域については、第 30 条で同様に規定

【解説】

盛土等に関する工事の許可申請に当たっては、工事施行者が当該工事を完成させるために必要な能力を有しているかどうか、工事主の資力及び信用・工事施行者の能力に関する申告書（参考様式 3）及び表 2-20 に示す書類をもとに確認します。

表 2-20 工事施行者の能力を確認するための書類

工事施行者が個人の場合	工事施行者が法人の場合
・住民票又は個人番号カードの写し等 (本人確認書類) ・事業経歴書	・法人の登記事項証明書 ・事業経歴書 ・建設業許可証明書

(1) 能力の確認方法

工事施行者が、当該工事の難易度に対して、過去の事業実績等から工事を完成することが可能であると考えられるかどうかを確認します。

なお、土石の堆積に関する工事は、工作物を設置しない場合に限り、全ての工事施行者に技術力があるものとみなし、技術力以外の能力について確認します。

(2) 許可申請時に現場管理者が定まっていない場合の対応

現場管理者の住所及び氏名は、許可申請時に現場管理者が定まっていない場合には、後述する工事着手届出書に記載して提出してください。

5 許可又は不許可の通知

【法】（許可証の交付又は不許可の通知）

第 14 条 都道府県知事は、第 12 条第 1 項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつてその旨を通知しなければならない。

3 宅地造成等に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 第 2 項の許可証の様式は、主務省令で定める。

※特定盛土等規制区域については、第 33 条で同様に規定

【省令】（許可証の様式）

第 36 条 法第 14 条第 4 項（法第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める様式は、別記様式第六とする。

2 都道府県知事は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第 14 条第 1 項の許可の処分をしたときは、同条第 2 項の許可証に、第 7 条第 1 項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。

3 都道府県知事は、土石の堆積に関する工事について法第 14 条第 1 項の許可の処分をしたときは、同条第 2 項の許可証に、第 7 条第 2 項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。

4 前 2 項の規定は、法第 16 条第 3 項において準用する法第 14 条第 1 項の規定による変更の許可の処分をしたときについて準用する。この場合において、第 2 項中「第 7 条第 1 項」とあるのは「第 37 条第 1 項」と、前項中「第 7 項第 2 項」とあるのは「第 37 条第 2 項」と読み替えるものとする。

※特定盛土等規制区域については、第 66 条で同様に規定

【解説】

盛土規制法に基づき許可を受ける必要がある工事は、許可証が交付されるまで当該工事に着手することはできません。

許可権者による審査の結果、許可申請の内容が盛土規制法で定める基準に適合しているときは、許可証を交付します。

不許可の処分をした場合は、その理由を明示した上で書面により通知します。

6 工事の許可に係る公表

【法】（宅地造成等に関する工事の許可）

第12条 略

2・3 略

4 都道府県知事は、第1項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第30条で同様に規定

【省令】（宅地造成等に関する工事の許可に係る公表の方法）

第9条 法第12条第4項（法第16条第3項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

※特定盛土等規制区域については、第64条で同様に規定

【省令】（宅地造成等に関する工事の許可に係る公表事項）

第10条 法第12条第4項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

※特定盛土等規制区域については、第65条で同様に規定

【解説】

盛土等に関する工事のうち、許可を受けた全ての工事及び届出のあった工事は、公表されます。これは、市民等が不法・危険な盛土等を認識しやすい環境を整備することを目的に規定されたものです。

(1) 公表対象となる工事

次に示す工事が公表の対象となります。

- ・ 盛土規制法に基づく規制開始日以降に許可を受けた盛土等に関する工事

(2) 公表の方法

省令第9条又は第64条の規定に基づき、市ホームページに公表事項を掲載します。

URL：<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/shinrin/morido/moridotetuduki.html>

(3) 公表事項

公表される事項は、表 2-21 に示すとおりです。なお、表中の「⑧崖面崩壊防止施設の有無」は、建築物を建築しようとする者及び建築確認を行う特定行政庁又は指定確認検査機関が、その土地について崖面崩壊防止施設の有無を把握できるようにするため、省令第10条又は第65条に規定されている事項に加えて追加するものです。

表 2-21 公表事項

根拠法令	公表事項
法第12条第4項 〔第30条第4項〕 省令第10条各号 〔第65条各号〕	① 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図 ② 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日 ③ 工事施行者の氏名又は名称 ④ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日 ⑤ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ ⑥ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積 ⑦ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量 ⑧ 崖面崩壊防止施設の有無

第5節 工事着手における具体的な手続き

1 現場での標識掲出

【法】（標識の掲示）

第49条 第12条第1項若しくは第30条第1項の許可を受けた工事主又は第27条第1項の規定による届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

【省令】（標識の様式及び記載事項）

第87条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第49条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十三によるものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第49条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十四によるものとする。

3 法第49条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 現場管理者の氏名又は名称
- 五 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 六 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図
- 七 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 八 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 九 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- 十 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
- 十一 許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

【解説】

盛土等に関する工事の許可を受けた工事主及び届出をした工事主は、工事現場の見やすい場所に、必要事項を記載した標識を掲出する必要があります。

なお、許可の特例（みなし許可）を受けた工事も現場での標識掲出の対象となります。

(1) 現場での標識掲出の対象となる工事

次に示す工事が現場での標識掲出の対象となります。

- ・ 盛土規制法に基づく規制開始日以降に許可を受けた盛土等に関する工事
- ・ 盛土規制法第15条第1項又は第34条第1項の規定により、許可を受けたものとみなされる盛土等に関する工事（国及び都道府県等が実施する工事）
- ・ 盛土規制法第15条第2項又は第34条第2項の規定により、許可を受けたものとみなされる宅地造成又は特定盛土等に関する工事（都市計画法開発許可を受けた工事）

(2) 標識の様式

標識の様式は、省令第 87 条第 1 項及び第 2 項に規定されています。詳細は、省令別記様式第二十三（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識）及び第二十四（土石の堆積に関する工事の標識）を参照してください。

(3) 標識の記載事項

標識に記載する必要のある事項は、表 2-22 に示すとおりです。

表 2-22 標識の記載事項

根拠法令	記載事項
法第 49 条 省令第 87 条第 3 項	① 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 ② 工事の許可年月日及び許可番号 ③ 工事施行者の氏名又は名称 ④ 現場管理者の氏名又は名称 ⑤ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日 ⑥ 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図 ⑦ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ ⑧ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積 ⑨ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量 ⑩ 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先 ⑪ 許可を担当した甲府市の部局の名称及び連絡先

2 工事着手の届出

【細則】（宅地造成等に関する工事の着手の届出）

第 5 条 第 12 条第 1 項の許可（法第 15 条第 1 項の規定により法第 12 条第 1 項の許可があったものとみなされるものを含む。以下同じ。）を受けた者又は法第 27 条第 1 項の規定により届出をした者若しくは法第 30 条第 1 項の許可（法第 34 条第 1 項の規定により法第 30 条第 1 項の許可があったものとみなされるものを含む。以下同じ。）を受けた者は、当該許可又は届出に係る工事に着手したときは、宅地造成等に関する工事の着手届出書（第 4 号様式）の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

- 一 宅地造成等に関する工事の工程表
- 二 法第 49 条の規定により工事主が掲げる標識の掲示状況を明らかにする写真

【解説】

許可権者が盛土等に関する工事の進捗状況を把握することを目的に、工事の許可を受けた工事主及び届出をした工事主は、当該工事に着手したときは、速やかにその旨を市長に届け出る必要があります。

(1) 工事着手の届出の対象となる工事

次に示す工事が工事着手の届出の対象となります。

- ・ 盛土規制法に基づく規制開始日以降に許可を受けた盛土等に関する工事
- ・ 盛土規制法第 15 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の規定により、許可を受けたものとみなされる盛土等に関する工事（国及び都道府県等が実施する工事）

(2) 工事着手の考え方

工事着手の時点の考え方は、請負契約の締結又はそれに基づく労務者の雇入れ、若しくは資材の購入の段階ではなく、工事現場において設計図書等と照合して行う最初のくい打ち等の土地の形質の変更又は土石の堆積が行われた時点とします。

(3) 工事着手届出書及び添付書類

工事着手の届出に係る様式及び添付書類は、表 2-23 に示すとおりです。

表 2-23 工事着手届出書の様式及び添付書類（宅地造成又は特定盛土等と土石の堆積で共通）

No.	様式	書類の種類	備考
1	第 4 号様式	宅地造成等に関する工事の着手届出書	・ 細則第 5 条
2	（任意）	工程表	・ 細則第 5 条第 1 号 ・ 許可申請時に提出した工程表より詳細な工程が決まっている場合はその工程表
3	-	標識の掲示状況を明らかにする写真	・ 細則第 5 条第 2 号
4	-	その他必要と認める書類	
5	（任意）	委任状	・ 代理人が手続きを行う場合に提出 ・ 工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

(4) 工事着手届出書の提出時期及び提出部数

工事着手届出書は、当該工事に着手したら速やかに市長に提出してください。また、工事着手届出書の提出部数は、表 2-6 に示すとおりです。

3 変更の許可の申請

【法】（変更の許可等）

第 16 条 第 12 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。た

だし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 略

3 第 12 条第 2 項から第 4 項まで、第 13 条、第 14 条及び前条第 1 項の規定は、第 1 項の許可について準用する。

4 第 1 項又は第 2 項の場合における次条から第 19 条までの規定の適用については、第 1 項の許可又は第 2 項の規定による届出に係る変更後の内容を第 12 条第 1 項の許可の内容とみなす。

5 前条第 2 項の規定により第 12 条第 1 項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第 35 条の 2 第 1 項の許可又は同条第 3 項の規定による届出は、当該工事に係る第 1 項の許可又は第 2 項の規定による届出とみなす。

※特定盛土等規制区域については、第 35 条で同様に規定

【省令】（変更の許可の申請）

第 37 条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第 16 条第 1 項の許可を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本及び副本に、第 7 条第 1 項各号に掲げる書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第 16 条第 1 項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に、第 7 条第 2 項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第 67 条で同様に規定

【解説】

盛土等に関する工事の許可を受けた後、許可に係る工事の計画を変更しようとする場合、変更の許可を受ける必要があります。ただし、後述する軽微な変更該当する場合は、変更の許可を受ける必要はありません。

なお、都市計画法開発許可を受け、盛土規制法の許可を受けたものとみなされた工事については、都市計画法の変更の許可を受けることで、盛土規制法の変更の許可を受けたものとみなされます。

(1) 変更の許可の申請の対象となる工事

次に示す工事が変更の許可の申請の対象となります。なお、盛土規制法第 15 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の規定により、許可を受けたものとみなされる盛土等に関する工事（国及び都道府県等が実施する工事）は、変更の協議をする必要があります。

- ・ 盛土規制法に基づく規制開始日以降に許可を受けた盛土等に関する工事

(2) 変更許可申請手数料

甲府市手数料条例第 2 条の規定により、変更の許可を申請するごとに変更許可申請手数料を納付する必要があります。なお、金額は当該工事の計画の変更内容や面積区分に基づくものとします。

表 2-24 変更許可申請手数料（再掲）

申請区分	手数料額
盛土等に関する工事の許可の変更の区分に応じ、次のアからウに定める金額の合計額※	
ア 工事の計画の変更（イのみに該当する場合を除く。）	盛土等をする土地（面積の縮小を伴う場合は縮小後の土地）の面積区分に応じ、許可申請手数料の 10 分の 1 の額
イ 許可区域への新たな編入	新たに編入された盛土等をする土地の面積区分に応じ、許可申請手数料の金額と同一の金額
ウ その他の変更	10,000 円

※ 合計額の上限は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合は 600,000 円、土石の堆積に関する工事の場合は 120,000 円とする。

(3) 変更許可申請書及び添付書類

変更の許可の申請に係る様式及び添付書類は、表 2-25 及び表 2-26 に示すとおりです。

表 2-25 変更許可申請書の様式及び添付書類（宅地造成又は特定盛土等）

No.	様式	書類の種類	備考
1	様式第七	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書	・省令第 37 条第 1 項〔第 67 条第 1 項〕
2	手数料	-	・表 2-24 を参照
3	-	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	・許可申請書の添付書類のうち、該当する書類について、変更前後が分かるように記入（変更前は朱書き）
4	-	許可証の写し	・当該変更許可申請前の全ての許可証の写しを添付
5	-	その他必要と認める書類	
6	（任意）	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

表 2-26 変更許可申請書の様式及び添付書類（土石の堆積）

No.	様式	書類の種類	備考
1	様式第八	土石の堆積に関する工事の変更許可申請書	・省令第 37 条第 2 項〔第 67 条第 2 項〕
2	-	手数料	・表 2-24 を参照

No.	様式	書類の種類	備考
3	-	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	・省令第 37 条第 2 項〔第 67 条第 2 項〕 ・許可申請書の添付書類のうち、該当する書類について、変更前後が分かるように記入（変更前は朱書き）
4	-	許可証の写し	・当該変更許可申請前の全ての許可証の写しを添付
5	-	その他必要と認める書類	
6	（任意）	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

(4) 変更許可申請書の提出時期及び提出部数

変更許可申請書は、許可に係る工事の計画を変更する前に速やかに市長に提出してください。
また、申請書の提出部数は、**表 2-6** に示すとおりです。

4 軽微な変更の届出

【法】（変更の許可等）

第 16 条 第 12 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第 12 条第 1 項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3～5 略

※特定盛土等規制区域については、第 35 条で同様に規定

【省令】（軽微な変更）

第 38 条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第 16 条第 1 項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

2 土石の堆積に関する工事について、法第 16 条第 1 項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（当該変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。以下この号において同じ。）が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

※特定盛土等規制区域については、第 68 条で同様に規定

【細則】（宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出）

第9条 宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事について法第16条第2項の規定による届出をしようとする者又は特定盛土等に関する工事について法第35条第2項の規定による届出をしようとする者は、宅地造成等に関する工事の変更届出書（第7号様式）の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

一 省令第38条第1項第1号に掲げるものの変更にあつては、その事実を証する書類

二 省令第38条第1項第2号に掲げるものの変更にあつては、変更後の工程表

2 宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事について法第12条第1項の許可を受けた者又は特定盛土等に関する工事について法第30条第1項の許可を受けた者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事に使用する土石の採取場所、搬入計画又は土石の性状を変更しようとするときは、宅地造成等に関する工事の変更届出書の正本及び副本に、変更後の工事に使用する土石の採取場所、搬入計画及び土石の性状を添付し、市長に提出しなければならない。

3 土石の堆積に関する工事について法第16条第2項又は法第35条第2項の規定による届出をしようとする者は、宅地造成等に関する工事の変更届出書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

一 省令第38条第2項第1号に掲げるものの変更にあつては、その事実を証する書類

二 省令第38条第2項第2号に掲げるものの変更にあつては、変更後の工程表

【解説】

盛土等に関する工事の許可を受けた後、許可に係る工事の計画のうち軽微な変更しようとする場合は、変更の許可を受ける必要はありませんが、速やかに変更した旨を市長に届け出る必要があります。

なお、都市計画法開発許可を受け、盛土規制法の許可を受けたものとみなされた工事については、都市計画法の変更の届出をすることで、盛土規制法の軽微な変更の届出をしたものとみなされます。

(1) 軽微な変更の届出の対象となる工事

次に示す工事が軽微な変更の届出の対象となります。

- ・ 盛土規制法に基づく規制開始日以降に許可を受けた盛土等に関する工事
- ・ 盛土規制法第15条第1項又は第34条第1項の規定により、許可を受けたものとみなされる盛土等に関する工事（国及び都道府県等が実施する工事）

(2) 軽微な変更の内容

軽微な変更の内容は、表 2-27 に示すとおりです。

表 2-27 軽微な変更の内容

行為	軽微な変更の内容	根拠法令
宅地造成又は特定盛土等	① 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更 ② 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更 ③ 工事に使用する土石の採取場所、搬入計画及び土石の性状	省令第 38 条第 1 項 〔第 68 条第 1 項〕 細則第 9 条第 2 項
土石の堆積	① 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更 ② 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（当該変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間）が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）	省令第 38 条第 2 項 〔第 68 条第 2 項〕

(3) 変更届出書及び添付書類

軽微な変更の届出に係る様式及び添付書類は、表 2-28 及び表 2-29 に示すとおりです。

表 2-28 変更届出書の様式及び添付書類（宅地造成又は特定盛土等）

No.	様式	書類の種類	備考
1	第 7 号様式	宅地造成等に関する工事の変更届出書	・細則第 9 条第 1 項
2	-	工事主等の氏名等を変更した事実が分かる書類	・細則第 9 条第 1 項第 1 号
3	（任意）	変更後の工程表	・細則第 9 条第 1 項第 2 号 ・変更前後が分かるように記入（変更前は朱書き）
4	第 3 号様式	変更後の工事に使用する土石の採取場所、搬入計画及び土石の性状	・細則第 9 条第 2 項 ・変更前後が分かるように記入（変更前は朱書き）
5	-	許可証の写し	・当該変更の届出前の全ての許可証の写しを添付
6	-	その他必要と認める書類	
7	（任意）	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

※ 2 から 4 までのうち、該当する書類を提出してください。

表 2-29 変更届出書の様式及び添付書類（土石の堆積）

No.	様式	書類の種類	備考
1	第 7 号様式	宅地造成等に関する工事の変更届出書	・細則第 9 条第 3 項
2	-	工事主等の氏名等を変更した事実が分かる書類	・細則第 9 条第 3 項第 1 号
3	（任意）	変更後の工程表	・細則第 9 条第 3 項第 2 号 ・変更前後が分かるように記入（変更前は朱書き）
4	-	許可証の写し	・当該変更の届出前の全ての許可証の写しを添付
5	-	その他必要と認める書類	
6	（任意）	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

※ 2 及び 3 のうち、該当する書類を提出してください。

（4）変更届出書の提出部数

変更届出書は、許可に係る工事の計画の軽微な変更をした後に遅延なく市長に提出してください。また、変更届出書の提出部数は、表 2-6 に示すとおりです。

5 工事の中止・廃止・再開の届出

【細則】（宅地造成等に関する工事の中止・廃止・再開の届出）

第 13 条 宅地造成等に関する工事について法第 12 条第 1 項の許可を受けた者若しくは法第 21 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による届出をした者又は特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事について法第 30 条第 1 項の許可を受けた者若しくは法第 27 条第 1 項若しくは法第 40 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による届出をした者は、当該工事を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに宅地造成等に関する工事の中止・廃止・再開届出書（第 11 号様式）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。。

2 前項の規定による中止の届出をした者で、当該届出に係る工事を再開しようとするものは、宅地造成等に関する工事の中止・廃止・再開届出書の正本及び副本に、当該届出に係る工事の工程表を添付し、市長に提出しなければならない。。

【解説】

盛土等に関する工事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は中止した工事を再開しようとするときは、速やかにその旨を市長に届け出る必要があります。

なお、都市計画法開発許可を受け、盛土規制法の許可を受けたものとみなされた工事について

ては、都市計画法における手続きを別途行ってください。

(1) 工事の中止・廃止・再開の届出の対象となる工事

次に示す工事が中止・廃止・再開の届出の対象となります。

- ・ 盛土規制法に基づく規制開始日以降に許可を受けた盛土等に関する工事
- ・ 盛土規制法第 15 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の規定により、許可を受けたものとみなされる盛土等に関する工事（国及び都道府県等が実施する工事）

(2) 工事の中止・廃止・再開届出書及び添付書類

工事の中止・廃止・再開の届出に係る様式及び添付書類は、表 2-30 に示すとおりです。

表 2-30 工事の中止・廃止・再開届出書の様式及び添付書類（宅地造成又は特定盛土等と土石の堆積で共通）

No.	様式	書類の種類	備考
1	第 11 号様式	宅地造成等に関する工事 の中止・廃止・再開届出書	・ 細則第 13 条第 1 項
2	(任意)	工程表	・ 細則第 13 条第 2 項 ・ 中止した工事を再開しようとする場合に 提出
3	-	その他必要と認める書類	
4	(任意)	委任状	・ 代理人が手続きを行う場合に提出 ・ 工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人 は朱肉で捺印

(3) 工事の中止・廃止・再開届出書の提出部数

工事の中止・廃止・再開届出書は、当該工事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は中止した工事を再開しようとするときに、速やかに市長に提出してください。また、工事の中止・廃止・再開届出書の提出部数は、表 2-6 に示すとおりです。

6 定期の報告

【法】（定期の報告）

第 19 条 第 12 条第 1 項の許可（政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

2 略

※特定盛土等規制区域については、第 38 条で同様に規定

【政令】（定期の報告を要する宅地造成等の規模）

第 25 条 法第 19 条第 1 項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、第 23 条各号に掲げるものとする。

2 法第 19 条第 1 項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが 5 メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が 1,500 平方メートルを超えるもの
- 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が 3,000 平方メートルを超えるもの

※特定盛土等規制区域については、第 33 条で同様に規定

【省令】（定期の報告）

第 48 条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第 19 条第 1 項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第 19 条第 1 項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第 78 条で同様に規定

【省令】（定期の報告の期間）

第 49 条 法第 19 条第 1 項の主務省令で定める期間は、3 月とする。

※特定盛土等規制区域については、第 79 条で同様に規定

【省令】（定期の報告の報告事項）

第 50 条 法第 19 条第 1 項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第 3 号に掲げる事項については、2 回目以降の定期の報告を行う場合に限るものとする。

- 一 工事が施行される土地の所在地
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 前回の報告年月日

2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第 19 条第 1 項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の時点における盛土又は切土の高さ
- 二 報告の時点における盛土又は切土の面積
- 三 報告の時点における盛土又は切土の土量
- 四 報告の時点における擁壁等（法第 13 条第 1 項に規定する擁壁等をいう。）に関する工事の施行状況

3 土石の堆積に関する工事について、法第 19 条第 1 項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の時点における土石の堆積の高さ
- 二 報告の時点における土石の堆積の面積
- 三 報告の時点における堆積されている土石の土量
- 四 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

※特定盛土等規制区域については、第 80 条で同様に規定

【細則】（宅地造成等に関する工事の定期の報告）

第 15 条 宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事について法第 19 条第 1 項の規定による報告をしよう

とする者又は特定盛土等に関する工事について法第 38 条第 1 項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（第 12 号様式）の正本及び副本に、法第 19 条第 1 項の規定による報告をしようとする場合には省令第 48 条第 1 項に規定する書類、法第 38 条第 1 項の規定による報告をしようとする場合には省令第 78 条第 1 項に規定する書類のほか、それぞれ次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- 一 報告の時点における宅地造成又は特定盛土等に関する工事の工程表
- 二 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況を明らかにする写真
- 三 報告の時点における盛土に用いた土石の性質を明らかにする写真
- 四 報告の時点における災害の防止に関する措置の状況を明らかにする写真

2 土石の堆積に関する工事について法第 19 条第 1 項又は法第 38 条第 1 項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、土石の堆積に関する工事の定期報告書（第 17 号様式）の正本及び副本に、法第 19 条第 1 項の規定による報告をしようとする場合には省令第 48 条第 2 項に規定する書類、法第 38 条第 1 項の規定による報告をしようとする場合には省令第 78 条第 2 項に規定する書類のほか、それぞれ次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- 一 報告の時点における土石の堆積に関する工事の工程表
- 二 報告の時点における災害の防止に関する措置の状況を明らかにする写真

【解説】

許可を受けた盛土等に関する工事のうち、一定規模以上のものは当該工事の進捗状況等について、定期の報告をする必要があります。

許可を受けた日から 3 か月以内ごとに、報告の時点における盛土、切土又は土石の堆積の高さ、面積及び土量、並びに擁壁等（鋼矢板や構台等）に関する工事の進捗状況を報告します。

なお、定期の報告の結果、不適当な箇所があり対策が必要と判断される場合には、必要な対策を講じて再度確認を受けなければなりません。

(1) 定期の報告の対象となる工事

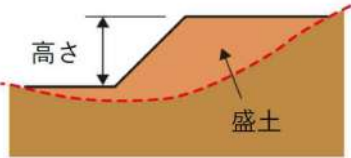
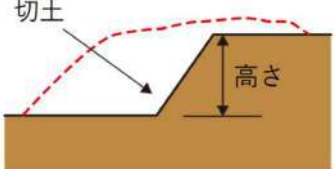
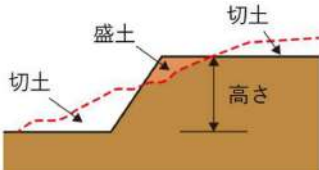
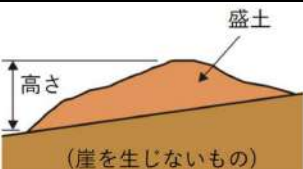
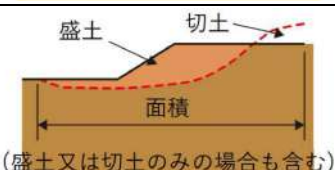
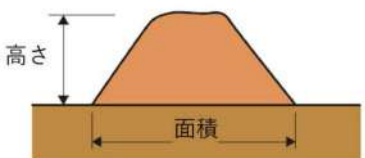
次に示す工事で、一定規模以上のもの（表 2-31 参照）が定期の報告の対象となります。

- ・ 盛土規制法に基づく規制開始日以降に許可した盛土等に関する工事
- ・ 盛土規制法第 15 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の規定により、許可を受けたものとみなされた盛土等に関する工事（国及び都道府県等が実施する工事）
- ・ 盛土規制法第 15 条第 2 項又は第 34 条第 2 項の規定により、許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事（都市計画法開発許可を受けた工事）

(2) 定期の報告の対象となる規模

定期の報告をする必要がある工事の規模は、表 2-31 に示すとおりです。

表 2-31 定期の報告が必要な盛土等に関する工事の規模

根拠法令	行為	規模	イメージ図
法第 19 条 〔第 38 条〕 政令第 25 条 〔第 33 条〕	宅地造成又は特定盛土等	① 盛土で高さが 2 m 超の崖を生ずるもの	
		② 切土で高さが 5 m 超の崖を生ずるもの	
		③ 盛土と切土を同時に行い、高さが 5 m 超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	
		④ 盛土で高さが 5 m 超となるもの（①、③を除く）	
		⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が 3,000 m ² 超となるもの（①～④を除く）	
	土石の堆積	⑥ 最大時に堆積する高さが 5 m 超かつ面積が 1,500 m ² 超となるもの	
		⑦ 最大時に堆積する面積が 3,000 m ² 超となるもの	

※ 「崖」とは、地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。

(3) 定期の報告の報告事項

定期の報告を行う時点における報告事項は、表 2-32 に示すとおりです。

表 2-32 定期の報告の報告事項

行為	報告事項
共通事項	・ 工事が施行される土地の所在地 ・ 工事の許可年月日及び許可番号 ・ 前回の報告年月日（2 回目以降の定期の報告を行う場合）
宅地造成又は特定盛土等	・ 報告の時点における盛土又は切土の高さ ・ 報告の時点における盛土又は切土の面積 ・ 報告の時点における盛土又は切土の土量 ・ 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況
土石の堆積	・ 報告の時点における土石の堆積の高さ ・ 報告の時点における土石の堆積の面積 ・ 報告の時点における堆積されている土石の土量 ・ 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

(4) 定期報告書及び添付書類

定期の報告に係る様式及び添付書類は、表 2-33 及び表 2-34 に示すとおりです。

表 2-33 定期報告書の様式及び添付書類（宅地造成又は特定盛土等）

No.	様式	書類の種類	備考
1	第 12 号様式	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書	・ 細則第 15 条第 1 項
2	-	報告の時点における土地付近状況写真	・ 省令第 48 条第 1 項〔第 78 条第 1 項〕
3	（任意）	工程表	・ 細則第 15 条第 1 項第 1 号 ・ 報告の時点における工事の進捗率を記入
4	-	報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況写真	・ 細則第 15 条第 1 項第 2 号
5		報告に係る期間中に盛土に用いた土石の性質が分かる写真	・ 細則第 15 条第 1 項第 3 号

No.	様式	書類の種類	備考
6	-	報告の時点における工事の 施行中の災害防止措置の状 況が分かる写真	・細則第 15 条第 1 項第 4 号
7	-	その他必要と認める書類	
8	(任意)	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人 は朱肉で捺印

表 2-34 定期報告書の様式及び添付書類（土石の堆積）

No.	様式	書類の種類	備考
1	第 13 号様式	土石の堆積に関する工事の 定期報告書	・細則第 15 条第 2 項
2	-	報告の時点における土地付 近状況写真	・省令第 48 条第 2 項〔第 78 条第 2 項〕
3	(任意)	工程表	・細則第 15 条第 2 項第 1 号 ・報告の時点における工事の進捗率を記入
4	-	報告の時点における工事の 施行中の災害防止措置の状 況が分かる写真	・細則第 15 条第 2 項第 2 号
5	-	その他必要と認める書類	
6	(任意)	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人 は朱肉で捺印

(5) 定期報告書の提出部数

定期報告書は、当該工事の許可を受けた日から 3 か月ごとに市長に提出してください。また、定期報告書の提出部数は、**表 2-6** に示すとおりです。

7 中間検査の申請

【法】（中間検査）

第 18 条 第 12 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第 13 条第 1 項の規定に適合してい

ると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第 12 条第 1 項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 略

5 都道府県知事は、第 1 項の検査において第 13 条第 1 項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第 1 項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

※特定盛土等規制区域については、第 37 条で同様に規定

【政令】（中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模）

第 23 条 法第 18 条第 1 項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが 2 メートルを超える崖を生ずることとなるもの

二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが 5 メートルを超える崖を生ずることとなるもの

三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが 5 メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前 2 号に該当する盛土又は切土を除く。）

四 第 1 号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが 5 メートルを超えるもの

五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が 3,000 平方メートルを超えるもの

※特定盛土等規制区域については、第 32 条で同様に規定

【政令】（特定工程等）

第 24 条 法第 18 条第 1 項の政令で定める工程は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程とする。

2 前項に規定する工程に係る法第 18 条第 3 項の政令で定める工程は、前項に規定する排水施設の周囲を碎石その他の資材で埋める工事の工程とする。

※特定盛土等規制区域については、第 32 条で同様に規定

【省令】（中間検査の申請期間）

第 45 条 法第 18 条第 1 項の主務省令で定める期間は、特定工程に係る工事を終えた日から 4 日以内とする。

※特定盛土等規制区域については、第 75 条で同様に規定

【省令】（中間検査の申請）

第 46 条 法第 18 条第 1 項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第 76 条で同様に規定

【省令】（中間検査合格証の様式）

第 47 条 法第 18 条第 2 項の主務省令で定める様式は、別記様式第十四とする。

※特定盛土等規制区域については、第 77 条で同様に規定

【解説】

許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事のうち、一定規模以上で後述する特定工程を含むものについては、中間検査を申請する必要があります。

中間検査とは工事完了後には確認できない箇所について、許可基準に沿って安全対策等が十分に行われているか確認するために実施するものです。これは、許可の特例を受けた工事についても対象となります。

各特定工程を終えるごとに中間検査を実施し、合格して中間検査合格証の交付を受けた後でないと特定工程後の工事に着手することができません。また、中間検査の結果により、対策が不十分であり、是正対策が必要と判断された工事については、対策後に改めて中間検査を申請しなければなりません。

なお、土石の堆積に関する工事は、中間検査の対象外です。

(1) 中間検査の申請の対象となる工事

次に示す工事で、一定規模以上かつ特定工程を含むもの（表 2-35 参照）が中間検査の申請の対象となります。

- ・ 盛土規制法に基づく規制開始日以降に許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事
- ・ 盛土規制法第 15 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の規定により、許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事（国及び都道府県等が実施する工事）
- ・ 盛土規制法第 15 条第 2 項又は第 34 条第 2 項の規定により、許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事（都市計画法開発許可を受けた工事）

(2) 中間検査の申請の対象となる規模

中間検査をする必要がある工事の規模は、表 2-35 に示すとおりです。

表 2-35 中間検査が必要な宅地造成又は特定盛土等に関する工事の規模

根拠法令	行為	規模	イメージ図
法第 18 条 〔第 37 条〕 政令第 23 条 〔第 32 条〕	宅地造成又は特定盛土等	① 盛土で高さが 2 m 超の崖を生ずるもの	
		② 切土で高さが 5 m 超の崖を生ずるもの	
		③ 盛土と切土を同時に行い、高さが 5 m 超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	
		④ 盛土で高さが 5 m 超となるもの（①、③を除く）	
		⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が 3,000 m ² 超となるもの（①～④を除く）	

※ 「崖」とは、地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。

(3) 特定工程及び特定工程後の工程

中間検査を申請する必要がある特定工程及び中間検査合格証の交付後に着手することのできる特定工程後の工程の関係は、表 2-36 に示すとおりです。

表 2-36 特定工程及び特定工程後の工程

特定工程	特定工程後の工程
盛土をする前の地盤又は切土をした後の地盤に排水施設を設置する工事の工程	排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程

(4) 対象となる排水施設

中間検査の対象工種である排水施設は、表 2-37 に示すとおりです。

表 2-37 中間検査の対象となる排水施設

箇所	機能	施設名称	排水施設	中間検査
盛土内	地下水排水工	暗渠排水工	○	対象
		基盤排水層	(透水層)	対象外
	盛土内排水層	水平排水層	(透水層)	対象外
のり面	地表水排除工	のり肩排水溝	○	対象外※
		縦排水溝	○	対象外※
		小段排水溝	○	対象外※
		のり尻排水溝	○	対象外※
	地下水排除工 (切土のり面)	暗渠排水工	○	対象
		水平排水孔	○	対象

※ 完了検査時に確認できるため、中間検査の対象外。

(5) 中間検査の実施方法

中間検査は、対象となる排水施設について、図面や写真、現地の設置状況をもとに次のとおり確認します。

- ① 設置された排水管の位置を排水施設の平面図と照合するとともに、排水管の種類を写真等で確認。
- ② 排水管の材料を確認。
- ③ 排水管の接続部が適切に処理されているかどうかを確認。
- ④ スケール等により排水管の管径を確認。
- ⑤ 水糸、スタッフ等により排水管の勾配を確認。

(6) 中間検査申請手数料

甲府市手数料条例第2条の規定により、中間検査を申請するごとに中間検査申請手数料を納付する必要があります。なお、金額は、表 2-38 に示すとおり当該工事の許可を受けた際の面積区分に基づくものとします。

表 2-38 中間検査申請手数料（再掲）

面積区分		手数料額
500 m ² 以内		2,800 円
500 m ² 超	1,000 m ² 以内	2,800 円
1,000 m ² 超	2,000 m ² 以内	3,400 円
2,000 m ² 超	3,000 m ² 以内	3,900 円
3,000 m ² 超	5,000 m ² 以内	5,700 円
5,000 m ² 超	10,000 m ² 以内	5,700 円
10,000 m ² 超	20,000 m ² 以内	5,700 円
20,000 m ² 超	40,000 m ² 以内	11,000 円
40,000 m ² 超	70,000 m ² 以内	22,000 円
70,000 m ² 超	100,000 m ² 以内	39,000 円
100,000 m ² 超		57,000 円

(7) 中間検査申請書及び添付書類

中間検査の申請に係る様式及び添付書類は、表 2-39 に示すとおりです。

表 2-39 中間検査申請書の様式及び添付書類

No.	様式	書類の種類	備考
1	様式第十三	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査書	・省令第 46 条〔第 76 条〕
2	-	手数料	・表 2-38 を参照
3	-	特定工程に係る工事の内容を明示した平面図	・中間検査の申請の対象となる排水施設に関する内容を明示
4	-	許可証の写し	・当該検査の申請前の全ての許可証の写しを添付
5	-	その他必要と認める書類	
6	(任意)	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

(8) 中間検査申請書の提出部数

中間検査申請書は、特定工程に係る工事を終えた日から 4 日以内に市長に提出してください。
また、中間検査申請書の提出部数は、表 2-6 に示すとおりです。

第6節 工事完了における具体的な手続き

1 完了検査等の申請

【法】（完了検査等）

第17条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第13条第1項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第13条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第12条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 第15条第2項の規定により第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第36条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第1項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4 土石の堆積に関する工事について第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第12条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第36条で同様に規定

【省令】（完了検査の申請期間）

第39条 法第17条第1項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から4日以内とする。

※特定盛土等規制区域については、第69条で同様に規定

【省令】（完了の検査の申請）

第40条 法第17条第1項の検査を申請しようとする者は、別記様式第九の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第70条で同様に規定

【省令】（検査済証の様式）

第41条 法第17条第2項の主務省令で定める様式は、別記様式第十とする。

※特定盛土等規制区域については、第71条で同様に規定

【省令】（確認の申請期間）

第42条 法第17条第4項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から4日以内とする。

※特定盛土等規制区域については、第72条で同様に規定

【省令】（確認の申請）

第43条 法第17条第4項の確認を申請しようとする者は、別記様式第十一の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第73条で同様に規定

【省令】（確認済証の様式）

第44条 法第17条第5項の主務省令で定める様式は、別記様式第十二とする。

※特定盛土規制区域については、第 74 条で同様に規定

【細則】（宅地造成等に関する工事の完了検査等の申請に添付する書類）

第 14 条 法第 17 条第 1 項の検査を申請しようとする者は省令第 40 条の完了検査申請書の正本及び副本に、法第 36 条第 1 項の検査を申請しようとする者は省令第 70 条の完了検査申請書の正本及び副本に、それぞれ盛土又は切土をした土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付し、市長に提出しなければならない。

2 法第 17 条第 4 項の確認を申請しようとする者は省令第 43 条の確認申請書の正本及び副本に、法第 36 条第 4 項の確認を申請しようとする者は省令第 73 条の確認申請書の正本及び副本に、それぞれ土石の堆積を行った土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付し、市長に提出しなければならない。

【解説】

許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事が完了したときは、当該工事が許可基準に適合しているかどうかを確認するため、完了検査を申請する必要があります。許可権者による完了検査の結果、許可基準に適合していると認められる場合は、検査済証が交付されます。

また、許可を受けた土石の堆積に関する工事が完了（全ての土石を除却）したときは、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかの確認を申請する必要があります。許可権者による確認の結果、全ての土石が除却されたと認められる場合は、確認済証が交付されます。

なお、都市計画法開発許可を受け、盛土規制法の許可を受けたものとみなされた工事については、都市計画法の規定により交付された検査済証を、当該工事における盛土規制法に係る検査済証とみなします。

(1) 完了検査等の申請の対象となる工事

次に示す工事が完了検査等の申請の対象となります。

- ・ 盛土規制法に基づく規制開始日以降に許可を受けた盛土等に関する工事
- ・ 盛土規制法第 15 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の規定により、許可を受けたものとみなされた盛土等に関する工事（国及び都道府県等が実施する工事）

(2) 完了検査等における留意事項

完了検査等は、工事の施行全般に対して効率的かつ確実にを行い、その実施に当たっては、特に、次に示す事項に留意する必要があります。

- ・ 工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること。
- ・ 写真の撮影に当たっては、工事着手前の状況及び工事中における構造物の床掘・型枠・コンクリート等の施工状況、形状寸法などが確認できるように撮影すること。
- ・ 完了検査等実施日の調整に当たっては、十分な期間を取って日程調整を行うこと。
- ・ 完了検査等に当たっては、工事の責任者等工事内容を説明できる者が立ち会うこと。
- ・ 土石の堆積に関する工事は、堆積した土石の運用状況を正確に報告し、計画から逸脱していないか確認できること。
- ・ 完了検査等の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、完

了検査等を受けること。

(3) 完了検査の実施方法及び判断基準

完了検査は、全ての宅地造成又は特定盛土等に関する工事に対して工事完了時の実施が規定され、工事完了時に当該工事が計画の内容や技術的基準に沿って施工されており、施工後の品質・安全性に問題がないか最終確認を行う検査です。検査は、目視、実測、写真、書類等により確認します。

完了検査の主な項目としては、次の事項が挙げられます。また、工種ごとの検査方法及び判断基準は表2-40に示すとおりです。

表2-40 完了検査における判断基準

工種	項目	判断基準	検査方法	
			確認方法（例）	関連書類（例）
盛土	高さ	計画高さ（申請書類）	計測確認(高さ)	平面図・断面図 (完成形)
	勾配	計画勾配(原則30度以下)	計測確認(勾配)	
	盛土材料	計画材料	目視確認(材料)	受入管理書類
	盛土施工	計画締固め度(90%以上を標準)	目視確認(試験状況)	試験結果 (締固め度)
		まき出し厚さ(おおむね0.30m以下)	計測確認(厚さ)	締固め状況書類 (写真等)
		転圧回数(試験施工による)	目視確認(転圧状況)	(まき出し厚さ・転圧回数)
	原地盤の処理	伐開・表層処理、段切り、地下水処理等の措置は適切か	目視確認(基盤状況)	基盤状況書類 (写真等)
切土	高さ	計画高さ(申請書類)	計測確認(高さ)	平面図・断面図 (完成形)
	勾配	計画勾配	計測確認(勾配)	
	切土地盤	想定地盤に対し、不良な地盤でないか	目視確認(地盤状況)	切土状況書類 (写真等)
	切土面	のり面の安定に影響を及ぼす要因はないか	目視確認(のり面状況)	

工種	項目	判断基準	検査方法	
			確認方法（例）	関連書類（例）
擁壁	擁壁形式	計画形式(申請書類)	目視確認(擁壁形式)	擁壁状況書類 (図面・写真・納品書等)
	擁壁形状	計画形状(材料、寸法等)(申請書類)	計測確認(擁壁形状)	擁壁状況書類 (図面・写真等)
	基礎地盤	想定地盤に対し、不良な地盤でないか	目視確認(基盤状況)	基盤状況書類 (写真等)
	配筋	計画の配筋間隔、鉄筋の種類、鉄筋径、かぶり厚さ等(申請書類)	目視確認(配筋状況)	配筋状況書類 (写真等)
	水抜き穴	計画の配置、材料、内径等(申請書類)	目視確認(水抜き穴)	水抜き穴状況書類 (写真等)
崖面崩壊防止施設	施設形式	計画形式(申請書類)	目視確認(施設形式)	施設状況書類 (図面・写真等)
	施設形状	計画形状(申請書類)	計測確認(施設形状)	施設状況書類 (図面・写真等)
	基礎地盤	想定地盤に対し、不良な地盤でないか	目視確認(基盤状況)	基盤状況書類 (写真等)
	施設構造	計画構造(材料、寸法等)(申請書類)	計測確認(施設構造)	施設状況書類 (写真等)
排水施設	施設配置	計画配置(位置、延長、間隔、勾配等)(申請書類)	目視確認(施設配置)	施設状況書類 (図面・写真等)
	施設構造	計画構造(材料、管径、厚さ、幅、勾配等)(申請書類)	計測確認(施設構造)	施設状況書類 (写真等)
崖面の保護	保護工種別	計画種別(申請書類)	目視確認(保護工種別)	保護工状況書類 (図面・写真等)
	施設形状	計画形状	計測確認(施設形状)	
崖面以外の 地表面の保護	保護工種別	計画種別(申請書類)	目視確認(保護工種別)	保護工状況書類 (図面・写真等)
	施設形状	計画形状	計測確認(施設形状)	
防災措置	防災措置の種別	計画種別(申請書類)	目視確認 (防災措置の種別)	防災措置状況書類 (図面・写真等)

(4) 完了検査申請書又は確認申請書及び添付書類

完了検査等の申請に係る様式及び添付書類は、表 2-41 及び表 2-42 に示すとおりです。

表 2-41 完了検査申請書の様式及び添付書類（宅地造成又は特定盛土等）

No.	様式	書類の種類	備考
1	様式第九	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	・省令第 40 条〔第 70 条〕
2	-	土地付近状況写真	・細則第 17 条第 1 項 ・工事の完了が確認できるもの
3	-	許可証の写し	・当該検査の申請前の全ての許可証の写しを添付
4	-	その他必要と認める書類	
5	(任意)	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

表 2-42 確認申請書の様式及び添付書類（土石の堆積）

No.	様式	書類の種類	備考
1	様式第十一	土石の堆積に関する工事の確認申請書	・省令第 43 条〔第 73 条〕
2	-	土地付近状況写真	・細則第 17 条第 2 項 ・工事の完了が確認できるもの
3	-	許可証の写し	・当該確認の申請前の全ての許可証の写しを添付
4	-	その他必要と認める書類	
5	(任意)	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

(5) 完了検査申請書及び確認申請書の提出部数

完了検査申請書等は、当該工事が完了した日から 4 日以内に市長に提出してください。また、完了検査申請書等の提出部数は、表 2-6 に示すとおりです。

第7節 みなし許可となる工事の具体的な手続き

1 みなし許可となる工事の盛土規制法の手続き等の要否

【法】（許可の特例）

第 15 条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成等に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもつて第 12 条第 1 項の許可があつたものとみなす。

2 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、第 12 条第 1 項の許可を受けたものとみなす。

※特定盛土等規制区域については、第 34 条で同様に規定

【解説】

国又は都道府県等が行う盛土等に関する工事で甲府市との協議が成立したものと、盛土規制法に基づく規制開始以降に都市計画法の開発許可を受けた工事のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、盛土規制法による許可を受けたものとみなされます。

これらのみなし許可となる工事については、許可申請は不要ですが、許可を受けた工事と同様に、盛土規制法の規制対象であり、表 2-43 に示すとおり盛土規制法に基づく手続き等が必要となる場合があります。手続きが「必要」となる場合の具体的な内容は、本章の該当するページを参照してください。

表 2-43 みなし許可となる工事における盛土規制法の手続き等の要否

手続き	国又は都道府県等 が行う工事	都市計画法開発許可 を受けた工事
土地所有者等の同意	必要	不要※
周辺住民への事前周知	必要	不要※
許可の申請	不要（協議が必要）	不要※
工事の許可に係る公表	対象外	対象外
現場での標識掲出	必要	必要
工事着手の届出	必要	不要※
変更の許可の申請・軽微な変更の届出	必要	不要※
工事の中止・廃止・再開の届出	必要	不要※
定期の報告	必要	必要
中間検査の申請	必要	必要
完了検査等の申請	必要	不要※

※ 開発許可に係る都市計画法の手続き等は別途必要となる。

2 国又は都道府県等が行う工事

【細則】（宅地造成等に関する工事の協議）

第8条 宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事について法第15条第1項の規定により市長との協議をしようとする者又は特定盛土等に関する工事について法第34条第1項の規定により市長との協議をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書（第5号様式）の正本及び副本に、省令第7条第1項各号（第7号、第8号及び第12号を除く。）に掲げる書類及び第4条第1項各号（第5号から第9号までを除く。）に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について法第15条第1項又は法第34条第1項の規定により市長との協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書（第6号様式）の正本及び副本に、省令第7条第2項各号（第5号、第6号及び第10号を除く。）に掲げる書類及び第4条第2項各号（第4号から第8号までを除く。）に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

3 市長は、法第15条第1項又は法第34条第1項の規定による協議が成立したときは、当該協議をした者にその旨を通知するものとする。

【細則】（宅地造成等に関する工事の変更の協議）

第10条 宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事について法第15条第1項の規定による協議が成立した者で、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定による変更の協議をしようとするもの又は特定盛土等に関する工事について法第34条第1項の規定による協議が成立した者で、法第35条第3項において準用する法第34条第1項の規定による変更の協議をしようとするものは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書（第8号様式）の正本及び副本に、省令第7条第1項各号（第7号、第8号及び第12号を除く。）に掲げる書類及び第4条第1項各号（第5号から第9号までを除く。）に掲げる書類のうち、これらの書類から宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付し、市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について法第15条第1項の規定による協議が成立した者で、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定による変更の協議をしようとするもの又は法第34条第1項の規定による協議が成立した者で、法第35条第3項において準用する法第34条第1項の規定による変更の協議をしようとするものは、土石の堆積に関する工事の変更協議書（第13号様式）の正本及び副本に、省令第7条第2項各号（第5号、第6号及び第10号を除く。）に掲げる書類及び第4条第2項各号（第4号から第8号までを除く。）に掲げる書類のうち、これらの書類から土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付し、市長に提出しなければならない。

3 第8条第3項の規定は、前2項の変更の協議について準用する。

【解説】

国又は都道府県等が行う盛土等に関する工事の協議に当たっては、許可申請と同等の内容を提示することが必要であり、市施行細則において、協議書及び変更協議書の様式、これらの添付書類を規定しています。

(1) 協議書の様式及び添付書類

協議に係る様式及び添付書類は、表 2-44 及び表 2-45 に示すとおりです。なお、提出部数は許可申請書と同様で、表 2-6 に示す通りです。

表 2-44 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書の様式及び添付書類

No.	様式	書類の種類	備考
1	第 5 号様式	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書	・細則第 8 条第 1 項
2	-	協議に必要と認める書類	・許可申請書の添付書類のうち、工事主の資力及び信用を確認する書類（具体的には表 2-7 の No.6~16）を除く全ての書類を提出
3	(任意)	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印
4	-	協議に必要と認める図面	・許可申請書に添付する図面と同様に提出（表 2-8 を参照）

表 2-45 土石の堆積に関する工事の協議書の様式及び添付書類

No.	様式	書類の種類	備考
1	第 6 号様式	土石の堆積に関する工事の協議書	・細則第 8 条第 2 項
2	-	協議に必要と認める書類	・許可申請書の添付書類のうち、工事主の資力及び信用を確認する書類（具体的には表 2-9 の No.4~14）を除く全ての書類を提出
4	(任意)	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印
2	-	協議に必要と認める図面	・許可申請書に添付する図面と同様に提出（表 2-10 を参照）

(2) 変更協議書の様式及び添付書類

変更協議に係る様式及び添付書類は、表 2-46 及び表 2-47 に示すとおりです。なお、提出部数は(1)と同様です。

表 2-46 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書の様式及び添付書類

No.	様式	書類の種類	備考
1	第 8 号様式	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書	・細則第 10 条第 1 項
2	-	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	・協議書の添付書類のうち、該当する書類について、変更前後が分かるように記入（変更前は朱書き）

No.	様式	書類の種類	備考
3	-	協議同意通知書の写し	・当該変更の協議前の全ての協議同意通知書の写しを添付
4	(任意)	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

表 2-47 土石の堆積に関する工事の変更協議書の様式及び添付書類

No.	様式	書類の種類	備考
1	第 9 号様式	土石の堆積に関する工事の変更協議書	・細則第 10 条第 2 項
2	-	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	・協議書の添付書類のうち、該当する書類について、変更前後が分かるように記入（変更前は朱書き）
3	-	協議同意通知書の写し	・当該変更の協議前の全ての協議同意通知書の写しを添付
4	(任意)	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

3 都市計画法開発許可を受けた工事

【解説】

宅地造成等工事規制区域内及び特定盛土等規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等について、盛土規制法に基づく規制開始以降に都市計画法の開発許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、盛土規制法による許可を受けたものとみなされます。（土石の堆積は当該規定の対象外です。）

以下、都市計画法開発許可を受けた工事でみなし許可となる場合の各種手続きの留意事項を示します。ここに記載されていない手続きについては、従前のおり都市計画法に基づく手続きにしたがうこととなります。

(1) みなし許可となる都市計画法開発許可を受けた工事における宅地造成又は特定盛土等

都市計画法開発許可を受けた工事のうち、みなし許可となる宅地造成又は特定盛土等は表 2-48 に示すとおりです。

表 2-48 都市計画法開発許可を受けた工事でみなし許可となる宅地造成又は特定盛土等の規模

行為	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域	イメージ図
宅地造成又は特定盛土等	① 盛土で高さが 1 m 超の崖を生ずるもの	① 盛土で高さが 2 m 超の崖を生ずるもの	
	② 切土で高さが 2 m 超の崖を生ずるもの	② 切土で高さが 5 m 超の崖を生ずるもの	
	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが 2 m 超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが 5 m 超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	
	④ 盛土で高さが 2 m 超となるもの（①、③を除く）	④ 盛土で高さが 5 m 超となるもの（①、③を除く）	
	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が 500 m ² 超となるもの（①～④を除く）	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が 3,000 m ² 超となるもの（①～④を除く）	

※ 「崖」とは、地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。

(2) 都市計画法開発許可を受けるに当たっての事前相談

都市計画法開発許可を受けるに当たっては、担当窓口の開発区域における盛土又は切土の規模が分かる造成計画平面図や断面図等とともに、盛土規制法のみなし許可に該当するかどうか等の関係担当窓口へ事前相談を行ってください。

(3) 技術的基準への適合

盛土規制法のみなし許可となる場合は、政令に定める技術的基準及び「**技術的基準編**」（左記に記載のないものは「盛土等防災マニュアル」を参照）に適合するように、必要な措置を講ずる必要があります。

(4) 設計者の資格

盛土規制法のみなし許可となり、p76「**第 4 節 2 設計者の資格**」の表 2-17 に示す工事に該当する場合は、表 2-18 に掲げる資格を有している者が設計を行う必要があります。

(5) 申請者の資力及び信用

盛土規制法のみなし許可となる場合は、開発行為の目的・用途にかかわらず全て適用となります。具体的には、自己居住用や自己業務用の面積1ha未満の場合であっても、申請者の資力及び信用を確認する書類を添付する必要があります。

(6) 工事施行者の能力

盛土規制法のみなし許可となる場合は、開発行為の目的・用途にかかわらず全て適用となります。(5)と同様に、自己居住用や自己業務用の面積1ha未満の場合であっても、工事施行者の能力を確認する書類を添付する必要があります。

(7) 現場での標識掲出

盛土規制法のみなし許可となる場合は、p.84「**第5節 1 現場での標識掲出**」に基づき、工事を行う土地の見やすい箇所に、標識を掲出する必要があります。

(8) 変更の許可の申請・軽微な変更の届出

盛土規制法のみなし許可となる工事は、都市計画法の変更許可を受けることで、盛土規制法の変更許可を受けたものとみなされます。(軽微な変更の届出も同様です。)

なお、都市計画法開発許可を受けた工事で、当初はみなし許可とならない場合において、開発行為の設計の変更に伴い、**表 2-48**に該当する宅地造成又は特定盛土等が生じる場合には、都市計画法に基づく手続きのほか、盛土規制法に基づく許可申請をする必要があります。

(9) 定期の報告

盛土規制法のみなし許可となる工事のうち、定期報告が必要な規模のものについては、p.93「**第5節 6 定期の報告**」に基づき、定期報告を行う必要があります。

(10) 中間検査の申請

盛土規制法のみなし許可となる工事のうち、中間検査が必要な規模のものについては、p.98「**第5節 7 中間検査の申請**」に基づき、中間検査を申請する必要があります。なお、中間検査の申請に当たっては、開発許可申請に係る手数料とは別に、**表 2-38**に示す中間検査申請手数料を納付する必要があります。

第8節 巻末資料（許可申請手続きの様式集）

本節では、第2節から第7節に記載している許可申請手続きに使用する各種様式を収録しています。様式のオリジナルファイル（Word ファイル）は市ホームページに掲載しておりますので、必要に応じてダウンロードしてご活用ください。

URL：<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/shinrin/morido/moridotetuduki.html>

1 省令で規定する様式

様式第二	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	117
様式第三	資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）	119
様式第四	土石の堆積に関する工事の許可申請書	121
様式第五	資金計画書（土石の堆積に関する工事）	123
様式第七	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書	125
様式第八	土石の堆積に関する工事の変更許可申請書	127
様式第九	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	129
様式第十一	土石の堆積に関する工事の確認申請書	130
様式第十三	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書	131
様式第二十三	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識	132
様式第二十四	土石の堆積に関する工事の標識	133

2 細則で規定する様式

第3号様式	工事に使用する土石の採取場所、搬入計画及び土石の性状	134
第4号様式	宅地造成等に関する工事の着手届出書	135
第5号様式	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書	126
第6号様式	土石の堆積に関する工事の協議書	138
第7号様式	宅地造成等に関する工事の変更届出書	140
第8号様式	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書	141
第9号様式	土石の堆積に関する工事の変更協議書	144
第11号様式	宅地造成等に関する工事の中止・廃止・再開届出書	146
第12号様式	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書	147
第13号様式	土石の堆積に関する工事の定期報告書	149

3 参考様式

参考様式1	設計者の資格に関する申告書	151

参考様式 2	土地所有者等の同意書	152
参考様式 3	工事主の資力及び信用・工事施行者の能力に関する申告書	153
参考様式 4	宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨等の誓約書	155
参考様式 5	暴力団員等に該当しない旨の誓約書	156
参考様式 6	役員等報告書	157
参考様式 7	周辺住民周知報告書	158

様式第二

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第12条第1項} \\ \text{第30条第1項} \end{array} \right\}$ の規定により、許可を申請します。 年 月 日 (あて先) 甲 府 市 長 申請者 氏名					※手数料欄				
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)		()						
2	設計者住所氏名								
3	工事施行者住所氏名								
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)						
5	土地の面積		平方メートル						
6	工事着手前の土地利用状況								
7	工事完了後の土地利用								
8	盛土のタイプ		平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土						
9	土地の地形		溪流等への該当 有・無						
10 工 事 の 概 要	イ	盛土又は切土の高さ	メートル						
	ロ	盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル						
	ハ	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル					
			切土	立方メートル					
	ニ	擁壁	番号	構造	高さ	延長			
					メートル	メートル			
	ホ	崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長			
					メートル	メートル			
	ヘ	排水施設	番号	種類	内法寸法	延長			
					センチ メートル	メートル			
ト	崖面の保護の方法								

チ	崖面以外の地表面 の保護の方法			
リ	工事中の危害防止 のための措置			
ヌ	その他の措置			
ル	工事着手予定年月日	年	月	日
ヲ	工事完了予定年月日	年	月	日
ワ	工程の概要			
11	その他の必要な事項			
12	申請代理人の住所 氏名及び連絡先			
※受付欄		※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 5 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 7 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 8 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。 10 12欄は、代理人が手続きをする場合に記入し、委任状を添付してください。				

様式第三

資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

1 収支計画

（単位 千円）

科 目		金 額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
	〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	道路工事費	
	排水施設工事費	
	防災施設工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	〇〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度
支 出	事業費			
	用地費			
	工事費			
	附帯工事費			
	事務費			
	借入金利息			
	〇〇〇			
	借入償還金			
〇〇〇				
計				
収 入	自己資金			
	借入金			
	〇〇〇			
	処分収入			
	〇〇〇			
	補助負担金			
	〇〇〇			
	〇〇〇			
計				
借入金の借入先				

年度	計

様式第四

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 ^{第12条第1項} _{第30条第1項} の規定により、許可を 申請します。 年 月 日 (あて先) 甲 府 市 長 申請者 氏名		※手数料欄		
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()		
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)		
5	土地の面積	平方メートル		
6	工事の目的			
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル		
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル		
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル		
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配			
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置			
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置			
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅	
			メートル	
チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置				
リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置				
ヌ 工事中の危害防止 のための措置				

	ル そ の 他 の 措 置			
	ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日		
	ワ 工事完了予定年月日	年 月 日		
	カ 工 程 の 概 要			
8	そ の 他 必 要 な 事 項			
9	申 請 代 理 人 の 住 所 氏 名 及 び 連 絡 先			
※ 受 付 欄		※ 決 裁 欄	※許可に当たって付した条件	※ 許 可 番 号 欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 7 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。 8 9 欄は、代理人が手続きをする場合に記入し、委任状を添付してください。				

様式第五

資金計画書（土石の堆積に関する工事）

1 収支計画

（単位 千円）

科 目		金 額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
	〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	防災施設工事費	
	撤去工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	〇〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度
支出	事業費			
	用地費			
	工事費			
	附帯工事費			
	事務費			
	借入金利息			
	〇〇〇			
	借入償還金			
〇〇〇				
計				
収入	自己資金			
	借入金			
	〇〇〇			
	処分収入			
	〇〇〇			
	補助負担金			
	〇〇〇			
	〇〇〇			
計				
借入金の借入先				

[illegible]

様式第七

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第16条第1項} \\ \text{第35条第1項} \end{array} \right\}$ の規定により、変更の許可を申請します。 年 月 日 (あて先) 甲 府 市 長 申請者 氏名					※手数料欄	
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)		()			
2	設計者住所氏名					
3	工事施行者住所氏名					
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積		平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況					
7	工事完了後の土地利用					
8	盛土のタイプ		平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形		溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ	盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ハ	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
			切土	立方メートル		
	ニ	擁壁	番号	構造	高さ	延長
					メートル	メートル
	ホ	崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
					メートル	メートル
	ヘ	排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
					センチメートル	メートル

ト	崖面の保護の方法		
チ	崖面以外の地表面の保護の方法		
リ	工事中の危害防止のための措置		
ヌ	その他の措置		
ル	工事着手予定年月日	年	月 日
ヲ	工事完了予定年月日	年	月 日
ワ	工程の概要		
11	その他必要な事項		
12	変更の理由		
13	許可番号	第	号
14	申請代理人の住所 氏名及び連絡先		
※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 5 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 6 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 7 8 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 8 9 欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 9 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。 10 14 欄は、代理人が手続きをする場合に記入し、委任状を添付してください。			

様式第八

土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第16条第1項} \\ \text{第35条第1項} \end{array} \right\}$ の規定により、変更の許可を申請します。 年 月 日 (あて先) 甲 府 市 長 申請者 氏名		※手数料欄	
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()	
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅
			メートル
チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置			
リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置			
ヌ 工事中の危害防止 のための措置			

	ル そ の 他 の 措 置			
	ヲ 工事着手予定年月日	年	月	日
	ワ 工事完了予定年月日	年	月	日
	カ 工 程 の 概 要			
8	そ の 他 必 要 な 事 項			
9	変 更 の 理 由			
10	許 可 番 号	第 号		
11	申 請 代 理 人 の 住 所 氏 名 及 び 連 絡 先			
※ 受 付 欄		※ 決 裁 欄	※ 許可に当たつて付した条件	※ 許 可 番 号 欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 3 欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 7 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。 8 11 欄は、代理人が手続きをする場合に記入し、委任状を添付してください。				

様式第九

※ 受 付 欄
年 月 日
第 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書

年 月 日

(あて先) 甲 府 市 長

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法^{第17条第1項}_{第36条第1項}の規定による検査を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の 所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備 考	
7 申請代理人の住所 氏名及び連絡先	

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 7欄は、代理人が手続きをする場合に記入し、委任状を添付してください。

※ 受 付 欄
年 月 日
第 号

土石の堆積に関する工事の確認申請書

年 月 日

(あて先) 甲 府 市 長

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法^{第17条第4項}_{第36条第4項}の規定による確認を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の 所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備 考	
7 申請代理人の住所 氏名及び連絡先	

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 7欄は、代理人が手続きをする場合に記入し、委任状を添付してください。

※受付欄

年 月 日

第 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

年 月 日

(あて先) 甲 府 市 長

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法^{第18条第1項}_{第37条第1項}の規定による中間検査を申請します。

1 許可番号	第 号		
2 許可年月日	年 月 日		
3 工事を行っている土地の所在地及び地番			
4 工事施行者住所氏名			
5 今回中間検査の対象となる特定工程に係る工事	検査実施回	第 回	
	特定工程		
	特定工程に係る工事終了年月日	年 月 日	
6 今回申請以前の中間検査受検履歴	検査実施回	第 回	第 回
	特定工程		
	中間検査合格証		
	番 号	第 号	第 号
	交付年月日	年 月 日	年 月 日
7 今回申請以降の中間検査受検予定	検査実施回	第 回	第 回
	特定工程		
	特定工程に係る工事終了予定年月日	年 月 日	年 月 日
8 備考			
9 申請代理人の住所氏名及び連絡先			

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は4欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 6及び7欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 9欄は、代理人が手続きをする場合に記入し、委任状を添付してください。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

90 センチメートル以上					
{ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可 } 済標識 { 特定盛土等に関する工事の届出 }					
70 センチメートル以上	1	工 事 主 の 住 所 氏 名		見 取 図	
	2	許 可 番 号	第 号		
	3	許 可 又 は 届 出 年 月 日	年 月 日		
	4	工 事 施 行 者 の 氏 名			
	5	現 場 管 理 者 の 氏 名			
	6	盛 土 又 は 切 土 の 高 さ	メートル		
	7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
	8	盛 土 又 は 切 土 の 土 量	盛土		立方メートル
			切土		立方メートル
	9	工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日		
	10	工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日		
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先			
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先				
50 センチメートル以上					

〔注意〕

- 1 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9 及び10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

様式第二十四

土石の堆積に関する工事の標識

90 センチメートル以上				
70 センチメートル以上	土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識			見 取 図
	1	工 事 主 の 住 所 氏 名		
	2	許 可 番 号	第 号	
	3	許 可 又 は 届 出 年 月 日	年 月 日	
	4	工 事 施 行 者 の 氏 名		
	5	現 場 管 理 者 の 氏 名		
	6	土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
	7	土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
	8	土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
	9	工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	
	10	工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日	
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先			
50 センチメートル以上				

〔注意〕

- 1 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9 及び10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

第3号様式（第4条関係）

工事に使用する土石の採取場所、搬入計画及び土石の性状

採取場所	搬入計画			土石の性状
	予定量（m ³ ）	最大日量（m ³ ）	搬入時間	

注1 盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡以上の場合には、土石の性状の欄に建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第一の上欄に掲げる区分を記入すること。なお、法第15条第1項又は第34条第1項により協議を行おうとする者については、土石の性状の欄への記入は不要。

2 1の場合において、工事に使用する土石が化学的に性質を改良した土石であるときは、改良土である旨及び改良に使用した改良材等の名称を合わせて記入すること。

年 月 日

（あて先）甲 府 市 長

工事主 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成等に関する工事の着手届出書

宅地造成等に関する工事に着手したので、次のとおり届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 番 号 （最初に届け出た年月日）	
協 議 同 意 年 月 日 及 び 番 号	
土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
工 事 着 手 年 月 日	
工 事 完 了 予 定 年 月 日	
工 事 施 行 者 住 所 及 び 氏 名	
現 場 管 理 者 氏 名 及 び 連 絡 先	

届 出 代 理 人 住 所 氏 名	電話番号

注1 工事施行者が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 代理人が手続きをする場合は、委任状を添付すること。

第 年 月 日 号

（あて先）甲 府 市 長

協議者 住 所
氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法 第15条第1項 第34条第1項 の規定により協議します。

1	工 事 主 住 所 氏 名				
2	設 計 者 住 所 氏 名				
3	工 事 施 行 者 住 所 氏 名				
4	土地の所在地及び地番 （代表地点の緯度経度） （緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒）				
5	土 地 の 面 積 m ²				
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛 土 の タ イ プ 平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土				
9	土 地 の 地 形 溪流等への該当 有 ・ 無				
10 工 事 の 概 要	イ	盛土又は切土の高さ m			
	ロ	盛土又は切土をする 土 地 の 面 積 m ²			
	ハ	盛 土	m ³		
		切 土	m ³		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				m	m

ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	構 造	高 さ	延 長
			m	m
ヘ 排水施設	番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長
			c m	m
ト 崖面の保護の方法				
チ 崖面以外の地表面の保護の方法				
リ 工事中の危険防止のための措置				
ヌ その他の措置				
ル 工事着手予定年月日	年 月 日			
ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日			
ワ 工程の概要				
11 その他必要な事項				
12 協議代理人住所氏名	電話番号			

- 注 1 1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入すること。
- 3 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付すこと。
- 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 6 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと（複数選択可）。
- 7 9 欄は、溪流等（政令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 8 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の状況の状況を記入すること。
- 9 12 欄は、代理人が手続きをする場合に記入し、委任状を添付すること。

第 年 月 号
日

（あて先）甲 府 市 長

協議者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

土石の堆積に関する工事の協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法 第15条第1項
第34条第1項 の規定により協議します。

1	工 事 主 住 所 氏 名	
2	設 計 者 住 所 氏 名	
3	工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
4	土地の所在地及び地番 （代表地点の緯度経度）	（緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒）
5	土 地 の 面 積	m ²
6	工 事 の 目 的	
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	m
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	m ²
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	m ³
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置	
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置	

ト 空地の設置	番 号	空地の幅
		m
チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂流出を防止する措置		
ヌ 工事中の危険防止のための措置		
ル その他の措置		
ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日	
ワ 工事完了予定年月日	年 月 日	
カ 工程の概要		
8 その他必要な事項		
9 協議代理者住所氏名	電話番号	

- 注1 1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入すること。
- 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 5 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。
- 6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
- 7 9 欄は、代理人が手続きをする場合に記入し、委任状を添付すること。

年 月 日

（あて先）甲 府 市 長

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成等に関する工事の変更届出書

宅地造成及び特定盛土等規制法 第16条第2項 第35条第2項 の規定により、宅地造成等
に関する工事の変更について、次のとおり届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 番 号	
協 議 同 意 年 月 日 及 び 番 号	
土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
変 更 事 項	
変 更 内 容	

届 出 代 理 人 住 所 氏 名	電話番号

注1 許可証の写しを添付すること。また、これまでに変更許可申請、変更届出等の手続きを行っている場合は、その許可証、変更届出書等の写しも添付すること。

2 代理人が手続きをする場合は、委任状を添付すること。

第 年 月 号
日

（あて先）甲 府 市 長

協議者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法 第16条第3項において準用する同法第15条
第35条第3項において準用する同法第34条

第1項
第1項 の規定により、変更協議します。

1	工 事 主 住 所 氏 名	
2	設 計 者 住 所 氏 名	
3	工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
4	土地の所在地及び地番 （代表地点の緯度経度）	（緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒）
5	土 地 の 面 積	m ²
6	工事着手前の土地利用状況	
7	工事完了後の土地利用	
8	盛 土 の タ イ プ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土
9	土 地 の 地 形	溪流等への該当 有 ・ 無
10 工 事	イ 盛土又は切土の高さ	m
	ロ 盛土又は切土をする 土 地 の 面 積	m ²
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土 m ³
		切 土 m ³

ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
			m	m
ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	構 造	高 さ	延 長
			m	m
ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長
			c m	m
ト 崖面の保護の方法				
チ 崖面以外の地表面の保護の方法				
リ 工事中の危険防止のための措置				
ヌ その他の措置				
ル 工事着手予定年月日	年 月 日			
ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日			
ワ 工 程 の 概 要				
11 その他必要な事項				
12 変 更 の 理 由				
13 協 議 同 意 番 号				
14 協議代理者住所氏名	電話番号			

- 注1 1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入すること。
- 3 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときには氏名の横に○印を付すこと。
- 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 6 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと。（複数選択可）
- 7 9 欄は、溪流等（政令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 8 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて、他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
- 9 14 欄は、代理人が手続きをする場合に記入し、委任状を添付すること。

第 年 月 日 号

（あて先）甲 府 市 長

協議者 住 所
氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

土石の堆積に関する工事の変更協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法 第16条第3項において準用する同法第15条
第35条第3項において準用する同法第34条

第1項
第1項の規定により、変更協議します。

1	工 事 主 住 所 氏 名	
2	設 計 者 住 所 氏 名	
3	工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
4	土地の所在地及び地番 （代表地点の緯度経度）	（緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒）
5	土 地 の 面 積	m ²
6	工 事 の 目 的	
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	m
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	m ²
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	m ³
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置	
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置	

ト 空 地 の 設 置	番 号	空 地 の 幅
		m
チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
ヌ 工事中の危険防止のための措置		
ル そ の 他 の 措 置		
ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日	
ワ 工事完了予定年月日	年 月 日	
カ 工 程 の 概 要		
8 そ の 他 必 要 な 事 項		
9 変 更 の 理 由		
10 協 議 同 意 番 号		
11 協 議 代 理 者 住 所 氏 名	電話番号	

- 注 1 1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入すること。
- 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 5 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。
- 6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
- 7 11 欄は、代理人が手続きをする場合に記入し、委任状を添付すること。

年 月 日

（あて先）甲 府 市 長

届出者 住 所
氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成等に関する工事の中止・廃止・再開届出書

宅地造成等に関する工事を（中止・廃止・再開）したいので、次のとおり届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 番 号 （最初に届け出た年月日）	
協 議 同 意 年 月 日 及 び 番 号	
土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
理 由	
工 事 進 捗 状 況 及 び 防 災 措 置	

届 出 代 理 人 住 所 氏 名	電 話 番 号

注 代理人が手続きをする場合は、委任状を添付すること。

年 月 日

(あて先) 甲 府 市 長

報告者 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

宅地造成及び特定盛土等規制法 第19条第1項 の規定により、宅地造成又は特
第38条第1項

定盛土等に関する工事の定期報告書について、次のとおり報告します。

1 工 事 主 住 所 氏 名				
2 土地の所在地及び地番				
3 許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 指 令 第 号			
4 協 議 同 意 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号			
5 報 告 年 月 日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
6 報告の時点における盛土又は切土の高さ	m	m	m	m
7 報告の時点における盛土又は切土の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
8 報告の時点における盛土又は切土の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
9 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況				
10 擁壁の床掘りを完了したときの状況				
11 鉄筋コンクリート擁壁の基礎配筋を完了したときの状況				

12 地下に埋設する集水管、 暗渠、管渠等の配置を 完了したときの状況				

届出代理人住所氏名	電話番号

- 注1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
- 2 1 欄の工事主が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 3 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに8 欄から 11 欄までの状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。
- 4 代理人が手続きをする場合は、委任状を添付すること。

年 月 日

（あて先）甲 府 市 長

報告者 住 所
氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

土石の堆積に関する工事の定期報告書

宅地造成及び特定盛土等規制法 第19条第1項 の規定により、土石の堆積に
第38条第1項

関する工事の定期報告書について、次のとおり届け出ます。

1	工 事 主 住 所 氏 名				
2	土地の所在地及び地番				
3	許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日		指 令 第	号
4	協 議 同 意 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日		第	号
5	報 告 年 月 日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
6	報告の時点における 土石の堆積の高さ	m	m	m	m
7	報告の時点における 土石の堆積の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
8	報告の時点における堆積 されている土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
9	前 回 の 報 告 か ら 新たに堆積された 土石の土量又は除却 された土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³

10 地下に埋設する集水管、 暗渠、管渠等の配置を 完了したときの状況				

届出代理人住所氏名	電話番号

- 注1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
- 2 1 欄の工事主が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 3 報告の時点における土石の堆積をしている土地及びその付近の状況並びに 9 欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。
- 4 代理人が手続きをする場合は、委任状を添付すること。

設計者の資格に関する申告書

年 月 日

(あて先) 甲 府 市 長

住 所

氏 名

(印)

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり申告します。

1	設計者の氏名 及び生年月日	年 月 日生		
2	住 所			
3	宅地造成及び特定盛土等規制法 施行令第22条の該当号	第(1・2・3・4・5)号		
4	勤務先の所在地 及び名称	電話番号		
5	最終学歴	年 月 日 卒業・中退 学校名 学科名 修学年数		
6 免 許 資 格 等 格	名 称	一 級 建 築 士	技 術 士	そ の 他
	登 録 番 号	第 号	() 部 門 第 号	
	取得年月日	年 月 日	年 月 日	
7 関 す る 実 務 の 技 術 に 関 する 実 務 の 経 験	会社名又は工事名及び実務の内容	実 務 に 従 事 し た 期 間		期間合計
		年 月から 年 月まで (年 月)		年 月
		年 月から 年 月まで (年 月)		
		年 月から 年 月まで (年 月)		

土地所有者等の同意書

年 月 日

工事主 住 所

氏 名 ⑩

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

権利者 住 所

氏 名 ⑩

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

私が権利を有する次の土地について、
宅地造成及び特定盛土等規制法（第 12 条第 1 項・第 30 条第 1 項）の規定により
宅地造成等に関する工事を行うことに同意します。

また、工事主が災害の防止に必要な措置を講じない場合は、
同法（第 22 条及び第 23 条・第 41 条及び第 42 条）の規定により、
災害の防止に必要な措置を講ずる義務があることを承知します。

土地の所在地及び地番		土地の面積	
		㎡	
上記の土地の区域内において権利を有する土地の概要			
所在地及び地番	地目の種類	権利の種類	備考

- 注 1 同意書の括弧内は、いずれか該当するものに○印を付すこと。
 2 「権利の種類」欄には、所有権、地上権、質権、賃借権、使用賃借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利のいずれかを記入すること。
 3 同意者の印鑑登録証明書（法人にあつては、法人の代表者の資格及び印鑑の証明書）を添付すること。

工事主の資力及び信用
工事施行者の能力 に関する申告書

年 月 日

(あて先) 甲 府 市 長

工 事 主 住 所

工事施行者 氏 名

⑨

[法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名]

資本金 円		主たる取引銀行	
創業年月日 年 月 日		営業年数 年 月	
営業の沿革（創業時の組織、資本金の変更その他特記事項）			
営業内容（具体的に記入してください。）			
法 に 許 可 等	建設業法	☐ 国土交通省大臣 ☐ 知 事	許可 年 月 日 第 号
	宅地建物 取引業者	☐ 国土交通省大臣 ☐ 知 事	許可 年 月 日 第 号

納 税 額	所 得 税 又 は 法 人 税									
	年度			年度			年度			
	円			円			円			
従 業 員 数	事 務 職	技 術 職			労 務 職			計		
		土 木	建 築	そ の 他						
	人	人	人	人	人	人	人	人		
主 な 役 員 及 び 技 術 者	職 名	氏 名	年 齢	在職年数	資 格 ・ 免 許 ・ 学 歴 そ の 他					
宅 地 造 成 等 に 関 す る 工 事 の 実 績	工 事 名	事業主・ 元請、下請	施行地区	面 積	許 認 可 の 年月日及び番号	工 事 完 了 年 月 日				

- 注 1 工事主と工事施行者が異なる場合は、それぞれにつきこの申告書を作成すること。
- 2 該当する□には、レ印を付すこと。
- 3 納税額の欄には、この申告の際に提出することができる直前3年の納税証明書に記載されている納税額を記入すること。
- 4 工事主が申告する場合には、次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 所得税又は法人税の納税証明書
- (2) 宅地建物取引業法による免許証の写し（宅地建物取引業者である場合に限る。）
- 5 工事施行者が申告する場合には、次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 法人の登記事項証明書（工事主と工事施行者が異なる場合に限る。）
- (2) 建設業法による許可通知書の写し

宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨等の誓約書

年 月 日

(あて先) 甲 府 市 長

申請者 住 所

氏 名

⑨

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

私（当法人を含む。）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号以下「法」という。）（第 12 条第 1 項・第 30 条第 1 項）に基づく宅地造成等に関する工事の許可申請を行うに当たって、次のことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

工事主、工事主の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者（工事主が法人である場合において、当該株主又は出資している者があるときに限る。）は次の 1 から 4 のいずれにも該当しません。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- 3 法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条第 1 項の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）
- 4 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

暴力団員等に該当しない旨の誓約書

年 月 日

(あて先) 甲 府 市 長

申請者 住 所

氏 名

⑨

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

私（当法人を含む。）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「法」という。）（第 12 条第 1 項・第 30 条第 1 項）に基づく宅地造成等に関する工事の許可申請を行うに当たって、次のことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

工事主、工事主の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者（工事主が法人である場合において、当該株主又は出資している者があるときに限る。）は次の 1 及び 2 のいずれにも該当しません。

- 1 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）。)
- 2 暴力団員等がその事業活動を支配する者

役員等報告書

年 月 日

(あて先) 甲 府 市 長

申請者 住 所

氏 名

⑨

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

私（当法人を含む。）は、以下の者の情報を警察に提供することを同意します。

役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

役 職	(ふりがな) 氏 名	性別	生 年 月 日	住 所

発行済株式総数の 1 0 0 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 1 0 0 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者があるときに限る。）

発行済株式の 総 数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生 年 月 日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍	
		割 合	住 所	

注 1 役員等は、住民票または個人番号カードの写しを添付すること。

周辺住民周知報告書

年 月 日

(あて先) 甲 府 市 長

工事主 住 所

氏 名

(印)

[法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名]

宅地造成及び特定盛土等規制法（第 11 条・第 29 条）の規定により、周辺住民へ工事の内容を周知しましたので、次のとおり報告します。

措置の方法	☐ 説明会を開催した ☐ 工事の内容を記載した書面を住民へ配付した ☐ 工事を行う土地又は周辺の適当な場所に掲示するとともに、インターネットを利用して住民の閲覧に供した			
説明の内容	日 時			
	場 所			
	相手方	名	説明者	名
	説明概要			
	意 見			
	回 答			
説明資料	配付したもの	☐ 位置図 ☐ 平面図 ☐ 立面図 ☐ 断面図 ☐ 工程表 ☐ その他 ()		
	提示したもの	☐ 位置図 ☐ 平面図 ☐ 立面図 ☐ 断面図 ☐ 工程表 ☐ その他 ()		

- 注 1 該当する□には、レ印を付すこと。
 2 「説明の内容」欄に説明の概要を記入すること。
 3 説明会を開催した場合は、議事録及び出席者名簿を添付すること。
 4 住民へ書面を配付した場合は、配付した書面を添付すること。
 5 掲示とインターネットを利用して周知した場合は、掲示板の写真及びインターネット画面を印刷したものを添付すること。

第3章 盛土等に関する工事の届出等

第1節 届出等の手続きの概要

1 届出等が必要な盛土等に関する工事

(1) 規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事

【法】（工事等の届出）

第21条 宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があつた日から21日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

3・4 略

※特定盛土等規制区域については、第40条で同様に規定

【解説】

盛土規制法に基づく規制区域の指定、つまり、規制開始時点で、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において、**表3-1**に示す規模に該当する盛土等に関する工事を行っている場合、工事主は規制開始日から21日以内に届出をする必要があります。

届出が受理された場合は、工事主の氏名又は名称、工事が施行される土地の所在地などが公表されます。

表 3-1 規制区域指定の際に着手済みで届出が必要な盛土等に関する工事の規模

行為	宅地造成等工事規制区域 及び 特定盛土等規制区域	イメージ図
宅地造成又は特定盛土等	① 盛土で高さが1 m超の崖を生ずるもの	
	② 切土で高さが2 m超の崖を生ずるもの	
	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2 m超の崖を生ずるもの (①、②を除く)	
	④ 盛土で高さが2 m超となるもの (①、③を除く)	
	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの (①～④を除く)	
土石の堆積	⑥ 最大時に堆積する高さが2 m超かつ面積が300㎡超となるもの	
	⑦ 最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの	

※ 「崖」とは、地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。

(2) 擁壁等に関する工事

【法】（工事等の届出）

第 21 条 略

2 略

3 宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、

擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第 12 条第 1 項若しくは第 16 条第 1 項の許可を受け、又は同条第 2 項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の 14 日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 略

※特定盛土等規制区域については、第 40 条で同様に規定

【政令】（届出を要する工事）

第 26 条 法第 21 条第 3 項の政令で定める工事は、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが 2 メートルを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事とする。

2 前項の崖面崩壊防止施設の高さは、崖面崩壊防止施設の前面の上端と下端（当該前面の下部が地盤面と接する部分をいう。）との垂直距離によるものとする。

※特定盛土等規制区域については、第 34 条で同様に規定

【解説】

宅地造成等工事規制区域内及び特定盛土等規制区域内の土地において、次に示す全部又は一部を除却する工事を行う場合は、当該工事に着手する日の 14 日前までに届出をする必要があります。

なお、盛土規制法に基づき許可を受けた盛土等に関する工事、規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事又は特定盛土等規制区域内において届出をした特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事を行う過程で、擁壁等を除却する場合、届出は不要です。

- ① 高さが 2 m 超の擁壁又は崖面崩壊防止施設
- ② 地表水等を排除するための排水施設
- ③ 地滑り抑止ぐい等

(3) 公共施設用地の転用

【法】（工事等の届出）

第 21 条 略

2・3 略

4 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第 12 条第 1 項若しくは第 16 条第 1 項の許可を受け、又は同条第 2 項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から 14 日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※特定盛土等規制区域については、第 40 条で同様に規定

【解説】

宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、当該用地を転用した日から 14 日以内に届出をする必要があります。

なお、盛土規制法に基づき許可を受けた盛土等に関する工事又は特定盛土等規制区域内におい

て届出をした特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事を行う過程で、公共施設用地を転用する場合、届出は不要です。

(4) 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（許可対象規模未満の工事）

【法】（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等）

第 27 条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の 30 日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

3・4 略

5 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可の申請をしたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第 1 項の規定による届出をしたものとみなす。

【政令】（特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事）

第 27 条 法第 27 条第 1 項ただし書の政令で定める工事は、第 5 条第 1 項各号に掲げるものとする。

【政令】（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等）

第 5 条 法第 12 条第 1 項ただし書の政令で定める工事は、次に掲げるものとする。

一 鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）第 13 条第 1 項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第 36 条、第 37 条、第 39 条第 1 項若しくは第 48 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事

二 鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）第 63 条第 1 項の規定による届出をし、又は同条第 2 項（同法第 87 条において準用する場合を含む。）若しくは同法第 63 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定による認可を受けた者（同法第 63 条の 3 の規定により同法第 63 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事

三 採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 33 条若しくは第 33 条の 5 第 1 項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第 33 条の 13 若しくは第 33 条の 17 の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事

四 砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 16 条若しくは第 20 条第 1 項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第 23 条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事

五 前各号に掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令で定めるもの

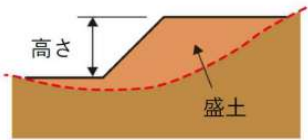
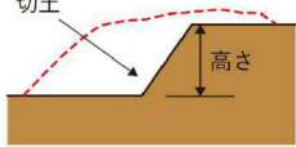
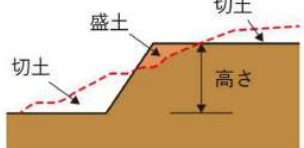
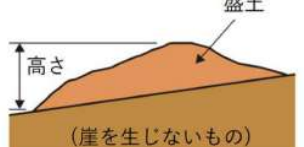
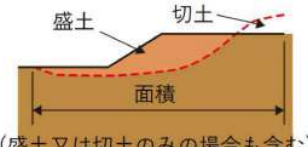
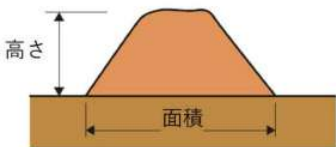
【解説】

特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事のうち、**表 3-2** に示す規模に該当するものは、盛土等に関する工事に伴う災害を防止する観点から、当該工事に着手する 30 日前までに、届出をする必要があります。

届出が受理された場合は、工事主の氏名又は名称、工事が施行される土地の所在地などが公表されます。

なお、届出をする必要のある規模であっても、**表 3-3** に示すとおり、政令で規定する災害の発生のおそれがないと認められる工事については、届出は不要です。詳細は「**第 1 章 盛土規制法の概要**」を参照してください。また、都市計画法開発許可の申請をした場合は、特定盛土等に関する工事について届出をしたものとみなされるため、別途、盛土規制法に基づく届出は不要です。

表 3-2 特定盛土等規制区域内において届出が必要な盛土等に関する工事の規模

行為	特定盛土等規制区域	イメージ図
特定盛土等	① 盛土で高さが1 m超の崖を生ずるもの	
	② 切土で高さが2 m超の崖を生ずるもの	
	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2 m超の崖を生ずるもの (①、②を除く)	
	④ 盛土で高さが2 m超となるもの (①、③を除く)	
	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの (①～④を除く)	
土石の堆積	⑥ 最大時に堆積する高さが2 m超かつ面積が300㎡超となるもの	
	⑦ 最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの	

※ 「崖」とは、地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。

表 3-3 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で届出が不要なもの

根拠法令	工事種別
法第 27 条第 1 項 政令第 27 条	① 鉱山保安法の規定による届出をした者が行う工事等 ② 鉱業法の規定による認可を受けた者が行う工事等 ③ 採石法の規定による認可を受けた者が行う工事等 ④ 砂利採取法の規定による認可を受けた者が行う工事等 ⑤ ①から④に掲げる工事と同等以上に特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事
法第 27 条第 5 項	都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を申請した工事

(5) 盛土規制法に適合していることの証明

【省令】（法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の規定に適合していることを証する書面の交付）

第 88 条 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項（同法第 88 条第 1 項又は第 2 項において準用する場合を含む。）若しくは第 6 条の 2 第 1 項（同法第 88 条第 1 項又は第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和 3 年法律第 34 号）第 3 条第 1 項の認定（同法第 4 条第 1 項の変更の認定を含む。）を受けようとする者は、その計画が法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事に求めることができる。

【解説】

盛土規制法は、建築基準法における建築基準関係規定の一つとして位置付けられており、建築基準法に基づく建築確認申請の際、その計画が盛土規制法に適合していることを証する書面の添付を求められる場合があります。

「第 1 章 盛土規制法の概要」で述べたように、盛土規制法の規制対象であるものの災害の発生のおそれがないと認められる工事として許可が不要なものについては、必要に応じて省令第 88 条の規定により、盛土規制法に適合していることの証明書の交付を申請することができます。

2 届出等の手続きの流れ

【解説】

届出等が必要な盛土等に関する工事の手続きの流れは図 3-1 に示すとおりです。

届出等の手続きは、書類が完備されていれば受理しますが、届出等の書類に不備がある場合は、補正を指示することになりますので、許可権者に届出等の内容を事前に確認してから、提出するようにしてください。

段階	届 出 者	産業部 林政課	そ の 他
事前相談	事前相談	事前相談受付 ↓ 事前審査	関係部署確認
届 出	【着手済み工事の届出】 届出書の提出 様式第十五 法第21条第1項 様式第十六 [第40条第1項] 【擁壁等に関する工事の届出】 届出書の提出 様式第十七 法第21条第3項 [第40条第3項] 【公共施設用地の転用の届出】 届出書の提出 様式第十八 法第21条第4項 [第40条第4項] 【特盛区域内の小規模工事の届出】 届出書の提出 様式第十九 法第27条第1項 様式第二十	届出書の受理 届出内容の公表 法第21条第2項 [第40条第2項] 届出書の受理 届出書の受理 届出書の受理 届出内容の公表 法第27条第2項	
工事施行中	【特盛区域内の小規模工事の届出のみ】 現場での標識掲出 様式第二十三 法第49条 様式第二十四 【特盛区域内の小規模工事の届出のみ】 着手届出書の提出 第4号様式 細則第18条 【着手済み工事及び擁壁等に関する工事の届出で、工事内容の変更が生じる場合】 変更届出書の提出 第10号様式 細則第12条 【特盛区域内の小規模工事の届出で、工事内容の変更が生じる場合】 変更届出書の提出 様式第二十一 法第28条第1項 様式第二十二 【工事を中止、廃止又は再開する場合】 中止等届出書の提出 第11号様式 細則第13条	工事着手届の受理 変更届出書の受理 変更届出内容の公表 法第28条第3項 変更届出書の受理 変更届出内容の公表 法第28条第3項 中止等届出書の受理	
工事完了	完了届出書の提出 第14号様式 細則第16条	完了届出書の受理	

図 3-1 届出等の手続きの流れ

3 事前相談

【解説】

盛土等に関する工事の届出等に当たっては、その計画について、事前に届出等の要否や書類の内容について、許可権者と事前相談を行うことが望ましいです。

事業を計画している人は、事前相談票及び計画の具体的な内容が分かる図面等を用意し、盛土規制法に関する担当窓口（「第1章 盛土規制法の概要」p35「表 1-12 担当窓口」参照）に連絡のうえ、事前相談を行ってください。

事前相談を行う中で、届出等が必要となった場合には届出等の書類を整備し、提出できる状態となりましたら、担当窓口へ書類を提出してください。

事前相談票の様式は、市ホームページで公表しています。

URL：<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/shinrin/morido/moridotetuduki.html>

4 届出書等の書類の提出部数

【細則】（（委任）

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事の届出書をはじめとして、この章に記載している工事等の届出、工事完了までに行う各種手続きにおける書類の提出部数は表 3-4 に示しております。

表 3-4 届出書等の提出部数

区分	提出部数	備考
正本	1 部	
副本	1 部	
合計	2 部	

第2節 届出等に必要な書類等

1 規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事

【省令】（宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出の方法）

第52条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第21条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五の届出書を提出しなければならない。

2 前項の届出書が令第23条各号に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、2メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。

3 土石の堆積に関する工事について、法第21条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十六の届出書を提出しなければならない。

4 前項の届出書が令第25条第2項各号に掲げる規模の土石の堆積に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、2メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	

※特定盛土等規制区域については、第82条で同様に規定

【細則】（宅地造成等に関する工事等の届出に添付する書類）

第11条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第21条第1項の規定による届出をしようとする者は省令第52条第1項の届出書の正本及び副本に、特定盛土等に関する工事について法第40条第1項の規定による届出をしようとする者は省令第82条第1項の届出書の正本及び副本に、それぞれ次に

掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- 一 省令第 52 条第 2 項（省令第 82 条第 1 項において準用する場合を含む。）の表に掲げる図面
- 二 土地の標準断面図
- 三 盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真

2 土石の堆積に関する工事について法第 21 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は省令第 52 条第 3 項の届出書の正本及び副本に、法第 40 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は省令第 82 条第 2 項の届出書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- 一 省令第 52 条第 4 項（省令第 82 条第 2 項において準用する場合を含む。）の表に掲げる図面
- 二 土地の標準断面図
- 三 土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真

3・4 略

【解説】

規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事の届出は、省令で規定する様式に図面や土地付近状況写真を添付してすることとされています。なお、省令では、届出対象のうち一定規模以上の工事について、位置図、地形図及び土地の平面図を添付することが規定されていますが、市施行細則により、届出対象の全ての工事について、省令で規定する図面及び土地の標準断面図を添付することを規定しています。

(1) 規制区域指定の際に着手済みの工事届出書及び添付書類

規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事の届出に係る様式及び添付書類は、表 3-5 から表 3-8 に示すとおりです。

表 3-5 規制区域指定の際に着手済みの工事の届出書の様式及び添付書類（宅地造成又は特定盛土等）

No.	様式	書類の名称	備考
1	様式第十五	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書	・省令第 52 条第 1 項〔第 82 条第 1 項〕
2	-	土地付近状況写真	・省令第 52 条第 2 項〔第 82 条第 1 項〕 ・届出時点における工事の施行状況が確認できるもの
3	-	他法令による許認可書等の写し	・宅地造成又は特定盛土等の実施に関して法令の許可等が必要な場合に提出 ① 許認可済みのものは許認可書の写し ② 申請中のものは申請書の写し（受付印のあるもの）
4	-	その他必要と認める書類	

No.	様式	書類の名称	備考
5	(任意)	委任状	・ 代理人が手続きを行う場合に提出 ・ 工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印
6	-	図面	・ 省令第 52 条第 2 項〔第 82 条第 1 項〕 ・ 詳細は表 3-6 を参照

表 3-6 規制区域指定の際に着手済みの工事の届出書の添付図面（宅地造成又は特定盛土等）

No.	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	・ 省令第 52 条第 2 項〔第 82 条第 1 項〕
2	地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	・ 省令第 52 条第 2 項〔第 82 条第 1 項〕 ・ 等高線は、2 m の標高差を示すものとする。
3	土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	・ 省令第 52 条第 2 項〔第 82 条第 1 項〕 ・ 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。
4	土地の標準断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	・ 細則第 11 条第 1 項第 2 号 ・ 盛土又は切土の最大高さ及びのり面の勾配を示すものとする。 ・ 上記が確認できれば、代表的な 1 断面のみの提出で構わない。

表 3-7 規制区域指定の際に着手済みの工事の届出書の様式及び添付書類（土石の堆積）

No.	様式	書類の名称	備考
1	様式第十六	土石の堆積に関する工事の届出書	・省令第 52 条第 3 項〔第 82 条第 2 項〕
2	-	土地付近状況写真	・省令第 52 条第 4 項〔第 82 条第 2 項〕 ・届出時点における工事の施行状況が確認できるもの
3	-	他法令による許認可書等の写し	・土石の堆積の実施に関して法令の許可等が必要な場合に提出 ① 許認可済みのものは許認可書の写し ② 申請中のものは申請書の写し（受付印のあるもの）
4	-	その他必要と認める書類	
5	（任意）	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印
6	-	図面	・省令第 52 条第 4 項〔第 82 条第 2 項〕 ・詳細は表 3-8 を参照

表 3-8 規制区域指定の際に着手済みの工事の届出書の添付図面（土石の堆積）

No.	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	・省令第 52 条第 2 項〔第 82 条第 2 項〕
2	地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	・省令第 52 条第 2 項〔第 82 条第 2 項〕 ・等高線は、2 m の標高差を示すものとする。
3	土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が 10 分の 1 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/2,500 以上	・省令第 52 条第 2 項〔第 82 条第 2 項〕

No.	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
4	土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	1/2,500 以上	・細則第 11 条第 2 項第 2 号 ・土石の堆積の最大高さを示すものとする。 ・上記が確認できれば、代表的な 1 断面のみの提出で構わない。

(2) 規制区域指定の際に着手済みの工事の届出書の提出時期及び提出部数

規制区域指定の際に着手済みの工事の届出書は、規制区域の指定の日から 21 日以内に市長に提出してください。また、届出書の提出部数は、表 3-4 に示すとおりです。

2 擁壁等に関する工事

【省令】（擁壁等に関する工事の届出）

第 55 条 法第 21 条第 3 項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七の届出書を提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第 85 条で同様に規定

【細則】（宅地造成等に関する工事等の届出に添付する書類）

第 11 条 略

2 略

3 法第 21 条第 3 項の規定による届出をしようとする者は省令第 55 条の届出書の正本及び副本に、法第 40 条第 3 項の規定による届出をしようとする者は省令第 85 条の届出書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

一 位置図

二 擁壁等の除却を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真

三 擁壁等の除却後の安全上の措置に関する計画を記載した書類

4 略

【解説】

擁壁等に関する工事の届出は、省令で規定する様式に、市施行細則で規定する位置図、土地付近状況写真及び擁壁等の除却後の安全上の措置に関する計画を記載した書類を添付してすることとされています。

(1) 擁壁等に関する工事の届出書及び添付書類

擁壁等に関する工事の届出に係る様式及び添付書類は、表 3-9 に示すとおりです。

表 3-9 擁壁等に関する工事の届出書の様式及び添付書類

No.	様式	書類の名称	備考
1	様式第十七	擁壁等に関する工事の届出書	・省令第 55 条〔第 85 条〕
2	-	位置図	・細則第 11 条第 3 項第 1 号
3	-	土地付近状況写真	・細則第 11 条第 3 項第 2 号 ・除却を行おうとする擁壁等の状況が確認できるもの
4	-	除却後の措置に関する計画を記載した書類	・細則第 11 条第 3 項第 3 号 ・擁壁等を除却した箇所の安全を維持するために実施する計画を記載
5	-	その他必要と認める書類	
6	(任意)	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・届出者は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

(2) 擁壁等に関する工事の届出書の提出時期及び提出部数

擁壁等に関する工事の届出書は、当該工事に着手する日の 14 日前までに市長に提出してください。また、届出書の提出部数は、表 3-4 に示すとおりです。

3 公共施設用地の転用

【省令】（公共施設用地の転用の届出）

第 56 条 法第 21 条第 4 項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十八の届出書を提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第 86 条で同様に規定

【細則】（宅地造成等に関する工事等の届出に添付する書類）

第 11 条 略

2・3 略

4 法第 21 条第 4 項の規定による届出をしようとする者は省令第 56 条の届出書の正本及び副本に、法第 40 条第 4 項の規定による届出をしようとする者は省令第 86 条の届出書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

一 位置図

二 公共施設用地を宅地又は農地に転用した土地及びその付近の状況を明らかにする写真

三 土地の平面図

【解説】

公共施設用地の転用の届出は、省令で規定する様式に、市施行細則で規定する位置図、土地付

近状況写真及び土地の平面図を添付してすることとされています。

(1) 公共施設用地の転用の届出書及び添付書類

公共施設用地の転用の届出に係る様式及び添付書類は、表 3-10 に示すとおりです。

表 3-10 公共施設用地の転用の届出書の様式及び添付書類

No.	様式	書類の名称	備考
1	様式第十八	公共施設用地の転用の届出書	・省令第 56 条〔第 86 条〕
2	-	位置図	・細則第 11 条第 4 項第 1 号
3	-	土地付近状況写真	・細則第 11 条第 4 項第 2 号 ・転用した土地の状況が確認できるもの
4	-	土地の平面図	・細則第 11 条第 4 項第 3 号 ・転用した土地全体を含むもの
5	-	その他必要と認める書類	
6	(任意)	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・届出者は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

(2) 公共施設用地の転用の届出書の提出時期及び提出部数

公共施設用地の転用の届出書は、対象の公共施設用地を転用した日から 14 日以内に市長に提出してください。また、届出書の提出部数は、表 3-4 に示すとおりです。

4 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（許可対象規模未満の工事）

【省令】（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出）

第 58 条 特定盛土等に関する工事について、法第 27 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十九の届出書に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 第 7 条第 1 項第 1 号及び第 6 号から第 8 号までに掲げる書類（この場合において、同項第 1 号の表中「申請書」とあるのは「届出書」と、同項第 7 号及び第 8 号中「許可を受け」とあるのは「届出をし」と読み替えるものとする。）
- 二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

2 土石の堆積に関する工事について、法第 27 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十の届出書に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 第 7 条第 2 項第 1 号及び第 4 号から第 6 号までに掲げる書類（この場合において、同項第 1 号の表中「申請書」とあるのは「届出書」と、同項第 5 号及び第 6 号中「許可を受け」とあるのは「届出を

し」と読み替えるものとする。)

- 二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

【解説】

特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出は、省令で規定する様式及び必要な図面等を添付してすることとされています。

(1) 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出書及び添付書類

特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る様式及び添付書類は、表 3-11 から表 3-14 に示すとおりです。

表 3-11 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事の届出書の様式及び添付書類

No.	様式	書類の名称	備考
1	様式第十九	特定盛土等に関する工事の届出書	・省令第 58 条第 1 項
2	-	土地付近状況写真	・省令第 7 条第 1 項第 6 号
3	-	届出者の証明書類 【個人の場合】 ・氏名及び住所を証する書類 【法人の場合】 ・登記事項証明書 ・役員の氏名及び住所を証する書類	・省令第 7 条第 1 項第 7 号及び第 8 号 ・届出者本人又は法人の場合は役員の氏名及び住所を証する書類として、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものを提出
4	-	他法令による許認可書等の写し	・特定盛土等の実施に関して法令の許可等が必要な場合に提出 ① 許認可済みのものは許認可書の写し ② 申請中のものは申請書の写し（受付印のあるもの）
5	-	その他必要と認める書類	
6	(任意)	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印
7	-	図面	・省令第 58 条第 1 項第 1 号 ・詳細は表 3-12 を参照

表 3-12 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事の届出書の添付図面

No.	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	・ 省令第 7 条第 1 項第 1 号
2	地形図	方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	・ 省令第 7 条第 1 項第 1 号 ・ 等高線は、2 m の標高差を示すものとする。
3	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	・ 省令第 7 条第 1 項第 1 号 ・ 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・ 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 ・ 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、届出書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	・ 省令第 7 条第 1 項第 1 号 ・ 高低差の著しい箇所について作成すること。
5	排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、 ^{のり} 内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	1/500 以上	・ 省令第 7 条第 1 項第 1 号
6	崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が 2 以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50 以上	・ 省令第 7 条第 1 項第 1 号 ・ 擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
7	擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50 以上	・ 省令第 7 条第 1 項第 1 号

No.	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
8	擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	・省令第7条第1項第1号
9	崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	・省令第7条第1項第1号
10	崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	・省令第7条第1項第1号 ・水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。

表 3-13 特定盛土等規制区域内において行われる土石の堆積に関する工事の届出書の様式及び添付書類

No.	様式	書類の名称	備考
1	様式第二十	土石の堆積に関する工事の届出書	・省令第58条第2項
2	-	土地付近状況写真	・省令第7条第2項第4号
3	-	届出者の証明書類 【個人の場合】 ・氏名及び住所を証する書類 【法人の場合】 ・登記事項証明書 ・役員の氏名及び住所を証する書類	・省令第7条第2項第5号及び第6号 ・届出者本人又は法人の場合は役員の氏名及び住所を証する書類として、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものを提出
4	-	他法令による許認可書等の写し	・土石の堆積の実施に関して法令の許可等が必要な場合に提出 ① 許認可済みのものは許認可書の写し ② 申請中のものは申請書の写し（受付印のあるもの）
5	-	その他必要と認める書類	
6	(任意)	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

No.	様式	書類の名称	備考
7	-	図面	・省令第 58 条第 2 項第 1 号 ・詳細は表 3-14 を参照

表 3-14 特定盛土等規制区域内において行われる土石の堆積に関する工事の届出書の添付図面

No.	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	・省令第 7 条第 2 項第 1 号
2	地形図	方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	・省令第 7 条第 2 項第 1 号 ・等高線は、2 m の標高差を示すものとする。
3	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が 10 分の 1 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500 以上	・省令第 7 条第 2 項第 1 号 ・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、届出書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上	・省令第 7 条第 2 項第 1 号

(2) 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出書の提出時期及び提出部数

特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出書は、当該工事に着手する 30 日前までに市長に提出してください。また、届出書の提出部数は、表 3-4 に示すとおりです。

5 盛土規制法に適合していることの証明

【細則】（法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の規定に適合していることを証する書面の交付）

第 17 条 省令第 88 条に規定する書面の交付を受けようとする者は、証明願（第 15 号様式）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- 一 位置図
- 二 地形図
- 三 土地の平面図
- 四 土地の断面図
- 五 土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- 六 その他市長が必要と認める書類

【解説】

省令第 88 条に規定する証明書の交付申請は、市施行細則で規定する様式に、位置図や土地の平面図、土地付近状況写真等を添付してすることとされています。

(1) 宅地造成等に関する証明書交付申請に係る手数料

省令第 88 条に規定する証明事務は、甲府市手数料条例第 2 条の規定する事務に位置付けられており、申請 1 件につき 300 円の証明手数料を納付する必要があります。

(2) 宅地造成等に関する証明書交付申請書の様式及び添付書類

宅地造成等に関する証明書の交付申請に係る様式及び添付書類は、表 3-15 及び表 3-16 に示すとおりです。

表 3-15 宅地造成等に関する証明書交付申請書の様式及び添付書類

No.	様式	書類の名称	備考
1	第 15 号様式	証明願	・細則第 17 条
2	-	土地付近状況写真	・細則第 17 条第 5 号
3	-	政省令に規定する災害の発生のおそれがないと認められる工事に該当することを証する書類	・政令第 5 条第 1 号から第 4 号又は省令第 8 条第 1 号から第 7 号までに該当することの証明を求める場合に提出
4	-	その他必要と認める書類	・証明に当たり必要と認められる場合に提出
5	(任意)	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印
6	-	図面	・詳細は表 3-16 を参照

表 3-16 宅地造成等に関する証明書交付申請書の添付図面

No.	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	・細則第 17 条第 1 号
2	地形図	方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	・細則第 17 条第 2 号 ・等高線は、2 m の標高差を示すものとする。
3	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	・細則第 17 条第 3 号 ・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	・細則第 17 条第 4 号 ・高低差の著しい箇所について作成すること。
5	土地の求積平面図	盛土又は切土をする土地の面積	(任意)	・省令第 8 条第 9 号に該当することの証明を求める場合に提出 ・盛土又は切土をする土地の面積について作成すること。

(3) 宅地造成等に関する証明書交付申請書の提出部数

宅地造成等に関する証明書交付申請書は、建築基準法に基づく建築確認申請の際に、建築確認審査機関から盛土規制法に適合していることを証する書面の添付を求められた場合などで随時市長に提出してください。また、申請書の提出部数については担当窓口にご確認ください。

第3節 届出から工事完了までの具体的な手続き

1 工事の届出に係る公表

対象は、規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事及び特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事です。

規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事

【法】（工事等の届出）

第21条 略

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

3・4 略

※特定盛土等規制区域については、第40条で同様に規定

【省令】（宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表の方法）

第53条 法第21条第2項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

※特定盛土等規制区域については、第83条で同様に規定

【省令】（宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表事項）

第54条 法第21条第2項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

※特定盛土等規制区域については、第84条で同様に規定

特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事

【法】（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等）

第27条 略

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

3～5 略

【省令】（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表の方法）

第59条 法第27条第2項（法第28条第3項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表は、第9条に規定するところにより行うものとする。

【省令】（宅地造成等に関する工事の許可に係る公表の方法）

第9条 法第12条第4項（法第16条第3項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

【省令】（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表事項）

第60条 法第27条第2項の主務省令で定める事項は、第54条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第1号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」に読み替えるものとする。

【解説】

盛土等に関する工事のうち、許可を受けた工事だけでなく届出のあった工事についても、工事の内容が公表されます。これは、市民等が不法・危険な盛土等を認識しやすい環境を整備することを目的に規定されたものです。

(1) 公表対象となる工事

次に示す工事が公表の対象となります。

- ・ 盛土規制法に基づく規制開始時点において着手済みかつ届出のあった盛土等に関する工事
- ・ 盛土規制法に基づく規制開始日以降に特定盛土等規制区域内において届出のあった特定盛土等又は土石の堆積に関する工事

(2) 公表の方法

省令第9条、第53条及び第83条の規定に基づき、市ホームページに公表事項を掲載する予定です。（許可対象と同一のホームページに公表します。）

URL：<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/shinrin/morido/moridotetuduki.html>

(3) 公表事項

公表される事項は、表3-17に示すとおりです。

なお、特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、表中の「⑧崖面崩壊防止施設の有無」も公表の対象となります。これは、建築物を建築しようとする者及び建築確認を行う特定行政庁又は指定確認検査機関が、その土地について崖面崩壊防止施設の有無を把握できるようにするため、省令第60条（省令第54条を準用）に規定されている事項に加えて追加するものです。

表 3-17 公表事項

根拠法令	公表事項
法第 21 条第 2 項 〔第 40 条第 2 項〕 省令第 54 条各号 〔第 84 条〕 法第 27 条第 2 項 省令第 60 条	① 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図 ② 工事の届出年月日 ③ 工事施行者の氏名又は名称 ④ 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日 ⑤ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ ⑥ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積 ⑦ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量 ⑧ 崖面崩壊防止施設の有無※

※ 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事のみ対象

2 現場での標識掲出

対象は、特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事です。

【法】（標識の掲示）

第 49 条 第 12 条第 1 項若しくは第 30 条第 1 項の許可を受けた工事主又は第 27 条第 1 項の規定による届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

【省令】（標識の様式及び記載事項）

第 87 条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第 49 条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十三によるものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第 49 条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十四によるものとする。

3 法第 49 条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 現場管理者の氏名又は名称
- 五 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 六 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図
- 七 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 八 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 九 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- 十 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
- 十一 許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

【解説】

特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出をし

た工事主は、工事現場の見やすい場所に、必要事項を記載した標識を掲出する必要があります。

なお、都市計画法開発許可の申請をし、特定盛土等に関する工事について届出をしたものとみなされた工事も現場での標識掲出の対象となります。

(1) 現場での標識掲出の対象となる工事

次に示す工事が現場での標識掲出の対象となります。

- ・ 盛土規制法に基づく規制開始日以降に特定盛土等規制区域内において届出のあった特定盛土等又は土石の堆積に関する工事
- ・ 盛土規制法第 27 条第 5 項の規定により、届出をしたものとみなされる特定盛土等に関する工事（都市計画法開発許可を受けた工事）

(2) 標識の様式

標識の様式は、省令第 87 条第 1 項に規定されています。詳細は、省令別記様式第二十三（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識）及び第二十四（土石の堆積に関する工事の標識）を参照してください。

(3) 標識の記載事項

標識に記載する必要のある事項は、表 3-18 に示すとおりです。

表 3-18 標識の記載事項

根拠法令	記載事項
法第 49 条 省令第 87 条第 3 項	① 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 ② 工事の届出年月日 ③ 工事施行者の氏名又は名称 ④ 現場管理者の氏名又は名称 ⑤ 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日 ⑥ 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行う土地の区域の見取図 ⑦ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ ⑧ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積 ⑨ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量 ⑩ 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先 ⑪ 届出を担当した甲府市の部局の名称及び連絡先

3 工事着手の届出

対象は、特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事です。

【細則】（宅地造成等に関する工事の着手の届出）

第5条 法第12条第1項の許可（法第15条第1項の規定により法第12条第1項の許可があったものとみなされるものを含む。以下同じ。）を受けた者又は法第27条第1項の規定により届出をした者若しくは法第30条第1項の許可（法第34条第1項の規定により法第30条第1項の許可があったものとみなされるものを含む。以下同じ。）を受けた者は、当該許可又は届出に係る工事に着手したときは、宅地造成等に関する工事の着手届出書（第4号様式）の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付し、速やかに市長に提出しなければならない。

- 一 宅地造成等に関する工事の工程表
- 二 法第49条の規定により工事主が掲げる標識の掲示状況を明らかにする写真

【解説】

許可権者が盛土等に関する工事の進捗状況を把握することを目的に、特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出をした工事主は、当該工事に着手したときは、速やかにその旨を市長に届け出る必要があります。

(1) 工事着手の届出の対象となる工事

次に示す工事が工事着手の届出の対象となります。

- ・ 盛土規制法に基づく規制開始日以降に特定盛土等規制区域内において届出のあった特定盛土等又は土石の堆積に関する工事

(2) 工事着手の考え方

工事着手の時点の考え方は、請負契約の締結又はそれに基づく労務者の雇入れ、若しくは資材の購入の段階ではなく、工事現場において設計図書等と照合して行う最初のくい打ち等の土地の形質の変更又は土石の堆積が行われた時点とします。

(3) 工事着手届出書及び添付書類

工事着手の届出に係る様式及び添付書類は、表 3-19 に示すとおりです。

表 3-19 工事着手届出書の様式及び添付書類（特定盛土等と土石の堆積で共通）

No.	様式	書類の名称	備考
1	第4号様式	宅地造成等に関する工事の着手届出書	・ 細則第5条
2	（任意）	工程表	・ 細則第5条第1号 ・ 届出時に提出した工程表より詳細な工程が決まっている場合はその工程表

No.	様式	書類の名称	備考
3	-	標識の掲示状況を明らかにする写真	・細則第5条第2号
4	-	その他必要と認める書類	
5	(任意)	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

(4) 工事着手届出書の提出部数

工事着手届出書は、当該工事に着手したら速やかに市長に提出してください。また、届出書の提出部数は、表 3-4 に示すとおりです。

4 変更の届出

対象は、規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事、擁壁等に関する工事及び特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事です。

規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事及び擁壁等に関する工事

【細則】(宅地造成等に関する届出工事の変更の届出)

第12条 法第21条第1項若しくは第3項又は法第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、宅地造成等に関する届出工事の変更届出書(第10号様式)の正本及び副本に、当該変更に係る事項を記載した図書を添付し、市長に提出しなければならない。

特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事

【法】(変更の届出等)

第28条 前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、当該変更後の工事に着手する日の30日前までに、主務省令で定めるところにより、当該変更後の工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第5項の規定により同条第一項の規定による届出をしたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第35条の2第1項の許可の申請は、当該工事に係る前項の規定による届出とみなす。

3 前条第2項から第4項までの規定は、第1項の規定による届出について準用する。

【省令】(変更の届出)

第61条 特定盛土等に関する工事について、法第28条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十一の届出書に、第58条第1項各号に掲げる書類のうち特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第28条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十二の届出書に、第58条第2項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

【解説】

規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事又は擁壁等に関する工事の届出をした後、届出に係る工事の計画を変更しようとする場合、変更の届出をする必要があります。このうち、規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事については、変更する計画の内容が当初の計画の延長と判断できないものは、変更の届出ではなく、盛土規制法の許可を受ける必要があります。

特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出をした後、届出に係る工事の計画を変更しようとする場合は、変更の届出をする必要があります。工事の変更計画が軽微な変更（「第2章第5節 4 軽微な変更の届出」参照）に該当する場合、届出は不要です。

なお、都市計画法開発許可を申請し、盛土規制法の届出をしたものとみなされた特定盛土等に関する工事については、都市計画法の変更の許可の申請をすることにより、盛土規制法の変更の届出をしたものとみなされます。

(1) 変更の届出の対象となる工事

次に示す工事の変更の届出の対象となります。

- ・ 盛土規制法に基づく規制開始時点において着手済みで届出のあった盛土等に関する工事
- ・ 擁壁等に関する工事
- ・ 盛土規制法に基づく規制開始日以降に特定盛土等規制区域内において届出のあった特定盛土等又は土石の堆積に関する工事

(2) 変更届出書及び添付書類

変更の届出に係る様式及び添付書類は、表 3-20 から表 3-22 に示すとおりです。

表 3-20 変更届出書の様式及び添付書類（規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事及び擁壁等に関する工事）

No.	様式	書類の名称	備考
1	第 10 号様式	宅地造成等に関する届出工事の変更届出書	・ 細則第 12 条
2	-	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	・ 細則第 12 条 ・ 届出書の添付書類のうち、該当する書類について、変更前後が分かるように記入（変更前は朱書き）
3	-	その他必要と認める書類	
4	（任意）	委任状	・ 代理人が手続きを行う場合に提出 ・ 工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

表 3-21 変更届出書の様式及び添付書類（特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事）

No.	様式	書類の名称	備考
1	様式 第二十一	特定盛土等に関する工事の 変更届出書	・省令第 61 条第 1 項
2	-	工事の計画の変更に伴い内 容が変更となる書類	・省令第 61 条第 1 項 ・届出書の添付書類のうち、該当する書類に ついて、変更前後が分かるように記入（変 更前は朱書き）
3	-	その他必要と認める書類	
4	（任意）	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人 は朱肉で捺印

表 3-22 変更届出書の様式及び添付書類（特定盛土等規制区域内において行われる土石の堆積に関する工事）

No.	様式	書類の名称	備考
1	様式 第二十二	土石の堆積に関する工事の 変更届出書	・省令第 61 条第 2 項
2	-	工事の計画の変更に伴い内 容が変更となる書類	・省令第 61 条第 2 項 ・届出書の添付書類のうち、該当する書類に ついて、変更前後が分かるように記入（変 更前は朱書き）
3	-	その他必要と認める書類	
4	（任意）	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人 は朱肉で捺印

(3) 変更届出書の提出時期及び提出部数

規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事及び擁壁等に関する工事の変更届出書は、届出に係る工事の計画を変更する前に速やかに市長に提出してください。また、特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更届出書は、当該変更後の工事に着手する日の 30 日前までに市長に提出してください。また、変更届出書の提出部数は、表 3-4 に示すとおりです。

5 工事の中止・廃止・再開の届出

対象は、規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事、擁壁等に関する工事及び特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事です。

【細則】（宅地造成等に関する工事の中止・廃止・再開の届出）

第 13 条 宅地造成等に関する工事について、法第 12 条第 1 項の許可を受けた者若しくは法第 21 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による届出をした者又は特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事について、法第 30 条第 1 項の許可を受けた者若しくは法第 27 条第 1 項若しくは法第 40 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による届出をした者は、当該工事を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに宅地造成等に関する工事の中止・廃止・再開届出書（第 11 号様式）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による中止の届出をした者で、当該届出に係る工事を再開しようとするものは、宅地造成等に関する工事の中止・廃止・再開届出書の正本及び副本に、当該届出に係る工事の工程表を添付し、市長に提出しなければならない。

【解説】

盛土等に関する工事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は中止した工事を再開しようとするときは、速やかにその旨を市長に届け出る必要があります。

なお、都市計画法開発許可を申請し、盛土規制法の届出をしたものとみなされた特定盛土等に関する工事については、都市計画法における手続きを別途行ってください。

(1) 中止・廃止・再開の届出の対象となる工事

次に示す工事が中止・廃止・再開の届出の対象となります。

- ・ 盛土規制法に基づく規制開始時点において着手済みで届出のあった盛土等に関する工事
- ・ 擁壁等に関する工事
- ・ 盛土規制法に基づく規制開始日以降に特定盛土等規制区域内において届出のあった特定盛土等又は土石の堆積に関する工事

(2) 工事の中止・廃止・再開届出書及び添付書類

工事の中止・廃止・再開の届出に係る様式及び添付書類は、表 3-23 に示すとおりです。

表 3-23 工事の中止・廃止・再開届出書の様式及び添付書類（工事の種別にかかわらず共通）

No.	様式	書類の名称	備考
1	第 11 号様式	宅地造成等に関する工事の中止・廃止・再開届出書	・ 細則第 13 条第 1 項
2	（任意）	工程表	・ 細則第 13 条第 2 項 ・ 中止した工事を再開しようとする場合に提出
3	-	その他必要と認める書類	

No.	様式	書類の名称	備考
4	(任意)	委任状	・ 代理人が手続きを行う場合に提出 ・ 工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

(3) 工事の中止・廃止・再開届出書の提出時期及び提出部数

工事の中止・廃止・再開届出書は、該工事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は中止した工事を再開しようとするときに、速やかに市長に提出してください。また、届出書の提出部数は、表 3-4 に示すとおりです。

6 完了の届出

対象は、規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事、擁壁等に関する工事及び特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事です。

【細則】（宅地造成等に関する届出工事の完了の届出）

第 16 条 法第 21 条第 1 項若しくは第 3 項、法第 27 条第 1 項又は法第 40 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事を完了したときは、宅地造成等に関する届出工事の完了届出書（第 14 号様式）の正本及び副本に、当該届出に係る工事が完了した土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付し、市長に提出しなければならない。

【解説】

届出をした盛土等に関する工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出る必要があります。

なお、都市計画法開発許可を申請し、盛土規制法の届出をしたものとみなされた特定盛土等に関する工事については、都市計画法における手続きを別途行ってください。

(1) 完了の届出の対象となる工事

次に示す工事が完了の届出の対象となります。

- ・ 盛土規制法に基づく規制開始時点において着手済みで届出のあった盛土等に関する工事
- ・ 擁壁等に関する工事
- ・ 盛土規制法に基づく規制開始日以降に特定盛土等規制区域内において届出のあった特定盛土等又は土石の堆積に関する工事

(2) 完了届出書及び添付書類

完了の届出に係る様式及び添付書類は、表 3-24 に示すとおりです。

表 3-24 完了届出書の様式及び添付書類

No.	様式	書類の名称	備考
1	第 14 号様式	宅地造成等に関する届出工事の完了届出書	・細則第 16 条
2	-	土地付近状況写真	・細則第 16 条 ・工事の完了が確認できるもの
3	-	その他必要と認める書類	
4	(任意)	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

(3) 完了届出書の提出部数

完了届出書は、当該工事が完了したときに、速やかに市長に提出してください。また、完了届出書の提出部数は、表 3-4 に示すとおりです。

第4節 巻末資料（届出等手続きの様式集）

本節では、第2節及び第3節に記載している届出等の手続きに使用する各種様式を収録しています。様式のオリジナルファイル（Word ファイル）は市ホームページに掲載しておりますので、必要に応じてダウンロードしてご活用ください。

URL：<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/shinrin/morido/moridotetuduki.html>

1 省令で規定する様式

様式第十五	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書.....	184
様式第十六	土石の堆積に関する工事の届出書.....	185
様式第十七	擁壁等に関する工事の届出書.....	186
様式第十八	公共施設用地の転用の届出書.....	187
様式第十九	特定盛土等に関する工事の届出書.....	188
様式第二十	土石の堆積に関する工事の届出書.....	190
様式第二十一	特定盛土等に関する工事の変更届出書.....	192
様式第二十二	土石の堆積に関する工事の変更届出書.....	194
様式第二十三	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識.....	196
様式第二十四	土石の堆積に関する工事の標識.....	197

2 細則で規定する様式

第4号様式	宅地造成等に関する工事の着手届出書.....	198
第10号様式	宅地造成等に関する届出工事の変更届出書.....	199
第11号様式	宅地造成等に関する工事の中止・廃止・再開届出書.....	200
第14号様式	宅地造成等に関する届出工事の完了届出書.....	201
第15号様式	証明願.....	202

様式第十五

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

(あて先) 甲 府 市 長

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 2 1 条第 1 項 }
{ 第 4 0 条第 1 項 } の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事施行者住所氏名		
2	工事をしている土地の 所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)	
3	工事をしている 土地の面積	平方メートル	
4	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土	
5	盛土又は切土の高さ	メートル	
6	盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル	
7	盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル
		切 土	立方メートル
8	工事着手年月日	年 月 日	
9	工事完了予定年月日	年 月 日	
10	工事の進捗状況		
11	届出代理人の住所 氏名及び連絡先		

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 3 4欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。
- 4 11欄は、代理人が手続きをする場合に記入し、委任状を添付してください。

様式第十六

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

(あて先) 甲 府 市 長

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第1項
第40条第1項} の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事施行者住所氏名	
2	工事をしている土地の 所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)
3	工事をしている 土地の面積	平方メートル
4	土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
5	土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
6	土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル
7	工事着手年月日	年 月 日
8	工事完了予定年月日	年 月 日
9	工事の進捗状況	
10	届出代理人の住所 氏名及び連絡先	

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 3 10欄は、代理人が手続きをする場合に記入し、委任状を添付してください。

様式第十七

擁壁等に関する工事の届出書

年 月 日

(あて先) 甲 府 市 長

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 2 1 条第 3 項 }
{ 第 4 0 条第 3 項 } の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事が行われる土地の 所 在 地 及 び 地 番	
2 行おうとする工事の 種 類 及 び 内 容	
3 工事着手予定年月日	年 月 日
4 工事完了予定年月日	年 月 日
5 届出代理人の住所 氏 名 及 び 連 絡	

[注意]

- 1 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 5 欄は、代理人が手続きをする場合に記入し、委任状を添付してください。

様式第十八

公共施設用地の転用の届出書

年 月 日

(あて先) 甲 府 市 長

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第4項
第40条第4項} の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 転用した土地の 所在地及び地番	
2 転用した土地の面積	平方メートル
3 転用前の用途	
4 転用後の用途	
5 転用年月日	年 月 日
6 届出代理人の住所 氏名及び連絡先	

〔注意〕

- 1 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 6欄は、代理人が手続きをする場合に記入し、委任状を添付してください。

様式第十九

特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

(あて先) 甲 府 市 長

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 27 条第 1 項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ヘ 排水施設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
				センチ メートル	メートル

	ト 崖面の保護の方法	
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法	
	リ 工事中の危害防止のための措置	
	ヌ その他の措置	
	ル 工事着手予定年月日	年 月 日
	ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日
	ワ 工程の概要	
11	その他の必要な事項	
12	届出代理人の住所 氏名及び連絡先	
〔注意〕 1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください（複数選択可）。 6 9 欄は、溪流等（令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 7 11 欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。 8 12 欄は、代理人が手続きをする場合に記入し、委任状を添付してください。		

様式第二十

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

(あて先) 甲 府 市 長

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()	
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅
			メートル
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置		
	リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置		

	ヌ 工事中の危害防止 のための措置	
	ル その他の措置	
	ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日
	ワ 工事完了予定年月日	年 月 日
	カ 工程の概要	
8	その他の必要な事項	
9	届出代理人の住所 氏名及び連絡先	
〔注意〕 1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。 7 9 欄は、代理人が手続きをする場合に記入し、委任状を添付してください。		

特定盛土等に関する工事の変更届出書

年 月 日

(あて先) 甲 府 市 長

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 2 8 条第 1 項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1	工 事 主 住 所 氏 名 (法 人 役 員 住 所 氏 名)	()			
2	設 計 者 住 所 氏 名				
3	工 事 施 行 者 住 所 氏 名				
4	土 地 の 所 在 地 及 び 地 番 (代 表 地 点 の 緯 度 経 度)	(緯 度 : 度 分 秒 、 経 度 : 度 分 秒)			
5	土 地 の 面 積	平方メートル			
6	工 事 着 手 前 の 土 地 利 用 状 況				
7	工 事 完 了 後 の 土 地 利 用				
8	盛 土 の タ イ プ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土 地 の 地 形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土 地 の 面 積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
				センチ メートル	メートル

	ト 崖面の保護の方法	
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法	
	リ 工事中の危害防止のための措置	
	ヌ その他の措置	
	ル 工事着手予定年月日	年 月 日
	ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日
	ワ 工程の概要	
11	その他の必要な事項	
12	変更の理由	
13	届出代理人の住所氏名及び連絡先	
〔注意〕 1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください（複数選択可）。 6 9 欄は、溪流等（令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 7 11 欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。 8 13 欄は、代理人が手続きをする場合に記入し、委任状を添付してください。		

土石の堆積に関する工事の変更届出書

年 月 日

(あて先) 甲 府 市 長

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第28条第1項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()	
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅
			メートル
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置		
	リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置		

	ヌ 工 事 中 の 危 害 防 止 の た め の 措 置	
	ル そ の 他 の 措 置	
	ヲ 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	ワ 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	カ 工 程 の 概 要	
8	そ の 他 必 要 な 事 項	
9	変 更 の 理 由	
10	届 出 代 理 人 の 住 所 氏 名 及 び 連 絡 先	
〔注意〕 1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。 7 10 欄は、代理人が手続きをする場合に記入し、委任状を添付してください。		

様式第二十三

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

90 センチメートル以上					
70 センチメートル以上	{ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可 } 済標識 { 特定盛土等に関する工事の届出 }			見 取 図	
	1	工 事 主 の 住 所 氏 名			
	2	許 可 番 号	第 号		
	3	許 可 又 は 届 出 年 月 日	年 月 日		
	4	工 事 施 行 者 の 氏 名			
	5	現 場 管 理 者 の 氏 名			
	6	盛 土 又 は 切 土 の 高 さ	メートル		
	7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
	8	盛 土 又 は 切 土 の 土 量	盛土		立方メートル
			切土		立方メートル
	9	工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日		
	10	工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日		
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先				
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先				
50 センチメートル以上					

〔注意〕

- 1 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9 及び10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

土石の堆積に関する工事の標識

90 センチメートル以上				
土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識				
70 センチメートル以上	1	工 事 主 の 住 所 氏 名	見 取 図	
	2	許 可 番 号		第 号
	3	許 可 又 は 届 出 年 月 日		年 月 日
	4	工 事 施 行 者 の 氏 名		
	5	現 場 管 理 者 の 氏 名		
	6	土石の堆積の最大堆積高さ		メートル
	7	土石の堆積を行う土地の面積		平方メートル
	8	土石の堆積の最大堆積土量		立方メートル
	9	工 事 着 手 予 定 年 月 日		年 月 日
	10	工 事 完 了 予 定 年 月 日		年 月 日
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
	12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先		
50 センチメートル以上				

〔注意〕

- 1 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9 及び10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

年 月 日

（あて先）甲 府 市 長

工事主 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成等に関する工事の着手届出書

宅地造成等に関する工事に着手したので、次のとおり届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 番 号 （最初に届け出た年月日）	
協 議 同 意 年 月 日 及 び 番 号	
土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
工 事 着 手 年 月 日	
工 事 完 了 予 定 年 月 日	
工事施行者住所及び氏名	
現場管理者氏名及び連絡先	

届 出 代 理 人 住 所 氏 名	電話番号

注1 工事施行者が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 代理人が手続きをする場合は、委任状を添付すること。

年 月 日

（あて先） 甲 府 市 長

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成等に関する届出工事の変更届出書

宅地造成及び特定盛土等規制法 第 21 条第 1 項・第 21 条第 3 項 の規定により、
第 40 条第 1 項・第 40 条第 3 項

届け出た宅地造成等に関する工事を次のとおり変更したいので、届け出ます。

最初に届け出た年月日	年 月 日
土地の所在地及び地番	
【法第 21 条第 1 項又は 第 40 条第 1 項】※ 工 事 を し て い る 土 地 の 面 積	
【法第 21 条第 3 項又は 第 40 条第 3 項】※ 行 お う と す る 工 事 の 種 類 及 び 内 容	
変 更 事 項	
変 更 理 由	

届出代理人住所氏名	電話番号

注 1 ※印の項目については、該当する条項について記入すること。

2 代理人が手続きをする場合は、委任状を添付すること。

年 月 日

（あて先）甲 府 市 長

届出者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成等に関する工事の中止・廃止・再開届出書

宅地造成等に関する工事を（中止・廃止・再開）したいので、次のとおり届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 番 号 （最初に届け出た年月日）	
協 議 同 意 年 月 日 及 び 番 号	
土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
理 由	
工 事 進 捗 状 況 及 び 防 災 措 置	

届 出 代 理 人 住 所 氏 名	電 話 番 号

注 代理人が手続きをする場合は、委任状を添付すること。

年 月 日

（あて先） 甲 府 市 長

届出者 住 所
氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成等に関する届出工事の完了届出書

第 2 1 条第 1 項・第 2 1 条第 3 項
宅地造成及び特定盛土等規制法 第 2 7 条第 1 項 の規定に
第 4 0 条第 1 項・第 4 0 条第 3 項

より、届け出た宅地造成等に関する工事が完了したので、次のとおり届け出ます。

1 最初に届け出た年月日	年 月 日
2 土地の所在地及び地番	
3 工事施行者住所氏名	
4 工事完了年月日	年 月 日
5 備 考	

届出代理人住所氏名	電話番号

注 1 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 代理人が手続きをする場合は、委任状を添付すること。

証 明			願		
申請人 住所・氏名					
1 証明を求める事項			第 1 2 条第 1 項 第 1 6 条第 1 項 第 3 0 条第 1 項 第 3 5 条第 1 項 下記の建築（建設）計画は、宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合している。		
			申請地	地 目	
			地 籍（実測）	m ²	地 籍（公簿） m ²
			建築物等の用途		
			建築物等の構造規模	延 べ 床 面 積	m ²
2 願 出 入 住 所 （代理人）氏 名			⑨		
上記の通り相違ないことを証明願います。 年 月 日 甲府市長 殿					

※ 処 理 欄

申請年月日	年 月 日	整理番号	決 定 欄

注 意

- 1 代理人が申請する場合は、委任状を添付してください。
- 2 処理欄には、記入しないでください。

盛土規制法に基づく 許可申請等の手引き

【技術的基準編】

令和7年4月

甲 府 市

はじめに

この基準は、甲府市における宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に基づき、盛土等に関する工事の許可を受けるに当たり適合させる必要のある技術的基準を定めたものである。盛土規制法施行令（以下「政令」という。）で規定する技術的基準及び国が策定した「盛土等防災マニュアル」、さらに、甲府市が盛土規制法施行細則（以下「市施行細則」という。）で規定する各種基準を整理した。

本基準の構成

この基準は、「**第1章 技術的基準適合チェックリスト**」と第2章以降の具体的な技術的基準で構成している。

第1章は、政令及び市施行細則に基づき、審査の対象となる工事について適合させる必要のある技術的基準について、チェックリストとしてとりまとめたものである。盛土等に関する工事を行おうとする事業者は、このチェックリストに基づき、工事の内容が技術的基準に適合していることを確認する必要がある。

第2章以降は、第1章でとりまとめた技術的基準の各項目について、政令、「盛土等防災マニュアル」及び市施行細則の記載内容（市施行細則で規定していない項目あり）とその解説をとりまとめたものである。解説は、主に「盛土等防災マニュアルの解説」を参考に整理している。ここに記載のない事項については、「盛土等防災マニュアル」及び「盛土等防災マニュアルの解説」を参考にされたい。

本基準の参考資料

この基準の策定に当たって参考とした資料は次のとおりである。必要に応じて参照されたい。

名称	策定年月
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）	令和 5 年 5 月
宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）	令和 5 年 5 月
宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第 3 号）	令和 5 年 5 月
甲府市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和 7 年甲府市規則第 14 号）	令和 7 年 3 月
宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）	令和 5 年 5 月
盛土等防災マニュアル（上記技術的助言の別添 5）	令和 5 年 5 月
盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会）	令和 5 年 11 月
宅地造成等規制法施行令の規定に基づき胴込めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁の効力を認定する件（昭和 40 年建設省告示第 1485 号）	昭和 40 年 6 月
道路土工－擁壁工指針（日本道路協会）	平成 24 年 7 月
下水道雨水流出量に関する研究・報告書（土木学会）	昭和 43 年 3 月
山梨県開発許可申請等の手引き	令和 5 年 4 月
山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例 申請の手引き	令和 6 年 7 月

改訂履歴

版数	発行日	改訂箇所	改訂内容
第 1 版	令和 7 年 4 月 1 日		初版発行

目 次

第 1 章	技術的基準適合チェックリスト	1
第 1 節	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の技術的基準	1
第 2 節	土石の堆積に関する工事の技術的基準	6
第 2 章	地盤について講ずる措置に関する技術的基準	8
第 1 節	盛土の敷均し及び締固め	8
第 2 節	盛土の排水施設	9
第 3 節	地滑り抑止ぐい等の設置	13
第 4 節	段切り	14
第 5 節	崖の上端に続く地表面の排水	16
第 6 節	渓流等における盛土	17
第 7 節	切土後ののり面对策	20
第 8 節	盛土をする土地の軟弱地盤対策	21
第 9 節	盛土のり面の勾配	22
第 10 節	盛土のり面の安定性の検討	24
第 11 節	のり面の小段	26
第 12 節	盛土全体の安定性の検討	29
第 3 章	擁壁の設置に関する技術的基準	31
第 1 節	擁壁の設置条件	31
第 2 節	義務設置の擁壁とそれ以外の擁壁	34
第 3 節	擁壁に代わる措置	37
第 4 節	鉄筋コンクリート造等擁壁の設計	39
第 5 節	鉄筋コンクリート造等擁壁の施工	46
第 6 節	練積み造擁壁の設計及び施工	50
第 4 章	崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準	59
第 1 節	崖面崩壊防止施設の基本的な考え方	59
第 2 節	崖面崩壊防止施設の種類及び選定	61
第 3 節	崖面崩壊防止施設の設計及び施工	65

第5章	崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準....	66
第1節	のり面保護工及びその他の地表面の措置の基本的な考え方.....	66
第2節	のり面保護工	68
第3節	崖面以外の地表面に講ずる措置.....	69
第6章	排水施設の設置に関する技術的基準.....	71
第1節	排水対策の基本的な考え方	71
第2節	排水施設の規模.....	72
第3節	排水施設の設計及び施工	77
第4節	調節（整）池	81
第7章	土石の堆積に関する工事の技術的基準	82
第1節	土石の堆積の定義.....	82
第2節	土石の堆積の基本的な考え方	83
第3節	堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置	85
第8章	その他（政令に規定する技術的基準以外のもの）	87
第1節	工事中の災害防止措置	87

第1章 技術的基準適合チェックリスト

第1節 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の技術的基準

項 目	チェック欄	主な確認図書
政令第7条 地盤について講ずる措置に関する技術的基準		
7-1-1-イ おおむね30cm以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとにローラー等を用いて締め固めているか	☐	
7-1-1-ロ 盛土の内部に浸透した地表水・地下水を速やかに排除することができるよう、砂利等を用いて透水層を設けているか	☐	
7-1-1-ハ 必要に応じて地滑り抑止ぐい・グラウンドアンカー等の設置等の措置を講じているか	☐	
7-1-2 著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切り等の措置を講じているか	☐	
7-2-1 盛土・切土※をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、その崖の反対方向に雨水等の地表水が流れるよう、勾配を付しているか ※ 政令第3条第4号及び第5号の場合を除く	☐	
7-2-2 以下(1)～(3)に該当する土地において、高さが15mを超える盛土をする場合、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験等の調査・試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめているか (1) 山間部における、河川の流水が継続して存する土地 (2) 山間部における、地形、草木の生茂の状況等が(1)の土地に類する状況を呈している土地 (3) (1)・(2)の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水等の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地	☐	
7-2-3 切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換え等の措置を講じているか	☐	
細則 7-3-1-ア 盛土をする土地の地盤が軟弱地盤である場合、盛土をした土地及びその付近の地盤の沈下又は隆起が生じないように、土の置換え、水抜き等の措置を講じているか	☐	
細則 7-3-1-イ 高さが10mを超える盛土をする場合は、安定計算を行った上で、のり面の勾配を決定しているか	☐	
細則 7-3-1-ウ 高さが5m以上の盛土・切土をする場合は、高さ5m以内ごとに幅1.5m以上の小段を設置しているか	☐	
細則 7-3-1-エ 小段を設置する場合は、雨水等による地表面の崩壊を防止するため、排水溝を設置しているか	☐	

項 目	チェック欄	主な確認図書
細則 7-3-1-オ 以下(1)～(3)に該当する盛土をする場合は、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験等の調査・試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめているか (1) 谷埋め型大規模盛土造成地 盛土をする土地の面積が3,000㎡以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に浸入することが想定されるもの (2) 腹付け型大規模盛土造成地 盛土をする前の地盤面が水平面に対し20度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが5 m以上となるもの (3) 盛土の高さが15mを超えるもの	☐	
政令第8条 擁壁の設置に関する技術的基準		
8-1-1 盛土・切土^{※1}をした土地の部分に生ずる崖面^{※2}は擁壁で覆われているか ※1 政令第3条第4号及び第5号の場合を除く ※2 以下の場合を除く ・切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であって、その土質ごとの勾配が一定以下の場合 (盛土等防災マニュアル VI・1表参照) (注) 崖の途中で角度が変化する場合は、崖の連続性(政令第8条第2項)に注意 ・土質試験等の調査・試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面 ・政令第14条第1号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面	☐	
8-1-2 擁壁は、以下のものとなっているか ・鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造 ・練積み造(間知石練積み造/S40建設省告示1485号のブロック擁壁) ・政令第17条に基づく大臣認定擁壁	☐ ☐ ☐	
⇒上記の擁壁を設置する場合、以下の確認が必要(S40建設省告示1485号のブロック擁壁・政令第17条に基づく大臣認定擁壁を除く) ・政令第9条(鉄筋コンクリート造・無筋コンクリート造の場合のみ) ・政令第10条(練積み造の場合のみ) ・政令第11条及び第12条	次頁	
⇒上記以外の擁壁で高さ2 mを超えるものについては、政令第13条に基づき、建築基準法施行令第142条(同令第7章の8の規定の準用に係る部分を除く)に適合しているか	☐	
政令第9条 鉄筋コンクリート造・無筋コンクリート造の擁壁		
9-2-1 土圧・水圧・自重によって擁壁が破壊されないよう、擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材・コンクリートの許容応力度を超えないか	☐	
9-2-2 土圧・水圧・自重によって擁壁が転倒しないよう、擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの3分の2以下であるか	☐	

項 目	チェック 欄	主な 確認図書
9-2-3 土圧・水圧・自重によって擁壁の基礎が滑らないよう、擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力等の抵抗力の3分の2以下であるか	☐	
9-2-4 土圧・水圧・自重によって擁壁が沈下しないよう、擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないか ※ 基礎ぐいを用いた場合においては、土圧・水圧・自重によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないか	☐	
9-3-1 構造計算に必要な土圧・水圧・自重の値は、実況に応じて計算された数値を用いているか ※ 盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ政令別表第二の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる	☐	
9-3-2 構造計算に必要な鋼材・コンクリート・地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力の値は、建築基準法施行令第90条（表一を除く）・第91条・第93条・第94条の長期の値を用いているか	☐	
9-3-3 構造計算に必要な擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力等の抵抗力の値は、実況に応じて計算された数値を用いているか ※ その地盤の土質に応じ政令別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる	☐	
政令第10条 練積み造の擁壁		
10-1-1 練積み造の擁壁の構造は、勾配・高さ・下端部分の厚さが、崖の土質に応じ政令別表第四に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが40cm以上（擁壁の設置される地盤の土質が、政令別表第四上欄の第一種・第二種に該当しない場合は70cm以上）となっているか	☐	
10-1-2 石材等の組積材は、控え長さを30cm以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石・砂利・砂利混じり砂で有効に裏込めしているか	☐	
10-1-3 崖の状況等によりはらみ出し等の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等の必要な措置を講じているか	☐	
10-1-4 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の高さの15%（最低35cm）（擁壁の設置される地盤の土質が政令別表第四上欄の第一種又は第二種に該当しない場合は、擁壁の高さの20%（最低45cm））となっているか	☐	
政令第11条 擁壁についての建築基準法施行令の準用		
建築基準法施行令第36条の3（構造計算の原則）の規定を準用しているか	☐	
建築基準法施行令第37条（構造部材の耐久）の規定を準用しているか	☐	
建築基準法施行令第38条（基礎）の規定を準用しているか	☐	
建築基準法施行令第39条（外装材等）の規定を準用しているか	☐	
建築基準法施行令第52条（組積造の施工※第3項を除く）の規定を準用しているか	☐	
建築基準法施行令第72条（コンクリートの材料）の規定を準用しているか	☐	

項 目	チェック 欄	主な 確認図書
建築基準法施行令第73条（鉄筋の継手・定着）の規定を準用しているか	☐	
建築基準法施行令第74条（コンクリートの強度）の規定を準用しているか	☐	
建築基準法施行令第75条（コンクリートの養生）の規定を準用しているか	☐	
建築基準法施行令第79条（鉄筋のかぶり厚さ）の規定を準用しているか	☐	
政令第 12 条 擁壁の水抜穴		
擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積 3 m ² 以内ごとに少なくとも 1 個の内径が7.5cm以上の陶管等の耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺等の必要な場所には、砂利等の資材を用いて透水層を設けているか	☐	
政令第 14 条 崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準		
14-1-1 盛土・切土 [*] をした土地の部分に生ずる崖面に政令第 8 条第 1 項第 1 号の規定により擁壁を設置することとした場合に、当該盛土・切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入、当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象が生ずるおそれが特に大きいと認められるときは、擁壁に代えて崖面崩壊防止施設を設置しているか ※ 政令第 3 条第 4 号及び第 5 号の場合を除く	☐	
14-1-2-イ 崖面崩壊防止施設は、14-1-1の事象が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができる構造となっているか	☐	
14-1-2-ロ 崖面崩壊防止施設は、土圧・水圧・自重によって損壊・転倒・滑動・沈下をしない構造となっているか	☐	
14-1-2-ハ 崖面崩壊防止施設は、その裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造となっているか	☐	
政令第 15 条 崖面等の地表面について講ずる措置に関する技術的基準		
15-1 盛土・切土をした土地の部分に生ずる崖面 [*] について、風化等の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等の措置を講じているか ※ 擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く	☐	
15-2 崖面ではない盛土・切土をした後の土地の地表面 [*] について、当該地表面が雨水等の地表水による侵食から保護されるよう、植栽・芝張り・板柵工等の措置を講じているか ※ 以下の場合を除く ・崖の反対方向に雨水等の地表水が流れるよう、勾配を付した土地の地表面（政令第 7 条第 2 項第 1 号） ・道路の路面の部分等、当該措置の必要がないことが明らかな地表面 ・特定盛土等で農地等における植物の生育が確保される部分の地表面（政令第 18 条）	☐	
政令第 16 条 排水施設の設置に関する技術的基準		
細則 7-3-2 盛土・切土を行おうとする土地の区域外に雨水等を放流する場合においては、当該放流先の管理者と協議し、その同意を得た上で、下水道、排水路等に接続しているか	☐	

項 目	チェック 欄	主な 確認図書
16-1 盛土・切土をする場合において、地表水・地下水により崖崩れ・土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水・地下水を排除することができるよう、排水施設を設置しているか	☐	
16-1-1 排水施設は、堅固で耐久性を有する構造のものとなっているか	☐	
16-1-2 排水施設は、陶器・コンクリート・れんが等の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものとなっているか ※ 崖崩れ・土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水等の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管等の雨水を地下に浸透させる機能を有するものとしてすることができる	☐	
16-1-3 排水施設は、その管渠の勾配及び断面積が、排除すべき地表水・地下水を支障なく流下させることができるものとなっているか	☐	
16-1-4 専ら雨水等の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の以下の箇所に、ます・マンホールが設けられているか ・ 管渠の始まる箇所 ・ 排水の流路の方向・勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く） ・ 管渠の内径・内法幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの清掃上適当な箇所	☐	
16-1-5 ます・マンホールに、蓋が設けられているか	☐	
16-1-6 ますの底に、深さが15cm以上の泥溜めが設けられているか	☐	
16-2 盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設を設置しているか	☐	
16-2-1 当該地盤面に設置する排水施設は、16-1-1～16-1-3（16-1-2の※を除く）のいずれにも該当するものとなっているか	☐	
その他の技術的基準		
細則 7-3-3 盛土・切土を行おうとする土地の区域外の土地に土砂が流出しないように、必要に応じ、沈砂池等の施設を設置しているか	☐	

第2節 土石の堆積に関する工事の技術的基準

項 目	チェック 欄	主な 確認図書
政令第19条 土石の堆積に関する工事の技術的基準		
19-1-1 土石の堆積は、勾配が10分の1以下である土地において行っているか ※ 堆積した土石の崩壊を防止するために必要な以下の措置を当該土地に講ずる場合を除く	☐	
⇒堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる場合、土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限る）を有する堅固な構造物を設置する措置等の堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置となっているか	☐	
19-1-2 土石の堆積を行うことによって、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講じているか	☐	
19-1-3 堆積した土石の周囲に、勾配が10分の1以下である空地を設けているか ・堆積する土石の高さが5m以下である場合は、当該高さを超える幅の空地 ・堆積する土石の高さが5mを超える場合は、当該高さの2倍を超える幅の空地 ※ 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置すること等の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができる措置を講ずる場合（19-2）には、適用しない	☐	
19-1-4 堆積した土石の周囲には柵等を設け、また、土石の堆積に関する工事が施行される土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示して設けているか ※ 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置すること等の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができる措置を講ずる場合（19-2）には、適用しない	☐	
19-1-5 雨水等の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置する等の必要な措置を講じているか	☐	
19-2 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置すること等の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができる措置（19-1-3、19-1-4の※）は、次のいずれかの措置となっているか ① 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等を設置し、鋼矢板等は、土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること ② 次に掲げる全ての措置 ・堆積した土石を防水性のシートで覆うこと等の堆積した土石の内部に雨水等の地表水が浸入することを防ぐための措置 ・堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積すること等の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置	☐	

項 目	チェック 欄	主な 確認図書
その他の技術的基準		
細則 7-3-2 土石の堆積を行おうとする土地の区域外に雨水等を放流する場合においては、当該放流先の管理者と協議し、その同意を得た上で、下水道、排水路等に接続しているか	□	
細則 7-3-3 土石の堆積を行おうとする土地の区域外の土地に土砂が流出しないように、必要に応じ、沈砂池等の施設を設置しているか	□	

第2章 地盤について講ずる措置に関する技術的基準

第1節 盛土の敷均し及び締固め

【政令】（地盤について講ずる措置に関する技術的基準）

第7条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、次に掲げる措置を講ずること。

イ おおむね30センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めること。

ロ・ハ 略

二 略

2 略

※特定盛土等規制区域については、第30条で同様に規定

【盛土等防災マニュアル】（盛土の施工上の留意事項）

盛土の施工に当たっては、次の各事項に留意することが大切である。

1)～3) 略

4) 敷均し

盛土の施工に当たっては、1回の敷均し厚さ（まき出し厚さ）をおおむね0.30メートル以下に設定し、均等かつ所定の厚さ以内に敷均す。

5) 略

6) 締固め

盛土の締固めに当たっては、所定の品質の盛土を仕上げるため、盛土材料、工法等に応じた適切な締固めを行う。

特に盛土と切土の接合部は、地盤支持力が不連続になったり、盛土部に湧水、浸透水等が集まり盛土が軟化して完成後仕上げ面に段違いを生じたり、地震時には滑り面になったりするおそれもあることから、十分な締固めを行う必要がある。

7) 略

※出典：盛土等防災マニュアル p.6-7 「V・6 盛土の施工上の留意事項」

【解説】

盛土の崩落や液状化等に起因する擁壁や盛土地盤の不同沈下、あるいは大規模盛土造成地で発生する滑動崩落等、締固め度が低いことが要因の一つとなるトラブルは多い。このような事態が発生しないように、盛土を十分に締固めることが重要である。

第2節 盛土の排水施設

【政令】（地盤について講ずる措置に関する技術的基準）

第7条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、次に掲げる措置を講ずること。

イ 略

ロ 盛土の内部に浸透した地表水等を速やかに排除することができるよう、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。

ハ 略

二 略

2 略

※特定盛土等規制区域については、第30条で同様に規定

【盛土等防災マニュアル】（排水施設等）

排水施設は、地下水排除工及び盛土内排水層により完全に地下水の排除ができるように計画することを基本とする。

※出典：盛土等防災マニュアル p.3 「V・2 排水施設等」

【盛土等防災マニュアル】（地下水排除工）

盛土崩壊の多くが湧水、地下水、降雨等の浸透水を原因とするものであること、また盛土内の地下水が地震時の滑動崩落の要因となることから、次の各事項に留意して盛土内に十分な地下水排除工を設置し、基礎地盤からの湧水や地下水の上昇を防ぐことにより、盛土の安定を図るものとする。特に山地・森林では、谷部等において浸透水が集中しやすいため、現地踏査等によって、原地盤及び周辺地盤の水文状況を適切に把握することが必要である。

1) 暗渠排水工

暗渠排水工は、原地盤の谷部や湧水等の顕著な箇所等を対象に樹枝状に設置することを基本とする。

2) 基盤排水層

基盤排水層は、透水性が高い材料を用い、主に谷埋め盛土におけるのり尻部及び谷底部、湧水等の顕著な箇所等を対象に設置することを基本とする。

3) 暗渠流末の処理

暗渠排水工の流末は、維持管理や点検が行えるように、マス、マンホール、かご工等で保護を行うことを基本とする。

4) 施工時の仮設排水対策

施工時における中央縦排水は、暗渠排水工と併用せず、別系統の排水管を設置することを基本とする。また、中央縦排水に土砂が入らないように縦排水管の口元は十分な保護を行うことを基本とする。

※出典：盛土等防災マニュアル p.3 「V・2・1 地下水排除工」

【盛土等防災マニュアル】（盛土内排水層）

盛土内に地下水排除工を設置する場合に、あわせて盛土内に水平排水層を設置して地下水の上昇を防ぐとともに、降雨による浸透水を速やかに排除して、盛土の安定を図ることが必要である。

水平排水層は、透水性が高い材料を用い、盛土のり面の小段ごとに設置することを基本とする。

※出典：盛土等防災マニュアル p.3「V・2・2 盛土内排水層」

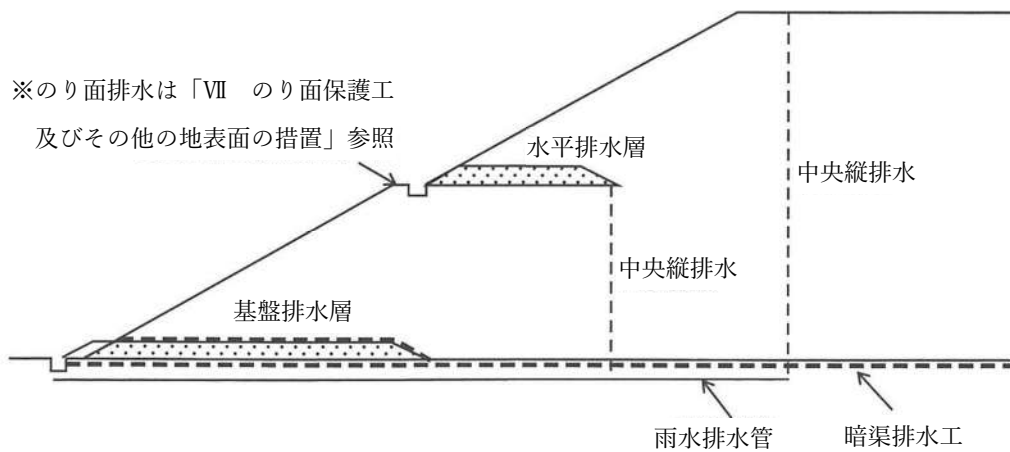
【解説】

盛土の排水施設は、その機能により盛土内の地下水を完全に排除することができるよう計画するものであり、盛土施工前の基礎地盤に設置し盛土基礎地盤周辺の地下水排水を目的とする地下水排除工（暗渠排水工、基盤排水層）と、盛土本体に一定の高さごとに透水性が高い砕石や砂等を設置し盛土内の地下水の排水を目的とする水平排水層に区分される。

表 2-1 主要な盛土の排水施設の諸元一覧

排水施設		基本諸元	
機能	施設名称		
地下水排除工	暗渠排水工	本管	：管径 300 ミリメートル以上（流域等が大規模なものは流量計算にて規格検討）
		補助管	：管径 200 ミリメートル以上
		補助管間隔	：40 メートルを標準とし、溪流等をはじめとする地下水が多いことが想定される場合等は 20 メートル以内
	基盤排水層	厚さ	：0.5 メートルを基準とし、溪流等をはじめとする地下水が多いことが想定される場合等は 1.0 メートル以上
		範囲	：のり尻からのり肩の水平距離の 1/2 の範囲及び谷底部を包括して設置（地表面勾配 $i < 1:4$ ）
盛土内排水層	水平排水層	厚さ	：0.3 メートル以上（砕石や砂の場合）
		設置	：小段ごと
		範囲	：小段高さの 1/2 以上

※出典：盛土等防災マニュアルの解説[1] p.137 表 V・2-1



※出典：盛土等防災マニュアルの解説[1] p.137 図V・2-1

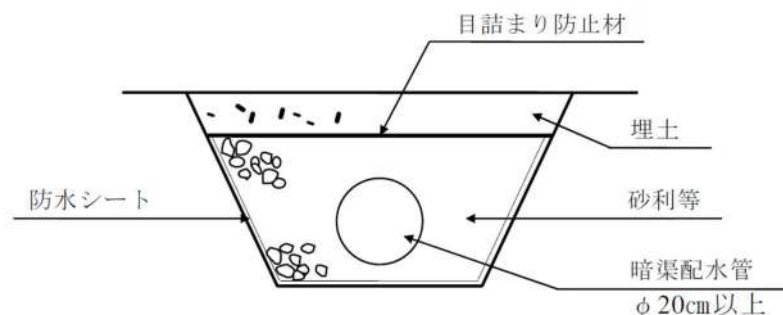
図 2-1 盛土の排水施設の概要図

1 地下水排除工

盛土崩壊の多くが地山からの湧水、地下水、降雨等の浸透水を原因とするものであること、また盛土内の地下水が地震時の滑動崩落の要因となることから、盛土及び基礎地盤等においては十分な排水対策を実施するものとする。特に、上流域からの流水や地下水が集中することが想定される溪流等における盛土は、盛土内地下水の上昇が盛土本体及び周辺を含む斜面全体の安定性低下に直接影響するため、慎重な検討を要す。

溪流等において盛土をする場合には、本川、支川を問わず在来の溪床に必ず暗渠排水工を設置するものとする。暗渠排水工は、樹枝状に埋設し、完全に地下水の排除ができるように計画すること。支線がない場合又は支線の間隔が長い場合には、20メートル以下の間隔で集水管を設けるものとする。集水管の沢底部に設ける本管の管径は、 $\phi 300$ ミリメートル以上とし、補助管の管径は $\phi 200$ ミリメートル以上とすること。

幹線部分の暗渠工は、有孔ヒューム管にフィルターを巻いた構造等とし、集水部分は、有孔ヒューム管又は盲暗渠等の構造とすること。



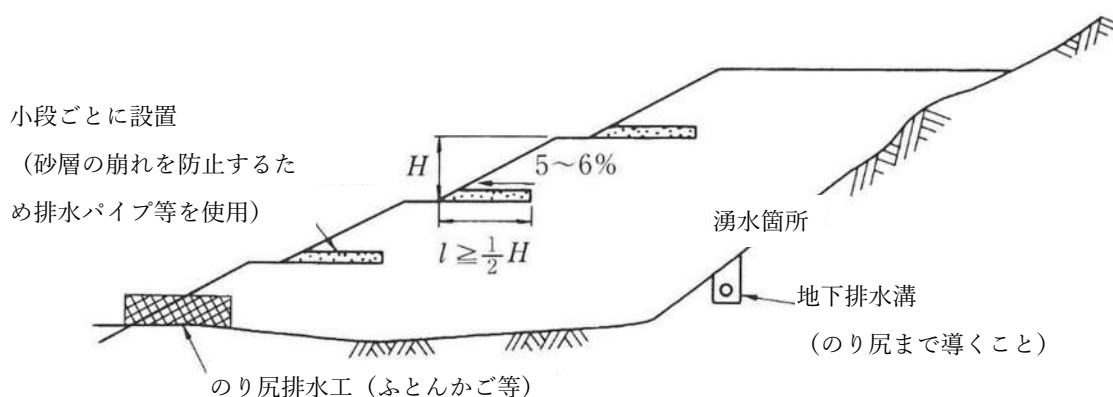
※出典：山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例 申請の手引き p.51 1-10

図 2-2 暗渠排水工の断面図（参考）

2 盛土内排水層

盛土の安定や、盛土のり面の侵食・表層滑り対策を主な目的として盛土内の含水比を低下させるためにある一定の高さごとに透水性が高い材料で図 2-3 のような排水層を設け、排水層からは有孔パイプ等を用いて水を外に取り出すことが行われる。これを水平排水層という。

水平排水層は、盛土の小段ごとに設けること（ジオテキスタイルを用いる場合、高さ 2～3メートルごとに入れる場合がある）、層厚は 0.3 メートル以上（碎石や砂の場合）とし長さは小段間隔の 2 分の 1 以上とすること、浸透水の速やかな排水を促すため 5～6 %の排水勾配を設けることを標準とする。また、排水層の材料は、その目的から透水性の高いものを用いることとするが、碎石や砂等の粒形の揃った砂を適用する場合は、地震時に液状化現象を起こし、盛土地盤の変状を起こす原因となる場合があることに留意が必要である。なお近年では、良質の礫・砂質材料の確保が難しくなっていることもあり、ジオテキスタイル系の各種材料の適用も有効である。



※出典：盛土等防災マニュアルの解説[1] p.167 図 V・2-10

図 2-3 水平排水層の例

第3節 地滑り抑止ぐい等の設置

【政令】（地盤について講ずる措置に関する技術的基準）

第7条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、次に掲げる措置を講ずること。

イ・ロ 略

ハ イ及びロに掲げるもののほか、必要に応じて地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（以下「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置その他の措置を講ずること。

二 略

2 略

※特定盛土等規制区域については、第30条で同様に規定

【解説】

盛土をした後の地盤に滑りが生じないように、必要に応じて地滑り抑止ぐい等の設置を行うものとされている。

地滑り抑止ぐい等の設計に当たっては、地すべり防止技術指針（国土交通省）、地すべり防止技術指針解説（国立研究開発法人土木研究所）、土地改良事業計画設計基準 計画「農地地すべり防止対策」（農林水産省）、河川砂防技術基準 計画編（国土交通省）等を参照されたい。

第4節 段切り

【政令】（地盤について講ずる措置に関する技術的基準）

第7条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 略

二 著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切りその他の措置を講ずること。

2 略

※特定盛土等規制区域については、第30条で同様に規定

【盛土等防災マニュアル】（盛土の施工上の留意事項）

盛土の施工に当たっては、次の各事項に留意することが大切である。

1) 略

2) 傾斜地盤上の盛土

盛土基礎地盤の表土は十分に除去するとともに、勾配が15度（約1：4.0）程度以上の傾斜地盤上に盛土を行う場合には、盛土の滑動及び沈下が生じないように、原則として段切りを行うことが必要である。

また、谷地形等で地下水位が高くなる箇所における傾斜地盤上の盛土では、勾配にかかわらず段切りを行うことが望ましい。

3)～7) 略

※出典：盛土等防災マニュアル p.6-7 「V・6 盛土の施工上の留意事項」

【解説】

傾斜地盤上に盛土をする場合には、基礎地盤と盛土の間に滑りが生じる可能性があるため、次のとおり段切りを行い、盛土を基礎地盤にくい込ませて滑りを防がなければならない。

① 段切りを行う必要がある箇所

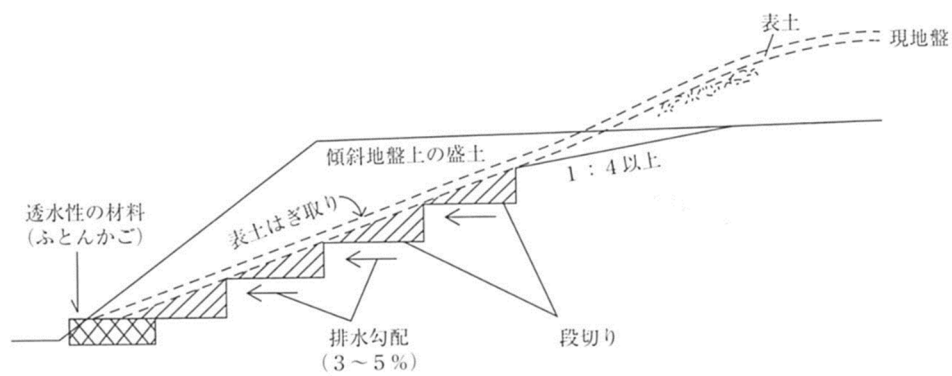
基礎地盤の勾配が15度程度（約1：4）以上又は旧谷部等の地下水位が高くなると予想される箇所

② 段切り寸法

高さ50センチメートル、幅1メートル程度以上

③ 排水勾配

のり尻方向に3～5%程度



※出典：盛土等防災マニュアルの解説[1] p.247 図V・6-3

図2-4 段切りと排水処理

第5節 崖の上端に続く地表面の排水

【政令】（地盤について講ずる措置に関する技術的基準）

第7条 略

2 前項に定めるもののほか、法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土又は切土（第3条第4号の盛土及び同条第5号の盛土又は切土を除く。）をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付すること。

二・三 略

※特定盛土等規制区域については、第30条で同様に規定

【盛土等防災マニュアル】（のり面排水工の設計・施工上の留意事項）

のり面排水工の設計・施工に当たっては、次の各事項に留意することが大切である。

1) 略

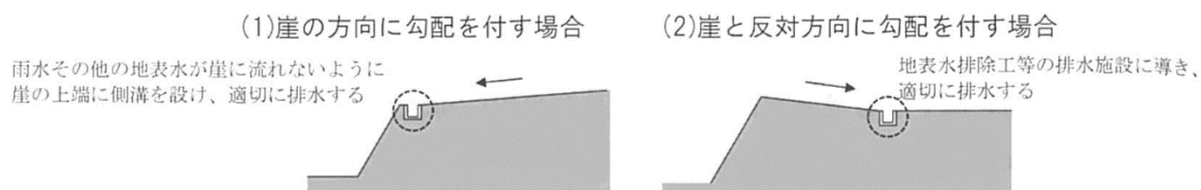
2) 崖の上端に続く地表面には、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、地盤に付すること。ただし、崖の反対方向へ地盤の勾配を付することが困難な場合は、のり面へ雨水その他の地表水が入らないように、適切に排水施設を設置すること

3)～5) 略

※出典：盛土等防災マニュアル p.10 「Ⅶ・6 のり面排水工の設計・施工上の留意事項」

【解説】

崖の上端に続く地表面は、この部分の水はけが悪い場合、のり面の侵食や崩壊、地表面の沈下等の原因となることがある。このため、崖の上端に続く地表面の雨水その他の地表水は、原則として崖と反対方向に流れるように勾配を付して排水するものとする。なお、崖と反対方向に勾配を付して排水することが困難な場合においても、崖の上端に側溝を設けて雨水その他の地表水をのり面の縦排水溝に導く等の対策を講じ、のり面へ雨水その他の地表水が流れないように適切な措置を講ずる必要がある。



※出典：盛土等防災マニュアルの解説[1] p.388 図Ⅶ・6-1

図 2-5 崖の上端に続く地表面の排水例

第6節 溪流等における盛土

【政令】（地盤について講ずる措置に関する技術的基準）

第7条 略

2 前項に定めるもののほか、法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 略

二 山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが15メートルを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。

三 略

※特定盛土等規制区域については、第30条で同様に規定

【省令】（宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きい土地）

第12条 令第7条第2項第2号（令第18条及び第30条第1項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める土地は、次に掲げるものとする。

一 山間部における、河川の流水が継続して存する土地

二 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地

三 前2号の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあつて、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

【盛土等防災マニュアル】（溪流等における盛土の基本的な考え方）

溪流等における盛土は、盛土内にまで地下水が上昇しやすく、崩壊発生時に溪流を流下し大規模な災害となりうることから、慎重な計画が必要であり、極力避ける必要がある。やむを得ず、溪流等に対し盛土を行う場合には、原地盤及び周辺地盤の地形、地質、土質、湧水、地下水等の現地状況を調査し、土砂の流出に対する盛土の安全性や盛土周辺からの地表水や地下水等に対する盛土の安定性等の検討を行い、通常の盛土の規定に加え、次の措置を講ずる必要がある。なお、溪流等に限らず、湧水やその痕跡が確認される場合においても、溪流等における盛土と同様な措置を講ずる必要がある。

ここで、溪流等の範囲とは、溪床勾配10度以上の勾配を呈し、0次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25メートル以内の範囲を基本とする。（以下略）

1) 盛土高

盛土の高さは15メートル以下を基本とし、「**V・3 盛土のり面の検討**」に示す安定計算等の措置を行う。ただし、盛土の高さが15メートルを超える場合は、次のとおりとする。

① より詳細な地質調査、盛土材料調査、土質試験等を行った上で二次元の安定計算を実施し、基礎地盤を含む盛土の安定性を確保しなければならない。

② 間げき水圧を考慮した安定計算を標準とする。（「**V・3・2 盛土のり面の安定性の検討**」を参照）

③ 液状化判定等を実施する。（「**V・3・2 盛土のり面の安定性の検討**」を参照）

- ④ 大規模な盛土は、二次元の安定計算に加え、三次元の変形解析や浸透流解析等（以下「三次元解析」という。）により多角的に検証を行うことが望ましい。ただし、三次元解析を行う場合には、より綿密な調査によって解析条件を適切に設定しなければその精度が担保されないこと、結果の評価には高度な技術的判断を要することに留意する必要があることや、綿密な調査の結果等から二次元の変形解析や浸透流解析等（以下「二次元解析」という。）での評価が適当な場合には、二次元解析を適用する。

2) のり面処理

- ① のり面の下部については、湧水等を確認するとともに、その影響を十分に検討し、必要に応じて、擁壁等の構造物を検討するものとする。
- ② のり面は、必ず植生等によって処理するものとし、裸地で残してはならない。
- ③ のり面の末端が流水に接触する場合には、のり面は、盛土の高さにかかわらず、豪雨時に想定される水位に対し十分安全を確保できる高さまで構造物で処理しなければならない。

3) 排水施設

盛土を行う土地に流入する溪流等の流水は、盛土内に浸透しないように、原則として開水路によって処理し、地山からの湧水のみ暗渠排水工にて処理するものとする。また、溪流を埋め立てる場合には、本川、支川を問わず在来の溪床に必ず暗渠排水工を設けなければならない。

4) 略

※出典：盛土等防災マニュアル p.5-6「V・5 溪流等における盛土の基本的な考え方」

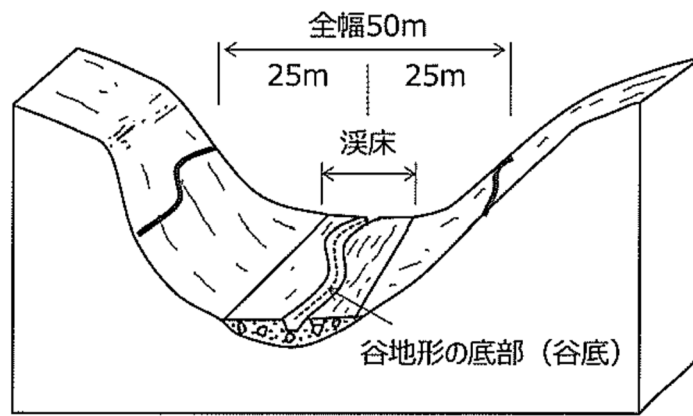
【解説】

溪流等における盛土は、盛土の上流域から雨水や地表水が集中し、盛土内にまで地下水が上昇するおそれがある箇所として適切な措置を求めるものである。

ここでいう溪流等は、常時流水の有無にかかわらず地表水や地下水が集中しやすく、施工した盛土が万一崩壊した場合に土石流化するおそれがある地形を表すものであり、省令第12条に規定しているとおりである。（概念図は図2-6のとおり）

溪流等における盛土の高さは15メートル以下を基本としており、15メートルを超える場合は、政令第7条第2項第2号の規定に基づき、盛土基礎地盤及び周辺斜面を対象とした地質調査や盛土材料調査、土質試験等に加え、盛土の上下流域を含めた地表水や湧水等の水文状況や、崩壊跡地や土石流跡地、地すべり地等の盛土の安定性に影響する事象の有無を把握することが望ましい。なお、具体的な調査内容については、盛土等防災マニュアル「Ⅱ 開発事業等実施地区の選定及び開発事業等の際に必要な調査」を参照すること。

さらに、高さ15メートルを超え、かつ5万立方メートルを超える盛土は、崩壊発生時の社会的影響度が多大であることを踏まえ、三次元解析により多角的に盛土の安定性を検証する。そのため、詳細な地質調査及び水文調査を追加で実施する。また、許可権者は、許可申請を受けた際には解析結果の妥当性を専門家等に諮るとともに、施工時には安定性の検討条件から逸脱する盛土材料等は施工の各段階で使用させない等の措置を講ずることが望ましい。



※出典：盛土等防災マニュアルの解説[Ⅰ] p.220 図V・5-1

図 2-6 溪流等の概念図

第7節 切土後ののり面対策

【政令】（地盤について講ずる措置に関する技術的基準）

第7条 略

2 前項に定めるもののほか、法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一・二 略

三 切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。

※特定盛土等規制区域については、第30条で同様に規定

【盛土等防災マニュアル】（切土のり面の安定性の検討）

切土のり面の安定性の検討に当たっては、安定計算に必要な数値を土質試験等によりの確に求めることが困難な場合が多いので、一般に次の事項を総合的に検討した上で、のり面の安定性を確保するよう配慮する必要がある。

1)～7) 略

※出典：盛土等防災マニュアル p.8 「VI・2 切土のり面の安定性の検討」

【解説】

自然斜面の地山は、地層分布や土質及び岩質等が極めて複雑、かつ不均一である場合が多い。しかも切土したのり面は、施工後時間の経過とともに、風化や表面流水による侵食に伴って次第に不安定になっていく。したがって、切土を行う場合には、土質やその風化の程度等を十分に勘察して勾配を決定する必要がある。

切土をした後ののり面に滑りやすい土層が認められた場合で、やむを得ずこの土層を残すときは、そののり面に滑りが生じないように、のり面の安定度を増すための措置を講ずることが必要である。

第8節 盛土をする土地の軟弱地盤対策

【細則】（宅地造成等に関する工事の技術的基準等）

第7条 略

2 略

3 政令第20条第2項（政令第30条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定により強化し、又は付加する技術的基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 地盤について講ずる措置に関する技術的基準（宅地造成又は特定盛土等に関する工事に限る。）盛土又は切土をした後の地盤に崩壊が生じないように、次に掲げる措置を講ずること。

ア 盛土をする土地の地盤が軟弱である場合には、盛土をした土地及びその付近の地盤の沈下又は隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置を講ずること。

イ～オ 略

二・三 略

【盛土等防災マニュアル】（軟弱地盤の概念）

軟弱地盤は、盛土及び構造物の荷重により大きな沈下を生じ、盛土端部が滑り、地盤が側方に移動する等の変形が著しく、開発事業等において十分注意する必要がある地盤である。

なお、地震時に液状化が発生するおそれがある砂質地盤については一種の軟弱地盤と考えられ、必要に応じて別途検討するものとする。

※出典：盛土等防災マニュアル p.13「X・1 軟弱地盤の概念」

【解説】

軟弱地盤とは、一般に沖積平野、沼沢地、台地や丘陵地間の谷部などに堆積している地層のうち、軟らかく圧縮性に富む粘性土や植物成分主体の泥炭からなる高有機質土等で構成されている地盤を有する土地のことをいい、開発事業等において施工中及び施工後の盛土端部の滑り、地盤の圧縮沈下に伴う雨水排水施設や下水道管など各種構造物の安定性の低下や変形による機能の低下、さらに開発事業等の完了後における宅地の不同沈下などの支障が生じる可能性が高い。

したがって、開発事業等を実施する際、既存資料や事前の調査ボーリング結果等から軟弱地盤の存在が予想される場合には、軟弱地盤対策に関する調査・検討を行い、地盤の沈下や盛土端部の滑り等が生じないようにする必要がある。

都市計画法施行令第28条第1号では、開発区域内の土地の軟弱地盤対策として「地盤の沈下又は開発区域外の地盤の隆起が生じないように、土の置き換え、水抜きその他の措置が講ぜられていること」としており、市施行細則により同様の規定を定めている。

第9節 盛土のり面の勾配

【細則】（宅地造成等に関する工事の技術的基準等）

第7条 略

2 略

3 政令第20条第2項（政令第30条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定により強化し、又は付加する技術的基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 地盤について講ずる措置に関する技術的基準（宅地造成又は特定盛土等に関する工事に限る。）

盛土又は切土をした後の地盤に崩壊が生じないように、次に掲げる措置を講ずること。

ア 略

イ 盛土の高さ及びのり面（擁壁又は崖面崩壊防止施設を設置する場合にあっては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設を設置する部分を除く。以下同じ。）の勾配は、別表の土石の区分の欄に掲げる土石の区分に応じ、それぞれ同表の盛土の高さの欄及びのり面の勾配の欄に定めるものであること。

ウ～オ 略

二・三 略

別表（第7条関係）

土石の区分	盛土の高さ		のり面の勾配
建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第一に規定する第一種建設発生土、第二種建設発生土及び第三種建設発生土並びにこれらに準じるもの	安定計算を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
	その他	10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が2メートル（埋立て等の高さが5メートル以下の場合にあっては、1.8メートル）以上の勾配
その他	安定計算を行い、安全が確保される高さ		安定計算を行い、安全が確保される勾配

【盛土等防災マニュアル】（盛土のり面の勾配）

盛土のり面の勾配は、のり高、盛土材料の種類等に応じて適切に設定し、原則として30度以下とする。なお、次のような場合には、盛土のり面の安定性の検討を十分に行った上で勾配を決定する必要がある。（以下略）

※出典：盛土等防災マニュアル p.3「V・3・1 盛土のり面の勾配」

【解説】

市施行細則により盛土の高さが10メートルを超える場合には、安定計算により勾配を決定することを規定している。なお、盛土のり面が次のような場合には、盛土のり面の安定性の検討を十分に行った上で勾配を決定すること。

- ① 盛土のり高が特に大きい場合（15メートル以上の高盛土）
- ② 片盛り・片切り、腹付け盛土、傾斜地盤上の盛土のほか、谷間を埋める盛土等、盛土が地山からの流水、湧水及び地下水の影響を受けやすい場合
- ③ 盛土箇所の原地盤が軟弱地盤や地滑り地等、不安定な場合
- ④ 住宅等の人の居住する施設が隣接している等、盛土が崩壊すると隣接物に重大な影響を与えるおそれがある場合
- ⑤ 腹付け盛土となる場合
- ⑥ 締固め難い材料を盛土に用いる場合

第 10 節 盛土のり面の安定性の検討

【盛土等防災マニュアル】（盛土のり面の安定性の検討）

盛土のり面の安定性の検討に当たっては、次の各事項に十分留意する必要がある。ただし、のり面勾配等の決定に当たっては、安定計算の結果に加え、近隣又は類似土質条件の施工実績、災害事例等を十分参照した上で総合的に検討することが大切である。

1) 安定計算

盛土のり面の安定性については、円弧滑り面法により検討することを標準とする。また、円弧滑り面法のうち簡便なフェレニウス式（簡便法）によることを標準とするが、現地状況等に応じて他の適切な安定計算式を用いる。

2) 設計土質定数

安定計算に用いる粘着力（ c ）及び内部摩擦角（ ϕ ）の設定は、盛土に使用する土を用いて、現場含水比及び現場の締固め度に近い状態で供試体を作成し、せん断試験を行うことにより求めることを原則とする。

3) 間げき水圧

盛土の施工に際しては、適切に地下水排除工等を設けることにより、盛土内に間げき水圧が発生しないようにすることが原則である。

しかし、計画地区内における地下水位又は間げき水圧の推定は未知な点が多く、これらはのり面の安全性に大きく影響を及ぼす。このため、地下水及び降雨時の浸透水の集中により間げき水圧が上昇することが懸念される盛土では、間げき水圧を考慮した安定計算により盛土のり面の安定性を検討することが望ましい。また、溪流等においては、高さ 15 メートル超の盛土は間げき水圧を考慮した安定計算を標準とする。安定計算に当たっては、盛土の下部又は側方からの浸透水による水圧を間げき水圧（ u ）とし、必要に応じて、雨水の浸透によって形成される地下水による間げき水圧及び盛土施工に伴って発生する過剰間げき水圧を考慮する。

また、これらの間げき水圧は、現地の状況等を踏まえ、適切に推定することが望ましい。

なお、十分締固めた盛土では液状化等による盛土の強度低下は生じにくいですが、溪流等における高さ 15 メートル超の盛土や火山灰質土等の締固め難い材料を用いる盛土については液状化現象等を考慮し、液状化判定等を実施する。

4) 最小安全率

盛土のり面の安定に必要な最小安全率（ F_s ）は、盛土施工直後において、 $F_s \geq 1.5$ であることを標準とする。

また、地震時の安定性を検討する場合の安全率は、大地震時に $F_s \geq 1.0$ とすることを標準とする。なお、大地震時の安定計算に必要な水平震度は、0.25 に建築基準法施行令第 88 条第 1 項に規定する Z の数値を乗じて得た数値とする。

※出典：盛土等防災マニュアル p.4 「V・3・2 盛土のり面の安定性の検討」

【解説】

盛土のり面の安定性の検討が必要な盛土に対しては、常時と地震時の安定計算を行うことを標準とし、安定計算を行う際には設計土質定数や間げき水圧を適切に設定する必要がある。

地震時の安定計算は、水平震度を作用させる震度法を標準とする。また、基礎地盤が飽和した緩い砂質土等で液状化の懸念がある場合は、震度法による安定計算に加えて、液状化判定結果より推定される過剰間げき水圧を考慮した安定計算を行う。

第 11 節 のり面の小段

【細則】（宅地造成等に関する工事の技術的基準等）

第 7 条 略

2 略

3 政令第20条第2項（政令第30条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定により強化し、又は付加する技術的基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 地盤について講ずる措置に関する技術的基準（宅地造成又は特定盛土等に関する工事に限る。）盛土又は切土をした後の地盤に崩壊が生じないよう、次に掲げる措置を講ずること。

ア・イ 略

ウ 高さが5メートルを超える盛土又は切土をする場合においては、盛土又は切土の高さが5メートル以内ごとに幅1.5メートル以上の小段を設けること。

エ 盛土又は切土に小段を設けるときは、当該小段及び地表面には、雨水等による地表面の崩壊を防止するため、必要に応じて排水溝を設けること。

オ 略

二・三 略

【盛土等防災マニュアル】（盛土のり面の形状）

盛土のり面の形状は、気象、地盤条件、盛土材料、盛土の安定性、施工性、経済性、維持管理等を考慮して合理的に設計するものとする。

なお、のり高が小さい場合には、のり面の勾配を単一とし、のり高が大きい場合には、のり高5メートル程度ごとに小段を設けることを原則とする。小段幅は1～2メートルとすることが一般的である。

また、この場合、二つの小段にはさまれた部分は単一勾配とし、地表水が集中しないように適切に小段に排水勾配を設ける必要がある。

※出典：盛土等防災マニュアル p.4「V・3・3 盛土のり面の形状」

【盛土等防災マニュアル】（切土のり面の形状）

切土のり面の形状には、単一勾配のり面及び土質により勾配を変化させたのり面があるが、その採用に当たっては、のり面の土質状況を十分に勘案し、適切な形状とする必要がある。

なお、のり高が大きい切土のり面では、のり高5メートル程度ごとに幅1～2メートルの小段を設けることが一般的である。

※出典：盛土等防災マニュアル p.8「VI・3 切土のり面の形状」

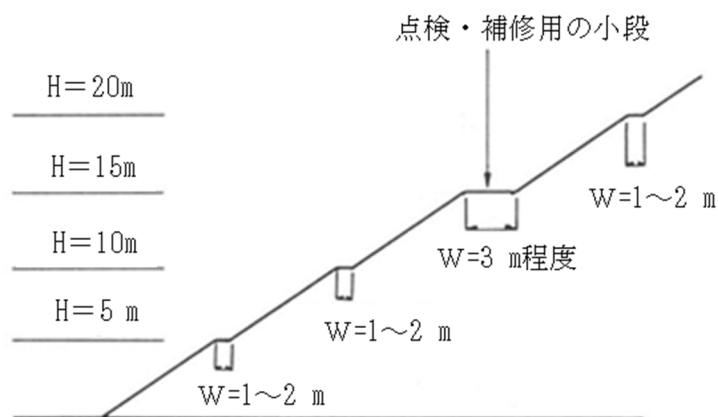
【解説】

のり高の大きい盛土又は切土では、一般にのり高5メートル程度ごとに小段を設けることを原則とし、小段幅は1～2メートルとするのが一般的である。また、のり面が降雨等による侵食を受けやすいので、小段には地表水が集中しないように排水勾配を設けた上で排水溝を設置する等のり面の保護に配慮する必要がある。

上記を踏まえ、市施行細則では小段及び排水溝の設置について規定している。このほか、小段

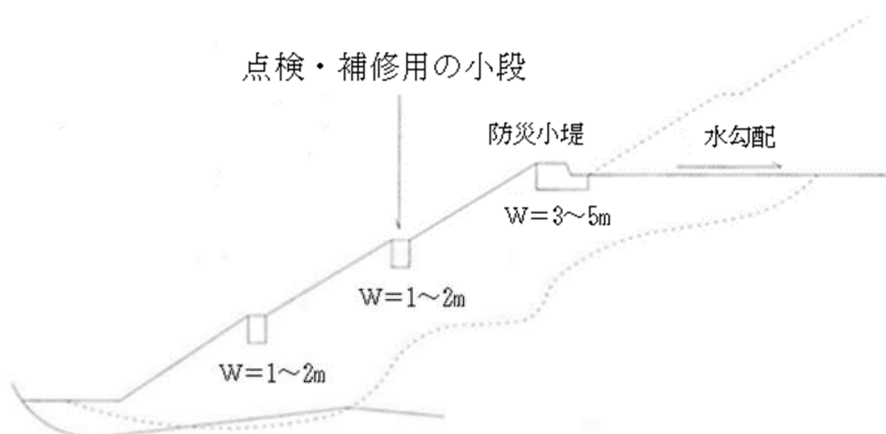
又はのり面の排水に関する基本的な考え方は次のとおりである。

- ① 盛土又は切土の全体高さが 15 メートルを超える場合は、高さ 15 メートル以内ごとに 3 ～ 5 メートル以上の幅広の小段を設けること。



※出典：盛土等防災マニュアルの解説[Ⅰ]p.314 図Ⅵ・3-2

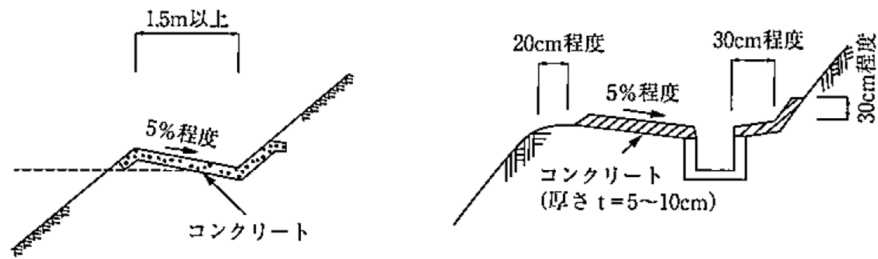
図 2-7 点検、補修用の小段の設置例



※出典：盛土等防災マニュアルの解説[Ⅰ]p.209 図Ⅴ・3-6

図 2-8 高盛土における小段の設置例

- ② のり面の上部に自然斜面が続いている等、盛土又は切土のり面以外からの表面水が流下する場所には、のり肩排水溝を設け、のり面以外からの地表水が流入しないようにすること。
- ③ 小段に設ける排水溝は、小段上部のり面の下端に沿って設けるものとする。また、小段は排水溝の方向に 5 % 程度の下り勾配を付して施工し、排水溝に水が流れるようにすること。



※出典：盛土等防災マニュアルの解説[I]p.389 図Ⅶ・6-4

図 2-9 のり面小段排水溝

- ④ のり肩又は小段に設ける排水溝に集められた水をのり尻に導くため、縦排水溝を設けること。縦排水溝は、流量の分散を図るため間隔は 20 メートル程度とし、排水溝の合流する箇所には、必ずマス进行けて、マスには水が飛び散らないようにふたを設けること。また、マスには泥溜めを設けること。

第 12 節 盛土全体の安定性の検討

【細則】（宅地造成等に関する工事の技術的基準等）

第 7 条 略

2 略

3 政令第20条第2項（政令第30条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定により強化し、又は付加する技術的基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 地盤について講ずる措置に関する技術的基準（宅地造成又は特定盛土等に関する工事に限る。）盛土又は切土をした後の地盤に崩壊が生じないよう、次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ

オ 次のいずれかに該当する盛土をする場合においては、土質試験その他の調査又は試験に基づく安定計算を行うことにより、地震力及びその盛土の自重による当該盛土の滑り出す力がその滑り面に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力を下回ることを確かめること。

(7) 盛土をする土地の面積が3千平方メートル以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に侵入することが想定されるもの

(4) 盛土をする前の地盤面が水平面に対し20度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが5メートル以上となるもの

(5) 盛土の高さが15メートルを超えるもの

二・三 略

【盛土等防災マニュアル】（盛土全体の安定性の検討）

盛土全体の安定性を検討する場合は、造成する盛土の規模が、次に該当する場合である。

1) 谷埋め型大規模盛土造成地

盛土をする土地の面積が3,000平方メートル以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に侵入することが想定されるもの。

2) 腹付け型大規模盛土造成地

盛土をする前の地盤面が水平面に対し20度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが5メートル以上となるもの。

検討に当たっては、次の各事項に十分留意する必要がある。ただし、安定計算の結果のみを重視して盛土形状を決定することは避け、近隣又は類似土質条件の施工実績、災害事例等を十分参照することが大切である。

①安定計算

谷埋め型大規模盛土の安定性については、二次元の分割法により検討することを標準とする。ただし、溪流等における盛土は「**V・5 溪流等における盛土の基本的な考え方**」を参照すること。

腹付け型大規模盛土の安定性については、二次元の分割法のうち簡便法により検討することを標準とする。

②設計土質定数

安定計算に用いる粘着力（ c ）及び内部摩擦角（ ϕ ）の設定は、盛土に使用する土を用いて、現場含水比及び現場の締固め度に近い状態で供試体を作成し、せん断試験を行うことにより求めることを原則とする。

③間げき水圧

盛土の施工に際しては、適切に地下水排除工等を設けることにより、盛土内に間げき水圧が発生しないようにすることが原則である。しかし、計画地区内における地下水位又は間げき水圧の推定は未知な点が多く、これらはのり面の安全性に大きく影響を及ぼす。このため、地下水及び降雨時の浸透水の集中により間げき水圧が上昇することが懸念される盛土では、間げき水圧を考慮した安定計算により盛土のり面の安定性を検討することが望ましい。安定計算に当たっては、盛土の下部又は側方からの浸透水による水圧を間げき水圧（ u ）とし、必要に応じて、雨水の浸透によって形成される地下水による間げき水圧及び盛土施工に伴って発生する過剰間げき水圧を考慮する。

また、これらの間げき水圧は、現地の状況等を踏まえ、適切に推定することが望ましい。

なお、十分締固めた盛土では液状化等による盛土の強度低下は生じにくいですが、溪流等における高さ 15 メートル超の盛土や火山灰質土等の締固め難い材料を用いる盛土については液状化判定等を実施すること。

④最小安全率

盛土のり面の安定に必要な最小安全率（ F_s ）は、盛土施工直後において、 $F_s \geq 1.5$ であることを標準とする。

また、地震時の安定性を検討する場合の安全率は、大地震時に $F_s \geq 1.0$ とすることを標準とする。なお、大地震時の安定計算に必要な水平震度は、0.25 に建築基準法施行令第 88 条第 1 項に規定する Z の数値を乗じて得た数値とする。

※出典：盛土等防災マニュアル p.4-5 「V・4 盛土全体の安定性の検討」

【解説】

兵庫県南部地震、新潟県中越地震、東北地方太平洋沖地震及び北海道胆振東部地震等では、谷や沢を埋め立てた造成宅地又は傾斜地盤上に腹付けした造成宅地において、盛土内部の脆弱面における盛土の大部分の変動、盛土と地山との境界面等における盛土全体の地すべりの変動を生じる等、造成宅地における崖崩れ又は土砂の流出による被害が生じている。したがって、宅地造成に伴い谷や沢を埋めたために盛土内に水の浸入を受けやすく経常的に盛土側面に谷部の傾斜が存在することが多い谷埋め盛土、また傾斜地盤上の高さの高い腹付け盛土等の大規模盛土造成地について盛土全体の安定性の検討を行う必要がある。

市施行細則により、上記の大規模盛土造成地に加えて、高さ 15 メートルを超える盛土についても同様に検討することを規定している。

第3章 擁壁の設置に関する技術的基準

第1節 擁壁の設置条件

【政令】（擁壁の設置に関する技術的基準）

第8条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土又は切土（第3条第4号の盛土及び同条第5号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であつて、その土質が別表第一上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面

(1) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度以下のもの

(2) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離5メートル以内の部分に限る。）

ロ・ハ 略

二 略

2 前項第1号イ(1)に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ(2)の規定の適用については、同号イ(1)に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

※特定盛土等規制区域については、第30条で同様に規定

【盛土等防災マニュアル】（擁壁の基本的な考え方）

開発事業等において、次のような「崖」が生じた場合には、崖面の崩壊を防ぐため、原則としてその崖面を擁壁で覆わなければならない。

1) 盛土をした土地の部分に生ずる高さが1メートルを超える「崖」

2) 切土をした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超える「崖」

3) 盛土と切土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超える「崖」

ただし、切土をした土地の部分に生ずることとなる崖の部分で、「Ⅵ・1 切土のり面の勾配」の表に該当する崖面については、擁壁を設置しなくてもよい。（以下略）

※出典：盛土等防災マニュアル p.10「Ⅷ・1 擁壁の基本的な考え方」

【解説】

政令第8条第1項及び都市計画法施行規則第23条第1項においては、崖面の保護規定として、「崖」が生ずる場合には、崖面の崩落を防ぐために擁壁の設置が義務付けられている（この場合の擁壁を「義務設置の擁壁」という。）。

1 崖の範囲

(1) 崖及び崖面の定義

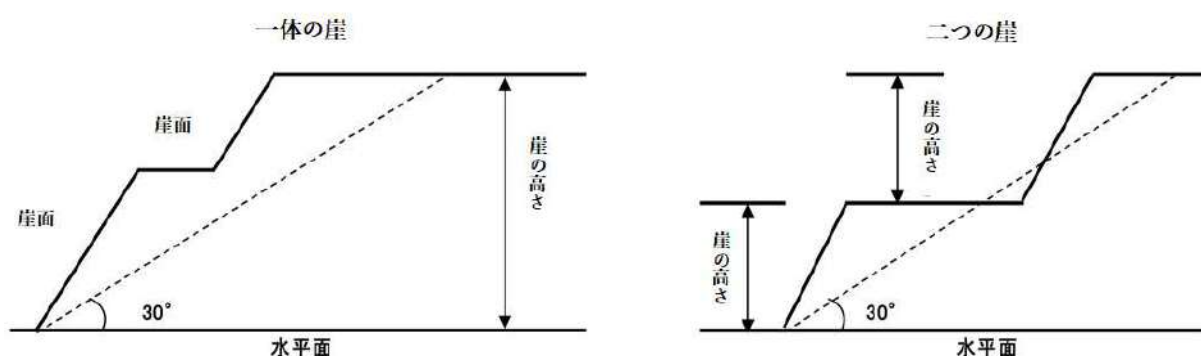
ここにいう「崖」とは、地表面が水平に対して 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外の地盤条件のものをいい、「崖面」とはその地表面をいう。

(2) 崖の勾配

崖面の水平面に対する角度を崖の勾配とする。

(3) 崖の一体

小段等によって上下に分離された崖で、**図 3-1** 左に示すような場合（図中の点線より上層の崖面の下端が上方にある場合）は一体の崖とみなし、**図 3-1** 右に示すような場合（図中の点線より上層の崖面の下端が下方にある場合）は上下それぞれ独立した二つの崖とする。



※出典：山梨県開発許可申請等の手引き p.98

図 3-1 一体の崖（左）と二つの崖（右）

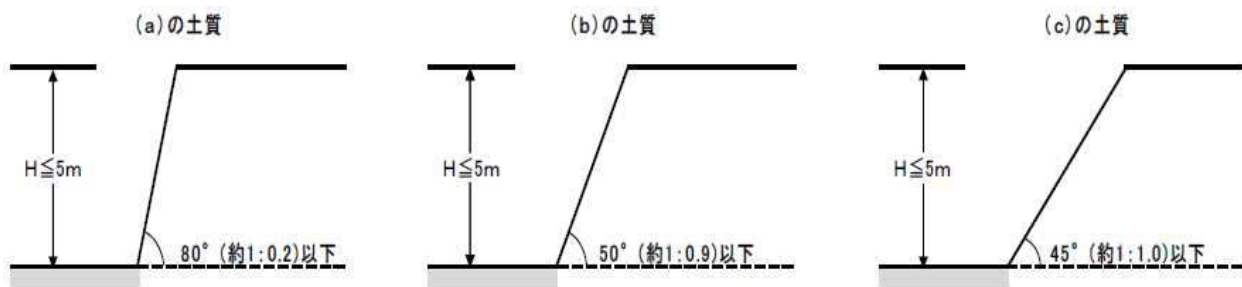
2 擁壁の設置を要しない切土のり面

切土を行う場合の「義務設置の擁壁」については、30 度より急な勾配であっても、土質に応じて擁壁を設置しなくてもよい緩和規定が定められている（表 3-1 及び図 3-2 参照）。

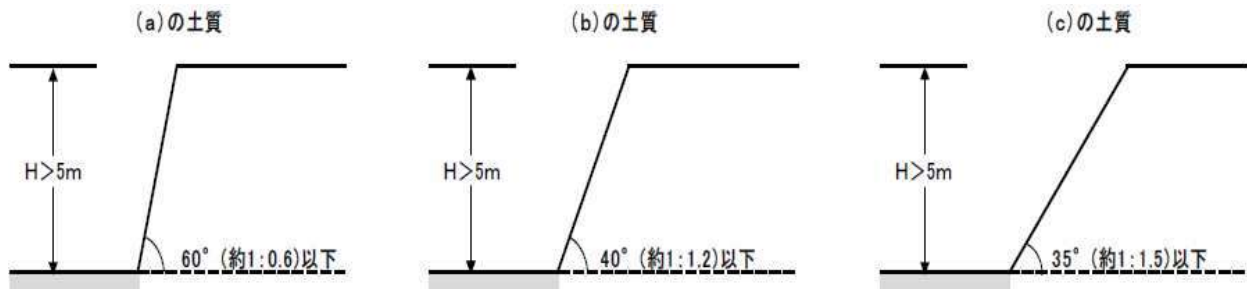
表 3-1 切土のり面の勾配（擁壁の設置を要しない場合）

のり面の土質	のり高	がけの上端からの垂直距離	
		① $H \leq 5 \text{ m}$	② $H > 5 \text{ m}$
軟岩 (風化の著しいものは除く)		80 度 (約 1 : 0.2) 以下	60 度 (約 1 : 0.6) 以下
風化の著しい岩		50 度 (約 1 : 0.9) 以下	40 度 (約 1 : 1.2) 以下
砂利、まさ土、関東ローム、硬質粘土、 その他これらに類するもの		45 度 (約 1 : 1.0) 以下	35 度 (約 1 : 1.5) 以下

※出典：盛土等防災マニュアルの解説[Ⅰ]p.413 図Ⅷ・1-1



① 崖の高さが5メートル以下の場合



② 崖の高さが5メートルを超える場合

(a)の土質 軟岩

(b)の土質 風化の著しい岩

(c)の土質 砂利、まさ土、関東ローム、硬質粘土、その他これらに類するもの

※出典：山梨県開発許可申請等の手引き p.98

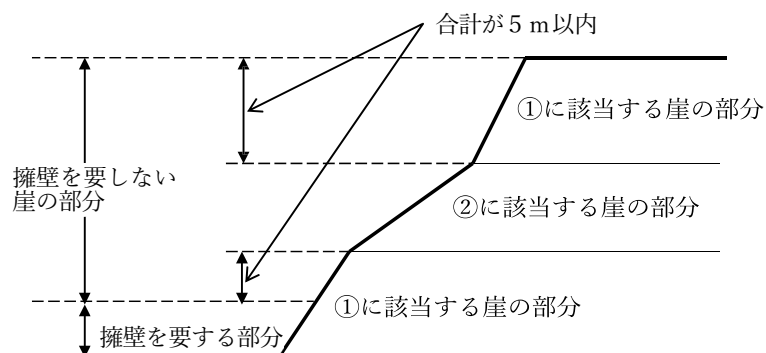
図 3-2 のり面仕上げでよい場合の切土のり面の勾配

3 切土のり面における擁壁設置の特例

政令第8条第2項（都市計画法施行規則第23条第1項第2号も同様）中の「この場合において」以下の規定の考え方は次のとおりである。

すなわち、表3-1右欄②の角度以下に該当する崖の部分があって、その上下に表右欄②の角度を超え、表3-1右欄①の角度以下に該当する崖の部分があるときは、この二つの緩和規定の重合を避け、間にある崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなして、その崖の上端から下方に垂直距離5メートル以内の部分は擁壁の設置義務を解除している。

これについて、図3-3に示す。



※出典：盛土等防災マニュアルの解説[Ⅰ] p.307 図VI・1-1

図 3-3 擁壁を要しない崖又は崖の部分

第2節 義務設置の擁壁とそれ以外の擁壁

【政令】（設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用）

第11条 第8条第1項第1号の規定により設置される擁壁については、建築基準法施行令第36条の3から第39条まで、第52条（第3項を除く。）、第72条から第75条まで及び第79条の規定を準用する。

※特定盛土等規制区域については、第30条で同様に規定

【政令】（任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用）

第13条 法第12条第1項又は第16条第1項の許可を受けなければならない宅地造成に関する工事により設置する擁壁で高さが2メートルを超えるもの（第8条第1項第1号の規定により設置されるものを除く。）については、建築基準法施行令第142条（同令第7章の8の規定の準用に係る部分を除く。）の規定を準用する。

※特定盛土等規制区域については、第30条で同様に規定

【政令】（特殊の材料又は構法による擁壁）

第17条 構造材料又は構造方法が第8条第1項第2号及び第9条から第12条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、これらの規定は、適用しない。

※特定盛土等規制区域については、第30条で同様に規定

【解説】

1 義務設置の擁壁

政令第8条第1項において、盛土又は切土をした土地に生ずる崖面において、適用除外の範囲以外の場合に設置するものを「義務設置の擁壁」といい、この擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとしなければならないと規定されており、その構造に関しては、政令第9条から第12条に規定されている。

さらに、上記の政令で定める技術的基準のほか、政令第11条の規定により、建築基準法施行令の各規定（表3-2 参照）を準用することとなっている。具体的な技術的基準は、「第4節 鉄筋コンクリート造等擁壁の設計」、「第5節 鉄筋コンクリート造等擁壁の施工」及び「第6節 練積み造擁壁の設計及び施工」に基本的な内容を一部示しているほか、盛土等防災マニュアルの解説や建築基準法の技術的基準を参考にされたい。

表 3-2 政令第 11 条の規定により準用する建築基準法施行令の規定

第 3 章 構造強度	条項	見出し
第 1 節 総則	第 36 条の 3	構造設計の原則
第 2 節 構造部材等	第 37 条	構造部材の耐久
	第 38 条	基礎
	第 39 条	風圧、地震による脱落防止
第 4 節 組積造	第 52 条（第 3 項を除く。）	組積造の施工
第 6 節 鉄筋コンクリート造	第 72 条	コンクリートの材料
	第 73 条	鉄筋の継手及び定着
	第 74 条	コンクリートの強度
	第 75 条	コンクリートの養生
	第 79 条	鉄筋のかぶり厚さ

2 高さ 2 メートルを超える任意設置擁壁

「義務設置の擁壁」以外に、造成主が任意に設置する擁壁（この場合の擁壁を「任意設置擁壁」という。）で高さが 2 メートルを超えるものについては、政令第 13 条の規定により、建築基準法施行令第 142 条（同令第 7 章の 8 の規定の準用に係る部分を除く。）の規定を準用することとなっている。建築基準法施行令第 142 条では、擁壁について建築基準法施行令の各規定を準用することとなっていることから、「義務設置の擁壁」と同様の技術的基準に基づき、設計及び施工をすることが望ましい。

3 大臣認定擁壁

政令第 17 条の規定により、特殊な材料又は構法による擁壁で、「義務設置の擁壁」と同等以上の効力があると認めるもの（この場合の擁壁を「大臣認定擁壁」という。）については、認定が行われる都度、盛土規制法を所管する都道府県・政令指定都市・中核市に、当該擁壁の大臣認定所の写し、製造仕様書、築造仕様書等の関係図書が送付されており、当該擁壁が宅地造成等工事規制区域内の開発事業等において使用される場合は、盛土規制法に基づく許可権者は、「大臣認定擁壁」であるかの確認を行い許可することになっている。「大臣認定擁壁」については、改正前の宅地造成等規制法施行令第 14 条の規定により認定されたものも該当する。

特殊な材料又は構法による擁壁は、一般に次に掲げるものに分類される。

- ① コンクリートブロック空積み造擁壁
- ② コンクリートブロック練積み造擁壁（ただし、政令第 10 条に規定する構造基準を満たすもの及び昭和 40 年 6 月 14 日建設省告示第 1485 号に基づく擁壁を除く。）
- ③ 補強鉄筋を用いたコンクリートブロック造擁壁
- ④ プレキャスト製品による鉄筋コンクリート造擁壁
- ⑤ 壁面に植栽を施す擁壁（緑化擁壁）
- ⑥ 補強土擁壁

なお、胴込めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造擁壁の効力の認定については、「**第 5 節 練積み造擁壁の設計及び施工**」を参照されたい。

第3節 擁壁に代わる措置

【政令】（擁壁の設置に関する技術的基準）

第8条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土又は切土（第3条第4号の盛土及び同条第5号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 略

ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

ハ 第14条第1号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面

二 略

2 略

※特定盛土等規制区域については、第30条で同様に規定

【政令】（規則への委任）

第20条 都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）又は同法第252条の22第1項の中核市（以下この項において「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。次項及び第39条において同じ。）は、都道府県（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。次項において同じ。）の規則で、災害の防止上支障がないと認められる土地において第8条の規定による擁壁又は第14条の規定による崖面崩壊防止施設の設置に代えて他の措置をとることを定めることができる。

2 略

【細則】（宅地造成等に関する工事の技術的基準等）

第7条 宅地造成等工事規制区域内の盛土又は切土をした土地の部分に生ずる崖面について、その崖の一部が河川、池、沼等の水面又は農地、採草放牧地、森林等に接する場合であって、災害の防止上支障がないと認められる土地において、市長が政令第20条第1項の規定により、政令第8条の規定による擁壁又は政令第14条の規定による崖面崩壊防止施設の設置に代えてとることのできる措置（宅地造成又は特定盛土等に関する工事に限る。）は、次に掲げるいずれかの工法とする。

一 石積み工

二 編柵工、筋工又は積苗工

三 前2号に掲げるもののほか、災害の防止上適当と認められる工法

2 前項の規定は、特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事について準用する。

3 略

【盛土等防災マニュアル】（擁壁の基本的な考え方）

（前略）また、対象の崖面において、基礎地盤の支持力が小さく擁壁設置後に壁体に変状が生じてその

機能及び性能の維持が困難となる場合や、地下水や浸透水等を排除する必要がある場合等、擁壁の適用に問題がある場合、擁壁に代えて、「IX 崖面崩壊防止施設」を適用する。

※出典：盛土等防災マニュアル p.10「Ⅷ・1 擁壁の基本的な考え方」

【解説】

盛土又は切土をした土地に生ずる対象の崖面において、基礎地盤の地質が軟弱等の理由で支持力が小さく、擁壁設置後に基礎地盤の沈下等に伴って壁体に変状が生じてしまい、擁壁の機能及び性能の維持が困難となる場合や、崖面上部が集水地形を呈しており、崖面から湧水が確認されることから地下水や浸透水等を排除する必要がある場合等に、擁壁の適用に問題がある場合、擁壁の設置に代えて、「第4章 崖面崩壊防止施設」を適用する。

また、政令第20条第1項及び都市計画法施行規則第23条第3項では、都道府県又は指定都市等の規則により、災害の防止上支障がないと認められる土地においては、擁壁又は崖面崩壊防止施設の設置に代えて他の措置をとることを定めることができるとしている。これに基づいて、市施行細則において、擁壁の設置に代えてとる他の措置の具体例を上記のとおり規定している。

盛土又は切土をした土地の部分に生ずる崖面の下端に続く土地の一定の範囲が公園緑地、広場、農地、採草放牧地、森林等である場合は、災害の防止上支障がないと認められる。ここでいう崖面の下端に続く土地の一定の範囲とは、図3-4に示すとおり、崖の下端から水平距離2H（Hは崖の高さ）とする。

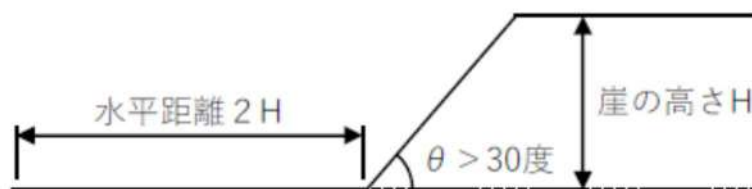


図 3-4 崖面の下端に続く土地の一定の範囲

第4節 鉄筋コンクリート造等擁壁の設計

【政令】（擁壁の設置に関する技術的基準）

第8条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 略

二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。

2 略

※特定盛土等規制区域については、第30条で同様に規定

【政令】（鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造）

第9条 前条第1項第2号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によつて次の各号のいずれにも該当することを確認したものでなければならない。

一 土圧、水圧及び自重（以下この条及び第14条第2号ロにおいて「土圧等」という。）によつて擁壁が破壊されないこと。

二 土圧等によつて擁壁が転倒しないこと。

三 土圧等によつて擁壁の基礎が滑らないこと。

四 土圧等によつて擁壁が沈下しないこと。

2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。

一 土圧等によつて擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。

二 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの3分の2以下であることを確かめること。

三 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の3分の2以下であることを確かめること。

四 土圧等によつて擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によつて基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第二の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。

二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第90条（表一を除く。）、第91条、第93条及び第94条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値

三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

※特定盛土等規制区域については、第30条で同様に規定

【盛土等防災マニュアル】（鉄筋コンクリート造等擁壁の設計上の一般的留意事項）

鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造擁壁（以下「鉄筋コンクリート造等擁壁」という。）の設計に当たっては、土質条件、荷重条件等の設計条件を的確に設定した上で常時及び地震時における擁壁の要求性能を満足するように、次の各事項についての安全性を検討するものとする。

- 1）土圧、水圧、自重等（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと
- 2）土圧等によって擁壁が転倒しないこと
- 3）土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと
- 4）土圧等によって擁壁が沈下しないこと

※出典：盛土等防災マニュアル p.11「Ⅷ・3・2・1 鉄筋コンクリート造等擁壁の設計上の一般的留意事項」

【解説】

1 常時及び地震時における要求性能

開発事業等において設置される擁壁は、平常時における安全性を確保するために必要な性能を確保することはもちろん、地震時においても各擁壁に求められる安全性を確保するために必要な性能を備えておく必要がある。このため、法に基づく許可の対象となる擁壁については、常時、中地震時、大地震時等においてそれぞれ想定される外力に対して、次の性能を満足するように設計を行う。

① 常時

常時荷重により、擁壁には転倒、滑動及び沈下が生じずクリープ変位も生じない。また、擁壁躯体にクリープ変形が生じない。

② 中地震時

中地震時に想定される外力により、擁壁に有害な残留変形が生じない。

③ 大地震時

大地震時に想定される外力により、擁壁が転倒、滑動及び沈下が生じず、また擁壁躯体にもせん断破壊あるいは曲げ破壊が生じない。

これらの性能について確認するため、必要な照査を行う。鉄筋コンクリート造等擁壁における照査の方法は、盛土等防災マニュアルの解説「Ⅷ・3・2・1 鉄筋コンクリート造等擁壁の設計上の一般的留意事項」解説2による。

常時、中地震時及び大地震時における各検討の内容をまとめると、次のようになる。

表 3-3 擁壁の安定計算における安全率 (Fs) 等のまとめ

	常時	中地震時	大地震時
転倒	1.5	—	1.0
滑動	1.5	—	1.0
支持力	3.0	—	1.0
部材応力	長期許容応力度	短期許容応力度	終局耐力* (設計基準強度及び 基準強度)

*：終局耐力とは、曲げ、せん断、付着割裂等の終局耐力をいう。

※出典：盛土等防災マニュアルの解説[1] p.441 表Ⅷ・3-8

なお、鉄筋コンクリート造等擁壁の設計において、中地震時及び大地震時の照査を行うかどうかは、盛土等防災マニュアルの「Ⅳ 耐震対策」を参考に、地域の状況等に応じて適切に判断するものとされているが、一般的には高さが2メートルを超える擁壁については、中・大地震時の検討も行うものとする。

ここでいう、部材の終局耐力は、擁壁が構成されている材料に応じた終局耐力とする。一般に鉄筋コンクリート部材においては、「建築基礎構造設計指針」、「鉄筋コンクリート構造計算基準・同解説」（日本建築学会）に示されている算定式により求めてよい。

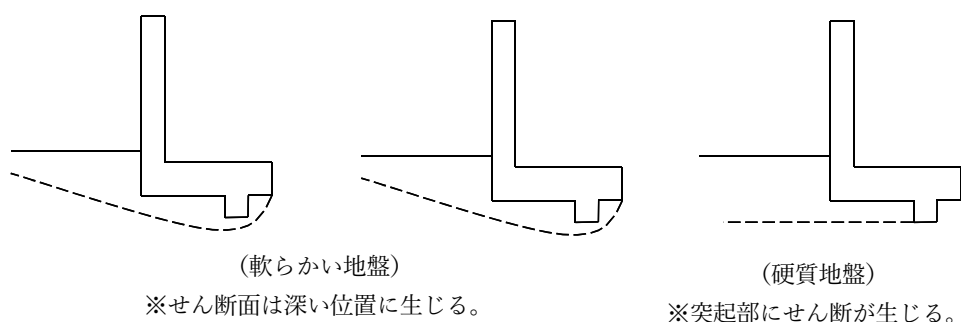
2 擁壁底版における滑り止めの「突起」について

擁壁に作用する土圧の水平成分による滑りに対しては、突起を設けなくても安全であるよう設計することが望ましい。しかし、実状に応じて、突起の抵抗力を考慮する場合は次の条件によること。

- ① 突起の高さは底版幅に対して 0.10～0.15 の範囲内とする。
- ② 底版幅は、突起なしでも滑りに対する安全率 1.0 を確保できる幅とする。
- ③ 突起の位置は、擁壁背面側（後方）に設ける。
- ④ 突起は硬質地盤（堅固な地盤や岩盤）に対して適用することを原則とする。

その理由は軟質地盤では突起があっても、下図のように通常の基礎下部の施工条件の場合には、せん断面が突起なしの場合と大きく変わらないためである。

突起は堅固な地盤や岩盤に対して、これらの地盤を乱さないように、また周辺地盤との密着性を確保するように施工されてはじめてその効果が期待できるものである。



※出典：盛土等防災マニュアルの解説[1] p.450 参考 8.6

図 3-5 擁壁下部に生じるせん断と突起の関係

3 設計条件の設定

(1) 外力の設定

鉄筋コンクリート造等擁壁の設計に当たっては、土の単位体積重量、内部摩擦角等の土質条件、土圧、水圧、自重等の荷重条件及び鋼材・コンクリート等の擁壁部材の許容応力度、地盤の許容応力度等を適切に設定しなければならない。

ア 土質条件

鉄筋コンクリート造等擁壁の設計に用いる土質定数は、原則として土質調査・原位置試験に基づき求めたものを使用する。

ただし、これによることが適当でない場合や、小規模な開発事業等においては、表 3-4 及び表 3-5 を用いることができる。表 3-4 の土圧係数は、背面土の勾配を 90 度以下、余盛等の勾配及び高さをそれぞれ 30 度以下及び 1 メートル以下とし、かつ擁壁の上端に続く地盤面等には積載荷重がないものとして計算されているので、この条件に合致しないものについては、表 3-4 の土圧係数を用いることはできない。

表 3-4 単位体積重量と土圧係数（政令別表第二、一部加筆修正）

土 質	単位体積重量 (kN/m ³)	土圧係数
砂利又は砂	18	0.35
砂質土	17	0.40
シルト、粘土、又はそれらを多く含む土	16	0.50

※出典：盛土等防災マニュアルの解説[1] p.431 表Ⅷ・3-2

表 3-5 基礎地盤と摩擦係数（政令別表第三、一部加筆修正）

基礎地盤の土質	摩擦係数	備 考
岩、岩屑、砂利、砂	0.50	
砂 質 土	0.40	
シルト、粘土、又はそれらを多量に含む土	0.30	擁壁の基礎底面から少なくとも 15cm までの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。

※出典：盛土等防災マニュアルの解説[1] p.431 表Ⅷ・3-3

イ 荷重条件

擁壁の設計に用いる荷重については、擁壁の設置箇所の状況等に応じて必要な荷重を適切に設定しなければならない。一般には、次の荷重について検討する。

(ア) 土圧

擁壁に作用する土圧は、裏込め地盤の土質や擁壁の形状等に応じて、実状にあわせて算出することを原則とする。

また、盛土の場合でこれによることが困難な場合や、小規模な開発事業等においては、「ア 土質条件」と同じく表 3-4 の値を用いてもよい。

(イ) 水圧

水圧は、擁壁の設置箇所の地下水位を想定して擁壁背面に静水圧として作用させるものとするが、水抜き穴等の排水処理を規定どおり行い、地下水位の上昇が想定されない場合は、考慮しなくてもよい。

(ウ) 自重

擁壁の設計に用いる自重は、躯体重量のほか、逆T型、L型擁壁等の片持ちばり式擁壁の場合には、仮想背面のとり方によって、計算上の擁壁の自重が異なるので注意が必要である。コンクリート及び鉄筋コンクリートの単位体積重量を表 3-6 に示す。

表 3-6 コンクリート及び鉄筋コンクリートの単位体積重量

材 料	単位体積重量 (kN/m ³)
コンクリート	23.0
鉄筋コンクリート	24.5

(エ) 地震時荷重

擁壁自体の自重に起因する地震時慣性力と裏込め土の地震時土圧を考慮する。ただし、設計に用いる地震時荷重は、地震時土圧による荷重、又は擁壁の自重に起因する地震時慣性力に常時の土圧を加えた荷重のうち大きい方とする。なお、表 3-4 及び表 3-5 を用いる場合は、擁壁の自重に起因する地震時慣性力と表 3-4 の土圧係数を用いるものとする。

(オ) 積載荷重

擁壁の設置箇所の実状に応じて、建築物、工作物、積雪等による積載荷重を考慮する。

擁壁に作用する積載荷重は、住宅地においては一般的な戸建て住宅が建てられることを想定して、5～10kN/m²程度の均等荷重をかけることを標準とする。また、住宅地以外の土地利用が想定される場合は、実状に応じて適切な積載荷重を設定する。なお、表 3-4 を用いる場合は、土圧係数に 5 kN/m²程度の積載荷重が含まれていることに留意する。

また、積雪荷重は擁壁の設置箇所の実状に応じて適切に設定する。建築物及び工作物による積載荷重は、固定荷重として常時及び地震時とも同じ値を用いる。

(カ) フェンス荷重

擁壁の天端にフェンスを直接設ける場合は、実状に応じて適切なフェンス荷重を考慮する。
なお、宅地擁壁の場合は、擁壁天端より高さ 1.1 メートルの位置に $P_f = 1 \text{ kN/m}$ 程度の水平荷重を作用させるのが一般的である。

(2) 外力の作用位置と壁面摩擦角等

ア 土圧等の作用面と壁面摩擦角等

土圧の作用面は原則として躯体コンクリート背面とし、壁面摩擦角 δ は土とコンクリートの場合は、土の内部摩擦角 ϕ に対し、常時において $2\phi/3$ を用いる。ただし、擁壁背面に石油系素材の透水マットを使用した場合には、壁面摩擦角を $\phi/2$ とする。また、地震時には透水マットの有無にかかわらず、 $\phi/2$ とする。

イ 土圧等の作用点

土圧合力の作用位置は、土圧分布の重心位置とする。

(3) 擁壁部材（鋼材及びコンクリート）の許容応力度

鋼材及びコンクリートの許容応力度について、政令第 9 条第 3 項第 2 号においては、以下のとおり建築基準法施行令を準用すると定められている。

- ① 鋼材の許容応力度は、建築基準法施行令第 90 条表二による。
- ② コンクリートの許容応力度は、建築基準法施行令第 91 条による。

また、重力式擁壁などの無筋コンクリート造擁壁が、地震時において壁体内部に引張力が発生する場合のコンクリートの許容引張応力度は、許容圧縮応力度の $1/10$ を目安とすることができる。

(4) 基礎地盤の許容応力度（許容支持力度）

基礎地盤の許容応力度の求め方には、支持力理論によって求められる方法と、土質調査や原位置載荷試験を行って求める方法とがある。これらの詳細については、日本建築学会の「建築基礎構造設計指針」に述べられている。一方、政令第 9 条第 3 項第 2 号では、建築基準法施行令第 93 条及び第 94 条に基づいて定めた値を採用することになっている。なお、この場合でも、地盤の許容応力度（又は許容支持力度）は、地盤調査結果に基づいて算出することを原則としている。

(5) 地震力

地震時の標準設計水平震度は、中規模地震動で 0.20、大規模地震動で 0.25 とする。

(6) 鉄筋コンクリート造等擁壁の底版と基礎地盤との摩擦係数

擁壁底面と基礎地盤との摩擦係数は、原則として土質試験結果に基づき、次式により求める。

$$\mu = \tan \phi \quad (\phi : \text{基礎地盤の内部摩擦角})$$

ただし、基礎地盤が土の場合は、0.6 を超えないものとする。

なお、土質試験がなされない場合には、表 3-5 の値を用いることができる。

(7) その他

無筋コンクリートの4週圧縮強度は、1平方ミリメートルにつき18N以上とする。

第5節 鉄筋コンクリート造等擁壁の施工

【政令】（擁壁の水抜穴）

第12条 第8条第1項第1号の規定により設置される擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積3平方メートル以内ごとに少なくとも一個の内径が7.5センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第30条で同様に規定

【盛土等防災マニュアル】（鉄筋コンクリート造等擁壁の施工上の留意事項）

鉄筋コンクリート造等擁壁の施工に当たっては、次の各事項に留意することが大切である。

1) 地盤（地耐力）

土質試験等により基礎地盤が設計条件を満足することを確認する。

2) 略

3) 伸縮継目及び隅角部の補強

伸縮継目は適正な位置に設け、隅角部は確実に補強する。

4)・5) 略

6) 排水

擁壁背面の排水をよくするため、透水層、水抜き穴等を適切な位置に設ける。

7) その他

崖又は他の擁壁の上部に近接して設置される擁壁については、下部の崖又は擁壁に影響を与えないよう十分注意する。

※出典：盛土等防災マニュアル p.11-12 「Ⅷ・3・2・4 鉄筋コンクリート造等擁壁の施工上の留意事項」

【解説】

開発事業等に伴って設置される鉄筋コンクリート造等擁壁の施工上の一般的な留意事項を示す。なお、施工に当たってはJASS5（日本建築学会建築工事標準仕様書）等の関連基準等も参照すること。

1 地盤（地耐力等）

擁壁を設置する場所の地盤（地耐力等）は、土質試験等を行い、原地盤が設計条件を満足するか否かを確認し、条件と相違する場合は設計内容を再検討する。

2 伸縮継目及び隅角部の補強

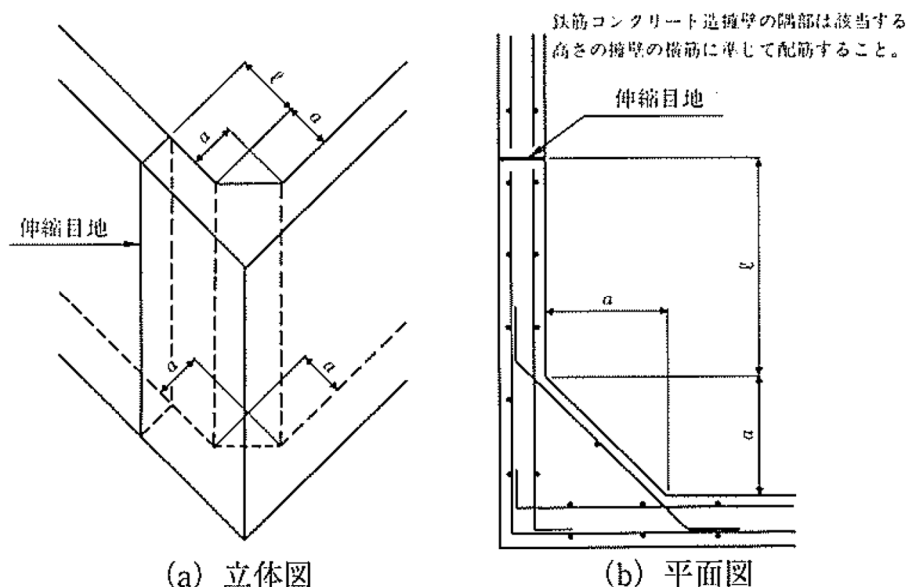
(1) 伸縮継目

伸縮継目は、原則として擁壁長さ20メートル以内ごとに1箇所設け、特に、地盤の変化する箇所、擁壁高さが著しく異なる箇所、擁壁の材料・構法を異にする部分は、有効に伸縮継目を設け、基礎部分まで切断する。また、擁壁の屈曲部においては、伸縮継目の位置を隅角部から擁壁

の高さの分だけ避けて設置する。

(2) 隅角部の補強

擁壁の屈曲する箇所は、隅角をはさむ二等辺三角形の部分に鉄筋及びコンクリートで補強する。二等辺の一辺の長さは、擁壁の高さ 3メートル以下で 50 センチメートル、3メートルを超えるものは 60 センチメートルとする。



- 擁壁の高さが 3.0メートル以下のとき $a=50$ センチメートル
- 擁壁の高さが 3.0メートルを超えるととき $a=60$ センチメートル
- 伸縮目地の位置 l は、2.0メートルを超え、かつ擁壁の高さ程度とする。

※出典：盛土等防災マニュアルの解説[1] p.464 図VIII・3-22

図 3-6 隅角部の補強方法及び伸縮継目の位置

3 排水（水抜き穴等）

雨水や地下水などが侵入すると、裏込め土の含水量が増加してその単位体積重量が増大するとともに、土の強度が低下する。このため、擁壁に加わる土圧が増加すると同時に、擁壁の安定に必要な土の抵抗力が減少する。また、裏込め土の地下水位が上昇すると、擁壁に加わる土圧も増加する。集中豪雨時における擁壁の倒壊は、このような土圧及び水圧の増加によるものがほとんどである。このような事故をなくすためには、特に、裏込め土の排水を確保できるよう設計・施工することが重要である。

政令第 12 条には、擁壁の水抜き穴の設置、構造に関する規定が定められており、これらの規定と一般的留意事項をまとめると次のようになる。

- ① 擁壁の裏面で、水抜き穴の周辺その他必要な場所に砂利等の透水層を設ける。
- ② 水抜き穴は、擁壁の下部地表近く及び湧水等のある箇所に特に重点的に設ける。
- ③ 水抜き穴は、内径 7.5 センチメートル以上とし、その配置は 3 平方メートルに 1 箇所の割で千鳥配置とする。

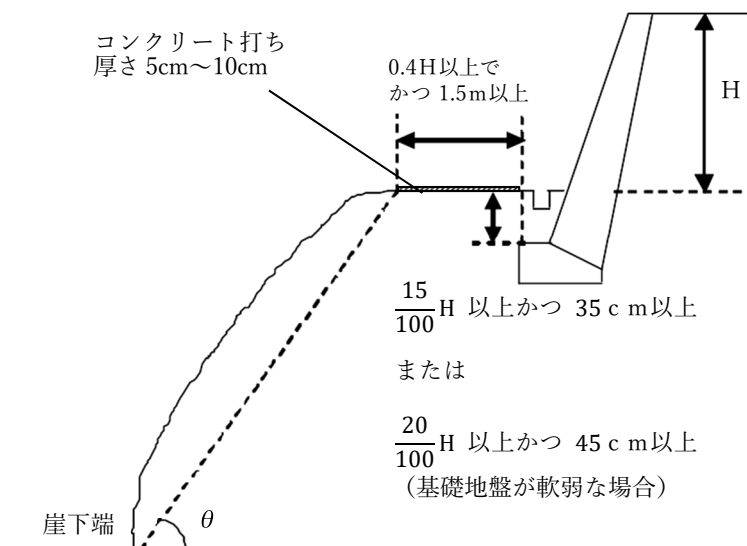
- ④ 水抜き穴は、排水方向に適当な勾配をとる。
- ⑤ 水抜き穴の入口には、水抜き穴から流出しない程度の大きさの砂利等（吸い出し防止材等を含む）を置き、砂利、砂、背面土等が流出しないよう配慮する。
- ⑥ 地盤面下の壁面で地下水の流路に当たっている壁面がある場合には、有効に水抜き穴を設けて地下水を排出する。
- ⑦ 水抜き穴に使用する材料は、コンクリートの圧力でつぶれないものを使用する。

4 擁壁設置上のその他の留意事項

崖や擁壁に近接してその上部に新たな擁壁を設置する場合は、下部の崖又は擁壁に有害な影響を与えないよう設置位置について十分配慮する。設置する場合の一般的注意事項を以下に示す。

(1) 斜面上に擁壁を設置する場合

斜面上に擁壁を設置する場合には、**図 3-7** のように擁壁基礎前端より擁壁の高さの $0.4H$ 以上で、かつ 1.5 メートル以上だけ土質に応じた勾配線（ θ ）より後退し、その部分はコンクリート打ち等により風化侵食のおそれのない状態にする。



※出典：盛土等防災マニュアルの解説[Ⅰ] p.468 図Ⅷ・3-24

図 3-7 斜面上に擁壁を設置する場合

表 3-7 土質別角度（ θ ）

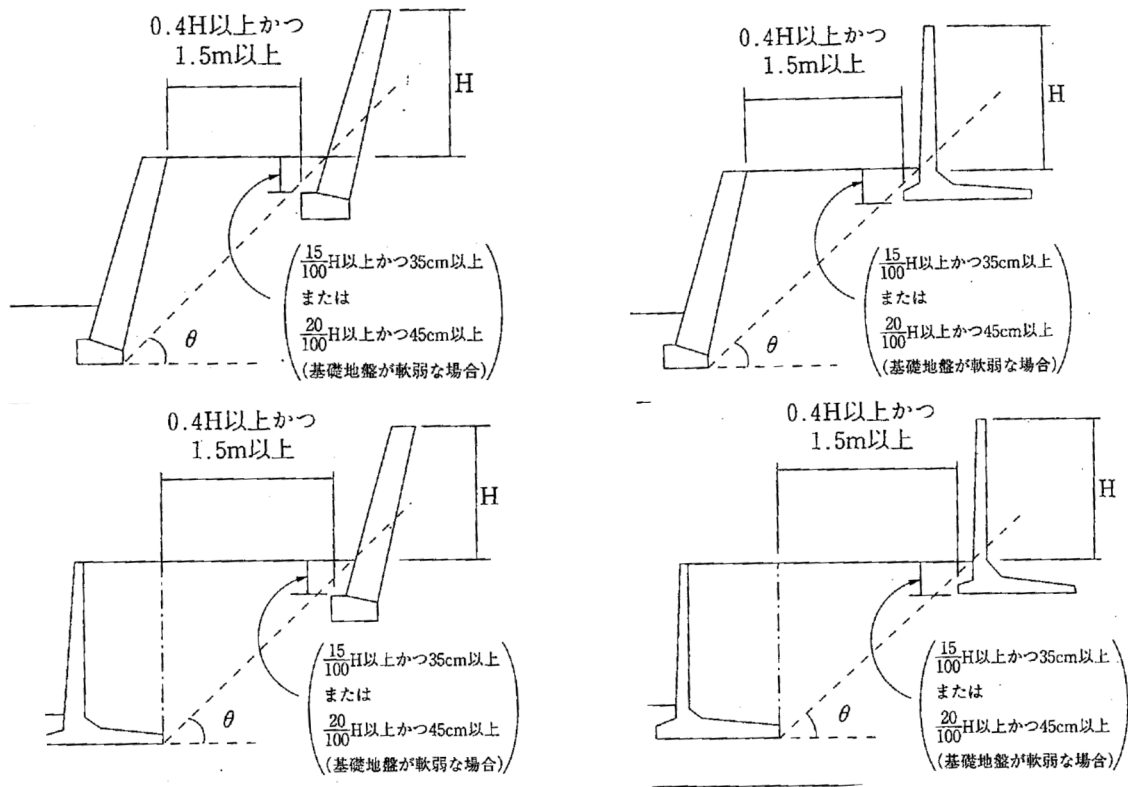
背面土質	軟岩	風化の著しい岩	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	盛土又は腐植土
角度（ θ ）	60°	40°	35°	25°

※出典：盛土等防災マニュアルの解説[Ⅰ] p.468 表Ⅷ・3-11

(2) 二段擁壁となる場合

図 3-8 に示す擁壁で表 3-7 の θ 角度内に入っていないものは、二段の擁壁とみなされるので、一体の擁壁として設計を行うことが必要である。なお、上部擁壁が表 3-7 の θ 角度内に入っている場合は、別個の擁壁として扱うが、水平距離を $0.4H$ 以上かつ 1.5 メートル以上離さなければならない。

二段擁壁となる場合は、下段の擁壁に設計以上の積載荷重がかからないよう上部擁壁の根入れの深さを深くする、基礎地盤を改良する、あるいは RC 擁壁の場合は杭基礎とするなどして、下部擁壁の安全を保つことができるよう措置するとともに、上部擁壁の基礎の支持力についても十分な安全を見込んでおくことが必要である。



※出典：盛土等防災マニュアルの解説[1] p.469 図VIII・3-25

図 3-8 上部・下部擁壁を近接して設置する場合

第6節 練積み造擁壁の設計及び施工

【政令】（擁壁の設置に関する技術的基準）

第8条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 略

二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。

2 略

※特定盛土等規制区域については、第30条で同様に規定

【政令】（練積み造の擁壁の構造）

第10条 第8条第1項第2号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（第1条第4項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第四において同じ。）が、崖の土質に応じ別表第四に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは40センチメートル以上、その他のものであるときは70センチメートル以上であること。

二 石材その他の組積材は、控え長さを30センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。

三 前2号に定めるところによつても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。

四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第四上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは擁壁の高さの100分の15（その値が35センチメートルに満たないときは、35センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの100分の20（その値が45センチメートルに満たないときは、45センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

※特定盛土等規制区域については、第30条で同様に規定

【盛土等防災マニュアル】（練積み造擁壁の設計上の留意事項）

間知石練積み造擁壁その他の練積み造擁壁の構造は、勾配、背面の土質、高さ、擁壁の厚さ、根入れ深さ等に応じて適切に設計するものとする。

ただし、原則として地上高さは5メートルを限度とする。

なお、擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁には、鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けるものとする。

また、崖の状況等により、はらみ出しその他の破壊のおそれがあるときには、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等の措置を講ずる必要がある。

※出典：盛土等防災マニュアル p.12 「Ⅷ・3・3・1 練積み造擁壁の設計上の留意事項」

【解説】

練積み造擁壁の構造は、構造上の特徴から、安定計算による断面の設計は難しく、経験的に定められたものが多い。例えば、政令第 10 条によるものや、「国土交通省制定土木構造物標準設計」によるものなどがある。盛土等防災マニュアルでは、宅地擁壁において一般に用いられている政令による練積み造擁壁の構造について解説している。

なお、盛土等防災マニュアル中の「その他の練積み造擁壁」とは、雑割石、野面石、玉石等のほか、コンクリートブロック等による練積み造擁壁で、比重、強度、耐久性が間知石と同等以上のものを指す。

1 標準構造

政令に定める標準構造は図 3-9、表 3-8 及び表 3-9 による。

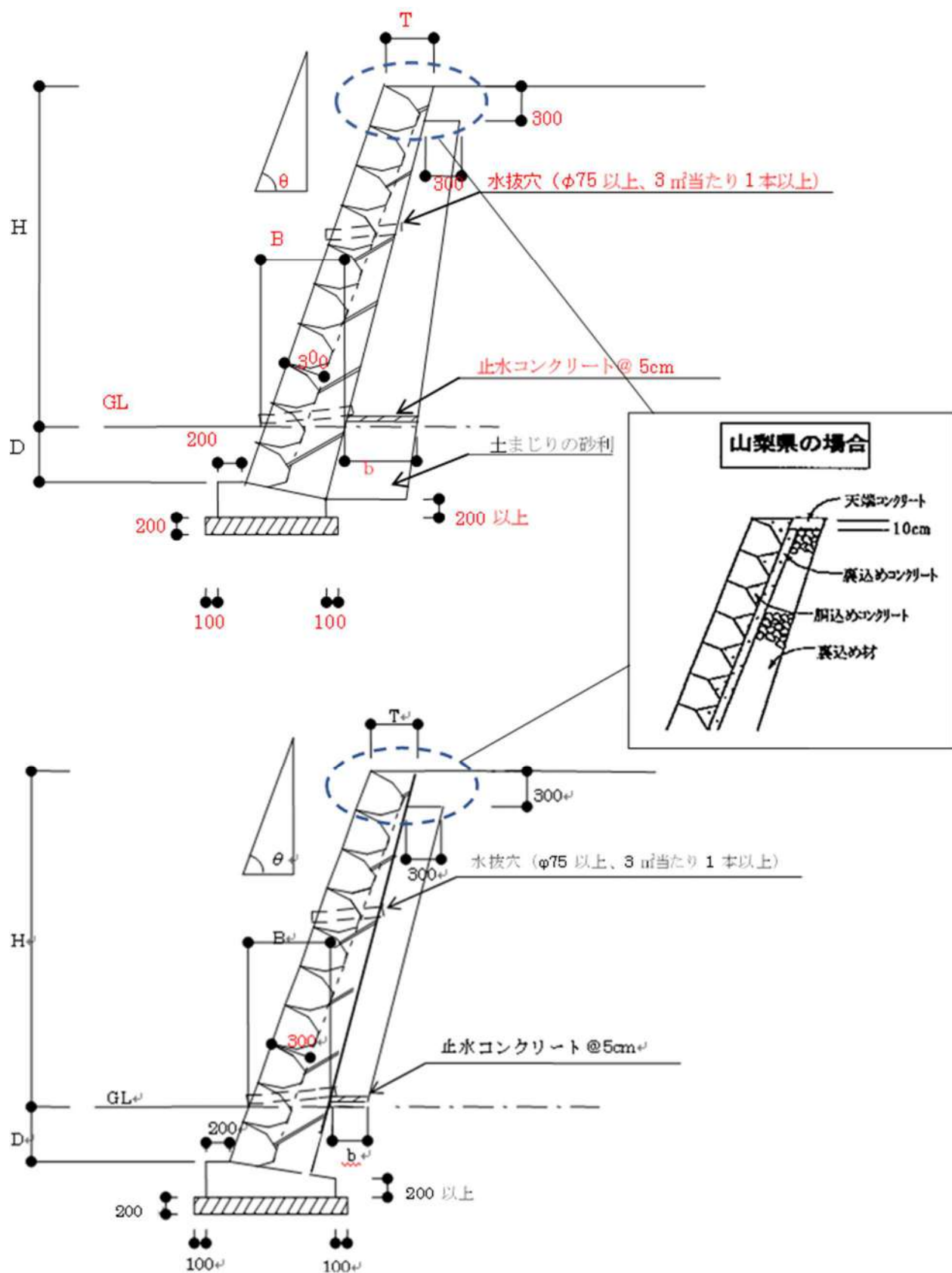


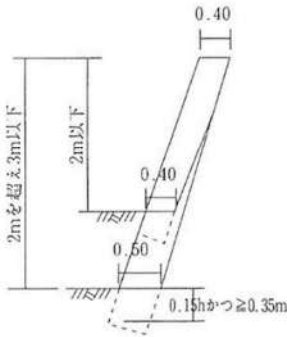
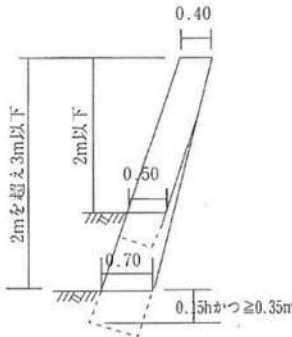
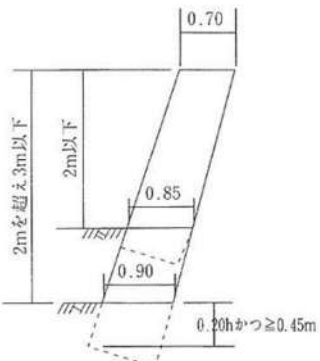
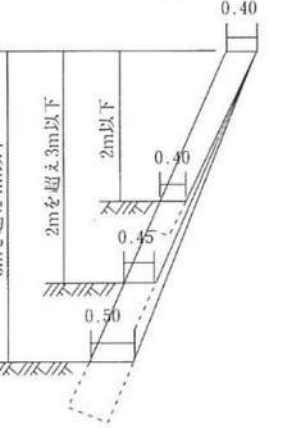
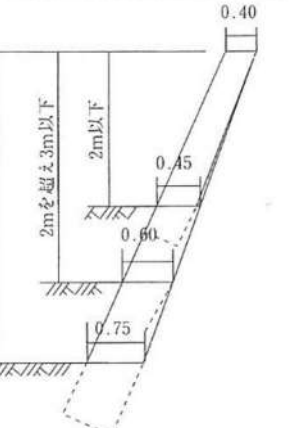
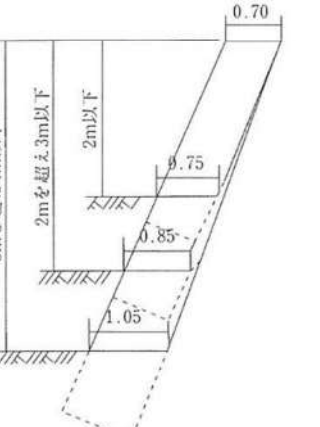
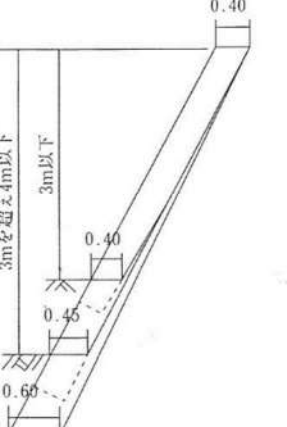
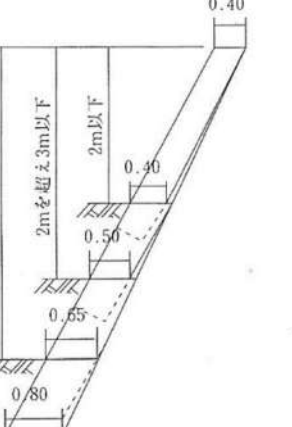
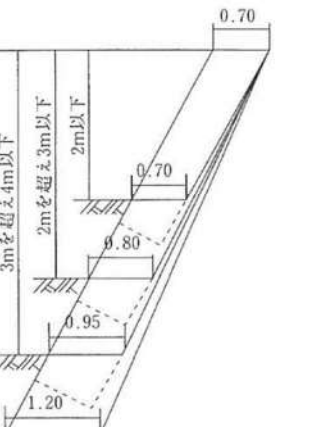
図 3-9 練積み造擁壁の標準構造図（単位：ミリメートル）

表 3-8 練積み造擁壁の構造（政令別表第四、一部加筆）

土質		擁壁				
		勾配	高さ（H）	下端部分の 厚さ（B）	上端の厚さ （T）	根入れの深さ （D）
第一種	岩、岩屑、砂利 又は砂利混じり砂	70 度を超え 75 度以下	2 m 以下	40cm 以上	40cm 以上	35cm 以上 かつ 0.15 H 以上
			2 m を超え 3 m 以下	50cm 以上		
		65 度を超え 70 度以下	2 m 以下	40cm 以上		
			2 m を超え 3 m 以下	45cm 以上		
			3 m を超え 4 m 以下	50cm 以上		
		65 度以下	3 m 以下	40cm 以上		
			3 m を超え 4 m 以下	45cm 以上		
			4 m を超え 5 m 以下	60cm 以上		
第二種	真砂土、関東ローム、硬質粘土 その他これらに類するもの	70 度を超え 75 度以下	2 m 以下	50cm 以上	40cm 以上	35cm 以上 かつ 0.15 H 以上
			2 m を超え 3 m 以下	70cm 以上		
		65 度を超え 70 度以下	2 m 以下	45cm 以上		
			2 m を超え 3 m 以下	60cm 以上		
			3 m を超え 4 m 以下	75cm 以上		
		65 度以下	2 m 以下	40cm 以上		
			2 m を超え 3 m 以下	50cm 以上		
			3 m を超え 4 m 以下	65cm 以上		
			4 m を超え 5 m 以下	80cm 以上		
第三種	その他の土質	70 度を超え 75 度以下	2 m 以下	85cm 以上	70cm 以上	45cm 以上 かつ 0.20 H 以上
			2 m を超え 3 m 以下	90cm 以上		
		65 度を超え 70 度以下	2 m 以下	75cm 以上		
			2 m を超え 3 m 以下	85cm 以上		
			3 m を超え 4 m 以下	105cm 以上		
		65 度以下	2 m 以下	70cm 以上		
			2 m を超え 3 m 以下	80cm 以上		
			3 m を超え 4 m 以下	95cm 以上		
			4 m を超え 5 m 以下	120cm 以上		

※H：擁壁の地上高さ

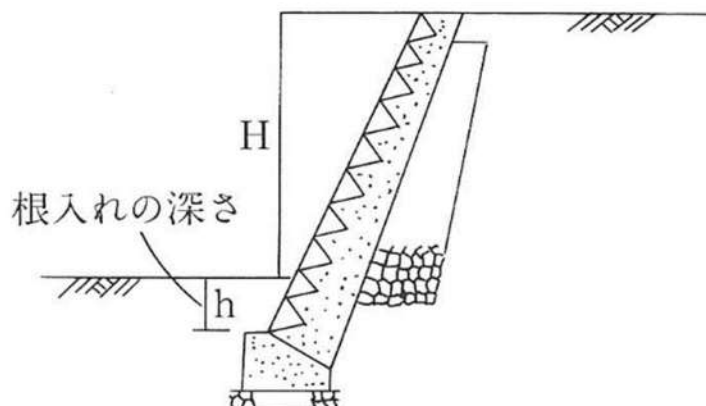
表 3-9 練積み造擁壁の構造（政令別表第四を図化したもの）

がけの土質 擁壁の勾配	第1種	第2種	第3種
	岩、岩屑、砂利又は砂利混り砂	真砂土、関東ローム硬質粘土その他これらに類するもの	その他の土質
70°を超え75°以下(約3分)	 h：擁壁の地上高さ		
65°を超え70°以下(約4分)	 根入れは上欄と同じ	 根入れは上欄と同じ	 根入れは上欄と同じ
65°以下(約5分)	 根入れは上欄と同じ	 根入れは上欄と同じ	 根入れは上欄と同じ

※出典：盛土等防災マニュアルの解説[Ⅰ] p.483 表Ⅷ・3-12

2 根入れ

練積み造擁壁の根入れ深さは、政令第 10 条第 4 号では、**図 3-10** のように設定されている。



※出典：盛土等防災マニュアルの解説[1] p.484 図Ⅷ・3-30

図 3-10 根入れの深さ

表 3-10 根入れの深さ

土質		根入れ深さ (m)
第一種	岩、岩屑、 砂利又は砂利混じり砂	擁壁高さ：H 35cm 以上かつ擁壁 高さの 15/100 以上
第二種	真砂土、関東ローム 硬質粘土その他これら に類するもの	
第三種	その他の土質	45cm 以上かつ擁壁 高さの 20/100 以上

※出典：盛土等防災マニュアルの解説[1] p.484 表Ⅷ・3-13

3 地盤（地耐力）の確認と基礎構造

擁壁を設置する場所の土質が、支持地盤として設計条件（地耐力）を満足するか否かを地盤調査等により確かめる。また、基礎は直接基礎とし、良質な支持層上に設けることを原則とするが、地耐力が不足する場合は地盤改良等を検討する。

擁壁の高さと勾配に応じた必要な地耐力は、**表 3-11** を参考にされたい。

表 3-11 擁壁高さと勾配に応じた必要地耐力（単位：kN/m²）

種別	高さ（m）	$\theta \leq 65^\circ$	$65^\circ < \theta \leq 70^\circ$	$70^\circ < \theta \leq 75^\circ$
盛土	2	75	75	75
	3	75	75	75
	4	100	100	—
	5	125	—	—
切土	2	75	75	75
	3	75	75	75
	4	100	100	—
	5	125	—	—

※出典：盛土等防災マニュアルの解説[1] p.508 表－①

4 コンクリート強度

胴込め又は裏込めに用いるコンクリートは4週圧縮強度 18N/mm²以上とする。

5 胴込めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造擁壁

昭和 40 年 6 月 14 日建設省告示第 1485 号及び「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について」第4 3.（8）により、材料、構法、相当数の使用実績、その他の条件を満足している場合は、政令第 10 条の規定による練積み造擁壁と同等以上と認めることができることとなっている。具体的な条件は次のとおりである。

1. コンクリートブロックの4週圧縮強度は、1 mm²につき 18N 以上であること。
2. 胴込めに用いるコンクリートの4週圧縮強度は、1 mm²につき 15N 以上であること。
3. コンクリートブロックに用いるコンクリートの比重は、2.3 以上であり、かつ、擁壁に用いるコンクリートブロックの重量は、壁面 1 m²につき 350kg 以上であること。
4. コンクリートブロックは、相当数の使用実績を有し、かつ、構造耐力上支障のないものであり、その形状は、胴込めに用いるコンクリートによって擁壁全体が一体性を有する構造となるものであり、かつ、その施工が容易なものであること。
5. 擁壁の壁体曲げ強度は、1 mm²につき 15N 以上であること。
6. 擁壁の勾配及び高さは、擁壁の背面土の内部摩擦角及びコンクリートブロックの控え長さに応じ、別表に定める基準に適合し、かつ、擁壁上端の水平面上の載荷重は 1 m²につき 5kN を超えていないこと。
7. 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁前面の根入れの深さは擁壁の高さの 100 分の 20（その値が 45cm に満たないときは、45cm）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。
8. 擁壁が曲面又は折面をなす部分で必要な箇所、擁壁の背面土又は擁壁が設置される地盤の土質が著しく変化する箇所等破壊のおそれのある箇所には、鉄筋コンクリート造の控え壁

又は控え柱を設けること。

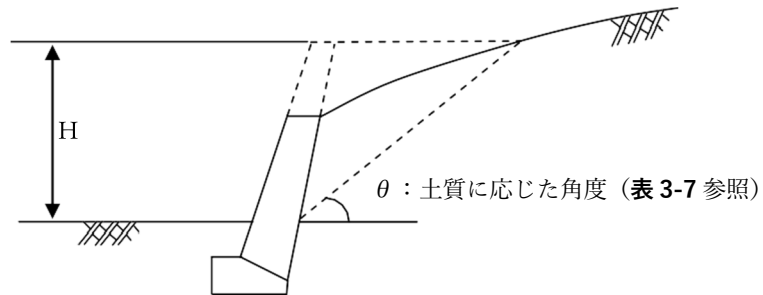
9. 擁壁の背面には、排水をよくするため、栗石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。

表 3-12 コンクリートブロック練積み造擁壁の勾配及び高さ（昭和 40 年建設省告示別表）

擁壁の背面土の内部 摩擦角	コンクリートブロックの 控え長さ（単位 cm）	擁壁	
		勾配	高さ（単位 m）
20 度以上 30 度未満	30 以上 35 未満	65 度以上 75 度未満	1 以下
		65 度未満	1.5 以下
	35 以上 45 未満	70 度以上 75 度未満	1 以下
		65 度以上 70 度未満	1.5 以下
		65 度未満	2 以下
	45 以上	70 度以上 75 度未満	1.5 以下
		65 度以上 70 度未満	2 以下
		65 度未満	2.5 以下
30 度以上 40 度未満	30 以上 35 未満	70 度以上 75 度未満	1.5 以下
		65 度以上 70 度未満	2 以下
		65 度未満	3 以下
	35 以上 40 未満	70 度以上 75 度未満	1.5 以下
		65 度以上 70 度未満	2.5 以下
		65 度未満	3.5 以下
	40 以上 45 未満	70 度以上 75 度未満	2 以下
		65 度以上 70 度未満	3 以下
		65 度未満	4 以下
	45 以上	70 度以上 75 度未満	2 以下
		65 度以上 70 度未満	3 以下
		65 度未満	4.5 以下
40 度以上	30 以上 35 未満	70 度以上 75 度未満	2 以下
		65 度以上 70 度未満	3.5 以下
		65 度未満	5 以下
	35 以上 40 未満	70 度以上 75 度未満	2.5 以下
		65 度以上 70 度未満	4.5 以下
		65 度未満	5 以下
	40 以上 45 未満	70 度以上 75 度未満	3 以下
		70 度未満	5 以下
	45 以上	70 度以上 75 度未満	3.5 以下
		70 度未満	5 以下

6 上部に斜面がある場合の擁壁構造

擁壁上部に斜面がある場合は、図 3-11 に示す通り土質に応じた勾配線が斜面と交差した点までの垂直高さを擁壁高さと仮定した構造とすること。



※出典：盛土等防災マニュアルの解説[Ⅰ] p.507 参考 8.15

図 3-11 上部に斜面がある場合の擁壁構造

第4章 崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準

第1節 崖面崩壊防止施設の基本的な考え方

【政令】（崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準）

第14条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面崩壊防止施設の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土（第3条第4号の盛土及び同条第5号の盛土又は切土を除く。以下この号において同じ。）をした土地の部分に生ずる崖面に第8条第1項第1号（ハに係る部分を除く。）の規定により擁壁を設置することとした場合に、当該盛土又は切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入その他の当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なうものとして主務省令で定める事象が生ずるおそれが特に大きいと認められるときは、当該擁壁に代えて、崖面崩壊防止施設を設置し、これらの崖面を覆うこと。
- 二 前号の崖面崩壊防止施設は、次のいずれにも該当するものでなければならない。
 - イ 前号に規定する事象が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができる構造であること。
 - ロ 土圧等によつて損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。
 - ハ その裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造であること。

※特定盛土等規制区域については、第30条で同様に規定

【省令】（擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象）

第31条 令第14条第1号（令第18条及び第30条第1項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事象は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土をした後の地盤の変動
- 二 盛土又は切土をした後の地盤の内部への地下水の浸入
- 三 前2号に掲げるもののほか、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象

【盛土等防災マニュアル】（崖面崩壊防止施設の基本的な考え方）

崖面崩壊防止施設は、地盤の変動が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができ、地下水を有効に排除することが可能な構造を有する。本施設は、対象の崖面において、基礎地盤の支持力が小さく不同沈下等により擁壁設置後に壁体に変状が生じてその機能及び性能の維持が困難となる場合や、地下水や浸透水等を排除する必要がある場合等、擁壁の適用に問題がある場合、擁壁に代えて設置する。ただし、住宅建築物を建築する宅地の地盤に用いられる擁壁の代替施設としては利用できない。

崖面崩壊防止施設は、擁壁と同様に、土圧等により損壊、転倒、滑動又は沈下しない構造とする。また、崖面崩壊防止施設の設置に当たっては、大量の土砂等を固定することやその他の工作物の基礎とすること等で過大な土圧が作用する場合や、保全対象に近接すること等で重要な施設に位置付けられる場合等は、適用性を慎重に判断する必要がある。

※出典：盛土等防災マニュアル p.13 「IX・1 崖面崩壊防止施設の基本的な考え方」

【解説】

崖面崩壊防止施設は、設置する地盤等の条件から擁壁の機能及び性能の維持が困難な場合に用いられる代替施設であり、地盤の変動が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができ、地下水を有効に排除することが可能な構造を有する施設をいう。

開発事業等で生じた崖面は擁壁工で保護することが一般的であるが、崖面において地盤の変動や湧水の影響が懸念される場合で、保全対象との位置関係等を総合的に判断した結果、一定の地盤の変形を許容できる場合に限り、擁壁に代えて地盤の変形への追従性や適切な透水性を有する崖面崩壊防止施設の適用が可能である。

ただし、崖面崩壊防止施設は、住宅地等の地盤の変形が許容されない土地には適用できない。また、崖面崩壊防止施設設置後に、土地利用方法が当該施設を適用できないものに変更される場合に報告すること等を、許可時にあわせて求めること等が重要である。

第2節 崖面崩壊防止施設の種類及び選定

【省令】（崖面崩壊防止施設）

第11条 令第6条の主務省令で定める施設は、鋼製の骨組みに栗石その他の資材が充填された構造の施設その他これに類する施設とする。

【盛土等防災マニュアル】（崖面崩壊防止施設の種類及び選定）

崖面崩壊防止施設の工種は、鋼製枠工や大型かご枠工、ジオテキスタイル補強土壁工等がある。

崖面崩壊防止施設の選定に当たっては、開発事業等実施地区の適用法令、設置箇所の自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、関係する技術基準等を考慮し、崖面崩壊防止施設に求められる安定性を確保できるものを選定しなければならない。また、その構造上、過大な土圧が発生する場合や、保全対象に近接すること等で重要な施設に位置付けられる場合等は適用性が低いことに注意が必要である。

特に、設置箇所と保全対象との位置関係等について調査し、必要な強度、耐久性等について十分な検討が必要である。

※出典：盛土等防災マニュアル p.13 「IX・2 崖面崩壊防止施設の種類及び選定」

【解説】

1 崖面崩壊防止施設の種類と特徴

省令第11条においては、崖面崩壊防止施設について、「鋼製の骨組みに栗石その他の資材が充填された構造の施設その他これに類する施設」と規定されている。同規定に該当する工種としては、鋼製枠工、大型かご枠工、ジオテキスタイル補強土壁工の三つが代表的であり、その特徴を表4-1に示す。

表 4-1 崖面崩壊防止施設の種類と特徴

工種	工事概要	適用箇所	適用条件
鋼製枠工	鋼材で組み上げられた枠内を栗石等で中詰めした構造物であり、かご詰めした状態での重量と幅により、のり面の崩壊等を防止するものである。大型かご枠工に比べて自由度はやや劣るが、部材の継手の組み合わせにより、複雑な地形の変化にもある程度柔軟に対応できる。鋼製枠及び栗石の高い透水性により、背面の地下水や浸透水等の排除に特に有効である。	強固な枠構造を持つ剛体として重力式擁壁に類似した構造特性を有するため、大型かご枠工に比べて耐土圧性が高い構造物である。一方で、不同沈下等の基礎地盤の変形に対する追従性も有し、構造上許容する範囲において変形するので、基礎地盤が軟弱な場合や不規則な土圧等を受けるような箇所で、地下水や浸透水等の影響があり高い透水性が求められる場合に適している。なお、中詰材料は現地で調達することもできるため、経済的利点があるほか、施工が容易であり工期の短縮、省力化が図られる。	壁面勾配は1:0.3以上に適する。落石等で枠材の破損による中詰材の流亡が懸念されるため、必要に応じて落石対策等の対応が必要となる。
大型かご枠工	鉄線と鋼材、棒鋼で組み上げられたかご内を栗石等で中詰めした構造物であり、かご詰した状態での重量と幅により、のり面の崩壊等を防止するものである。かご枠自体は鉄線のため、鋼製枠工に比べて耐土圧性はやや低い、連結することにより一体とした構造の保持が可能である。かご枠及び栗石の高い透水性により、背面の地下水や浸透水等の排除に特に有効である。	不同沈下等の基礎地盤の変形に対する追従性も有し、構造上許容する範囲において変形するので、基礎地盤が軟弱な場合や不規則な土圧等を受けるような箇所で、地下水や浸透水等の影響があり高い透水性が求められる場合に適している。なお、中詰材は現地で調達することもできるため、経済的利点があるほか、施工が容易であり工期の短縮、省力化が図られる。	壁面勾配は1:0.3以上に適する。落石等で鋼線の破損による中詰材料の流亡が懸念されるため、必要に応じて落石対策等の併用が必要となる。

ジオテキスタイル補強土壁工	盛土内に敷設した補強材と鉛直又は鉛直に近い壁面材とを連結し、壁面材に作用する土圧と補強材の引抜き抵抗力が釣り合いを保つことにより、安定を保つ土工構造物を補強土壁工という。そのうち、補強材に織布や不織布、化学繊維を合成した高強度な網目状の織物等の透水性を有する材料を使用したものがジオテキスタイル補強土壁工である。ジオテキスタイル補強土壁工は、一般的に排水施設が設置されるが、地山からの湧水等の地下水の影響が大きい場合は、排水施設の機能を強化する必要がある。	基礎地盤や背面地盤の変形にある程度追従できる構造となっている一方で、鋼製枠工や大型かご枠工に比べて相対的に大きい土圧に抵抗できる構造を有す。特殊な施工機械を用いなくとも構築可能な都市部や山間部等の用地制約がある場所に適している。また、壁面材に鋼製枠やブロックを用いた場合、植生により壁面を緑化し、景観に配慮できる。	壁面勾配は1:0.6より急勾配に適する。湧水等の影響が大きい場合は、十分な排水施設の設置が必要である。

※出典：盛土等防災マニュアルの解説[1] p.526-528

2 選定に当たっての留意事項

崖面崩壊防止施設は、表 4-2 に示す工種ごとの特性を参考に選定すると良い。

表 4-2 崖面崩壊防止施設の代表工種の特性概要

代表工種	鋼製枠工	大型かご枠工	ジオテキスタイル補強土壁工
変形への追従性	中程度	高い	中程度
耐土圧性	相対的に小さい		相対的に中程度の土圧
透水性	高い (中詰材を高透水性材料とすることで施設全面からの排水が可能)		中程度 (一般に排水施設を設置する)

※出典：盛土等防災マニュアルの解説[1] p.528 表IX・2-1

このほか、崖面崩壊防止施設の選定に当たっては以下事項に留意が必要である。

(1) 関係基準に適合した工種、構造の適用

崖面崩壊防止施設は、その構造特性上、山地・森林等で想定される湧水が多く発生する箇所や、

脆弱な地盤が分布し擁壁等の適用が困難となる箇所で適用されることが想定されるため、適用に当たっては、盛土等防災マニュアルのみならず、治山技術基準や軟弱地盤対策工指針等の関係する技術基準に準拠の上、適切な工種選定や施設の構造検討を行うことが望ましい。

(2) 土地の利用用途や保全対象との位置関係に応じた適用

崖面崩壊防止施設は一定の変形を許容する施設であるため、住宅地等の変形が許容されない土地利用のための造成では、擁壁の代替施設として適用できないことに留意が必要である。また、保全対象に近接して計画する場合は、必要な強度、耐久性等その安全性について十分な検討を行った上で、適用性について慎重に判断する必要がある。なお、崖面崩壊防止施設の適用性が低いと判断された場合は、湧水や地盤の脆弱性等の問題を追加排水対策や地盤改良等により改善した上で、擁壁工を適用する等の対応を行うことが望ましい。

(3) 地盤の変形への適用

崖面崩壊防止施設は、地盤の沈下等に追従して構造物自体が変形を伴いながら土圧に抵抗する、地盤の変形への追従性を有する構造物である。ただし、地盤の変形量が大きい場合、使用部材の許容量を超え破壊に至ることから、想定される土圧や変形に応じた適切な構造を選定する必要がある。また、長期的に地盤の変形が継続する場合、変形に応じた施設の更新の必要性が高くなることに留意が必要である。

(4) 土圧への適用

崖面崩壊防止施設は基本的に背面地盤からの土圧が小さい箇所に適用性があるが、そのなかでもジオテキスタイル補強土壁工は、大型かご枠工や鋼製枠工に比べると耐土圧性が高い。このため、必要な透水性や土地利用等の条件のほか、発生する土圧、水压及び自重等によっても適切な工種を選定する必要がある。

(5) 地下水や浸透水への適用

崖面崩壊防止施設は基本的に適切な透水性を有する施設ではあるが、工種によって透水性に多少の差異があるため、想定される湧水等の流量に対して適切な透水性を有する工種の選定が必要であり、必要に応じて排水機能を補強する等の対応も考えられる。大型かご枠工や鋼製枠工は特に透水性が高く、地下水や浸透水が豊富な箇所での適用性に優れるが、ジオテキスタイル補強土壁工は、相対的に透水性に劣るため、必要に応じて排水施設の機能を強化する必要がある。

第3節 崖面崩壊防止施設の設計及び施工

【盛土等防災マニュアル】（崖面崩壊防止施設の設計・施工上の留意事項）

崖面崩壊防止施設の設計・施工に当たっては、崖面崩壊防止施設の種類によって設計方法や材料が異なるため、選定した崖面崩壊防止施設に応じた安定性の検討が必要である。また、必要に応じて、崖面崩壊防止施設自体の安定性はもとより崖面崩壊防止施設を含めた地盤面全体の安定性についても総合的に検討する。

崖面崩壊防止施設自体の安定性については、土質条件、荷重条件等の設計条件を的確に設定した上で常時及び地震時における崖面崩壊防止施設の要求性能を満足するように、次の各事項についての安定性を検討するものとする。

- 1) 土圧等によって崖面崩壊防止施設が損壊しないこと
- 2) 土圧等によって崖面崩壊防止施設が転倒しないこと
- 3) 土圧等によって崖面崩壊防止施設の基礎が滑らないこと
- 4) 土圧等によって崖面崩壊防止施設が沈下しないこと

山地・森林等で設置する場合は、山地・森林の場が有する特性に考慮した設計・施工を行う必要がある。

※出典：盛土等防災マニュアル p.13「IX・3 崖面崩壊防止施設の設計・施工上の留意事項」

【解説】

崖面崩壊防止施設は、工種によって求められる性能や構造計算方法が異なるため、適切な規格及び部材を選定し、常時及び地震時の安定性を確保することが必要である。

一方で、崖面崩壊防止施設は、その構造特性により一定量の地盤の変形を許容する構造物であるが、その変形量が過大となると構造物としての安定性を確保できなくなり、周辺斜面や近接する保全対象へ影響を及ぼしかねない。そのため、崖面崩壊防止施設は、設置箇所と保全対象との位置関係を考慮し、必要な強度、耐久性、土地利用等その安全性について十分に検討の上適用性を判断するとともに、地盤の変形に対して性能を維持するよう、必要に応じて施設の維持管理を行うことが望ましい。

第5章 崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準

第1節 のり面保護工及びその他の地表面の措置の基本的な考え方

【盛土等防災マニュアル】（のり面保護工及びその他の地表面の措置の基本的な考え方）

開発事業等により土地の造成を行う場合、裸地となることで侵食や洗堀が生じ、これらの拡大により崩壊が発生することが懸念される。このため、のり面その他の地表面にかかわらず、のり面保護工により保護する必要がある。

開発事業等に伴って生じる崖面については、擁壁（これにより難い場合は、「IX 崖面崩壊防止施設」）で覆うことを原則としつつ、擁壁等で覆わない場合には、その崖面が風化、侵食等により不安定化することを抑制するため、のり面緑化工又は構造物によるのり面保護工等で崖面を保護するものとする。

また、開発事業等に伴って生じる崖面以外の地表面についても、侵食等により不安定化することを抑制するため、のり面緑化工等により地表面を保護するものとする。

※出典：盛土等防災マニュアル p.9「Ⅶ・1 のり面保護工及びその他の地表面の措置の基本的な考え方」

【解説】

開発事業等において盛土又は切土をした土地の部分に生じることとなる崖のうち一定要件を満たす崖面は、政令第8条第1項の規定により擁壁（これにより難い場合は、崖面崩壊防止施設）で覆わなければならないこと（義務設置擁壁等）となっている。しかし、崖面を擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆わない場合には、政令第15条第1項の規定により、「石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護しなければならない」旨が規定されている。また、崖面以外の地表面は、政令第15条第2項の規定により、「植栽、芝張り、板柵工等によって雨水その他の地表水による侵食に対して保護しなければならない」旨が規定されている。

盛土等防災マニュアル「Ⅶ のり面保護工及びその他の地表面の措置」では、開発事業等の盛土又は切土に伴い生じる地表面を擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆わない場合に必要となるのり面保護工について解説している。

ここで、盛土規制法で規定される土地の形質の変更で生じる地表面は、崖面（地表面が水平面に対し30度を超える角度をなすもの（硬岩盤以外）と崖面以外の地表面（地表面が水平面に対し30度以下の角度をなすもの）に区分される。設置を要する構造物等の区分を表5-1に示す。

表 5-1 土工区分と地表面の勾配ごとに設置を要する構造物等の区分

土工区分	地表面の勾配	設置を要する構造物等	盛土等防災マニュアルの 該当箇所
盛土	崖面（水平面に対し 30 度を超える）	擁壁/崖面崩壊防止施設	「Ⅷ 擁壁」「Ⅸ 崖面崩壊防止施設」
	崖面以外の地表面（水平面に対し 30 度以下）	のり面保護工※1	「Ⅶ のり面保護工及びその他の地表面の措置」・ 7
切土	崖面（水平面に対し 30 度を超える）	擁壁/崖面崩壊防止施設 ※2	「Ⅷ 擁壁」「Ⅸ 崖面崩壊防止施設」
		のり面保護工※1	「Ⅶ のり面保護工及びその他の地表面の措置」・ 1～6
	崖面以外の地表面（水平面に対し 30 度以下）	のり面保護工※1	「Ⅶ のり面保護工及びその他の地表面の措置」・ 7

※1：土地利用等により保護する必要がないことが明らかな地表面を除く。

※2：擁壁の設置を要しない切土のり面の土質・勾配を満足する場合を除く。

※出典：盛土等防災マニュアルの解説[Ⅰ] p.337 表Ⅶ・1-1

第2節 のり面保護工

【政令】（崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準）

第15条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面について講ずる措置に関するものは、盛土又は切土をした土地の部分に生ずることとなる崖面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く。）が風化その他の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。

2 略

※特定盛土等規制区域については、第30条で同様に規定

【解説】

開発事業等で土地の造成を行う際、開発事業等に伴って生じる崖面は侵食や洗掘が生じやすくなるため、のり面保護工で保護するものとする。のり面保護工は、降雨による表面流水及び凍上作用等により、崖面の地盤が風化したり、侵食を受けたり、緩んだりするなどして崖面が不安定化することの防止を目的に用いる。

のり面保護工は、のり面緑化工、構造物によるのり面保護工によるのり面の保護及びのり面排水工による地表水の排除に分けられ、のり面の安定性や地形・地質特性、気象等諸条件から適切なのり面保護工を選定する。

のり面保護工の選定に当たっては、長期的な安定確保を主目的としてのり面の規模や勾配、現地のり面の岩質、土質、土壌硬度、pHなどの地質・土質条件、湧水・集水の状況、寒冷地か否か等の気象条件等を考慮するとともに、経済性、施工条件、維持管理及び景観・環境保全のことも念頭に置く必要がある。のり面保護工の種類や選定における基本的な考え方は、盛土等防災マニュアルの解説「**第Ⅶ章 のり面保護工及びその他の地表面の措置**」を参考にされたい。

第3節 崖面以外の地表面に講ずる措置

【政令】（崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準）

第15条 略

2 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の土地の地表面（崖面であるもの及び次に掲げる地表面であるものを除く。）について講ずる措置に関するものは、当該地表面が雨水その他の地表水による侵食から保護されるよう、植栽、芝張り、板柵工その他の措置を講ずることとする。

- 一 第7条第2項第1号の規定による措置が講じられた土地の地表面
- 二 道路の路面の部分その他当該措置の必要がないことが明らかな地表面

※特定盛土等規制区域については、第30条で同様に規定

【盛土等防災マニュアル】（崖面以外の地表面に講ずる措置）

開発事業等に伴って生じる地表面は、裸地となることにより、風化、雨水等による侵食や洗掘が生じやすい。侵食や洗掘が進行した場合、崩壊が生じる可能性がある。このため崖面以外の地表面についても、侵食や洗掘を防止するため、排水施設等の設置により適切に排水を行うとともに、植生工等により地表面を保護する必要がある。

特に、太陽光発電施設等の施設が設置される地盤については、施設の設置に伴う雨水の流出量の増大等が生じ、侵食を生じやすくなることが想定されるため、十分な検討を行うことが大切である。

なお、次の各事項に該当するものは、地表面の保護を要さない。

- 1) 排水勾配を付した盛土又は切土の上面
- 2) 道路の路面の部分その他の地表面を保護する必要がないことが明らかなもの
- 3) 農地等で植物の生育が確保される地表面

※出典：盛土等防災マニュアル p.10「Ⅶ・7 崖面以外の地表面に講ずる措置」

【解説】

盛土規制法による規制区域の拡大に伴い、太陽光発電設備や残土処分場等の崖面を伴わない造成も新たに規制対象となり得る。このような開発事業等において造成された崖面以外の地表面は、雨水その他の地表水が浸透しやすく、また、その過程で地表面の侵食や洗掘が生じやすくなり、進行の程度によっては崩壊に至る可能性がある。近年では、裸地化した崖面以外の地表面において、豪雨による侵食や洗掘、周辺の自然斜面を含む崩壊等の発生が問題視されている。このため、開発事業等に伴って生じる崖面以外の地表面においても、地表面の保護、排水施設等の設置を行い、地表面に侵食や洗掘が生じないよう措置を講ずるものとする。

なお、次の事項に該当する場合は、措置を必要としない。

- ① 崖面以外の地表面に崖と反対方向に流れるように排水勾配を付している等、雨水その他の地表水が適切に排水され、地表面の侵食や洗掘が生じないと考えられる場合
- ② 道路の路面におけるアスファルト等の舗装や住宅地・緑地・公園等における適切な排水処理等、その土地の状況を踏まえ、地表面の侵食や洗掘から保護する必要がないことが明らかな場

合

- ③ 農地等としての利用が想定される地表面で、その土地利用の特性や植生の効果を踏まえ、地表面の侵食や洗掘から保護する必要がないと判断される場合

第6章 排水施設の設置に関する技術的基準

第1節 排水対策の基本的な考え方

【細則】（宅地造成等に関する工事の技術的基準等）

第7条 略

2 略

3 政令第20条第2項（政令第30条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定により強化し、又は付加する技術的基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 略

二 排水施設の設置に関する技術的基準 宅地造成等に関する工事を行おうとする土地の区域外に雨水その他地表水等を放流する場合においては、放流先の排水能力、利水の状況その他の状況を勘案して、宅地造成等に関する工事を行おうとする土地の区域の排水を有効かつ適切に流下させることができるように、放流先の管理者と協議し、その同意を得た上で、宅地造成等に関する工事を行おうとする土地の区域の排水施設が下水道、排水路その他の排水施設又は河川その他の公共の水域に接続するものとする。

三 略

【盛土等防災マニュアル】（治水・排水対策の基本的な考え方）

開発事業等においては、開発事業等実施地区及び周辺に溢水等の被害が生じないように、当該地区内の雨水・地表水や地下水並びに当該地区外から流入する雨水・地表水や地下水を安全に流下させるための治水・排水対策を実施するものとする。

※出典：盛土等防災マニュアル p.19「ⅩⅦ・1・1 治水・排水対策の基本的な考え方」

【解説】

開発事業等における排水対策については、都市計画法及び盛土規制法において規定されており、特に、開発事業等実施地区の区域外に雨水その他地表水等を放流する場合には、放流先の水路等へ悪影響を及ぼさないようにすることが必要である（都市計画法施行令第26条第2号参照）

このため、放流先の水路等の管理者とその放流について協議し、その同意を得た上で、当該水路等に接続することを市施行細則で規定している。

第2節 排水施設の規模

【盛土等防災マニュアル】（排水施設の規模）

排水施設の規模は、降雨強度、排水面積、地形・地質、土地利用計画等に基づいて算定した雨水等の計画流出量を安全に排除できるように決定する。

なお、開発事業等実施地区内に流出抑制施設として浸透施設等を設置した場合には、必要に応じて、その効果を見込んで、排水施設の規模を定めることができる。

※出典：盛土等防災マニュアル p.19「Ⅻ・2・2 排水施設の規模」

【解説】

1 計画流出量の算定

開発事業等実施地区内の雨水排水施設の規模の決定に当たっては、降雨強度、排水面積、地形・地質、土地利用計画等を総合的に考慮するものとするが、下水道計画の計画規模を下回らないものとするとともに、下流水路・河川等の管理者と十分協議しておくことが望ましい。

計画流出量の算定方法としては、合理式と実験式があるが、一般に合理式が用いられている。

$$Q = \frac{1}{360} \times f \times r \times A$$

ここに、

f：流出係数

r：降雨強度（流達時間内の平均降雨強度）（mm/hr）

A：集水面積（ha）

Q：計画流出量（m³/sec）

(1) 降雨強度

降雨強度を設定するには、ある降雨確率年での降雨継続時間と降雨強度との関係を表す降雨強度式を用いるのが一般的である。

① 合理式における降雨強度式は一般に次のようなものがある。

(a) タルボット型 $r = \frac{a}{t+b}$

(b) シャーマン型 $r = \frac{a}{t^n}$

(c) 久野、石黒型 $r = \frac{a}{\sqrt{t \pm b}}$

(d) 君島型 $r = \frac{a}{t^{n+b}}$

ここに、

r：降雨強度（mm/hr）

t：降雨継続時間（min）

a、b、nはその地域ごとの降雨分布の特徴を示す定数

適用する降雨強度式は、実測資料による降雨の地域特性等を評価した上で適切なものを用いることとするが、実際には、都道府県の河川部局、下水道部局等が既に作成している場合が多い。

② 降雨確率年については、地方公共団体が定める下水道基準として5～10年確率の降雨強度

を基本とし、集水性が高い場合や盛土規模が大きい場合には総合的に判断し、適切な降雨強度を用いる。多量の湧水が認められている場合はその量を考慮すること、地質構造等により流域外からの雨水等の流入が想定される場合は対象の流域をその範囲まで拡大することが望ましい。

- ③ 山梨県内の地区別降雨強度は、「山梨県短時間雨量強度曲線」によって求められており、**図 5-1** に示す降雨強度適用区分図をもとに開発事業等実施地区における降雨強度を算出することとする。設計に用いる降雨強度は、原則として**表 5-1** に示す値とする。



※出典：山梨県開発許可申請等の手引き（令和 5 年 4 月）p.83

図 5-1 山梨県の降雨強度適用区分図

表 5-1 各地区の確率年 10 年の降雨強度（単位：mm/hr）

地区名	洪水到達時間		
	10 分	20 分	30 分
①甲府	112.5	80.7	65.7
②韮崎	110.8	75.4	60.2
③黒駒	143.3	97.4	77.8
④市川大門	138.9	94.5	75.5
⑤身延	177.1	120.5	96.2
⑥南部	217.1	147.6	117.9
⑦河口湖	117.4	88.3	74.1
⑧大月	112.4	81.6	67.6

また、都市計画法施行規則第 22 条では「排水施設の管渠の勾配及び断面積は、5 年に 1 回の確率で想定される降雨強度値以上の降雨強度値を用いて算定した計画雨水量（中略）を有効に排出することができるよう」と定めている。

(2) 流出係数

流出係数は、全降雨量に対する、排水施設に流入する最大雨水流出量の割合である。

流出係数は、土地利用形態により異なるため、一般に排水区域全体を加重平均して求める。

$$f = \frac{f_1 a_1 + f_2 a_2 + f_3 a_3 \cdots \cdots f_n a_n}{a_1 + a_2 + a_3 \cdots \cdots a_n} = \frac{\sum_{i=1}^n f_i a_i}{\sum_{i=1}^n a_i}$$

ここに、

f ：加重平均して求められた流出係数

f_i ：土地利用形態ごとの流出係数（ $i = 1, 2, 3 \cdots \cdots n$ ）

a_i ：土地利用形態ごとの面積（ $i = 1, 2, 3 \cdots \cdots n$ ）

なお、「下水道施設計画・設計指針と解説」（（社）日本下水道協会、平成 21 年 10 月）に定める流出係数は以下のとおりである。

表 5-2 工種別基礎流出係数の標準値

工種別	流出係数	工種別	流出係数
屋 根	0.85～0.95	間 地	0.10～0.30
道 路	0.80～0.90	芝、樹木の多い公園	0.05～0.25
その他の不浸透面	0.75～0.85	勾配の緩い土地	0.20～0.40
水 面	1.00	勾配の急な山地	0.40～0.60

※出典：盛土等防災マニュアルの解説[Ⅱ] p.293 表XII・2-1

(3) 洪水到達時間

洪水到達時間は、10 分、20 分、30 分のいずれかとする。

流速時間（ t ）は、雨水が排水施設に流入するまでの流入時間（ t_1 ）と排水施設に流下した雨水がある地点まで流下するまでの流下時間（ t_2 ）の和（ $t = t_1 + t_2$ ）である。

開発事業等実施地区を包含する流域の斜面の延長、勾配及び粗度にもよるが、例えば 10ha 以上の規模の開発では、流入時間（ t_1 ）は、開発事業等実施地区内においては 5～10 分の適切な値をとることが多い。開発事業等実施地区外の自然流域に対しては、カーベイ（Kerby）式により算出するのが一般的である。

流下時間（ t_2 ）は、最上流端から計画地点までの距離を計画流量に対応した流速で割って求めることを原則とし、次式により求める。

$$\text{流入時間 } (t_1) = \left(\frac{2}{3} \times 3.28 \cdot \frac{l \cdot n}{\sqrt{S}} \right)^{0.467}$$

ここに、

t_1 ：流入時間（min）

l ：斜面距離（m）

S ：斜面勾配

n ：粗度係数に類似の遅滞係数

3.28：フィートをメートルに換算した値

注）上式を使う場合、 n は表 5-3 による。

表 5-3 遅滞係数

地覆状態	n
不浸透面	0.02
よく締まった裸地（滑らか）	0.10
裸地（普通の粗さ）	0.20
粗草地及び耕地	0.20
牧草地又は普通の草地	0.40
森林地（落葉林）	0.60
森林地（落葉林、深い落葉等堆積地）	0.80
森林地（針葉樹林）	0.80
密草地	0.80

※出典：盛土等防災マニュアルの解説〔Ⅱ〕 p.294 表XII・2-2

理論的な流入時間としては、特性曲線法によって近似的に定める、次式に示す末石式がある。

$$t_1 = \left(\frac{n_e \cdot l}{\frac{1}{S^2} \cdot I^{\frac{2}{3}}} \right)^{\frac{3}{5}}$$

ここに、

n_e ：最小単位排水区の等価粗度係数

I：設計降雨強度

流入時間は、最小単位排水区の特徴を把握し、以上の算式によって求めてもよい。

流下時間は、管渠区間ごとの距離と計画流量に対する流速とから求めた区間ごとの流下時間を、それぞれ合計して求める。このためには、仮想の管渠の配置と大きさとが必要である。

この配置と大きさは、流速が最大 3.0 メートル／秒及び最小 0.8 メートル／秒の範囲になるようにし、下流ほど勾配を緩く、流速を速くし、掃流力を大きくするように配慮しながら定め、何回か試算を繰り返して計画管渠を定める。

この際に、流水を等流と仮定しているが、実際には、管渠内における流水（流量、水位等）は時間的に変動するので理論的には計画流量に対応した流速によらずに、ピーク流量の移動速度を用いることもある。すなわち流下時間は、次式で表すことができる。

$$t_2 = \frac{L}{60 \cdot a \cdot V}$$

ここに、

t_2 ：流下時間（min）

L：管渠延長（m）

V：マンニング式による平均流速（m／sec）

a：洪水の移動速度の補正係数（表 5-4 参照）

表 5-4 補正係数一覧

断面形状	水深	補正係数	備考
正方形	8 割	1.25	マンニング式を用い、クライツ・セドンの理論式より横流入がないものとして数値計算したもの（n＝一定）
	5 割	1.33	
	2 割	1.48	
円 形	8 割	1.03	
	5 割	1.33	
	2 割	1.42	

※出典：盛土等防災マニュアルの解説〔Ⅱ〕 p.295 表XII・2-3

第3節 排水施設の設計及び施工

【政令】（排水施設の設置に関する技術的基準）

第16条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、盛土又は切土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。

- 一 堅固で耐久性を有する構造のものであること。
 - 二 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとしてすることができる。
 - 三 その管渠^{きょ}の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。
 - 四 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。
 - イ 管渠の始まる箇所
 - ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）
 - ハ 管渠の内径又は内法幅^{のり}の120倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所
 - 五 ます又はマンホールに、蓋が設けられているものであること。
 - 六 ますの底に、深さが15センチメートル以上の泥溜^{どろ}めが設けられているものであること。
- 2 前項に定めるもののほか、同項の技術的基準は、盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設で同項各号（第2号ただし書及び第4号を除く。）のいずれにも該当するものを設置することとする。

※特定盛土等規制区域については、第30条で同様に規定

【盛土等防災マニュアル】（排水施設の設計・施工上の留意事項）

排水施設の設計・施工に当たっては、計画流出量を安全に排出する能力を有し、将来にわたりその機能が確保されるよう、構造上及び維持管理上十分な配慮を必要がある。

なお、地表面が不透水性の材料で覆われるような太陽光発電施設の開発等においては、想定以上の排水により周辺斜面を不安定化させるおそれがあることから、排水施設の計画に係る流出係数の設定には注意が必要である。

※出典：盛土等防災マニュアル p.19「XII・2・3 排水施設の設計・施工上の留意事項」

【解説】

1 設計及び施工に当たっての留意事項

排水施設の設計及び施工に当たっては、次の各事項に十分留意する。

- ① 排水路勾配は、原則として、下流へ行くにしたがい緩勾配になるよう計画する。
- ② 流速は、流水による異常な排水路の磨耗や土砂堆積が生じない程度のものとする。
- ③ 流下断面の決定に当たっては、土砂の堆積等を考慮して十分に余裕を見込む。
開水路の場合は2割の余裕高（8割水深）、また管路の場合は余裕高なしの満流状態とするのが一般的である。
- ④ 施設の構造は、堅固で耐久性を有する構造とする。
- ⑤ 施設は、コンクリート、その他の耐水性の材料で造り、かつ、施工継手からの漏水を最小限にするよう努める。
- ⑥ 公共の用に供する排水施設のうち暗渠である構造の部分の内径又は内法幅は、20センチメートル以上とする。
- ⑦ 暗渠である構造部分で公共の用に供する管渠の始まる箇所、排水の流下方向、勾配又は横断面が著しく変化する箇所、管渠の長さがその内径又は内法幅の120倍を超えない範囲において管渠の維持管理上必要な箇所には、マス又はマンホールを設ける。
- ⑧ 雨水を排除すべきマスの底には、15センチメートル以上の泥溜めを設ける。
- ⑨ 公共の用に供する排水施設は、その施設の維持管理上支障のない場所に設ける。
- ⑩ 軟弱地盤等における暗渠の敷設に際しては、地盤の沈下等による暗渠の損傷又は機能障害を防ぐため、基礎工事等の対策に十分配慮する。
- ⑪ 排水路の屈曲部においては、越流等について十分検討しておく。

2 流速及び計画流出量

排水施設の設計に当たっての流速及び計画流出量の決定の考え方を次に示す。

- ① 排水路勾配の決定に当たっては、排水路の磨耗や土砂堆積が生じないよう配慮する。一般に、流速は0.8メートル／秒～3.0メートル／秒が用いられている。
- ② 流下断面は、 Manning式又はクッター式のいずれかを用いて算出するのが一般的である。ここでは Manning式を用いた算定法を示す。
- ③ Manning式

$$Q = A \times V = \frac{1}{n} \times R^{2/3} \times I^{1/2} \times A$$

ここに、

Q：計画流出量（m³／sec）

I：排水路勾配

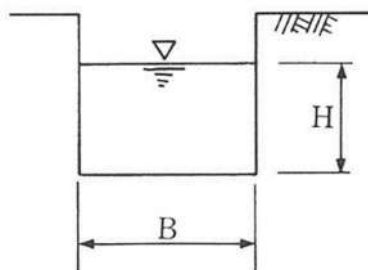
n：粗度係数（表 5-5 による）

V：流速（m／sec）

A：断面積（m²）（ $A = B \times H$ ）

R：径深（m）（ $= A/S$ ）

S：潤辺長（m）（ $S = 2H + B$ ）



※出典：盛土等防災マニュアルの解説[Ⅱ] p.298 図XII・2-4

図 5-2 流下断面

表 5-5 粗度係数

管種	粗度係数
陶 管	0.013
鉄筋コンクリート管渠などの工場製品	0.013
現場打ち鉄筋コンクリート管渠	0.013
硬質塩化ビニール管	0.010
強化プラスチック複合管	0.010

(マニング式、クッター式共通)

※出典：盛土等防災マニュアルの解説[Ⅱ] p.298 表XII・2-4

- ④ マニング式中の粗度係数について、山梨県開発許可申請等の手引きにおいて、次のとおり記載されており、参考にすることができる。

Manning 公式の既往洪水の解析等との関係を重視して定めるものとするが、既往洪水の資料が少ない場合や資料の精度が悪い場合で、河道の流過能力を算定する場合には次の値を用いることができるものとする。

一般河道	0.030～0.035
急流河川及び河幅が広く水深の浅い河川	0.040～0.050
暫定素掘河道	0.035
三面張水路	0.025
河川トンネル	0.023

実際の河道計画に用いる粗度係数は、計画高水流量を定める際に解析した既往洪水の解析で得られた粗度係数との関係を重視して決定することが適切である。その場合に、他の類似の河川に用いられる粗度係数及びその河川の河状などについての比較も参考とする。また、既往洪水の解析では洪水痕跡値の調査を行って検討するものとする。

既往洪水が発生したときの河道条件がその後著しく変わってしまった場合や、既往洪水の資料が少なく精度が悪い場合等で既往洪水の資料に基づくことが必ずしも適当と考えられない場合には本文の値を採るのがよい。

この数値は、通常の河道の場合に比較すると若干大きいのが、改修後長期間経過した場合の

河状の変動等を考慮して計画値を設定したものである。ただし、流速が問題となる施設の計算に当たっては流過能力を算定する場合を除きこの値を採用することは必ずしも適切ではなく、別途検討する必要がある。

一般に中小河川では改修前と後では河道条件が一変してしまう場合が多く、洪水資料がない場合が多い。

このような場合には本文の値を採用するものとする。

3 計画汚水量

開発事業等実施地区の計画汚水量は次式で算定するものとするが、1人1日の汚水量は地域性、社会性により幅があるため、下水道管理者と協議して定めること。

$$\text{計画時間最大汚水量} = \frac{1}{24 \times 60 \times 60} \times (\text{計画1日最大汚水量}) \times 1.8$$

ここに、

計画1日最大汚水量（1/sec）（＝1人1日最大汚水量×計画人口）

※1人1日最大汚水量及び計画人口は協議により決定

第4節 調節（整）池

【盛土等防災マニュアル】（調節（整）池の位置付け）

調節（整）池は、開発事業等に伴い河川等の流域の流出機構が変化して、当該河川等の流量を著しく増加させる場合に、洪水調節のための施設として設置されるものである。

調節（整）池は、治水・排水対策において河川管理施設、下水道施設等として恒久的に管理される調節池及び下流河川改修に代わる暫定的施設とされる調整池がある。

※出典：盛土等防災マニュアル p.20「XII・3・4・1 調節（整）池の位置付け」

【解説】

開発事業等を行うと雨水の流出機構が変化し、開発事業等実施地区下流の洪水流出量の増大をもたらすことが多い。このため開発の際、下流河川等の流下能力を検討の上、下流河川等の流下能力が十分でない場合には、洪水調節を行うために調節（整）池を設置しなければならない。

第7章 土石の堆積に関する工事の技術的基準

第1節 土石の堆積の定義

【盛土等防災マニュアル】（土石の堆積の定義）

土石の堆積とは、盛土規制法で指定される規制区域において行われる、一定期間を経過した後に除却することを前提とした、土石を一時的に堆積する行為である。

なお、土石の堆積の許可期間は最大5年とする。

※出典：盛土等防災マニュアル p.25「XVI・1 土石の堆積の定義」

【解説】

土石の堆積は盛土等防災マニュアル「Ⅰ 総説」に示すとおり、盛土規制法で指定される規制区域において行われる、一定期間を経過した後に除却することを前提とした行為であり、ストックヤードにおける土石の堆積、工事現場外における建設発生土や盛土材料の仮置き、土石に該当する製品等の堆積等が該当する。

土石の堆積における土石は、堆積した土石が崩壊した際に周辺の土地に影響を与えるものについて規制する必要があることから、一般に盛土又は切土の材料に用いられる礫、砂、粘土等のほか、製品として堆積される碎石や土質改良土等も含まれる。

土石の堆積の許可期間は、既存盛土についておおむね5年ごとに基礎調査（既存盛土調査）により分布や応急対策の必要性等について調査を行うことから、5年以上にわたり除却されない土石の堆積については盛土に該当するものとして安全性等を評価されるべきであることを踏まえ、最大5年とされている。なお、届出の場合の期間の考え方も許可の場合と同様とすることが望ましい。

第2節 土石の堆積の基本的な考え方

【政令】（土石の堆積に関する工事の技術的基準）

第19条 法第13条第1項の政令で定める土石の堆積に関する工事の技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 堆積した土石の崩壊を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置を講ずる場合を除き、土石の堆積は、勾配が10分の1以下である土地において行うこと。
- 二 土石の堆積を行うことによつて、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講ずること。
- 三 堆積した土石の周囲に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める空地（勾配が10分の1以下であるものに限る。）を設けること。
 - イ 堆積する土石の高さが5メートル以下である場合 当該高さを超える幅の空地
 - ロ 堆積する土石の高さが5メートルを超える場合 当該高さの2倍を超える幅の空地
- 四 堆積した土石の周囲には、主務省令で定めるところにより、柵その他これに類するものを設けること。
- 五 雨水その他の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置することその他の必要な措置を講ずること。

2 略

※特定盛土等規制区域については、第30条で同様に規定

【省令】（柵その他これに類するものの措置）

第33条 令第19条第1項第4号（令第30条第2項において準用する場合を含む。）に規定する柵その他これに類するものは、土石の堆積に関する工事が施行される土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示して設けるものとする。

【盛土等防災マニュアル】（土石の堆積の基本的な考え方）

土石の堆積は、行為の性質上、締固め等の盛土の崩壊防止に資する技術的基準を適用することは適当ではないことを踏まえ、崩壊時に周辺の保全対象に影響を及ぼさないよう空地や措置を設けることを基本とする。

堆積箇所の選定に当たっては、法令等による行為規制、自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、関係する技術基準等を考慮し、周辺への安全性を確保できるよう検討する必要がある。

土石を堆積する土地（空地を含む）の地盤の勾配は10分の1以下とする。ただし、堆積した土石の崩壊が生じないよう設計する場合はこの限りではない。また、地表水等の浸透による緩み等が生じない措置が必要である。

土石の堆積形状は、周辺の安全確保を目的とし、次のいずれかによる周辺の安全確保及び柵等の設置が必要である。

- 1) 堆積する土石の高さが5メートル以下の場合、当該高さを超える幅の空地の設置
- 2) 堆積する土石の高さが5メートル超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地の設置

なお、これらの措置については、鋼矢板等その他の必要な措置に代えることができる。

また、雨水その他の地表水により土石の崩壊が生じないよう、適切な排水措置等が必要である。

※出典：盛土等防災マニュアル p.25「XVI・2 土石の堆積の基本的な考え方」

【解説】

土石の堆積を行う箇所は、土石が崩壊を起こした場合に周辺の土地に影響を及ぼさない箇所を選定することを基本とする。防災措置の観点から土地の地盤の勾配や家屋等保全対象との離隔（空地）について、政令第 19 条で規定されている。

土石の堆積に当たっては、崩壊時に土石が周辺に影響を与えないよう十分な空地を設けるとともに、土石を堆積する土地（空地を含む）の地盤の勾配は 10 分の 1 以下とすることを基本とし、土石の堆積を行う地盤の安全性を確保するために地表水等の浸透による緩み等が生じない措置を講ずる必要がある。また、土石の堆積を行う土地への第三者の侵入を防止することで、堆積した土石が崩壊した際に人的被害が生じないようにするための柵や工事標識の設置、雨水その他の地表水による土石の崩壊防止措置として側溝の設置等適切な排水措置等が必要である。

第3節 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置

【政令】（土石の堆積に関する工事の技術的基準）

第19条 略

2 前項第3号及び第4号の規定は、堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができるものとして主務省令で定める措置を講ずる場合には、適用しない。

※特定盛土等規制区域については、第30条で同様に規定

【省令】（堆積した土石の崩壊を防止するための措置）

第32条 令第19条第1項第1号（令第30条第2項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める措置は、土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであつて、勾配が10分の1以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置とする。

【省令】（土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置）

第34条 令第19条第2項（令第30条第2項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める措置は、次に掲げるいずれかの措置とする。

- 一 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設（次項において「鋼矢板等」という。）を設置すること
- 二 次に掲げる全ての措置
 - イ 堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置
 - ロ 堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置

2 前項第1号の鋼矢板等は、土圧、水压及び自重によつて損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない。

【盛土等防災マニュアル】（堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置）

堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置とは、空地を設けない場合や土石を堆積する土地（空地を含む）の地盤の勾配が10分の1を超える場合において、堆積した土石の流出等を防止することを目的とした措置である。

※出典：盛土等防災マニュアル p.25「XVI・4・1 定義」

堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する代表的な措置として、次のものが挙げられる。

1) 地盤の勾配が10分の1を超える場合の措置

土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであつて、勾配が10分の1以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の崩壊を防止すること。

措置の選定に当たっては、設置箇所の自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、堆積する土石の土圧等に十分に耐えうる措置を選定しなければならない。

2) 空地を設けない場合の措置

- ① 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設を設置すること。

- ② 堆積した土石の斜面の勾配を土質に応じた安定を保つことができる角度以下とし、堆積した土石を防水性のシートで覆うこと等により、雨水その他の地表水が侵入することを防ぐこと。

※出典：盛土等防災マニュアル p.25-26「XVI・4・2 種類と選定」

【解説】

土石の堆積は地盤の勾配が 10 分の 1 以下の場所で盛土等防災マニュアル「**XVI・2 土石の堆積の基本的な考え方**」に示す空地を設置する措置を行うことを基本とするが、それらの措置が困難な場合、堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置として、次の措置が想定される。

① 鋼矢板等の設置

十分な空地の設置が困難な場合、堆積した土石の崩壊及び流出を防ぐため、当該高さを超える土石の堆積を土留するもので、鋼矢板等を設置する。

② 構台等の設置

土石を堆積する土地（空地を含む）の地盤の勾配が 10 分の 1 を超える場合において、堆積部（空地を含む）の勾配を 10 分の 1 以下とし、土石の流下を防止するために、構台等の土石の堆積を行う面を有する堅固な構造物を設置する。

③ 堆積勾配の規制及び防水性のシート等による保護

十分な空地の設置が困難な場合、土石の崩壊を防ぐため、堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積し、降雨等による侵食を防ぐために堆積した土石を防水性のシート等で覆い表面を保護する。

第8章 その他（政令に規定する技術的基準以外のもの）

第1節 工事中の災害防止措置

【細則】（宅地造成等に関する工事の技術的基準等）

第7条 略

2 略

3 政令第20条第2項（政令第30条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定により強化し、又は付加する技術的基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二 略

三 工事中の災害防止措置 宅地造成等に関する工事を行おうとする土地の区域外の土地に土砂等が流出しないように、必要に応じ、沈砂池その他の土砂の流出を防止するために必要な施設を設置すること。

【盛土等防災マニュアル】（工事施工中の仮の防災調整池等）

工事施工中においては、急激な出水、濁水及び土砂の流出が生じないよう、周辺の土地利用状況、造成規模、施工時期等を勘案し、必要な箇所については、濁水等を一時的に滞留させ、あわせて土砂を沈澱させる機能等を有する施設を設置することが大切である。

※出典：盛土等防災マニュアル p.22 「XⅢ・2 工事施工中の仮の防災調整池等」

【盛土等防災マニュアル】（溪流等における盛土の基本的な考え方）

（前略）やむを得ず、溪流等に対し盛土を行う場合には、原地盤及び周辺地盤の地形、地質、土質、湧水、地下水等の現地状況を調査し、土砂の流出に対する盛土の安全性や盛土周辺からの地表水や地下水等に対する盛土の安定性等の検討を行い、通常の盛土の規定に加え、次の措置を講ずる必要がある。（以下略）

1）～3） 略

4）工事中及び工事完了後の防災

工事中の土砂の流出や河川汚濁を防止するため、防災ダムや沈泥池等を設ける必要がある。また、工事完了後の土砂の流出を防止するため沈砂池を設けなければならない。防災ダムは、工事中に土砂の流出がない場合には、工事完了後、沈砂池として利用できる。

※出典：盛土等防災マニュアル p.5-6 「V・5 溪流等における盛土の基本的な考え方」

【解説】

1 工事施工中の仮の防災調整池等

開発事業等の工事施工中においては、降雨時に工事施工に伴う表土の除去及び切土・盛土等の土工に伴う流出係数の変化に起因する急激な出水や、土工工事に伴う土の不安定化に起因する濁水及び土砂流出が発生し、地区外へ流出することがあり、場合によっては大災害が発生することもある。

このような工事施工中の災害を防止するため、工事施工に当たっては周辺の土地利用状況、地

形、地質、降雨量、集水面積、放流河川の流下能力、施工時期及び工事期間等を勘案し、他の防災措置との整合を図った上で、必要な箇所に必要な規模の沈砂池等の仮の防災調整池を設けることが大切である。

以上を踏まえ、市施行細則により工事施工中の土砂の流出を防止するため、沈砂池を設置するなど必要な措置を講ずることを規定している。

2 溪流等における盛土の工事中及び工事完了後の防災措置

溪流等における盛土は、崩落発生時には溪流を流下し大規模な災害となりうることから、工事中及び工事完了後の防災措置を講ずることが、盛土等防災マニュアルで規定されている。

工事中には、開発事業等実施地区外への土砂の流出を防止するために防災ダムを、河川汚濁を防止するために沈泥池をそれぞれ先行して設置する等、防災対策に十分留意しなければならない。

工事完了後には、土砂流出を防止するための沈砂池等を設けなければならない。ただし、防災ダムを設置した場合で、工事中に土砂の流出がなく開発後の沈砂池としての容量等の基準を満たす場合には、防災ダムを工事完了後の沈砂池として利用することが可能である。